研究に関する現況調査表別添資料一覧(素粒子原子核研究所)

| | 番号 | 資料・データ名 | 頁 | 備考 |
|----|------------|--|----|----|
| 研究 | 8901-i1-1 | 教員・研究員等の人数が確認できる資料(2019年度) | 1 | |
| 研究 | 8901-i1-2 | 本務教員の年齢構成が確認できる資料 (2019年度) | 2 | |
| 研究 | 8901-i1-3 | 共同利用・共同研究の実施状況が確認できる資料 | 3 | |
| 研究 | 8901-i2-4 | 利益相反行為防止規程 | 6 | |
| 研究 | 8901-i2-5 | 役職員倫理規程 | 9 | |
| 研究 | 8901-i2-6 | 安全衛生管理規程 | 26 | |
| 研究 | 8901-i2-7 | 研究費の取扱いに関する規程 | 39 | |
| 研究 | 8901-i2-8 | 公正な研究活動の推進に関する規程 | 43 | |
| 研究 | 8901-i2-9 | 研究推進会議規程 | 46 | |
| 研究 | 8901-i2-10 | 国際諮問委員会設置要項 | 48 | |
| 研究 | 8901-i2-11 | 素粒子原子核研究所運営会議規程 | 50 | |
| 研究 | 8901-i2-12 | 研究プロジェクト評価実施規程 | 52 | |
| 研究 | 8901-i2-13 | Bファクトリー実験専門評価委員会設置要項 | 54 | |
| 研究 | 8901-i3-14 | 研究活動状況に関する資料(2016~2018年度) | 56 | |
| 研究 | 8901-i3-15 | 海外での国際会議・ワークショップ等への参加状況 | 57 | |
| 研究 | 8901-i3-16 | 特許出願・取得・保有件数 | 58 | |
| 研究 | 8901-i4-17 | 受託研究の受入状況 | 59 | |
| 研究 | 8901-i4-18 | 民間との共同研究の実施・受入状況 | 60 | |
| 研究 | 8901-i4-19 | 寄附金受入状況 | 61 | |
| 研究 | 8901-i4-20 | 科学研究費補助金の獲得状況 | 62 | |
| 研究 | 8901-i4-21 | 機関補助金等の獲得状況 | 63 | |
| 研究 | 8901-iB-22 | ベトナムで開催されたニュートリノ国際スクール | 64 | |
| 研究 | 8901-iB-23 | ジョージア工科大学とのダブルディグリープログラム | 76 | |
| 研究 | 8901-iC-24 | 素粒子原子核研究所のウェブサイト | 78 | |
| 研究 | 8901-iD-25 | Fundamental Interaction SpaceTime(FIST)のウェブサイト | 80 | |
| 研究 | 8901-iD-26 | International Committee for Future Accelerator (ICFA)のウェブサイト | 81 | |
| 研究 | 8901-iD-27 | Asian Committee for Future Accelerator (ACFA)のウェブサイト | 83 | |
| 研究 | 8901-iD-28 | 高エネルギロ物理学研究者会議のウェブサイト | 84 | |
| 研究 | 8901-iD-29 | 原子核談話会のウェブサイト | 85 | |
| 研究 | 8901-iD-30 | 素粒子論グレプのケブサイトサ□ | 86 | |
| 研究 | 8901-iE-31 | 研究者等を対象としたシンポジウム等の開催状況 | 88 | |
| 研究 | 8901-iE-32 | 理論センターが開催した研究会とその参加人数 | 89 | |
| 研究 | 8901-iZ-33 | 日本の研究機関の高被引用論文数ランキング2020 | 90 | |
| 研究 | | The state of the s | | |

〈別添資料の命名規則〉

0101 - i1 - 1

法人番号(2桁)+学部・研究科 等ごとの通し番号(2桁)の計4 桁 分析項目番号 (Iの場合にはi、Ⅱ の場合にはii) +記載項目の数字 または英字大文字

資料固有の番号 (通し番号)

※「-(ハイフン)」も含めてすべて 半角で作成してください。

〈別添資料一覧の記載項目〉

教育・研究の区分、資料番号、資料・データ名は必ず記載してください。「頁」欄については、可能であれば別添資料全体の通し番号を、 「備考」欄については、公表にふさわしくないものなどを記載してください。

8901-i1-1 教員・研究員等の人数が確認できる資料 (2019年度)

| 職名 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 教授 | 30 | 15 | 45 |
| 准教授 | 35 | 8 | 43 |
| 講師 | 34 | 1 | 35 |
| 助教 | 26 | 30 | 56 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 125 | 54 | 179 |

^{※ 2019}年5月1日現在

8901-i1-2 本務教員の年齢構成が確認できる資料

| 職名 | 年齢※ | | | | | | |
|--------|-------|---------|---------|---------|-------|--|--|
| 4联/白 | ~34 歳 | 35~44 歳 | 45~54 歳 | 55~64 歳 | 65 歳~ | | |
| 教授 | 0 | 1 | 11 | 17 | 0 | | |
| 准教授 | 0 | 14 | 15 | 5 | 0 | | |
| 講師 | 0 | 9 | 14 | 11 | 0 | | |
| 助教 | 4 | 11 | 0 | 1 | 0 | | |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 計 | 4 | 35 | 40 | 34 | 0 | | |
| 割合 (%) | 3. 5 | 31.0 | 35. 4 | 30. 1 | 0 | | |

^{※ 2019}年5月1日現在の年齢としてください。

8901-i1-3 共同利用者の受入状況 (単位:人)

| | 区分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
|--------------------|----------------|----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 字 1 米 h | 692 | 736 | 740 | 727 | |
| Bファクトリー | 実人数 | (609) | (667) | (644) | (643) | |
| 共同利用実験 | Z元 / 米分 | 11, 468 | 15, 595 | 17, 035 | 16, 684 | |
| | 延人数 | (9,424) | (14, 223) | (14, 983) | (14, 606) | |
| | 実人数 | 312 | 284 | 267 | 310 | |
| ニュートリノ | 美八剱 | (244) | (225) | (209) | (224) | |
| 共同利用実験 | 延人数 | 7, 395 | 5, 619 | 3, 522 | 6, 471 | |
| | 延八剱 | (5, 060) | (4,063) | (2, 160) | (3, 863) | |
| | 実人数 | 281 | 227 | 324 | 242 | |
| ハドロン | 夫八剱 | (113) | (106) | (139) | (94) | |
| 共同利用実験 | 延人数 | 7, 870 | 7, 175 | 9, 608 | 5, 843 | |
| | 延八 剱 | (2, 258) | (2,606) | (3, 595) | (2, 132) | |
| | 実人数 | 13 | 12 | 6 | 19 | |
| 元素選択型質量 | 天八奴 | (3) | (7) | (3) | (13) | |
| 分離装置 | 延人数 | 60 | 112 | 20 | 146 | |
| | 延八 剱 | (8) | (56) | (3) | (72) | |
| 素粒子原子核宇 | 実人数 | | | | 27 | |
| 新松子原子核子 宙シミュレーシ | 大八奴 | | (4) | | | |
| ヨンプログラム | 延人数 | | | | | |
| 3000000 | 严八奴 | | (4) | | | |

延人数は、人・日、()内は、うち外国人数

8901-i1-3 共同利用者の所属機関数

| | | /年度別 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|---------|----------|---------|---------|----------|--------|
| | 1及(大)() | 1/ 千皮/// | 度 | 度 | 一次 30 平皮 | 17年几千尺 |
| | | 国立大学 | 12 | 13 | 14 | 12 |
| | 国内 | 公立大学 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| Bファクトリー | 压1 | 私立大学 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| 共同利用実験 | | 研究機関 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| | 国卢 | 合計 | 21 | 23 | 24 | 21 |
| | 国外 | 研究機関 | 103 | 104 | 102 | 102 |
| | | 国立大学 | 6 | 7 | 7 | 9 |
| | ET H | 公立大学 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| ニュートリノ | 国内 | 私立大学 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 共同利用実験 | | 研究機関 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国卢 | · 合計 | 10 | 11 | 10 | 9 |
| | 国外 | 研究機関 | 49 | 57 | 53 | 32 |
| | 国内 | 国立大学 | 14 | 13 | 17 | 17 |
| | | 公立大学 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| ハドロン | | 私立大学 | 4 | 4 | 7 | 3 |
| 共同利用実験 | | 研究機関 | 5 | 4 | 4 | 3 |
| | 国内 合計 | | 24 | 22 | 30 | 24 |
| | 国外 | 研究機関 | 41 | 36 | 42 | 32 |
| | | 国立大学 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 国内 | 公立大学 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 元素選択型質量 | 国1 | 私立大学 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 分離装置 | | 研究機関 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 国内 | 內 合計 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| | 国外 | 研究機関 | 2 | 6 | 2 | 12 |
| | | 国立大学 | | | | 9 |
| 素粒子原子核 | 国内 | 公立大学 | | | | 1 |
| 宇宙シミュレー | 〒71.1 | 私立大学 | | | | 2 |
| ションプログラ | | 研究機関 | | | | 2 |
| 4 | 国内 | 內 合計 | | | | 14 |
| | 国外 | 研究機関 | | | | 6 |

^{*}国立大学には、大学共同利用機関法人を含む。研究機関(国内)には、民間機関を含む。

8901-i1-3 共同利用実験の実施状況

| | Bファク | トリー共同和 | 利用実験 | J-PARC ニュートリノ実験 | | |
|----------|------|--------|------|-----------------|--------|------|
| | 実施件数 | 稼動時間 | 利用者数 | 実施件数 | 稼動時間 | 利用者数 |
| 平成 28 年度 | 1 | - | 692 | 2 | 2, 726 | 312 |
| 平成 29 年度 | 1 | - | 736 | 2 | 1,757 | 284 |
| 平成 30 年度 | 1 | 3, 024 | 740 | 3 | 1,054 | 267 |
| 令和元年度 | 1 | 3, 984 | 727 | 3 | 1, 295 | 310 |

* Bファクトリーは高度化改造のため、平成29年度まで稼働停止し、平成30年度から本格運転を開始した。

| | J - P A | RC ハドロ | コン実験 | 元素選択型質量分離装置 | | | |
|----------|----------------|--------|------|-------------|------|------|--|
| | 実施件数 稼動時間 利用者数 | | | 実施件数 | 稼動時間 | 利用者数 | |
| 平成 28 年度 | 14 | 515 | 281 | 3 | 198 | 13 | |
| 平成 29 年度 | 14 | 1,055 | 227 | 2 | 144 | 12 | |
| 平成 30 年度 | 13 | 1,089 | 324 | 3 | 48 | 6 | |
| 令和元年度 | 16 | 356 | 242 | 4 | 420 | 19 | |

| | - | .u. → | . — | | |
|----------|------|-------------------|------|--|--|
| | 素 | 素粒子原子核宇宙 | | | |
| | シミュレ | シミュレーションプログラム | | | |
| | 実施件数 | 稼動時間 | 利用者数 | | |
| 平成 28 年度 | | | | | |
| 平成 29 年度 | | | | | |
| 平成 30 年度 | | - | | | |
| 令和元年度 | 17 | 8, 000 | 27 | | |

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反行為防止規程

平成17年6月24日 規程第52号

改正 平成 2 1年 3月 3 1日規程第 9 2号 改正 平成 2 8年 1 0月 1 8日規程第 5 7号 改正 令和元年 9月 3 0日規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構利益相反ポリシー(平成17年3月29日制定)の定めるところに従い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の産学公連携活動における役員及び職員(以下「職員等」という。)の利益相反行為を防止し、産学公連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「利益相反行為」とは、研究及び教育等に関する機構の職員等としての義務よりも、 自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。例えば、次に掲げる行為は、利益相反 行為と推定する。
 - イ 機構としての研究並びに教育及びその成果の活用という目的にそぐわない専ら兼 業・兼職先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為
 - ロ 企業等との共同研究等において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族 が取締役、執行役、その他理事を務める企業等に帰属せしめる行為
 - ハ 機構において指導する大学院生を、研究・教育の目的に反する産学公連携活動に従事させる行為又は当該大学院生の所属する大学の利害に反する活動に従事させる行為
- (2)「企業等」とは、企業、国、地方公共団体の行政機関、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又はその他の団体をいう。
- (3)「産学公連携活動」とは、職員等が企業等との共同研究等に従事することをいう。

(利益相反行為の回避)

第3条 職員等は、産学公連携活動を行うに当たっては、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

- 第4条 機構長の下に、利益相反マネジメントを適正に行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「利益相反マネジメント委員会」という。)を置く。
- 2 利益相反マネジメント委員会は、ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかど うかの調査審議・勧告、社会への情報公開等を行う。

(研究費等受入審査会の設置)

第5条 利益相反マネジメント委員会の下に、受託研究、共同研究(経費の伴うものに限る。)、学術指導、寄附金、寄贈の土地建物その他の物品等(図書、科学研究費補助金による現物寄附を除く。)、助成金及び受託研究員の受入れの可否等について審議するため、研究費等受入審査会を置く。

(利益相反アドバイザーの配置)

- 第6条 利益相反マネジメント委員会の下に、機構における利益相反の日常的な相談窓口 として、利益相反アドバイザーを配置する。
- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント委員会の推薦に基づき、機構長が任命する。
- 3 利益相反アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、その再任を妨げない。

(情報公開・開示)

第7条 産学公連携活動に携わる職員等は、産学公連携における利益相反問題をチェック するために必要最小限の範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、利益相 反マネジメント委員会あて毎年4月末日までに提出しなければならない。

(措置等)

- 第8条 機構長は、職員等の行為がこの規程に違反した場合、利益相反マネジメント委員会 の勧告に基づき、次の措置を行うことができる。
- (1) 指導
- (2)注意
- (3) 厳重注意
- (4) 産学公連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除
- 2 利益相反マネジメント委員会は、前項の措置を機構長に勧告するためには、措置の対処となる職員等に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。
- 3 利益相反マネジメント委員会は、この規程に違反する職員の行為が大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則(平成16年規則第1号)に規定する懲戒 事由に該当する場合は、懲戒処分を行うことを機構長に勧告することができる。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初の利益相反アドバイザーの任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
 - 附則(平成21年3月31日規程第92号)
 - この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附則(平成28年10月18日規程第57号)
 - この規程は、平成28年10月18日から施行する。
 - 附則(令和元年9月30日規程第3号)
 - この規程は、令和元年9月30日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 役職員倫理規程

(平成28年3月30日 規程第38号_→

改正 平成30年 3月29日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に勤務する役員の倫理、並びに職員就業規則(平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第39条の規定に基づく職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理行動規準)

- 第2条 役員及び職員(以下「役職員」という。)は、機構の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げることを職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - (1)常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
 - (2)常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を自らや自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
 - (3)法令及び機構の規程等に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
 - (4)職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (5)勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

- 第3条 この規程において「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、役職員 の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に 関する者として機構長が別に定める者を除く。
 - (1)機構の規程等に基づき機構の施設、設備、知的財産の利用(施設等が利用できる研究員制度等を含む。以下、「共同利用等」という。)を行わせる事務において、共同利用等を行っている者及び共同利用等を申請している者又は申請しようとしている者
 - (2)役職員等が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している者、これらの契約の申込みをしている者及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである者
- 2 役職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関

係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、 当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその職に基づく影響力を当該他の役職員に行使 させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合に おいては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理監督者とその責務等)

- 第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。
- 2 倫理監督者は、機構長をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる事項の責務を有する。
 - (1)役職員からの第6条又は第8条第2項の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2)役職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3)役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(倫理監督者の補佐)

第5条 管理局長は、前条に規定する倫理監督者の責務等について補佐しなければならない。

(倫理監督者への相談)

第6条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 役職員は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1)利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (2)利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - (3)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受ける
 - (4)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5)利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (6)利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7)利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8)利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9)利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1)利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2)多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
- (5)職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7)職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第8条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。)があるものであって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断 することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

- 第9条 役職員は、利害関係者以外の者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価 を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わ せなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触)

第10条 役職員が国の行政機関、地方公共団体及び公益法人等の役職員と接触する場合については、この規程の目的の趣旨を理解し、疑惑や不信を招くことがないように十分留意しなければならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第11条 役職員は、他の役職員の第7条又は第9条の規定に違反する行為によって当該他の 役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産 上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受して はならない。
- 2 役職員は、倫理監督者その他当該役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上 司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料 するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 役員並びに職員給与規程別表第6指定職本給表の適用を受ける職員及び職員給与規程第40条の規定による管理職手当及び同規程第45条の規定による技術手当を支給されるものは、その管理し、又は監督する役職員がこの規程又はこの規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第12条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別紙1により倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - (1)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - (2)私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用 について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負 担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の兼職・兼業に関する規程(平成16年規程第8号)の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ別紙2により倫理監督者の承認を得なければならない。

(金銭等の贈与、講演等、株取引及び所得の報告)

第14条 役職員(次表に掲げる適用者に限る。)は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下この条において「贈与等」という。)を受けたと

き又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)、前年において行った株券等の取得又は譲渡(以下この条において「株取引等」という。)並びに前年分の所得(以下「所得等」という。)について、次表により3月1日から同月31日までの間に機構長に報告(贈与等については四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内)しなければならない。

| 事項 | 事業者等からの | 株取引等の報告 | 所得等の報告 |
|-------------------------|---------|---------|------------------------|
| | 贈与等の報告 | (別紙4) | (別紙5) |
| | (別紙3) | | ※前年分の所得につ |
| | | | いて同年分の所得税 が課される場合にお |
| 適用者 | | | ける当該所得の報告。 |
| 役員、指定職本給表 の適用を受ける者 | 0 | 0 | 0 |
| 管理職手当又は技術 手当の支給を受ける者 | 0 | | |

(再就職等の規制)

- 第15条 役員及び職員(非常勤の者を除く。以下「常勤役職員」という。)は、密接関係法人等に対し、他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の常勤役職員若しくは当該常勤役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の常勤役職員をその離職後に、若しくは当該常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1)基礎研究、福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事し、若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役職員であった 者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (2)退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (3)大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であったものであって任期(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (4)国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第31条の2第1項の評価(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)の結果に基づき法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として第17条第2号に規定するもの以外の地位に就いたことがない他の常勤役職員

が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係 法人等の地位に就かせることを目的として行うとき

- (5)法人法第31条の4第1項の規定による措置であって30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のために措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき
- 3 前2項の「密接関係法人等」とは、営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項において「営利企業」という。)及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)機構が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している営利企業等、又は機構が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業として独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)第5条、又は第6条に定めるもの
 - (2) 第1項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の目前5年間に係る営利企業等の事業年度(以下、この号において「事業年度」という。)のうちいずれかの事業年度において機構との間に締結した売買、貸借、請負その他の契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。)の総額が2千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント(資本の額又は出資の総額が3億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が300人以上である営利企業等にあっては、10パーセント)以上であるもの
- 4 第2項第2号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、常勤役職員が機構長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
- 5 第2項第2号の「退職手当通算予定役職員」とは、機構長の要請に応じ、引き続いて退職 手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職 手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であって、当該退 職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者 をいう。
- 6 第1項の規定によるもののほか、役職員は、独立行政法人通則法(平成11年7月16日 法律第103号)、法人法若しくは他の法令若しくは機構が定める業務方法書、その他の機 構が定める規程等に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること

若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第16条 役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違 反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業 等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

- 第17条 役職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく機構長に別紙6により届け出なければならない。
 - (1)常勤役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位についている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役職員に対して行う、機構と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する業務(機構の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (2)前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は労働基準法に規定する管理又は監督の地位にある職員の範囲に関する規程(平成16年規程第79号)第1条に掲げる職員、組織規程(平成16年規程第30号)第30条第1項に定める技術調整役及び第33条第1項に定める技術副主幹の職に就いていた者が、離職後2年を経過するまでの間に、役職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (3)前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、機構と営利企業等(当該再就職者が現に その地位に就いているものに限る。)との間の契約であって機構においてその締結につい て自らが決定したもの又は機構による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2項 に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(機構長への再就職の届出)

- 第18条 常勤役職員(第15条第5項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。以下この 条において同じ。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やか に機構長に別紙7により届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、 遅滞なく、機構長に別紙8により届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、 遅滞なく、機構長に別紙9により届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出を受けた機構長は、法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った常勤役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものと

する。

(機構長がとるべき措置等)

- 第19条 機構長は、役職員が第15条から前条までの規定に違反する行為をしたと認めると きは、当該役職員に対する監督上の措置及び機構における当該規定の遵守を確保するために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 第17条の規定による届出を受けた機構長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実がある と認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措 置を講じなければならない。
- 3 機構長は、当該年度の4月1日以降遅延なく、前年度にかかる第17条の規定による届出 及び前2項の措置の内容を取りまとめて、文部科学大臣に報告しなければならない。

(違反に対する処分等)

- 第20条 役職員にこの規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、管理局長(ただし、管理局長に違反行為があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、監査室長。以下同じ。)は当該役職員に関係する組織の長等と連携して、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行うものとし、その結果を倫理監督者に報告するものとする。
- 2 違反行為があると認められる役職員からの辞職の申し出があった場合おいては、当該役職員を人事管理上必要な処分に付することにつき相当の事由があると思料するときは、機構長は辞職の承認を留保し、管理局長に必要な実情調査を命じるものとする。
- 3 前2項の調査の結果、役職員に違反行為があったと認められるときは、役員にあっては法人法、職員にあっては機構の関係規程等に則り、懲戒処分等の必要な措置を厳正に行うものとする。

(実施規定)

第21条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年3月30日規程第38号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員倫理規程 (平成16年規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月29日規程第16号)

この規程は、平成30年3月29日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

別紙1

所属長

平成 年 月 日

利害関係者との飲食に関する届出書

所職名名

役職員倫理規程第12条による利害関係者との飲食について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 飲食の目的、理由
- 2 飲食の相手方
- 3 飲食の内容(飲食に要する予定金額を含む)
- 4 飲食の日時
- 5 飲食の場所

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|--------------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、 施設長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。 別紙2

所 属 長

平成 年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書

所 ス 名 名

1

役職員倫理規程第13条の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演、著述等の依頼者
- 2 講演、著述等の内容 (講演等の対象者を含む)
- 3 講演、著述等を行う日時、場所
- 4 報酬の額

上記の申請を承認する。

平成 年 月 日

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 〇〇 〇〇 印

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、施設 長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。

贈与等報告書

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 殿

所職名名

A

| 贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受け | |
|-----------------------|--|
| た年月日 | |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実 | |
| | |
| 贈与等の内容又は報酬の内容 | |
| | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額 | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額として推計した額を記載している場合に | |
| あっては、その推計の根拠 | |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接 | |
| 待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応 | |
| 接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数 | |
| の者が居合わせた立食パーティー等の場におい | |
| て受けた供応接待にあっては、当該供応接待の | |
| 場に居合わせた者の概数) | |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業 | |
| 者等の名称及び住所 | |
| 国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を | |
| 受ける役員等が贈与等を行った場合にあって | |
| は、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該 | |
| 役員等が複数であるときは、当該役員等を代表 | |
| する者の役職又は地位及び氏名) | |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と | |
| 職員の職務との関係及び当該職員が属する行政 | |
| 機関との関係 | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (3) 「贈与等に内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (4) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。
- (5) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株取引等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

| | 年 | 月 | 日 | 株券等の種類 | 銘 柄 | 数 | 対価の額 |
|---|---|---|---|--------|-----|---|------|
| | | | | | | | |
| - | | | | | | | |
| 取 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 得 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 譲 | | | | | | | |
| 政 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 渡 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券又は新株引受権付社債券の別を記載する。

所得等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属 職 名 氏 名

□ 本機構からの給与(報酬)所得のみ □ 本機構からの給与(報酬)所得以外の所得等あり

| | | | | | 所 | 得 | 金 | 額 | 基因となった事実 |
|----|-----|---------|-----------|-----------|---|---|---|---|----------|
| | 事 | 業 | 所 | 得 | | | | | |
| | 不 | 動 | 産 所 | 得 | | | | | |
| 総 | 利 | 子 | 所 | 得 | | | | | |
| 合 | 配 | 当 | 所 | 得 | | | | | |
| 課 | 給 | 与 | 所 | 得 | | | | | |
| 税 | 雑 | | | | | | | | |
| | 譲 | 渡 | 所 | 得 | | | | | |
| | 1 | 時 | 所 | 得 | | | | | |
| | 土地 | ! 第の | 事 業 | 行得 | | | | | |
| 分 | 短 | 期譲 | 渡所 | 得 | | | | | |
| 離 | 長 | 期譲 | 渡所 | 得 | | | | | |
| 課税 | 株式等 | 等の | 巻・譲渡 雑 | 所得 | | | | | |
| | 上場 | 株式等 | 学の配当) | 新得 | | | | | |
| | 山 | 林 | 所 | 得 | | | | | |

| 贈 | 与. | 等 | 0 | 課 | 税 | 価 | 額 |
|---|-------------|---|---|----|-----|---|---|
| Ħ | | 4 | V | ɪ木 | 17E | Т | 仰 |

(注)

- (1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2)「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。
- (3)「給与所得」欄は、本機構からの給与(報酬)所得は記載を省略してよい。
- (4)「本機構からの給与(報酬)所得のみ」に該当する場合、表中の項目について記載する必要はない。

| | | | | 平成 | 年 | 月 | |
|---------------------|------------------|----------------|-------------------|--------------------|----------|---|--|
| 再就職者から法 | 令等違反行為の要求又 | 计依頼 | 盾を受け [、] | た場合の届 | : H: | | |
| | | | X = X + 1 | <i>С Ж</i> Ц * У/Ш | , 124 | | |
| 大学共同利用機関法人高エネル | ギー加速器研究機構長 | 殿 | | | | | |
| | | 所 | 属 | | | | |
| | | | 名 | | | | |
| | | 氏 | 名 | | | | |
| | | 10 - 11 | lisk i stk. | ا ـــ | | | |
| 受職員倫理規程第17条の規定に | | り届と | 出をしま | す。 | | | |
| この届出書の記載事項は、事実に | に相遅ありません。 | | | | | | |
| | 記 | | | | | | |
| | fC | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | が餌をした再哉職者の氏 | - 夕 竺 | | | | | |
| (ふりがな) | 法令等違反行為 | | | 佐頓が行わ | かた日 | 時 | |
| 氏 名 | 四日子连次日初 | · / 女 · | 1.4710 | MARY 1142 | 7, 07С П | | |
| т, н | | | | | | | |
| | 平成年 | 月 | 日 | 時 | | | |
| 勤務先営利企業等の名称 | 勤務先営利企業 | 等によ | おける再 | 就職者の地 | 2位 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 類の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

役職員倫理規程第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 | 再就職の約束をした日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
|-----|---------------------------------------|-----|------|------|---|--|--|
| 2 | 離職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 3 | 再就職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 4 | 再就職先の名称及び連絡先 | | | | | | |
| 5 | 再就職先の業務内容 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 6 | 再就職先における地位 | | | | | | |
| 7 | 再就職の約束をした日以前に、再就職先に | (当該 | 日ありの | の場合) | | | |
| 対し | 、最初に当該再就職先の地位に就くことを | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 要才 | ^{さした日 (※1)} (当該日がなかった場合には、 | (当該 | 日なし | の場合) | | | |
| L 罰 | 台該日なし」と記載。) | | | | | | |
| 8 | 離職後の就職の援助 (※2) を行った者の氏名 | | | | | | |
| 又的 | は名称及び当該援助の内容(当該援助がなか | | | | | | |
| った | と場合には、「該当なし」と記載。) | | | | | | |
| | | | | | | | |

- (※1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員としての在職中に限る。
- (※2) 最初に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員となった後に行われたものに限る。

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

| 法人における職名 | 変更前 | |
|-----------------------|-----|--|
| (本人における戦力 | 変更後 | |
| 離職予定日 | 変更前 | |
| 角形相似 J / 人上 口 | 変更後 | |
| 再就職予定日 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 再就職先の名称及び | 変更前 | |
| 連絡先 | 変更後 | |
| 再就職先の業務内容 | 変更前 | |
| 世別・観光の未務的谷 | 変更後 | |
| 再就職先における地位 | 変更前 | |
| 〒〒別仏相联ノ山(□本つ() 分 月出1丘 | 変更後 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 安全衛生管理規程

(平成16年4月19日) 規程第106号

改正 平成 1 7年 3月 2 9日規程第 4 6号 改正 平成 1 7年 5月 2 4日規程第 5 1号 改正 平成 1 8年 2月 2 4日規程第 1 2号 改正 平成 1 9年 5月 9日規程第 3 9号 改正 平成 2 0年 1 1月 2 8日規程第 6 0号 改正 平成 2 1年 3月 3 1日規程第 8 7号 改正 平成 2 4年 2月 2 3日規程第 9号 改正 平成 2 5年 1 1月 2 7日規程第 3 3号 改正 平成 2 7年 1 1月 1 1日規程第 6 4号 改正 平成 2 8年 3月 1 4日規程第 2 1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を 明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 機構おける職員の安全及び衛生の管理については、この規程によるもののほか、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、その他関係法令及び機構の諸規程等の定めるところによる。但し、J-PARCの業務に従事するときは、 J-PARC センターの諸規程等の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)「事業場の長」とは、つくばキャンパスにおいては機構長をいい、東海キャンパスにお いては東海キャンパス所長をいう。
 - (2) 「所長等」とは、研究所の所長、研究施設の施設長、東海キャンパス所長及び管理局長をいう。
 - (3)「副所長等」とは、所長又は施設長が指名する者、東海キャンパス副所長及び管理局の各部長をいう。
 - (4)「研究所等」とは、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施設、共通

基盤研究施設、東海キャンパス及び管理局をいう。

(機構長の責務)

第4条 機構長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、機構職員の安全の確保及び健康の 保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び安全衛生に関し機構が定めた事項を遵守し、危険防止、災害防止 及び疾病の予防に努めるとともに、機構長その他の関係者が行う安全衛生管理に関する措置に ついても積極的に協力しなければならない。

(機構の事業場)

- 第6条 機構の事業場は次のとおりとする。
 - (1) つくばキャンパス(つくば市に置かれる事業場)
 - (2) 東海キャンパス (東海村に置かれる事業場)

(危害予防規則)

- 第7条 機構長は、職員の安全管理に関し、危害予防に係る規則等を作成し、これを職員に周知 しなければならない。
- 2 前項の規則等は、次に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 高圧ガス
 - (2) 放射線及び放射性物質
 - (3) 核燃料物質
 - (4) 化学薬品及び有害物質
 - (5) 電気
 - (6) クレーン及び特殊自動車
 - (7) レーザー
 - (8) 特殊材料ガス
 - (9)消防
 - (10) 地震、豪雨等による災害
 - (11) 遺伝子組換え実験
 - (12) その他機構長が必要と認めるもの

第2章 安全衛生管理体制

(機構長及び事業場の長)

- 第8条 機構長は、機構における安全及び衛生管理の業務を総括する。
- 2 事業場の長は、各事業場における安全及び衛生管理の業務を総括する。

(統括安全衛生管理者)

- 第9条 機構に、安全衛生管理業務を統括管理する統括安全衛生管理者を置く。
- 2 統括安全衛生管理者は、理事をもって充てる。
- 3 統括安全衛生管理者は、機構の安全及び衛生に関する業務について、指導、助言及び連絡調整を行う。

(安全衛生管理者)

- 第10条 各事業場に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者は、機構長が指名する。
- 3 安全衛生管理者は、各事業場における次の各号に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員等の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員等の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

(安全衛生推進室長)

- 第11条 安全衛生推進室長は、各事業場における次の各号に掲げる安全衛生管理に係る業務を 行う他、産業医及び衛生管理者との協力を図り、安衛法が遵守され適切に業務が行われている ことを監督する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
 - (4) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
 - (5) 職員の安全衛生の管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (6) その他職員の安全衛生管理に必要な事項に関すること。

(衛生管理者)

- 第12条 各事業場に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、事業場ごとに法令で定める資格を有する職員(委託契約を締結した者を含む。) のうちから機構長が法令に定める必要人数を指名する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生推進室長の監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6)職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
 - (8) その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(所長等)

- 第13条 所長等は、所轄する研究所等の責任者として安全及び衛生の確保に必要な措置を掌理する。
- 2 所長等は、安全衛生に関し包括的な実施要領を作成し機構長に提出しなければならない。
- 3 所長等は、研究所等の安全衛生について年1回以上機構長に報告しなければならない。
- 4 所長等は、研究所等の安全衛生について、安全衛生管理者から安全確保のための改善を求められた場合には、速やかに必要な措置を講じ統括安全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。
- 5 所長等は、機構長に報告等をする場合には、安全衛生管理者、事業所の長及び統括安全衛生 管理者を通じて行わなければならない。

(副所長等)

- 第14条 副所長等は、所長等を補佐し、次に掲げる安全及び衛生の確保に必要な措置に係る業 務を行う。
 - (1) 建築物、設備、作業又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の 措置に関すること。
 - (2)安全措置、保護具その他安全衛生のための設備、器具の定期点検及び整備に関すること。
 - (3) 作業の安全衛生に係る教育及び訓練に関すること。
 - (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に係る事項に関すること。

(産業医)

- 第15条 各事業場に、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。
- 2 産業医は、法令で定める要件を備えた医師である職員のうちから機構長が1名以上指名する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、事業場の長及び安全衛生管理者に勧告し、衛生 管理者に対し指導し、若しくは助言できるものとする。

(危害防止主任者等)

- 第16条 機構長は、第6条に規定する危害予防に係る規則等の定めにより、資格又は知識、経験若しくは技能を有する職員のうちから、危害防止主任者等を指名し、危害防止に関する必要な業務を行わせなければならない。
- 2 機構長は、前項の規定により指名したときは、当該危害防止主任者等の氏名及びその者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。

(作業主任者)

- 第17条 機構に、安衛法第14条に定めるところにより、作業主任者を置く。
- 2 作業主任者は、法令で定める資格を有する者のうちから所長等の推薦により、機構長が指名 するものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により作業主任者を指名したときは、当該作業主任者の氏名及びその 者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。
- 4 作業主任者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。) その他関係法令の定める危害防止に関する業務を行うものとする。

(防火管理者)

- 第18条 各事業場に、防火管理者を置く。
- 2 防火管理者は、各事業場の防火管理規則により定める。
- 3 防火管理者は、各事業場の防火管理規則に定められた業務を行うものとする。

(防災管理者)

- 第19条 各事業場に、必要に応じて防災管理者を置き、各事業場の防火管理者をもって充てる。
- 2 防災管理者は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に定められた業務を行うもの とする。

(安全運転管理者)

- 第20条 各事業場に、安全運転管理者を置く。
- 2 安全運転管理者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則(平成16年規則第22号。以下「自動車使用規則」という。)により定める。
- 3 安全運転管理者は、自動車使用規則に定められた業務を行うものとする。

(健康管理者)

- 第21条 各事業場に、健康管理者を置く。
- 2 健康管理者は、つくばキャンパスにおいては統括安全衛生管理者が指名する者とし、東海キャンパスにおいては東海管理課長をもって充てる。
- 3 健康管理者は、安全衛生推進室長の指揮監督の下に職員の健康管理に関し、産業医、衛生管理者に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2)職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

- (3)職員の健康診断の実施に関すること。
- (4)職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 安衛法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。) の実施に関すること。
- (6)その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(衛生委員会)

- 第22条 各事業場に、安衛法第18条の定めるところにより衛生委員会を置く。
- 2 衛生委員会は、各事業場の長の諮問、又は自らの発議のもとに事業場における衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して事業場の長に対し意見を述べることができる。
- 3 衛生委員会の組織及び運営については、別に定める。

(安全委員会)

- 第23条機構に、安全委員会を置く。
- 2 安全委員会は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における安全管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して機構長に対し意見を述べることができる。
- 3 安全委員会の組織及び運営については、別に定める。

(審議委員会等)

- 第24条 機構に、必要に応じ審議委員会等を置く。
- 2 審議委員会等は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における放射線安全等に関す る重要事項について審議するものとする。
- 3 審議委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(安全環境衛生諮問委員会)

- 第24条の2 機構に、安全環境衛生諮問委員会を置く。
- 2 安全環境衛生諮問委員会は、機構長の求めに応じ、機構における安全、環境、衛生について 点検評価を行い、助言を行うものとする。
- 3 安全環境衛生諮問委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 第25条 安全衛生管理組織は、別表のとおりとする。

第3章 安全衛生対策

(安全衛生管理実施計画)

第26条 安全衛生管理者は、各事業場における安全衛生実施計画を作成し、事業場の長に提出 しなければならない。安全衛生実施計画には、当該年度における重点事項の他、次の各号に掲 げる事項について定める。

- (1) 安全及び衛生の教育訓練に関すること。
- (2) 職場の巡視、点検に関すること。
- (3) 定期健康診断に関すること。
- (4)健康の保持増進を図るための基本的事項に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関する重要な事項に関すること。
- 2 所長等は、前項の計画が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(指示又は勧告)

- 第27条 安全衛生管理者は、安全衛生上必要があると認めるときは、所長等に対して必要な指示又は勧告をすることができる。
- 2 所長等は、前項の指示又は勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 3 安全衛生管理者は、所長等から措置の結果報告を受けた時は、事業場の長及び統括安全衛生 管理者を通じて機構長に速やかに報告しなければならない。

(安全衛生教育)

第28条 機構長は、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合 等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行なわなければならない。

(定期巡視)

- 第29条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法及び衛生状態に有害のお それのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法及び衛生状態に有害 のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければ ならない。

(危険を防止するための措置)

- 第30条 所長等は、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)機械、器具その他の設備等による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 - (4) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険
- 2 所長等は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(保護具の整備及び使用)

- 第31条 所長等は、法令の定める保護具を整備しなければならない。
- 2 所長等は、危害を受けるおそれのある場所で職員に作業を行わせるときは、必要な保護具を

使用させなければならない。

3 職員は、前項の保護具を着用しないで作業を行ってはならない。

(特定有害業務に係る措置)

第32条 機構長は、安衛法第65条の定めるところによる作業環境測定を行ったときは、その 結果の記録を作成する。なお、その結果、職員の健康障害を防止するため必要があると認めた ときは、速やかに適切な処置を講ずるものとする。

(就業制限)

- 第33条 機構長は、法令に定める就業制限に係る業務には、その定める免許等を有する職員でなければ就業させてはならない。
- 2 機構長は、好産婦である女子職員及び年少職員を法令に定める危険有害業務に就業させては ならない。

(緊急事態に対する措置)

- 第34条 機構長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、業務の中断、職員の退 避等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 機構長は、前項の措置を的確かつ円滑に行うことができるようにするため、消火、避難等の 用具の設備を整備し、随時点検を行い、並びに必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければ ならない。
- 3 第1項の「業務の中断、職員の退避等の適切な措置」は、緊急連絡、救急活動、消化作業その他の危険が拡大するのを防ぐ緊急作業、危険場所への立入禁止等の措置をいう。
- 4 第2項の「消火、避難等の用具の設備」とは、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等をいい、「防火、避難等の訓練」とは、防火訓練、避難訓練、救急訓練等をいう。
- 5 その他災害発生時における対処方策等については、各事業場の防火管理規則等によるものと する。

(保守及び検査)

- 第35条 所長等は、所管の設備、機器の保守及び検査を行う場合は、所管の設備担当者又は 業者に依頼して保守及び検査を行うことができる。
- 2 所長等は、業者に依頼して保守及び検査を行う場合は、設備担当者を立ち会わせるものとする。

(設備等の届出)

第36条 所長等は、法令の定めるクレーン、昇降機、圧力容器、放射線装置等の設備を設置し、 又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、その工事開始の40日前までに事業場の長を 通じて機構長に報告しなければならない。

(災害等の報告)

- 第37条 所長等は、所属職員に災害、事故又は傷病等が発生したときは、その都度、その発生場所、日時、被害の程度等をすみやかに安全衛生推進室長に報告しなければならない。
- 2 安全衛生推進室長は、前項の報告を受けたときは、安全衛生管理者、事業場の長及び統括安 全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

- 第38条 機構長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - (2)放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - (3)計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - (4)排気、廃液又は残さい物による健康障害
 - (5) VDT作業等による健康障害
- 2 機構長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、 風紀及び生命の保持のため、勤務環境等について定期又は臨時の調査を行い、設備の改善等 必要な措置を講じなければならない。

(継続作業の制限等)

第39条 機構長は、安衛法第65条の4に定められる作業について、作業時間の基準に違反 しないよう継続作業の制限等の措置を講ずるものとする。

(中高年齢職員等に対する配慮)

第40条 機構長は、中高年齢職員及び労働災害の防止上その就業に当って特に配慮を必要と する職員については、これらの職員の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなけ ればならない。

(健康診断)

- 第41条 機構長は、職員に対し、次の各号に掲げる健康診断のうちで該当するものを行わなければならない。
 - (1) 採用時の健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 有害業務従事者の健康診断
 - (4) その他必要な健康診断
- 2 職員は、前項に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 第1項の健康診断の項目及び回数は、安衛則に定めるところによる。
- 4 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第42条 職員は、前条第1項の定めにより実施する健康診断をやむを得ない理由により受けなかったときは、速やかに医療機関等で検査を受け、その結果を証明する書面を安全衛生推進室長に提出しなければならない。

(保健指導等)

- 第43条 機構長は、第41条第1項に定める健康診断の結果、職員の健康を保持増進するため 必要があると認めたときは、その職員に対し医師による保健指導を行うように努めなければな らない。
- 2 職員は、前項の保健指導を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。

(健康診断結果の措置)

第44条 機構長は、第41条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実情を考慮して、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

- 第45条 機構長は、伝染性の疾病その他の疾病で、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りではない。
 - (1)病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
 - (2)心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - (3)前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めたものにかかった者
- 2 機構長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他 専門の医師の意見をきかなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第46条 機構長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

- 第47条 機構長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用するものとする。
- 2 職員が本機構から異動した場合は、異動先の事業者へ前項の記録を移管することができる。

(ストレスチェック)

- 第48条 機構長は、ストレスチェックを行わなければならない。
- 2 前号のほか、ストレスチェックの実施に関する事項は別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第49条 安全衛生業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、 当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(細則への委任)

第50条 機構長は、この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

(職員以外の者への準用)

第51条 この規程の第5条、第7条、第26条から第40条、第48条及び第49条について は、共同利用実験者、学生等職員以外の者で機構の業務に従事する者について準用する。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月29日規程第46号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月24日規程第51号)

この規程は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月24日規程第12号)

この規程は、平成18年2月24日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月9日規程第39号)

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月28日規程第60号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年11月14日規程第45号)

この規程は、平成20年11月14日から施行する。

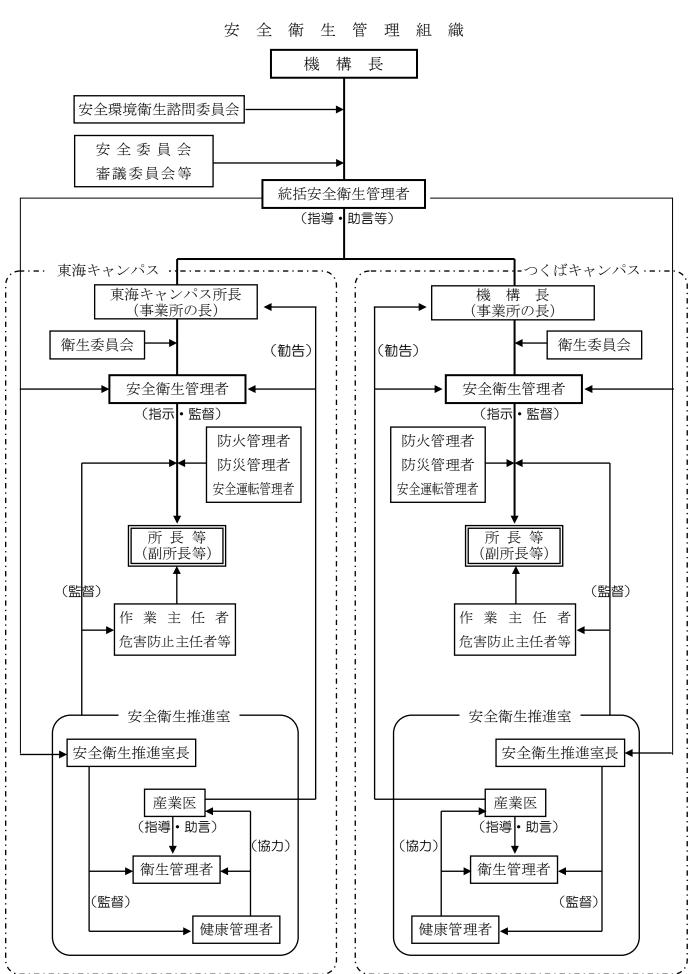
附 則(平成21年3月31日規程第87号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規程第9号) この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規程第33号) この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成27年11月11日規程第64号) この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規程第21号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。



(組織規程を踏まえた安全衛生管理組織)

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究費の取扱いに関する規程

平成20年4月25日 規程第21号

改正 平成21年3月31日規程第84号 改正 平成22年3月31日規程第20号 改正 平成25年9月27日規程第22号 改正 平成26年11月28日規程第25号 改正 平成30年3月29日規程第21号 改正 平成31年3月28日規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、機構が管理する全ての経費をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所、各研究施設及び管理局をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等を配分する機関の定め、機構の関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 機構の研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、第5条及び第6条で定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進 責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し なければならない。

(統括管理責任者)

第5条 機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実 質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事(財務担当)をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 研究所等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ コンプライアンス推進責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等 以外の機構の組織については、統括管理責任者をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該研究所等における対策 を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、当該研究所等内の研究費の運営・ 管理に関わる全ての構成員に対し、研究費の執行等に関するコンプライアンス教育を実施し、 受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等を モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、実効的な管理監督を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な 管理監督を行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、コンプライアンス推進責任者が行う不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

- 第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を設置する。
- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事(研究担当)
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 各研究所等のコンプライアンス副責任者のうちから 各1名
 - (5) 管理局の部長
 - (6) その他機構長が指名する者
- 3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正を発生させる要因を把握し、研究費を適正に運営及び管理するために、不正防止計画を策定すること。
 - (3) 科学研究に携わる者の行動規範(平成18年7月21日役員会決定)及び研究費の運営及び管理に関する行動規範(平成20年4月25日役員会決定)の浸透を図るための

方策に関すること。

- (4) 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に当たり、機構以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 6 不正防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(相談窓口)

- 第9条 機構における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相 談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究協力部研究協力課長とする。
- 3 相談窓口は、機構における研究費に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせ に対し、関係部課の協力を得て誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のため の適切な支援に資するよう努めるものとする。

(受付窓口)

- 第10条 機構における研究費の不正の告発に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(契約事務)

- 第11条 機構における製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る発注又は 給付の完了の確認をするための検査等の契約事務(以下「契約事務」という。)は、機構長か ら委任を受けた者が適切に処理しなければならない。
- 2 前項の契約事務の範囲は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務会計事 務の委任に関する規則(平成16年規則第3号)による。
- 3 契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

(調查)

第12条 研究費の取扱いに関し不正使用の疑いがあった場合の調査その他の措置については、 別に定める。

(処分)

第13条 研究費の取扱いに関し不正使用を行った職員、並びに不正な取引に関与した業者に 対する処分は、別に定める。

(モニタリング)

- 第14条 第8条第4項第4号に定めるモニタリングの実施方法については、別に定める。
- 2 モニタリングは、定期的に実施する。ただし、最高管理責任者が特に命じた事項について

は、随時実施する。

(内部監査)

- 第15条 研究費に係る内部監査は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部 監査規程(平成18年規程第27号)に基づき、最高管理責任者の直轄組織である監査室が 実施する。
- 2 内部監査の実施に当たっては、監事、会計監査人及び監査室が、それぞれの意見形成に相 互に影響を及ぼすことを避けつつ、連携して効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するも のとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年4月25日規程第21号)

- 1 この規程は、平成20年4月25日から施行する。
- 2 競争的資金等の取扱いに関する規程(平成19年10月30日規程第58号)は廃止する。

附 則 (平成21年3月31日規程第84号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第20号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規程第22号) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規程第25号) この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第21号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第24号) この規程は、平成31年3月28日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 公正な研究活動の推進に関する規程

平成27年3月27日 規程第22号 改正平成27年11月11日規程第63号 改正平成29年2月13日規程第1号 改正平成30年3月29日規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。なお、不正行為への対応については、研究を活性化させるものであるという趣旨に基づき取り組むものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、機構に雇用されて実験・研究活動に従事する者及 び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所及び各研究施設をいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意 義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適 切な行為をいう。
- 4 この規程において「研究データ等」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を学会等で通常説明するために必要となるものをいう。
 - ア 実験ノート等の文書(電磁的記録を含む)、数値データ、画像等の「資料」
 - イ 実験試料、標本等の「試料」
 - ウ装置

(研究者の責務)

- 第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、不正行為が研究活動とその成果発表の本質に反するものであるということを認識し、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることを自覚するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究データ等の保存)

- 第4条 研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない。
- 2 研究データ等の保存に関し必要な事項は別に定める。

(機構長の責務)

第5条 機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備しなければならない。

(理事の責務)

第6条 機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を 推進するための取組を統括しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進する ための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、 当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、前条に おいて機構長が指名する理事をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、 当該研究所等における研究者に対し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究 倫理教育を実施する。ただし、主に機構外の機関に所属し、一時的に機構の施設や設備を利 用して実験・研究を行う者を除く。
- 3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けると ともに、必要に応じて指導を行う。
- 4 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行うため、必要に応じて複数の副責任者 を任命することができる。

(研究倫理教育副責任者)

- 第8条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、実効的な研究倫理教育を行 うものとする。
- 2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究倫理教育責任者が行 う研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を実施する ために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第9条 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括について、「研究費の取扱いに関する規程(平成20年4月25日規程第21号)」第8条に定める不正防止計画推進室がその業務を行う。

(相談窓口)

- 第10条 機構における公正な研究活動の推進のため、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究倫理教育責任者をもって充てる。なお、相談の内容が当該倫理教育責任 者と利害関係を持つ事案である場合には、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止 計画推進室に相談することができるものとする。

(受付窓口)

- 第11条 機構における不正行為の告発等に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 不正行為の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 不正行為を行った職員及び不正行為に関与した職員に対する処分は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月11日規程第63号)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日規程第1号)

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附則 (平成30年3月29日規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究推進会議規程

平成21年3月31日 規程第21号

改正 平成24年4月27日規程第34号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に、研究推進会議(以下「会議」という。) を置く。

(任務)

第2条 会議は、機構の研究プロジェクトの推進その他研究に関する重要事項について、協議、 調整を図る。

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 所長
 - (3) 施設長
 - (4) 機構長が予め指定するプロジェクトの責任者
 - (5) 管理局長
 - (6) 研究協力部長
 - (7) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 2 議長は、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

- 第9条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 2 この規程の定めるもののほか、会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第7号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成23年3月31日までとする。

附 則(平成24年4月27日規程第34号) この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 国際諮問委員会設置要項

令和元年 5 月 2 4 日 制 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に国際諮問委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、機構の研究計画全般について、機構長の諮問に応じて、幅広い 学問分野の観点から審議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、国内外の有識者のうちから機構長が委嘱する委員15人以内を もって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任する場合、その 任期は2年とする。
- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから機構長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、機構長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、機構長がこれを招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで きる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会

において定める。

附 記

- 1 この要項は、令和元年5月24日から実施し、平成31年3月1日から適用する。
- 2 この要項の実施後、第3条に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所運営会議規程

平成16年4月19日 規程第25号

改正 平成17年3月29日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則(平成16年基本通則第1号)第17条第3項の規定に基づき、素粒子原子核研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所 (以下「研究所」という。)に係る共同利用・共同研究計画に関する事項その他研究所の運営 に関する重要事項について審議する。

(組織)

- 第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員24人以内をもって組織する。
 - (1)研究所の職員
 - (2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の職員(研究所の職員を除く。)
 - (3)研究所の行う研究と同一の研究に従事する国公私立大学の教員その他

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

- 第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 議長は、委員のうち研究所の職員である者のうちから、副議長は、機構の職員以外の者のうちから、運営会議において選出する。
- 3 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

- 第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項 は、運営会議において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、第3条各号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月29日規程第10号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究プロジェクト評価実施規程

平成16年4月19日 規程第91号 改正平成20年9月22日規程第34号 改正平成21年3月31日規程第100号 改正平成23年3月30日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究プロジェクトについて評価を行うため、必要な事項を定めることを 目的とする。

(評価委員会)

- 第2条 研究プロジェクトごとに、必要に応じ個別に評価委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、評価を行う研究プロジェクトの名称を付して委員会の名称とする。
- 3 委員会の委員は、評価を実施する毎に、外部の者から機構長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、委嘱の日から当該評価報告書を受理する日までの間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める

(評価方法)

第3条 評価手法及び評価項目は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定)を参酌し、委員会において決定する。

(評価報告書)

第4条 委員会は、前条に掲げた項目等に対する評価結果及び今後の課題、提言等を含めた評価報告書をまとめ、機構長に提出するものとする。

(評価の反映)

第5条 機構長は、当該評価結果を中期計画の見直し等に適切に反映させる。

(結果の公表)

第6条 評価結果は、原則として公表するものとし、公表の手法は報告書及びホームページによるものとする。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないと認められた事項については、この限りでない。

(準用)

- 第7条 第2条に規定する委員会の他、機構長が認めるものにあっては、研究プロジェクト について評価を行うことができるものとする。
- 2 前項により評価を行う場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月22日規程第34号) この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第100号) この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第3号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。

Bファクトリー実験専門評価委員会設置要項

平成18年10月11日 素粒子原子核研究所長裁定 改正 平成21年3月31日 改正 平成22年3月31日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所に Bファクトリー実験専門評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、素粒子原子核研究所長(以下「所長」という。)の求めに応じ、 Bファクトリー実験及びその将来計画に関し、測定器の総合性能、物理学的成果及 び研究推進計画などに関する検討を行い、研究活動全般の適切性を審議することに よって、研究成果の充実に資することを目的として評価を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、素粒子物理学実験または理論に関する学識経験者及び有識者11人以内で組織する。

(任期)

第4条 前号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が 生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が所長と協議の上、これを招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

- 第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。 2 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 附則

1 この要項は、平成18年10月11日から施行する。

2 この要項の実施後、3 項第 1 項第 1 号に掲げる委員の最初の任期は、3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

附則

この要項は平成21年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後、第3条に掲げる委員の最初の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年12月31日までとする。

8901-i3-14 研究活動状況に関する資料 (大学共同利用機関)

| | | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 専任教員数 | | 119 | 121 | 113 | 113 |
| 著書数 | 日本語 | 3 | 0 | 6 | 8 |
| | 外国語 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 査読付き論文数 | 日本語 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 外国語 | 453 | 422 | 468 | 334 |
| その他 | | 70 | 51 | 112 | 46 |

- ※1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員(教授、准教授、講師、助教)の人数としてください。2019 年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。
- ※2 学会発表や「査読付き論文」に当たらない論文などについては、「その他」と してカウントしてください。

8901-i3-15 海外での国際会議・ワークショップ等への参加状況 (単位:延べ人数)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 213 | 202 | 167 | 202 |

8901-i3-16 特許出願・取得・保有件数

| | 平成 28 年 度 | 平成 29 年 度 | 平成 30 年 度 | 令和元年度 |
|----|--------------|--------------|--------------|--------|
| 出願 | 0(0) | 2(0) | 2(2) | 0 |
| 取得 | 3(1) | 3(0) | 3(1) | 1(1) |
| 保有 | 22 (4) | 26 (4) | 29(5) | 30 (6) |

^{*()}内は海外を表す。

8901-i4-17 受託研究の受入状況(受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|--------|
| 件数 | 4 | 6 | 5 | 3 |
| 金額 | 44, 456 | 18, 788 | 22, 936 | 3, 577 |

8901-i4-18 民間との共同研究の実施・受入状況 (受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|---------|
| 件数 | 8 | 10 | 11 | 13 |
| 金額 | 25, 839 | 28, 124 | 28, 211 | 61, 285 |

8901-i4-19 寄附金受入状況 (受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|--------|
| 件数 | 1 | 4 | 2 | 6 |
| 金額 | 10 | 2, 335 | 239 | 3, 780 |

8901-i4-20 科学研究費補助金の獲得状況 (単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 件数 | 76 (25) | 78 (20) | 69 (20) | 65 (16) |
| 内定額 | 527, 600 | 687, 500 | 674, 900 | 472, 900 |
| 間接含む額 | 685, 880 | 918, 680 | 877, 370 | 614, 770 |

8901-i4-21 機関補助金等の獲得状況 (単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|---------|
| 件数 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| 金額 | 26, 436 | 23, 684 | 1,000 | 12, 333 |

13th Rencontres du Vietnam,

Vietnam School on Neutrino

HOME **Overview** Program Lecturers Practical

Registration Students Contact ICISE

The Vietnam School on Neutrinos (VSON) 2017, the 1st in its series, will be jointly organized by Japanese neutrino physicists, Neutrino Group, IFIRSE and Rencontres du Vietnam, and held at the International Center for Interdisciplinary Science and Education (ICISE), Quy Nhon, Binh



VSON 2017: school photo

Dinh from July 9th - July 21st 2017. The purpose of the school is to train and attract generations of students to follow neutrino physics, especially neutrino experimental physics. With the aim of training students to work on the field of neutrino experimental physics from the beginning, the program of the school will contain a set of introductory lectures covering theoretical backgrounds of neutrino physics and neutrino phenomenology. Other lectures will introduce neutrino experiments and (basic/most used) methods of observing and detecting neutrinos as well as demonstrate calculating neutrino parameters, in particular, tools and methods of analysis used in neutrino experiments will be introduced with an idea of giving chances to students to deal with specific problems. Finally, more advanced lectures will be devoted to modern methods and new developments of neutrino physics in both theoretical and experimental aspects. The school will select 20-25 students mainly from Vietnam with few from Japan and other Asia countries.

Deadline for school application: April 15th 2017

Link to VSON 2019

Link to VSON 2018

Article on Japan Association of High Energy Physicists

School Sponsors

We thank Rencontre du Vietnam and ICISE center for tremendous support. Some financial support are provided from High Energy Accelerator Research Organization (KEK), Japan and Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan (MEXT)'s grant-in-aid under project "Exploration of Particle Physics and Cosmology with Neutrinos". Also we would like thank Kamioka Observatory, ICRR, Japan and Insitute of Physics, VAST, VN for the computing resources.









School organizers

Yuichi Oyama

(Principal)

IPNS, KEK, JP

Tsuyoshi

Nakaya

Kyoto Univ., JP

Jean Tran

Thanh Van

Rencontres du Vietnam, France **Makoto Miura**

ICRR, Tokyo Univ., JP

Atsumu Suzuki

Kobe Univ., JP

Local Organizers

Cao Van Son

IPNS, KEK, JP

Nguyen Hong Van

IFIRSE, Quy Nhon & IOP, Hanoi, VN

Le Duc Ninh

IFIRSE, Quy Nhon, VN

Administrative info. contact

Aimie Fong

Secretary of the Rencontres du Vietnam

Email: rencontres.vietnam@gmail.com

BP 33

F-91192

Gif sur Yvette

France

Tel: 33 (0)1 69 28 51 35

HOME Overview Program Lecturers

Practical Registration Students Contact

ICISE

14th Rencontres du Vietnam,

Vietnam School on Neutrino

HOME **Overview** Program Lecturers Practical

Registration Students Contact ICISE

The Vietnam School on Neutrinos (VSON) 2018, the 2nd in its series, will be jointly organized by Japanese neutrino physicists, Neutrino Group, IFIRSE and Rencontres du Vietnam, and held at the International Center for Interdisciplinary Science and



VSON 2018: school photo

Education (ICISE), Quy Nhon, Binh Dinh from July 8th - July 20th 2018. The purpose of the school is to train and attract generations of students to follow neutrino physics, especially neutrino experimental physics. With the aim of training students to work on the field of neutrino experimental physics from the beginning, the program of the school will contain a set of introductory lectures covering theoretical backgrounds of neutrino physics and neutrino phenomenology. Other lectures will introduce neutrino experiments and (basic/most used) methods of observing and detecting neutrinos as well as demonstrate calculating neutrino parameters, in particular, tools and methods of analysis used in neutrino experiments will be introduced with an idea of giving chances to students to deal with specific problems. Finally, more advanced lectures will be devoted to modern methods and new developments of neutrino physics in both theoretical and experimental aspects. The school will select 20-25 students mainly from Vietnam with few from Japan and other Asia countries.

Deadline for school application: April 15th 2018

Link to VSON 2017

Article on Japan Association of High Energy Physicists

School Sponsors

We thank Rencontre du Vietnam and ICISE center for tremendous support. Some financial support are provided from High Energy Accelerator Research Organization (KEK), Japan and Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan (MEXT)'s grant-in-aid under project "Exploration of Particle Physics and Cosmology with Neutrinos". Also we would like thank Kamioka Observatory, ICRR, Japan and Insitute of Physics, VAST, VN for the computing resources.









School organizers

Yuichi Oyama

(Principal)

IPNS, KEK, JP

Tsuyoshi

Nakaya

Kyoto Univ., JP

Jean Tran

Thanh Van

Rencontres du Vietnam, France **Makoto Miura**

ICRR, Tokyo Univ., JP

Atsumu Suzuki

Kobe Univ., JP

Local Organizers

Cao Van Son

IPNS, KEK, JP

Nguyen Hong Van

IFIRSE, Quy Nhon & IOP, Hanoi, VN

Le Duc Ninh

IFIRSE, Quy Nhon, VN

Administrative info. contact

Aimie Fong

Secretary of the Rencontres du Vietnam

Email: rencontres.vietnam@gmail.com

BP 33

F-91192

Gif sur Yvette

France

Tel: 33 (0)1 69 28 51 35

HOME Overview Program Lecturers

Practical Registration Students Contact

ICISE

15th Rencontres du Vietnam,

Vietnam School on Neutrino

HOME **Overview** Program Lecturers Practical

Registration Students Contact ICISE

The Vietnam School on Neutrinos (VSON) 2019, the 3rd in its series, will be jointly organized by Japanese neutrino physicists, Neutrino Group, IFIRSE and Rencontres du Vietnam, and held at the International Center for Interdisciplinary Science and Education (ICISE), Quy Nhon, Binh



VSON 2019: school photo

Dinh from July 5th – July 16th 2020. The purpose of the school is to train and attract generations of students to follow neutrino physics, especially neutrino experimental physics. With the aim of training students to work on the field of neutrino experimental physics from the beginning, the program of the school will contain a set of introductory lectures covering theoretical backgrounds of neutrino physics and neutrino phenomenology. Other lectures will introduce neutrino experiments and (basic/most used) methods of observing and detecting neutrinos as well as demonstrate calculating neutrino parameters, in particular, tools and methods of analysis used in neutrino experiments will be introduced with an idea of giving chances to students to deal with specific problems. Finally, more advanced lectures will be devoted to modern methods and new developments of neutrino physics in both theoretical and experimental aspects. The school will select 20-25 students mainly from Vietnam with few from Japan and other Asia countries.

8901-iB-22 ベトナムで開催されたニュートリノ国際スクール

Deadline for school application: April 15th 2019

Link to VSON 2018

Link to VSON 2017

Article on Japan Association of High Energy Physicists

School Sponsors

We thank Rencontre du Vietnam and ICISE center for tremendous support. Some financial support are provided from High Energy Accelerator Research Organization (KEK), Japan and Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan (MEXT)'s grant-in-aid under project "Exploration of Particle Physics and Cosmology with Neutrinos". Also we would like thank Kamioka Observatory, ICRR, Japan and Insitute of Physics, VAST, VN for the computing resources.









School organizers

8901-iB-22 ベトナムで開催されたニュートリノ国際スクール

Yuichi Oyama

(Principal)
IPNS, KEK, JP

Tsuyoshi

Nakaya

Kyoto Univ., JP

Jean Tran

Thanh Van

Rencontres du Vietnam, France **Makoto Miura**

ICRR, Tokyo Univ., JP

Atsumu Suzuki

Kobe Univ., JP

Local Organizers

Cao Van Son

IPNS, KEK, JP

Nguyen Hong Van

IFIRSE, Quy Nhon & IOP, Hanoi, VN

Le Duc Ninh

IFIRSE, Quy Nhon, VN

Administrative info. contact

Aimie Fong

Secretary of the Rencontres du Vietnam

Email: rencontres.vietnam@gmail.com

BP 33

F-91192

Gif sur Yvette

France

Tel: 33 (0)1 69 28 51 35

8901-iB-22 ベトナムで開催されたニュートリノ国際スクール

HOME Overview Program Lecturers

Practical Registration Students Contact

ICISE

©Neutrino, IFIRSE 2019

総研大・高エネルギー加速器科学研 究科とジョージア工科大学がダブル ディグリープログラムにかかる協定 を締結

■ 2019年03月04日 #トピックス (https://www.kek.jp/ja/newsroom/topics/)

総研大・高エネルギー加速器科学研究科とジョージア工科大学(ジョージ ア) 量子物理・技術工学院との間で、学生・教員の交流にかかる包括協定、 単位互換にかかる覚書、ダブルディグリープログラムに関する覚書の署名が 執り行われました。



前列右手より、上原忠春駐ジョージア日本国特命全権大使、三 原智教授、Archil Prangishviliジョージア工科大学長、Mikheil Batiashviliジョージア教育科学大臣

調印式はジョージアの首都トビリシのジョージア工科大学キャンパスにて、 現地時間の2月13日(水)、行われ、総研大・長谷川学長の署名済の協定書 を携えた素粒子・原子核研究所・三原智教授(高エネ研究科・素粒子原子核 専攻・教授)が高エネ研究科を代表して参加しております。 Archil Pranqishvili(アーチル・プラニシュビリ)ジョージア工科大学長の署名に より本協定は発効となりましたが、署名式には、Mikheil Batiashvili(ミハ 8901-iB-23 ジョージア工科大学とのダブルディグリープログラムイル・バティアシュビリ)ジョージア教育科学大臣、上原忠春駐ジョージア日本国特命全権大使も立ち合いに参加するなど、政府レベルでも注目の高さが伺えます。

本協定案件の先方の責任教員であるジョージア工科大学・Zviadi Tsamalaidze(ズビアーディ・ツァマライヅェ)教授は、かつて招聘研究員 として日本に滞在経験もあり、素粒子原子核研究所などの研究グループとの 共同研究も10年以上に遡ります。 とりわけ、三原智教授の国際共同研究グループとは素粒子実験で密な協力関係が存在し、J-PARCでの実験にジョージア人研究者のみならず、大学院生を受け入れていることも協定締結に至った背景といえます。

今回のダブルディグリープログラムの協定は総研大としては2例目で、高エネ研究科としては初めてのこととなります。早速これを機に、ジョージアエ科大学に在籍する学生のひとりについて、素粒子原子核専攻への受け入れの検討が開始されており、本制度による学術交流の拡大に期待が持たれます。



協定署名に合わせて、Archil Prangishviliジョージア工科大学長 (左)からジョージア工科大学名誉博士号を授与される三原教 授(右)

関連ページ

<u>総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科</u>
(http://kek.soken.ac.jp/sokendai/)

素核研のWebページにて研究成果を定期的に発信。

https://www2.kek.jp/ipns/





素核研のWebページにて研究成果を定期的に発信。

https://www2.kek.jp/ipns/ja/research

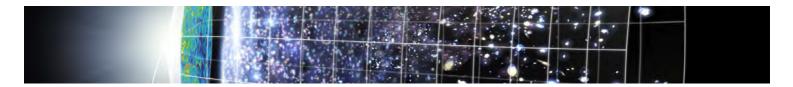






FIST – ASIA NETWORK ON HEP





FIST, Fundamental Interaction SpaceTime, is a High Physics network formed by Research Institutions (primarily) in Asia in order to help building up and strengthening transnational research partnership and cooperation among researchers across Asia.

Recent Posts

INTERNATIONAL KEK-COSMO AND APCOSPA WINTER SCHOOL 2019, "PRIMORDIAL BLACK HOLE" 22ND — 24TH JANUARY 2019 THEORY CENTER, IPNS, KEK, OHO 1-1, TSUKUBA 305-0801. JAPAN

december 11, 2018 by ryuichirokitano, posted in news

After aLIGO detected the gravitational wave (GW) produced by mergers of binary black holes (BHs), researchers have aggressively studied the origin of the BHs with masses of the order of O(10) solar mass. In addition to astrophysical origins of BHs, one of the attractive candidates of those massive BHs should be Primordial Black Holes (PBHs), ... Continue reading

KEK-PH 2018 WINTER & 3RD KIAS-NCTS-KEK JOINT WORKSHOP

december 11, 2018 by ryuichirokitano, posted in news

The annual Theory Meeting on Particle Physics Phenomenology (KEK-PH2018) together with the 3rd KIAS-NCTS-KEK Joint Workshop will be held at KEK between December 4 – 7, 2018. This meeting covers many topics in Particle Physics and Cosmology, from the Standard Model and models beyond the Standard Model to particle cosmology and astrophysics. We plan to ... **Continue reading**

FORMOSA SUMMER SCHOOL ON HIGH ENERGY PHYSICS 2018

april 13, 2018 by fistarn, posted in news

You are cordially invited to the Formosa Summer School on High Energy Physics 2018, July 16-27, 2018, Hualien. http://phys.cts.nthu.edu.tw/actnews/intro.php?Sn=404&OSn=886 Registration is now open. Course lectures and titles: Mari Carmen Bañuls Application of Tensor Network Methods in Quantum Field Theory Martin Beneke Flavor Physics and Effective Field Theory Tony Gherghetta Composite Higgs and Partial Compositeness with ... Continue reading

ICHEP 2018 SEOUL, JULY 4 - 11.

february 15, 2018 by fistarn, posted in news

For more information, http://www.ichep2018.org Registration is open until May 31, 2018. Call for abstracts is now open with deadline March 1, 2018. Please use the link: https://indico.cern.ch/event/686555/



Asian Committee for Future Accelerators

Home

About ACFA

Members

Activities

Upcoming Events

Statements

Photo Gallery

Links

Announcement

The 25th ACFA Meeting (Revised in May 2018)

The 25th ACFA Meeting and the 8th AsiaHEP Meeting were held at Daejeon Convention

Center(DCC), Daejeon, Korea, on January, 2018.

Meeting minutes(AsiaHEP) are posted here .

The 24th ACFA Meeting (Revised in February 2018)

The 24th ACFA Meeting and the 7th AsiaHEP Meeting

were held at Institute of Modern Physics (IMP),

Lanzhou, China, on January 19, 2017.

Meeting minutes(AsiaHEP) are posted here



The 23rd ACFA Meeting (2016.02.04)

The 23rd ACFA Meeting and the 6th AsiaHEP Joint Meeting were held at Uji Campus,

Kyoto University, Japan, on February 4, 2016. Meeting minutes are posted here .



Updated ACFA Member List (Revised in November 2015)

Term: From January 2015 till December 2016

Chair: WANG, Yifang, Institute of High Energy Physics (IHEP)

The 22nd ACFA Meeting (2015.01.30-31)

The 22nd ACFA Meeting and the 5th AsiaHEP Joint Meeting were held at Dongguan Campus, Institute of High Energy Physics, China, from January 30 to 31, 2015.

The 21st ACFA Meeting(2014.01.21)

The 21st ACFA Meeting and the 4th AsiaHEP

Meeting





were held at the University of Melbourne on January 17, 2014, in conjunction with the ACAS Workshop and the AFAD-2014.

Operating Rules on the IPAC in Asia and the ACFA Accelerator Prizes (2014.01.30)

"Rules of International Particle Accelerator Conference (IPAC) when taking place in Asia" now uploaded.

ACFA/AsiaHEP Statement on the ILC (2013.09.03)

ACFA and AsiaHEP have jointly issued a statement "ACFA/AsiaHEP Statement on the ILC".

ACFA/IPAC'13 Accelerator Prize Award Ceremony at IPAC13

The ACFA/IPAC'13 Accelerator Prize Award Ceremony was held during the IPAC13.

For detail, please visit to "ACFA/IPAC13 Accelerator Prize award ceremony report".

ICFA

International Committee for Future Accelerators

ICFA, the International Committee for Future Accelerators, was created to facilitate international collaboration in the construction and use of accelerators for high energy physics. It was created in 1976 by the International Union of Pure and Applied Physics. Its purposes, as stated in 1985, are as follows:

- To promote international collaboration in all phases of the construction and exploitation of very high energy accelerators.
- To organize regularly world-inclusive meetings for the exchange of information on future plans for regional facilities and for the formulation of advice on joint studies and uses
- To organize workshops for the study of problems related to super high-energy accelerator complexes and their international exploitation and to foster research and development of necessary technology.

The Committee has 16 members, selected primarily from the regions most deeply involved in high-energy physics.

ICFA Statement on the ILC Project

Feb 22, 2020 Menlo Park, CA, USA

Quick Links

- » ICFA MEETINGS
- » ICFA PANELS
- » CONTACT

Resources

- » INTERACTIONS.ORG
- » RELATED REPORTS

About ICFA

ICFA, the International Committee for Future Accelerators, was created to facilitate international collaboration in the construction and use of accelerators for high energy physics.

1 / 2 2020/06/16 10:24

高エネルギー物理学研究者会議

JAHEP - Japan Association of High Energy Physicists -

English

| l | ホーム | 高エネルギーニュース | 一般講演会 | 関連サイト |
|---|------|---------------------|----------|-------|
| | お知らせ | hecforum archives 🖁 | 活動報告・議事録 | 事務局 |

入会申込 / 各種登録変更 / 退会

物質の根源と宇宙の謎に挑戦する高エネルギー物理学



高エネルギー物理学は、加速器で作る高エネルギー粒子の衝突反応を詳しく調べて、究極の物質構造、基本的相互作用、時空の構造を研究する研究分野です。

国内では、世界最高衝突性能の電子・陽電子衝突装置SuperKEKBでのBelle II実験(左の写真)、東海から神岡ヘニュートリノを飛ばしてニュートリノ振動を検証するT2K実験など、世界中から多くの研究者が集まって世界最先端の研究が進められています。

また海外にある加速器を使った国際共同実験や 次世代の加速器技術の研究開発にも精力的に取

り組んでいます。

高エネルギー物理学研究者会議(JAHEP)は、高エネルギー物理学に関わる我が国のすべての研究者が集まり、意見交換や意思表明を行う場として発足しました。

果ホノ

東京大学宇宙線研究所 梶田隆章教授 2015年ノーベル物理学賞受賞 [リンク]

■新着情報

2020.04.01 第22回(2020年度)高エネルギー物理学奨励賞(2021年物理学会賞)の公募を行います[詳細]

2019.11.06 「欧州戦略グループの質問書 (CERN/ESG/05b、非公開) に対して、日本の研究コミュニティの意見を表明した高エネルギー委員長のレター」を掲載しました[全文(英語)]

2019.10.21 2019年度高エネルギー物理学奨励賞受賞者を決定しました [詳細]

2019.05.13 高エネルギー委員会委員選出選挙投票のお願い[詳細] 過去の新着情報

お問い合わせ

高エネルギー物理学研究者会議事務局: hec-sec@jahep.org ホームページに関するお問い合わせ: webmaster@jahep.org

研究紹介

加速器研究所 研究プロジェクト 先端技術

会誌:高エネルギーニュー

ス 関連サイト

もっと詳しく学ぶには

大学の研究室一覧 高校生向けの授業 一般講演会・公開講座 研究施設公開 関連図書 紹介記事・番組

高エネルギー委員会/事 務局

お知らせ 高エネルギー物理学奨励賞 受賞者 委員会の活動報告・議事録 hecforum archives 高エネルギー委員名簿 委員会選出委員名簿 委員会の規約 JAHEP報告書 事務局

ページのトップへ戻る

Last update: 04/01/2020 10:11:00

Copyright © JAHEP All Rights Reserved.

日本の原子核物理学研究

核物理懇談会ホームページ

研究者・関係者向けHOME - 原子核談話会トップ

原子核談話会 (実験コミュニティ)

原子核談話会は、原子核物理学の実験研究を行う研究者により構成される会であり、コミュニティ全体に関わる事項の 決定や関連する委員会委員の選出を行う母体となっています。

核物理委員会が原子核談話会の執行機関として会の事業に関わる事項の審議を行い、事務局は会の事業に関わる実務を 行っています。

| 核物理委員長のあいさつ | 規約 |
|----------------|------------|
| 入会方法 | 核物理委員会 |
| 事務局 | 核談総会 |
| 日本物理学会 実験核物理領域 | 原子核談話会 新人賞 |
| 日本物理学会 若手奨励賞 | 会員名簿 |
| 濯举 | |

核物理懇談会

KAKUBUTSUKON I

原子核談話会

(実験コミュニティ)

トップ

核物理委員長のあいさつ

規約

入会方法

核物理委員会

事務局

核談総会

日本物理学会 実験核物理領域

原子核談話会 新人賞

日本物理学会 若手奨励賞

会員名簿

選挙

核理論懇談会

(理論コミュニティ)

KAKURIKON

大型施設紹介

世界の原子核物理研究

原子核のコトバ

一般の方はこちら日本の原子物理学研究ホームページ



PAGE TOP

素粒子論グループ(Japan Particle and Nuclear Theory Forum)

(このHPについてのご意見,ご要望は sg@yukawa.kyoto-u.ac.jp まで)

素粒子論グループは、素粒子物理学、原子核物理学、および関連する分野の発展を目的とする理論研究者の集まりであり、研究交流・情報交換・広報活動・研究活動への援助、などを通じて、この目的の遂行を助けるものである。さらに、会員の自由な研究活動の保障・促進と会員相互の活発な交流を図るとともに、若手研究者の育成と透明性の高いコミュニティの構築にも努めていく。

(素粒子論グループ会則前文より)

- 素粒子論グループ規約
- サブグループ:素粒子論 核理論
- 名簿
- 素粒子論グループメーリングリスト: SG-L
- 機関誌「素粒子論研究」

News

- 2019年秋季大会 日本物理学会学生優秀発表賞
- 2020年(第14回)日本物理学会若手奨励賞
- 2018年度(第18回)素粒子メダル授賞式
- 2019年度(第14回)素粒子メダル奨励賞授賞式
- 素粒子論研究者から科学技術政策への提言
- <u>ノーベル賞・フィールズ賞受賞者による事業仕分けに対する緊急声明と科学技</u> 術予算をめぐる緊急討論会 <u>(声明文)</u>
- 次世代スーパーコンピュータ開発に関する緊急声明

Activity

- 素粒子メダル
- 素粒子メダル奨励賞
- 日本物理学会 素粒子論領域 若手奨励賞
- 日本物理学会 理論核物理領域 若手奨励賞(核理論新人論文賞)
- 日本物理学会 素粒子論領域 学生優秀発表賞
- 研究教育サポート企画
- 海外オブザーバー

Support

- 原子核三者若手
- 地方大学懇談会

Information

- 公募情報 (日本物理学会)
- 公募情報(科学技術振興機構)
- SPIRES HEPJobs Datebase

Last updates: March 10, 2018

8901-iE-31 研究者等を対象としたジンポジウム等の開催状況

| | シンポジウム | | 講演会・セミナー | | 研究会 | ・ ワークショッフ [°] | 合計 | | |
|----------|--------|--------|----------|--------|-----|------------------------|-----|---------|--|
| | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | |
| 平成 28 年度 | 6 | 3, 810 | 77 | 2, 132 | 14 | 1, 296 | 97 | 7, 238 | |
| 平成 29 年度 | 4 | 3, 970 | 76 | 1, 924 | 37 | 4, 265 | 117 | 10, 159 | |
| 平成 30 年度 | 2 | 1, 440 | 63 | 1, 264 | 30 | 6, 228 | 95 | 8, 932 | |
| 令和元年度 | 1 | 650 | 22 | 6, 798 | 85 | 2, 325 | 108 | 9, 773 | |

| 2016年度 | | | |
|--|-----------------|------------|------|
| 研究会名 | 日時 | 会場 | 参加人数 |
| Workshop on Prospects of Electron-Ion-Collider project | 8月3日 | 東海キャンパス | 21 |
| 第35回量子情報技術研究会 (QIT35) | 11月24日 - 11月25日 | つくばキャンパス | 115 |
| Towards high precision muon g-2/EDM measurement at J-PARC | 11月28日 - 11月29日 | J-PARCセンター | 53 |
| KEK Theory Workshop 2016 | 12月6日 - 12月9日 | つくばキャンパス | 101 |
| KEK theory center workshop on Hadron and Nuclear Physics in 2017 (KEK-HN-2017) | 1月7日 - 1月10日 | つくばキャンパス | 82 |
| KEK Theory Meeting on Particle Physics Phenomenology (KEK-PH2017) | 2月14日 - 2月17日 | つくばキャンパス | 104 |
| KEK-Cosmo 2017 Workshop "Fundamental Physics in the Universe" | 2月20日 - 2月22日 | つくばキャンパス | 40 |
| Workshop on "Structures and Interactions of Heavy Quark Hadrons" | 3月1日 - 3月3日 | 東海キャンパス | 36 |

| 2017年度 | | | |
|---|-----------------|-----------------|-----|
| 第12回高エネルギーQCD・核子構造勉強会 | 7月7日 | 東海キャンパス | 15 |
| Exceptional Groups as Symmetries of Nature '17 | 7月17日 - 7月19日 | つくばキャンパス | 40 |
| Mini-workshop on Origin of nucleon mass and its decomposition | 9月1日 - 9月1日 | 東海キャンパス | 15 |
| 弱値を通した新物理の探索 | 9月8日 | つくばキャンパス | 20 |
| 「J-PARCエネルギー領域重イオン衝突のダイナミクス」 | 9月10日 | 東海キャンパス | 34 |
| Flavor Physics Workshop 2017 | 10月30日 - 11月2日 | マホロバ・マインズ三浦 | 74 |
| East Asia Joint Workshop on Fields and Strings 2017, KEK Theory Workshop 2017 | 11月13日 - 11月17日 | つくばキャンパス | 125 |
| Workshop on 'neutrino-nucleus interaction in a few GeV region' | 11月18日 - 11月19日 | 東海キャンパス | 22 |
| KEK理論センター研究会「ハドロン・原子核物理の理論研究最前線2017」 | 11月20日 - 11月22日 | つくばキャンパス | 58 |
| Workshop on Gravitational physics with particle accelerators 2017 | 11月30日 | 東海キャンパス | 25 |
| KEK-Cosmo 2018 Workshop 「宇宙重力波検出への期待」 | 1月23日 - 1月26日 | つくばキャンパス | 41 |
| 2017年度KEK理論センターJ-PARC分室活動 総括研究会 | 2月1日 - 2月2日 | いばらき量子ビーム研究センター | 24 |
| Workshop on hadronic vacuum polarization contributions to muon g-2 | 2月12日 - 2月14日 | つくばキャンパス | 69 |
| KEK Theory Meeting on Particle Physics Phenomenology (KEK-PH2018) | 2月13日 - 2月16日 | つくばキャンパス | 105 |
| 弱値・弱測定、エンタングルメント、量子コヒーレンスの新地平 | 2月21日 - 2月22日 | つくばキャンパス | 86 |
| Workshop on "Structures of Heavy Quark and Exotic Hadrons" | 3月5日 - 3月7日 | 東海キャンパス | 41 |

| 2018年度 | | | |
|---|-----------------|----------|-----|
| Bファクトリー物理勉強会 第21回ミーティング (21st meeting on physics at B factories) | 7月20日 | つくばキャンパス | 30 |
| I-PARC重イオン衝突実験プログラム推進ワークショップ | 8月20日 - 8月21日 | 東海キャンパス | 30 |
| 理論センタープロジェクト「弦からヒッグズ/フレーバー」「だれも教えてくれなかった!? LHC/PLANCK 後の超弦塾」 集 中講義「ミラー対称性とその超弦現象論への応用」 | 8月29日 - 8月31日 | つくばキャンパス | 40 |
| 理論センタープロジェクト「弦からヒッグズ/フレーバー」「だれも教えてくれなかった!? LHC/PLANCK 後の超弦塾」 集 中講義第2回 「Box graphと特異点解消:小平分類を超えて」 | 9月10日 - 9月12日 | つくばキャンパス | 30 |
| 質量階層性に対する新しい原理が導く多彩な物理現象とプランクスケールの物理 | 9月18日 - 9月19日 | 信州大学 | 22 |
| 弱値・弱測定の展望 | 9月20日 - | つくばキャンパス | 30 |
| Belle II Physics Week (6th Belle II Theory Interface Platform, B2TiP, Workshop) | 10月22日 - 10月26日 | つくばキャンパス | 81 |
| Hadron structure and interaction in dense matter | 11月11日 - 11月12日 | 東海キャンパス | 44 |
| Bth International Conference on Quarks and Nuclear Physics (QNP2018) | 11月13日 - 11月17日 | つくば国際会議場 | 216 |
| Workshop on Progress on Hadron structure functions in 2018 | 11月18日 - 11月19日 | つくばキャンパス | 35 |
| 理論センタープロジェクト「弦からヒッグズ/フレーバー」「だれも教えてくれなかった!? LHC/PLANCK 後の超弦塾」 集 中講義第3回 「Matrix model, CFT and SUSY gauge theory」 | 11月19日 - 11月21日 | つくばキャンパス | 50 |
| KEK Theory Meeting on Particle Physics Phenomenology (KEK-PH2018 winter) and 3rd KIAS-NCTS- KEK workshop on Particle Physics Phenomenology | 12月4日 - 12月7日 | つくばキャンパス | 111 |
| KEK Theory Workshop 2018 | 12月17日 - 12月20日 | つくばキャンパス | 107 |
| nternational KEK-Cosmo and APCosPA Winter School 2019 "Primordial Black Hole" | 1月22日 - 1月24日 | つくばキャンパス | 50 |
| 6th KEK Flavor Factory Workshop (KEK-FF 2019) | 2月14日 - 2月16日 | つくばキャンパス | 97 |
| 研究会「ニュートリノ原子核反応とニュートリノ相互作用」 | 2月22日 | 東海キャンパス | 16 |
| QCDと核子構造の進展2019 | 2月28日 - 3月1日 | つくばキャンパス | 22 |
| 弱値・弱測定の新展望 | 3月10日 - 3月11日 | つくばキャンパス | 30 |

| 2019年度 | | | |
|--|---------------|------------|-----|
| 2nd Belle II Physics Week | 10月28日 - 11月1 | 日 つくばキャンパス | 91 |
| KEK Theory Workshop 2019 | 12月3日 - 12月6 | 日 つくばキャンパス | 91 |
| Nucleon electric dipole moments and spin structure in 2020 | 1月11日 | 東海キャンパス | 21 |
| International KEK-Cosmo and APCosPA Winter School 2020 "Cosmological Structures in the Era of Large Surveys" | 1月21日 - 1月23 | 日 つくばキャンパス | 30 |
| Workshop on "Physics of heavy-quark and exotic hadrons" | 1月27日 - 1月29 | 日 東海キャンパス | 20 |
| 理論センタープロジェクト「弦からヒッグズ/フレーバー」ワークショップ "Branes, supergravity and string phenomenology" | 2月5日 - 2月6 | 日 つくばキャンパス | 20 |
| Workshop on Quantum Foundations: Measurement & Entanglement | 2月10日 | つくばキャンパス | 51 |
| 量子論の諸問題と今後の発展 | 2月11日 - 2月12 | 日 つくばキャンパス | 144 |
| KEK Theory Meeting on Particle Physics Phenomenology (KEK-PH2020) | 2月18日 - 2月21 | 日 つくばキャンパス | 81 |
| The School for Future Electron Positron Colliders | 2月24日 - 2月28 | 日 つくばキャンパス | 23 |

インパクトある物理の論文の割合は 日本一

■ 2020年04月17日 #トピックス (https://www.kek.jp/ja/newsroom/topics/)

各研究分野における論文の被引用数が世界の上位1%に入る「高被引用論 文」について、米学術情報会社のクラリベイトが、日本の研究機関の高被引 用論文数ランキング2020年版を発表しました。この結果、物理の分野で は、東京大、京都大、理化学研究所、大阪大に次いで、KEKが5位に入りま した。また、ジャーナルに掲載された全論文数に対する高被引用論文が占め る割合については、KEKが上位10位中1位でした。

同社によると、日本の研究機関の高被引用論文の平均の割合は0.89%。とこ ろが、KEKの場合は3.2%(高被引用論文数は163)と日本平均の約4倍に達 し、KEKが良質な論文を数多く出していることを示しました。なお、高被引 用論文数が449で1位の東京大学は2.6%,同233で2位の京都大学は2.4%で した。

関連サイト

<u>ク</u>ラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社(日本法人)

(https://clarivate.jp/blog/esi2020/)

研究に関する現況調査表別添資料一覧(物質構造科学研究所)

| | 番号 | 資料・データ名 | 頁 | 備考 |
|------|-------------|---|----|----|
| 研究 | 8902-i1-1 | 教員・研究員等の人数が確認できる資料 (2019年度) | 1 | |
| 研究 | 8902-i1-2 | 本務教員の年齢構成が確認できる資料 (2019年度) | 2 | |
| 研究 | 8902-i1-3 | 共同利用・共同研究の実施状況が確認できる資料 | 3 | |
| 研究 | 8902-i1-4 | 4つの大型量子ビーム施設のビームライン配置図 | 4 | |
| 研究 | 8902-i2-5 | 利益相反行為防止規程 | 7 | |
| 研究 | 8902-i2-6 | 役職員倫理規程 | 10 | |
| 研究 | 8902-i2-7 | 安全衛生管理規程 | 27 | |
| 研究 | 8902-i2-8 | 研究費の取扱いに関する規程 | 40 | |
| 研究 | 8902-i2-9 | 公正な研究活動の推進に関する規程 | 44 | |
| 研究 | 8902-i2-10 | 研究推進会議規程 | 47 | |
| 研究 | 8902-i2-11 | 国際諮問委員会設置要項 | 49 | |
| 研究 | 8902-i2-12 | 物質構造科学研究所運営会議規程 | 51 | |
| 研究 | 8902-i2-13 | 研究プロジェクト評価実施規程 | 53 | |
| 研究 | 8902-i2-14 | ミュオン科学研究施設評価委員会設置要項 | 55 | |
| 研究 | 8902-i2-15 | 中性子科学研究評価委員会設置要項 | 56 | |
| 研究 | 8902-i2-16 | 物質構造科学研究所諮問委員会設置要項 | 57 | |
| 研究 | 8902-i2-17 | 放射光実験施設諮問委員会設置要項 | 58 | |
| 研究 | 8902-i3-18 | 研究活動状況に関する資料(2016~2018年度) | 60 | |
| 研究 | 8902-i3-19 | 論文の出版状況 (つくばと東海で分けたもの) | 61 | |
| 研究 | 8902-i3-20 | 国際会議への参加状況 | 62 | |
| 研究 | 8902-i4-21 | 共同研究及び受託研究の受入状況 | 63 | |
| 研究 | 8902-i4-22 | 科学研究費補助金の獲得状況 | 64 | |
| 研究 | 8902-i4-23 | 施設利用収入に関する資料 | 65 | |
| 研究 | 8902-iC-24 | 研究者等を対象としたシンポジウム等の開催状況 | 66 | |
| 研究 | 8902-iC-25 | 共同利用実験の実施状況及び研究施設の稼働時間 | 67 | |
| 研究 | 8902-iC-26 | 第1回「量子ビームで歴史を探る-加速器が紡ぐ文理融合の地平」 | 68 | |
| 研究 | 8902-iC-27 | 「チョコレイトサイエンス」の開催リーフレット | 69 | |
| 研究 | 8902-iC-28 | 一家に一枚ポスター「水素」のポスター | 70 | |
| 研究 | 8902-iZ-29 | 共同利用・共同研究件数と本務教員数 | 71 | |
| 研究 | 8902-iZ-30 | 共同利用・共同研究による論文数(査読付)と本務教員数 | 72 | |
| 研究 | 8902-iZ-31 | 共同利用・共同研究者数と本務教員数 | 73 | |
| 研究 | 8902-iZ-32 | 共同利用・共同研究者の主な所属機関一覧 | 74 | |
| 研究 | 8902-ii1-33 | リチウムイオン電池などの蓄電池の開発研究 | 76 | |
| 研究 | 8902-ii1-34 | 軟X線コヒーレント回折法の開発と磁気渦(磁気スキルミオン)を形成する 新たな磁性材料への応用 | 77 | |
| 研究 | 8902-ii1-35 | 貴金属を使わずアンモニア合成触媒となる新物質LaCoSiの発見 | 78 | |
| 7,73 | | | | |
| 研究 | 8902-ii1-36 | 新しい二次元物質であるホウ素の単分子膜「ボロフェン」において、質量 がゼロになる粒子を初めて発見 | 79 | |
| 研究 | 8902-ii1-37 | 世界初の負ミュオン由来の半導体ソフトエラーに関する産学連携研究を推 進 | 80 | |
| 研究 | 8902-ii1-38 | 超伝導を示す炭素原子層物質グラフェンとカルシウムの2次元化合物の原 子配列を初めて決定 | 81 | |

〈別添資料の命名規則〉

0101 - i1 - 1

法人番号(2桁)+学部・研究科 等ごとの通し番号(2桁)の計4 桁 分析項目番号 (Iの場合にはi、Ⅱ の場合にはii) +記載項目の数字 または英字大文字

資料固有の番号 (通し番号)

※「-(ハイフン)」も含めてすべて 半角で作成してください。

〈別添資料一覧の記載項目〉

教育・研究の区分、資料番号、資料・データ名は必ず記載してください。「頁」欄については、可能であれば別添資料全体の通し番号を、 「備考」欄については、公表にふさわしくないものなどを記載してください。

8902-i1-1 教員・研究員等の人数が確認できる資料(物質構造科学研究所の教職員)

| 職名 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----|----|-----|-----|
| 教授 | 22 | 16 | 38 |
| 准教授 | 27 | 6 | 33 |
| 講師 | 6 | 0 | 6 |
| 助教 | 31 | 26 | 57 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 86 | 48 | 134 |

^{※ 2019}年5月1日現在

8902-i1-2 本務教員の年齢構成が確認できる資料

| 職名 | 年齢※ | | | | | | | | | | |
|--------|-------|---------|---------|---------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 4联行 | ~34 歳 | 35~44 歳 | 45~54 歳 | 55~64 歳 | 65 歳~ | | | | | | |
| 教授 | 0 | 0 | 9 | 9 | 1 | | | | | | |
| 准教授 | 0 | 2 | 9 | 4 | 0 | | | | | | |
| 講師 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | | | | | | |
| 助教 | 2 | 6 | 0 | 1 | 0 | | | | | | |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 計 | 2 | 8 | 19 | 19 | 1 | | | | | | |
| 割合 (%) | 4. 1 | 16. 3 | 38.8 | 38.8 | 2.0 | | | | | | |

^{※ 2019}年5月1日現在の年齢としてください。

8902-i1-3 共同利用実験の採択状況、実施状況

| | | 放射光共同利用実験 | | | | | | | | |
|----------|-----|--------------|-----|------|-----|-----|----|--|--|--|
| | 捋 | 彩 択状沙 | 兄 | 実施状況 | | | | | | |
| | 応 | 採 | 採 | | | | うち | | | |
| | 募 | 択 | 択 | 新 | 継 | 合 | 国際 | | | |
| | 件 | 件 | 率 | 規 | 続 | 計 | 共同 | | | |
| | 数 | 数 | (%) | | | | 研究 | | | |
| 平成 28 年度 | 401 | 390 | 97 | 324 | 439 | 763 | 37 | | | |
| 平成 29 年度 | 422 | 410 | 97 | 357 | 440 | 797 | 35 | | | |
| 平成 30 年度 | 363 | 356 | 98 | 295 | 458 | 753 | 34 | | | |
| 令和元年度 | 378 | 376 | 99 | 333 | 421 | 754 | 29 | | | |

| | J-PARC 中性子実験 | | | | | J-PARC ミュオン実験 | | | | | | | | |
|----------|--------------|-----|-----|-----|------|---------------|----|------|-----|-----|------|---|----|----|
| | 採 | 択状 | 况 | | 実施状況 | | | 採択状況 | | | 実施状況 | | | |
| | 応 | 採 | 採 | | | | うち | 応 | 採 | 採 | | | | うち |
| | 募 | 択 | 択 | 新 | 継 | 合 | 国際 | 募 | 択 | 択 | 新 | 継 | 合 | 国際 |
| | 件 | 件 | 率 | 規 | 続 | 計 | 共同 | 件 | 件 | 率 | 規 | 続 | 計 | 共同 |
| | 数 | 数 | (%) | | | | 研究 | 数 | 数 | (%) | | | | 研究 |
| 平成 28 年度 | 114 | 103 | 90 | 58 | 7 | 65 | 7 | 63 | 62 | 98 | 25 | 7 | 32 | 1 |
| 平成 29 年度 | 117 | 105 | 90 | 94 | 7 | 101 | 12 | 81 | 77 | 95 | 50 | 7 | 57 | 5 |
| 平成 30 年度 | 120 | 114 | 95 | 107 | 6 | 113 | 24 | 76 | 75 | 99 | 54 | 7 | 61 | 7 |
| 令和元年度 | 148 | 139 | 94 | 120 | 6 | 126 | 32 | 114 | 110 | 97 | 74 | 6 | 80 | 8 |

物質構造科学研究所

8902-i1-3 共同利用者の受入状況 (単位:人)

| | 区分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 放射光共同利用実験 | 実人数 | 2, 541 | 2, 476 | 2, 547 | 2, 446 |
| | | (190) | (205) | (223) | (371) |
| | 延人数 | 18, 562 | 19, 192 | 17, 852 | 18, 984 |
| | | (1,508) | (2, 218) | (2,070) | (2, 859) |
| 中性子共同利用 | 実人数 | 277 | 333 | 364 | 379 |
| | | (17) | (35) | (51) | (89) |
| 実験 | 延人数 | 2, 741 | 3, 332 | 2, 715 | 2, 820 |
| | | (129) | (254) | (367) | (503) |
| | 字 1 米 b | 113 | 114 | 181 | 199 |
| ミュオン 共同利用実験 | 実人数 | (10) | (20) | (22) | (30) |
| | 延人数 | 1, 442 | 2, 175 | 2, 082 | 2, 489 |
| | | (34) | (335) | (191) | (360) |

延人数は、人・日、()内は、うち外国人数

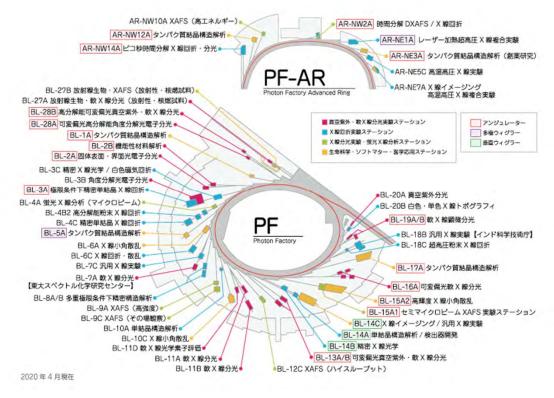
物質構造科学研究所

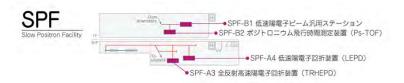
8902-i1-3 共同利用者の所属機関数

| | 機関別 | /年度別 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|-------|------|----------|----------|----------|-------|
| 放射光共同利用 | 国内 | 国立大学 | 54 | 56 | 54 | 55 |
| | | 公立大学 | 15 | 15 | 16 | 19 |
| | | 私立大学 | 52 | 56 | 49 | 45 |
| | | 研究機関 | 93 | 84 | 85 | 77 |
| | 国内 合計 | | 214 | 211 | 204 | 196 |
| | 国外 | 研究機関 | 58 | 60 | 58 | 66 |
| 中性子共同利用実験 | 国内 | 国立大学 | 22 | 30 | 22 | 25 |
| | | 公立大学 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | | 私立大学 | 9 | 7 | 8 | 7 |
| | | 研究機関 | 7 | 20 | 22 | 18 |
| | 国内 合計 | | 50 | 59 | 53 | 51 |
| | 国外 | 研究機関 | 13 | 16 | 28 | 38 |
| | 国内 | 国立大学 | 16 | 19 | 16 | 20 |
| | | 公立大学 | 3 | 3 | 1 | 3 |
| ミュオン | | 私立大学 | 5 | 7 | 7 | 9 |
| 共同利用実験 | | 研究機関 | 7 | 7 | 9 | 12 |
| | 国内 合計 | | 31 | 36 | 33 | 44 |
| | 国外 | 研究機関 | 5 | 9 | 8 | 8 |

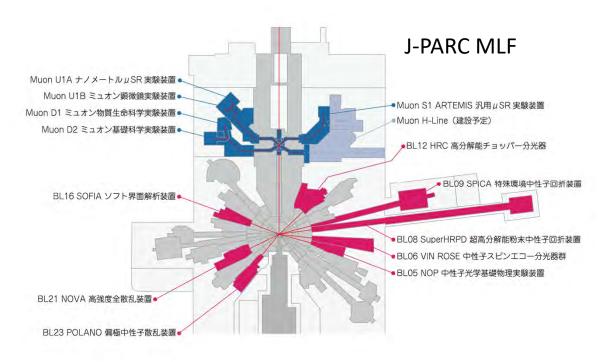
^{*}国立大学には、大学共同利用機関法人を含む。研究機関(国内)には、民間機関を含む。

つくばキャンパス





東海キャンパス



大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反行為防止規程

平成17年6月24日 規程第52号

改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日規程第 9 2 号 改正 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日規程第 5 7 号 改正 令和元年 9 月 3 0 日規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構利益相反ポリシー(平成17年3月29日制定)の定めるところに従い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の産学公連携活動における役員及び職員(以下「職員等」という。)の利益相反行為を防止し、産学公連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「利益相反行為」とは、研究及び教育等に関する機構の職員等としての義務よりも、 自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。例えば、次に掲げる行為は、利益相反 行為と推定する。
 - イ 機構としての研究並びに教育及びその成果の活用という目的にそぐわない専ら兼 業・兼職先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為
 - ロ 企業等との共同研究等において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族 が取締役、執行役、その他理事を務める企業等に帰属せしめる行為
 - ハ 機構において指導する大学院生を、研究・教育の目的に反する産学公連携活動に従事させる行為又は当該大学院生の所属する大学の利害に反する活動に従事させる行為
- (2)「企業等」とは、企業、国、地方公共団体の行政機関、国立大学法人、大学共同利用 機関法人、独立行政法人又はその他の団体をいう。
- (3)「産学公連携活動」とは、職員等が企業等との共同研究等に従事することをいう。

(利益相反行為の回避)

第3条 職員等は、産学公連携活動を行うに当たっては、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

- 第4条 機構長の下に、利益相反マネジメントを適正に行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「利益相反マネジメント委員会」という。)を置く。
- 2 利益相反マネジメント委員会は、ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかど うかの調査審議・勧告、社会への情報公開等を行う。

(研究費等受入審査会の設置)

第5条 利益相反マネジメント委員会の下に、受託研究、共同研究(経費の伴うものに限る。)、学術指導、寄附金、寄贈の土地建物その他の物品等(図書、科学研究費補助金による現物寄附を除く。)、助成金及び受託研究員の受入れの可否等について審議するため、研究費等受入審査会を置く。

(利益相反アドバイザーの配置)

- 第6条 利益相反マネジメント委員会の下に、機構における利益相反の日常的な相談窓口 として、利益相反アドバイザーを配置する。
- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント委員会の推薦に基づき、機構長が任命する。
- 3 利益相反アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、その再任を妨げない。

(情報公開・開示)

第7条 産学公連携活動に携わる職員等は、産学公連携における利益相反問題をチェック するために必要最小限の範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、利益相 反マネジメント委員会あて毎年4月末日までに提出しなければならない。

(措置等)

- 第8条 機構長は、職員等の行為がこの規程に違反した場合、利益相反マネジメント委員会の勧告に基づき、次の措置を行うことができる。
- (1) 指導
- (2)注意
- (3) 厳重注意
- (4) 産学公連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除
- 2 利益相反マネジメント委員会は、前項の措置を機構長に勧告するためには、措置の対処 となる職員等に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。
- 3 利益相反マネジメント委員会は、この規程に違反する職員の行為が大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則(平成16年規則第1号)に規定する懲戒 事由に該当する場合は、懲戒処分を行うことを機構長に勧告することができる。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初の利益相反アドバイザーの任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
 - 附則(平成21年3月31日規程第92号)
 - この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附則(平成28年10月18日規程第57号)
 - この規程は、平成28年10月18日から施行する。
 - 附則(令和元年9月30日規程第3号)
 - この規程は、令和元年9月30日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 役職員倫理規程

(平成28年3月30日 規程第38号

改正 平成30年 3月29日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に勤務する役員の倫理、並びに職員就業規則(平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第39条の規定に基づく職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理行動規準)

- 第2条 役員及び職員(以下「役職員」という。)は、機構の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げることを職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - (1)常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
 - (2)常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を自らや自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
 - (3)法令及び機構の規程等に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
 - (4)職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (5)勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

- 第3条 この規程において「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、役職員 の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に 関する者として機構長が別に定める者を除く。
 - (1)機構の規程等に基づき機構の施設、設備、知的財産の利用(施設等が利用できる研究員制度等を含む。以下、「共同利用等」という。)を行わせる事務において、共同利用等を行っている者及び共同利用等を申請している者又は申請しようとしている者
 - (2)役職員等が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している者、これらの契約の申込みをしている者及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである者
- 2 役職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関

係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、 当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその職に基づく影響力を当該他の役職員に行使 させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合に おいては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理監督者とその責務等)

- 第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。
- 2 倫理監督者は、機構長をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる事項の責務を有する。
 - (1)役職員からの第6条又は第8条第2項の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2)役職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3)役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(倫理監督者の補佐)

第5条 管理局長は、前条に規定する倫理監督者の責務等について補佐しなければならない。

(倫理監督者への相談)

第6条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 役職員は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1)利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (2)利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - (3)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5)利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (6)利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7)利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8)利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9)利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1)利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2)多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
- (5)職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7)職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第8条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。)があるものであって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断 することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

- 第9条 役職員は、利害関係者以外の者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価 を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わ せなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触)

第10条 役職員が国の行政機関、地方公共団体及び公益法人等の役職員と接触する場合については、この規程の目的の趣旨を理解し、疑惑や不信を招くことがないように十分留意しなければならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第11条 役職員は、他の役職員の第7条又は第9条の規定に違反する行為によって当該他の 役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産 上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受して はならない。
- 2 役職員は、倫理監督者その他当該役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上 司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料 するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 役員並びに職員給与規程別表第6指定職本給表の適用を受ける職員及び職員給与規程第40条の規定による管理職手当及び同規程第45条の規定による技術手当を支給されるものは、その管理し、又は監督する役職員がこの規程又はこの規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第12条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別紙1により倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - (1)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - (2)私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用 について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負 担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の兼職・兼業に関する規程(平成16年規程第8号)の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ別紙2により倫理監督者の承認を得なければならない。

(金銭等の贈与、講演等、株取引及び所得の報告)

第14条 役職員(次表に掲げる適用者に限る。)は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下この条において「贈与等」という。)を受けたと

き又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)、前年において行った株券等の取得又は譲渡(以下この条において「株取引等」という。)並びに前年分の所得(以下「所得等」という。)について、次表により3月1日から同月31日までの間に機構長に報告(贈与等については四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内)しなければならない。

| 事項 | 事業者等からの | 株取引等の報告 | 所得等の報告 |
|-------------------------|---------|---------|------------|
| | 贈与等の報告 | (別紙4) | (別紙5) |
| | (別紙3) | | ※前年分の所得につ |
| | | | いて同年分の所得税 |
| | | | が課される場合にお |
| 適用者 | | | ける当該所得の報告。 |
| 役員、指定職本給表 の適用を受ける者 | 0 | 0 | 0 |
| 管理職手当又は技術 手当の支給を受ける者 | 0 | | |

(再就職等の規制)

- 第15条 役員及び職員(非常勤の者を除く。以下「常勤役職員」という。)は、密接関係法人等に対し、他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の常勤役職員若しくは当該常勤役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の常勤役職員をその離職後に、若しくは当該常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1)基礎研究、福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事し、若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役職員であった 者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (2)退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (3)大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であったものであって任期(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (4)国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第31条の2第1項の評価(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)の結果に基づき法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として第17条第2号に規定するもの以外の地位に就いたことがない他の常勤役職員

が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係 法人等の地位に就かせることを目的として行うとき

- (5)法人法第31条の4第1項の規定による措置であって30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のために措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき
- 3 前2項の「密接関係法人等」とは、営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項において「営利企業」という。)及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)機構が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している営利企業等、又は機構が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業として独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)第5条、又は第6条に定めるもの
 - (2) 第1項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の目前5年間に係る営利企業等の事業年度(以下、この号において「事業年度」という。)のうちいずれかの事業年度において機構との間に締結した売買、貸借、請負その他の契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。)の総額が2千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント(資本の額又は出資の総額が3億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が300人以上である営利企業等にあっては、10パーセント)以上であるもの
- 4 第2項第2号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、常勤役職員が機構長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
- 5 第2項第2号の「退職手当通算予定役職員」とは、機構長の要請に応じ、引き続いて退職 手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職 手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であって、当該退 職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者 をいう。
- 6 第1項の規定によるもののほか、役職員は、独立行政法人通則法(平成11年7月16日 法律第103号)、法人法若しくは他の法令若しくは機構が定める業務方法書、その他の機 構が定める規程等に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること

若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第16条 役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違 反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業 等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

- 第17条 役職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく機構長に別紙6により届け出なければならない。
 - (1)常勤役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位についている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役職員に対して行う、機構と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する業務(機構の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (2)前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は労働基準法に規定する管理又は監督の地位にある職員の範囲に関する規程(平成16年規程第79号)第1条に掲げる職員、組織規程(平成16年規程第30号)第30条第1項に定める技術調整役及び第33条第1項に定める技術副主幹の職に就いていた者が、離職後2年を経過するまでの間に、役職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (3)前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、機構と営利企業等(当該再就職者が現に その地位に就いているものに限る。)との間の契約であって機構においてその締結につい て自らが決定したもの又は機構による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2項 に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(機構長への再就職の届出)

- 第18条 常勤役職員(第15条第5項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。以下この 条において同じ。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やか に機構長に別紙7により届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、 遅滞なく、機構長に別紙8により届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、 遅滞なく、機構長に別紙9により届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出を受けた機構長は、法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った常勤役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものと

する。

(機構長がとるべき措置等)

- 第19条 機構長は、役職員が第15条から前条までの規定に違反する行為をしたと認めると きは、当該役職員に対する監督上の措置及び機構における当該規定の遵守を確保するために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 第17条の規定による届出を受けた機構長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実がある と認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措 置を講じなければならない。
- 3 機構長は、当該年度の4月1日以降遅延なく、前年度にかかる第17条の規定による届出 及び前2項の措置の内容を取りまとめて、文部科学大臣に報告しなければならない。

(違反に対する処分等)

- 第20条 役職員にこの規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、管理局長(ただし、管理局長に違反行為があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、監査室長。以下同じ。)は当該役職員に関係する組織の長等と連携して、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行うものとし、その結果を倫理監督者に報告するものとする。
- 2 違反行為があると認められる役職員からの辞職の申し出があった場合おいては、当該役職員を人事管理上必要な処分に付することにつき相当の事由があると思料するときは、機構長は辞職の承認を留保し、管理局長に必要な実情調査を命じるものとする。
- 3 前2項の調査の結果、役職員に違反行為があったと認められるときは、役員にあっては法人法、職員にあっては機構の関係規程等に則り、懲戒処分等の必要な措置を厳正に行うものとする。

(実施規定)

第21条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年3月30日規程第38号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員倫理規程 (平成16年規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月29日規程第16号)

この規程は、平成30年3月29日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

所属長

平成 年 月 日

利害関係者との飲食に関する届出書

所職名名

役職員倫理規程第12条による利害関係者との飲食について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 飲食の目的、理由
- 2 飲食の相手方
- 3 飲食の内容(飲食に要する予定金額を含む)
- 4 飲食の日時
- 5 飲食の場所

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|--------------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、 施設長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。 別紙2

所 属 長

平成 年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書

所 ス 名 名

A

役職員倫理規程第13条の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演、著述等の依頼者
- 2 講演、著述等の内容 (講演等の対象者を含む)
- 3 講演、著述等を行う日時、場所
- 4 報酬の額

上記の申請を承認する。

平成 年 月 日

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 〇〇 〇〇 印

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| | | | | |

⁽注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、施設 長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。

贈与等報告書

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 殿

所職名名

| 贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受け | |
|-----------------------|--|
| た年月日 | |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実 | |
| | |
| 贈与等の内容又は報酬の内容 | |
| | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額 | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額として推計した額を記載している場合に | |
| あっては、その推計の根拠 | |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接 | |
| 待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応 | |
| 接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数 | |
| の者が居合わせた立食パーティー等の場におい | |
| て受けた供応接待にあっては、当該供応接待の | |
| 場に居合わせた者の概数) | |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業 | |
| 者等の名称及び住所 | |
| 国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を | |
| 受ける役員等が贈与等を行った場合にあって | |
| は、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該 | |
| 役員等が複数であるときは、当該役員等を代表 | |
| する者の役職又は地位及び氏名) | |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と | |
| 職員の職務との関係及び当該職員が属する行政 | |
| 機関との関係 | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、 供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的 役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (3) 「贈与等に内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (4) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。
- (5) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株取引等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

| | 年 | 月 | 日 | 株券等の種類 | 銘 柄 | 数 | 対価の額 |
|-----|---|---|---|--------|-----|---|------|
| | | | | | | | |
| - | | | | | | | |
| 取 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 得 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 譲 | | | | | | | |
| 137 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 渡 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券又は新株引受権付社債券の別を記載する。

所得等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属 職 名

氏 名

□ 本機構からの給与(報酬)所得のみ □ 本機構からの給与(報酬)所得以外の所得等あり

| | | | | | 所 | 得 | 金 | 額 | 基因となった事実 |
|----|----|------------|-------------------|----|---|---|---|---|----------|
| | 事 | 業 | 所 | 得 | | | | | |
| | 不 | 動 | 産 所 | 得 | | | | | |
| 総 | 利 | 子 | 所 | 得 | | | | | |
| 合 | 配 | 当 | 所 | 得 | | | | | |
| 課 | 給 | 与 | 所 | 得 | | | | | |
| 税 | 雑 | Ī | 所 | 得 | | | | | |
| | 譲 | 渡 | 所 | 得 | | | | | |
| | _ | 時 | 所 | 得 | | | | | |
| | 土 | 事 地等の | | 沂得 | | | | | |
| 分 | 短 | 期譲 | 渡所 | 得 | | | | | |
| 離 | 長 | 期譲 | 渡所 | 得 | | | | | |
| 課税 | 株式 | 弋等の | * ・譲渡 雑 | 所得 | | | | | |
| | 上場 | 易株式等 | の配当 | 所得 | | | | | |
| | 山 | 林 | 所 | 得 | | | | | |

(注)

- (1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2)「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。
- (3)「給与所得」欄は、本機構からの給与(報酬)所得は記載を省略してよい。
- (4)「本機構からの給与(報酬)所得のみ」に該当する場合、表中の項目について記載する必要はない。

| | | | | 平成 | 年 | 月 | |
|----------------------------------|----------------------------|----------|-----------|---------------|--------|---|---|
| 再砂礫考から注 | 令等違反行為の要求又 | け依頼 | 盾を受け | た堪会の原 | 3 141. | | |
| 一方が4枚石 7・51五 | 1 | 10121 | 男と又り | 10-90 G V / H | 111 | | |
| 大学共同利用機関法人高エネル | ギー加速器研究機構長 | 殿 | | | | | |
| | | | 属 | | | | |
| | | | 名 | | | | |
| | | 氏 | 名 | | | | ▣ |
| ひ職員倫理規程第17条の規定 と職員倫理規程第17条の規定 | に其づき 下記のした | り足り | 日をしま | す | | | |
| 文職員冊 | | ソ畑口 | 山を しま | 9 0 | | | |
| _ ▽/畑川青♡礼戦事気は、事大(| に相壁めりよせん。 | | | | | | |
| | 記 | | | | | | |
| | pL | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | で頼をした亜就職者のF | F.夕.垒 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 1 | | | 依頼が行わ | カた日 | 時 | |
| (ふりがな) | 法令等違反行為 | | | 依頼が行わ | つれた日 | 時 | |
| | 1 | | | 依頼が行れ | つれた日 | 時 | |
| (ふりがな) | 1 | の要素 | 求等又は | | つれた日 | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反行為 平成 年 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) | 法令等違反行為 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反行為 平成 年 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反行為 平成 年 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反行為 平成 年 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反行為 平成 年 勤務先営利企業 | の要え 月 | 求等又は 日 | 時 | | 時 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

役職員倫理規程第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 再就明 | 職の約束をした日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
|-------|----------------------------------|------|------|------|---|---|--|
| 2 離職- | 予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 3 再就 | 職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 4 再就 | 職先の名称及び連絡先 | | | | | | |
| 5 再就 | 職先の業務内容 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 6 再就 | 職先における地位 | | | | | | |
| 7 再就 | 職の約束をした日以前に、再就職先に | (当該) | 日ありの | の場合) | | | |
| 対し、最大 | 初に当該再就職先の地位に就くことを | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 要求した | 日 (*1) (当該日がなかった場合には、 | (当該 | 日なしの | の場合) | | | |
| 「当該日 | なし」と記載。) | | | | | _ | |
| 8 離職征 | 後の就職の援助 ^(※2) を行った者の氏名 | | | | | | |
| 又は名称 | 及び当該援助の内容(当該援助がなか | | | | | | |
| った場合に | には、「該当なし」と記載。) | | | | | | |
| | | | | | | | |

- (※1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員としての在職中に限る。
- (※2) 最初に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員となった後に行われたものに限る。

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

| 法人における職名 | 変更前 | |
|----------------------------------|-----|--|
| (公人(こわげ) 分戦石 | 変更後 | |
| 離職予定日 | 変更前 | |
| 阿此相以 】 人亡 口 | 変更後 | |
| 再就職予定日 | 変更前 | |
| 1770元4版] 左口 | 変更後 | |
| 再就職先の名称及び | 変更前 | |
| 連絡先 | 変更後 | |
| 再就職先の業務内容 | 変更前 | |
| 竹が竹板がしいた初かり行 | 変更後 | |
| 再就職先における地位 | 変更前 | |
| <u> 1770</u> 04以7日(こ4つ() の 4円(17 | 変更後 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 安全衛生管理規程

(平成16年4月19日) 規程第106号

改正 平成17年3月29日規程第46号 改正 平成17年5月24日規程第51号 改正 平成18年2月24日規程第12号 改正 平成19年5月9日規程第39号 改正 平成19年11月28日規程第60号 改正 平成20年11月14日規程第45号 改正 平成21年3月31日規程第87号 改正 平成24年2月23日規程第9号 改正 平成24年2月23日規程第9号 改正 平成27年11月11日規程第64号 改正 平成27年11月11日規程第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を 明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 機構おける職員の安全及び衛生の管理については、この規程によるもののほか、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、その他関係法令及び機構の諸規程等の定めるところによる。但し、J-PARCの業務に従事するときは、 J-PARC センターの諸規程等の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)「事業場の長」とは、つくばキャンパスにおいては機構長をいい、東海キャンパスにお いては東海キャンパス所長をいう。
 - (2) 「所長等」とは、研究所の所長、研究施設の施設長、東海キャンパス所長及び管理局長をいう。
 - (3)「副所長等」とは、所長又は施設長が指名する者、東海キャンパス副所長及び管理局の各部長をいう。
 - (4)「研究所等」とは、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施設、共通

基盤研究施設、東海キャンパス及び管理局をいう。

(機構長の責務)

第4条 機構長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、機構職員の安全の確保及び健康の 保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び安全衛生に関し機構が定めた事項を遵守し、危険防止、災害防止 及び疾病の予防に努めるとともに、機構長その他の関係者が行う安全衛生管理に関する措置に ついても積極的に協力しなければならない。

(機構の事業場)

- 第6条 機構の事業場は次のとおりとする。
 - (1) つくばキャンパス(つくば市に置かれる事業場)
 - (2) 東海キャンパス (東海村に置かれる事業場)

(危害予防規則)

- 第7条 機構長は、職員の安全管理に関し、危害予防に係る規則等を作成し、これを職員に周知 しなければならない。
- 2 前項の規則等は、次に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 高圧ガス
 - (2) 放射線及び放射性物質
 - (3) 核燃料物質
 - (4) 化学薬品及び有害物質
 - (5) 電気
 - (6) クレーン及び特殊自動車
 - (7) レーザー
 - (8) 特殊材料ガス
 - (9)消防
 - (10) 地震、豪雨等による災害
 - (11) 遺伝子組換え実験
 - (12) その他機構長が必要と認めるもの

第2章 安全衛生管理体制

(機構長及び事業場の長)

- 第8条 機構長は、機構における安全及び衛生管理の業務を総括する。
- 2 事業場の長は、各事業場における安全及び衛生管理の業務を総括する。

(統括安全衛生管理者)

- 第9条 機構に、安全衛生管理業務を統括管理する統括安全衛生管理者を置く。
- 2 統括安全衛生管理者は、理事をもって充てる。
- 3 統括安全衛生管理者は、機構の安全及び衛生に関する業務について、指導、助言及び連絡調整を行う。

(安全衛生管理者)

- 第10条 各事業場に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者は、機構長が指名する。
- 3 安全衛生管理者は、各事業場における次の各号に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員等の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員等の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

(安全衛生推進室長)

- 第11条 安全衛生推進室長は、各事業場における次の各号に掲げる安全衛生管理に係る業務を 行う他、産業医及び衛生管理者との協力を図り、安衛法が遵守され適切に業務が行われている ことを監督する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
 - (4) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
 - (5) 職員の安全衛生の管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (6) その他職員の安全衛生管理に必要な事項に関すること。

(衛牛管理者)

- 第12条 各事業場に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、事業場ごとに法令で定める資格を有する職員(委託契約を締結した者を含む。) のうちから機構長が法令に定める必要人数を指名する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生推進室長の監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6)職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
 - (8) その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(所長等)

- 第13条 所長等は、所轄する研究所等の責任者として安全及び衛生の確保に必要な措置を掌理する。
- 2 所長等は、安全衛生に関し包括的な実施要領を作成し機構長に提出しなければならない。
- 3 所長等は、研究所等の安全衛生について年1回以上機構長に報告しなければならない。
- 4 所長等は、研究所等の安全衛生について、安全衛生管理者から安全確保のための改善を求められた場合には、速やかに必要な措置を講じ統括安全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。
- 5 所長等は、機構長に報告等をする場合には、安全衛生管理者、事業所の長及び統括安全衛生 管理者を通じて行わなければならない。

(副所長等)

- 第14条 副所長等は、所長等を補佐し、次に掲げる安全及び衛生の確保に必要な措置に係る業務を行う。
 - (1) 建築物、設備、作業又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の 措置に関すること。
 - (2)安全措置、保護具その他安全衛生のための設備、器具の定期点検及び整備に関すること。
 - (3) 作業の安全衛生に係る教育及び訓練に関すること。
 - (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に係る事項に関すること。

(産業医)

- 第15条 各事業場に、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。
- 2 産業医は、法令で定める要件を備えた医師である職員のうちから機構長が1名以上指名する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、事業場の長及び安全衛生管理者に勧告し、衛生管理者に対し指導し、若しくは助言できるものとする。

(危害防止主任者等)

- 第16条 機構長は、第6条に規定する危害予防に係る規則等の定めにより、資格又は知識、経験若しくは技能を有する職員のうちから、危害防止主任者等を指名し、危害防止に関する必要な業務を行わせなければならない。
- 2 機構長は、前項の規定により指名したときは、当該危害防止主任者等の氏名及びその者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。

(作業主任者)

- 第17条 機構に、安衛法第14条に定めるところにより、作業主任者を置く。
- 2 作業主任者は、法令で定める資格を有する者のうちから所長等の推薦により、機構長が指名 するものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により作業主任者を指名したときは、当該作業主任者の氏名及びその 者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。
- 4 作業主任者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。) その他関係法令の定める危害防止に関する業務を行うものとする。

(防火管理者)

- 第18条 各事業場に、防火管理者を置く。
- 2 防火管理者は、各事業場の防火管理規則により定める。
- 3 防火管理者は、各事業場の防火管理規則に定められた業務を行うものとする。

(防災管理者)

- 第19条 各事業場に、必要に応じて防災管理者を置き、各事業場の防火管理者をもって充てる。
- 2 防災管理者は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に定められた業務を行うもの とする。

(安全運転管理者)

- 第20条 各事業場に、安全運転管理者を置く。
- 2 安全運転管理者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則(平成16年規則第22号。以下「自動車使用規則」という。)により定める。
- 3 安全運転管理者は、自動車使用規則に定められた業務を行うものとする。

(健康管理者)

- 第21条 各事業場に、健康管理者を置く。
- 2 健康管理者は、つくばキャンパスにおいては統括安全衛生管理者が指名する者とし、東海キャンパスにおいては東海管理課長をもって充てる。
- 3 健康管理者は、安全衛生推進室長の指揮監督の下に職員の健康管理に関し、産業医、衛生管理者に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2)職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

- (3)職員の健康診断の実施に関すること。
- (4)職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 安衛法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。) の実施に関すること。
- (6)その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(衛生委員会)

- 第22条 各事業場に、安衛法第18条の定めるところにより衛生委員会を置く。
- 2 衛生委員会は、各事業場の長の諮問、又は自らの発議のもとに事業場における衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して事業場の長に対し意見を述べることができる。
- 3 衛生委員会の組織及び運営については、別に定める。

(安全委員会)

- 第23条機構に、安全委員会を置く。
- 2 安全委員会は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における安全管理に関する重要 事項について調査審議し、これらの事項に関して機構長に対し意見を述べることができる。
- 3 安全委員会の組織及び運営については、別に定める。

(審議委員会等)

- 第24条 機構に、必要に応じ審議委員会等を置く。
- 2 審議委員会等は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における放射線安全等に関す る重要事項について審議するものとする。
- 3 審議委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(安全環境衛生諮問委員会)

- 第24条の2 機構に、安全環境衛生諮問委員会を置く。
- 2 安全環境衛生諮問委員会は、機構長の求めに応じ、機構における安全、環境、衛生について 点検評価を行い、助言を行うものとする。
- 3 安全環境衛生諮問委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 第25条 安全衛生管理組織は、別表のとおりとする。

第3章 安全衛生対策

(安全衛生管理実施計画)

第26条 安全衛生管理者は、各事業場における安全衛生実施計画を作成し、事業場の長に提出 しなければならない。安全衛生実施計画には、当該年度における重点事項の他、次の各号に掲 げる事項について定める。

- (1) 安全及び衛生の教育訓練に関すること。
- (2) 職場の巡視、点検に関すること。
- (3) 定期健康診断に関すること。
- (4)健康の保持増進を図るための基本的事項に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関する重要な事項に関すること。
- 2 所長等は、前項の計画が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(指示又は勧告)

- 第27条 安全衛生管理者は、安全衛生上必要があると認めるときは、所長等に対して必要な指示又は勧告をすることができる。
- 2 所長等は、前項の指示又は勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 3 安全衛生管理者は、所長等から措置の結果報告を受けた時は、事業場の長及び統括安全衛生 管理者を通じて機構長に速やかに報告しなければならない。

(安全衛生教育)

第28条 機構長は、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合 等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行なわなければならない。

(定期巡視)

- 第29条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法及び衛生状態に有害のお それのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法及び衛生状態に有害 のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければ ならない。

(危険を防止するための措置)

- 第30条 所長等は、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)機械、器具その他の設備等による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 - (4) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険
- 2 所長等は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(保護具の整備及び使用)

- 第31条 所長等は、法令の定める保護具を整備しなければならない。
- 2 所長等は、危害を受けるおそれのある場所で職員に作業を行わせるときは、必要な保護具を

使用させなければならない。

3 職員は、前項の保護具を着用しないで作業を行ってはならない。

(特定有害業務に係る措置)

第32条 機構長は、安衛法第65条の定めるところによる作業環境測定を行ったときは、その 結果の記録を作成する。なお、その結果、職員の健康障害を防止するため必要があると認めた ときは、速やかに適切な処置を講ずるものとする。

(就業制限)

- 第33条機構長は、法令に定める就業制限に係る業務には、その定める免許等を有する職員でなければ就業させてはならない。
- 2 機構長は、好産婦である女子職員及び年少職員を法令に定める危険有害業務に就業させては ならない。

(緊急事態に対する措置)

- 第34条 機構長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、業務の中断、職員の退 避等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 機構長は、前項の措置を的確かつ円滑に行うことができるようにするため、消火、避難等の 用具の設備を整備し、随時点検を行い、並びに必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければ ならない。
- 3 第1項の「業務の中断、職員の退避等の適切な措置」は、緊急連絡、救急活動、消化作業その他の危険が拡大するのを防ぐ緊急作業、危険場所への立入禁止等の措置をいう。
- 4 第2項の「消火、避難等の用具の設備」とは、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等をいい、「防火、避難等の訓練」とは、防火訓練、避難訓練、救急訓練等をいう。
- 5 その他災害発生時における対処方策等については、各事業場の防火管理規則等によるものと する。

(保守及び検査)

- 第35条 所長等は、所管の設備、機器の保守及び検査を行う場合は、所管の設備担当者又は 業者に依頼して保守及び検査を行うことができる。
- 2 所長等は、業者に依頼して保守及び検査を行う場合は、設備担当者を立ち会わせるものとする。

(設備等の届出)

第36条 所長等は、法令の定めるクレーン、昇降機、圧力容器、放射線装置等の設備を設置し、 又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、その工事開始の40日前までに事業場の長を 通じて機構長に報告しなければならない。

(災害等の報告)

- 第37条 所長等は、所属職員に災害、事故又は傷病等が発生したときは、その都度、その発生場所、日時、被害の程度等をすみやかに安全衛生推進室長に報告しなければならない。
- 2 安全衛生推進室長は、前項の報告を受けたときは、安全衛生管理者、事業場の長及び統括安 全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

- 第38条 機構長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - (2)放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - (3)計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - (4)排気、廃液又は残さい物による健康障害
 - (5) VDT作業等による健康障害
- 2 機構長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、 風紀及び生命の保持のため、勤務環境等について定期又は臨時の調査を行い、設備の改善等 必要な措置を講じなければならない。

(継続作業の制限等)

第39条 機構長は、安衛法第65条の4に定められる作業について、作業時間の基準に違反 しないよう継続作業の制限等の措置を講ずるものとする。

(中高年齢職員等に対する配慮)

第40条 機構長は、中高年齢職員及び労働災害の防止上その就業に当って特に配慮を必要と する職員については、これらの職員の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなけ ればならない。

(健康診断)

- 第41条 機構長は、職員に対し、次の各号に掲げる健康診断のうちで該当するものを行わなければならない。
 - (1) 採用時の健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 有害業務従事者の健康診断
 - (4) その他必要な健康診断
- 2 職員は、前項に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 第1項の健康診断の項目及び回数は、安衛則に定めるところによる。
- 4 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第42条 職員は、前条第1項の定めにより実施する健康診断をやむを得ない理由により受けなかったときは、速やかに医療機関等で検査を受け、その結果を証明する書面を安全衛生推進室長に提出しなければならない。

(保健指導等)

- 第43条 機構長は、第41条第1項に定める健康診断の結果、職員の健康を保持増進するため 必要があると認めたときは、その職員に対し医師による保健指導を行うように努めなければな らない。
- 2 職員は、前項の保健指導を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。

(健康診断結果の措置)

第44条 機構長は、第41条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実情を考慮して、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

- 第45条 機構長は、伝染性の疾病その他の疾病で、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りではない。
 - (1)病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
 - (2)心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - (3)前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めたものにかかった者
- 2 機構長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他 専門の医師の意見をきかなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第46条 機構長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

- 第47条 機構長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用するものとする。
- 2 職員が本機構から異動した場合は、異動先の事業者へ前項の記録を移管することができる。

(ストレスチェック)

- 第48条 機構長は、ストレスチェックを行わなければならない。
- 2 前号のほか、ストレスチェックの実施に関する事項は別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第49条 安全衛生業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、 当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(細則への委任)

第50条 機構長は、この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

(職員以外の者への準用)

第51条 この規程の第5条、第7条、第26条から第40条、第48条及び第49条について は、共同利用実験者、学生等職員以外の者で機構の業務に従事する者について準用する。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月29日規程第46号) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月24日規程第51号)

この規程は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月24日規程第12号)

この規程は、平成18年2月24日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月9日規程第39号)

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月28日規程第60号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年11月14日規程第45号)

この規程は、平成20年11月14日から施行する。

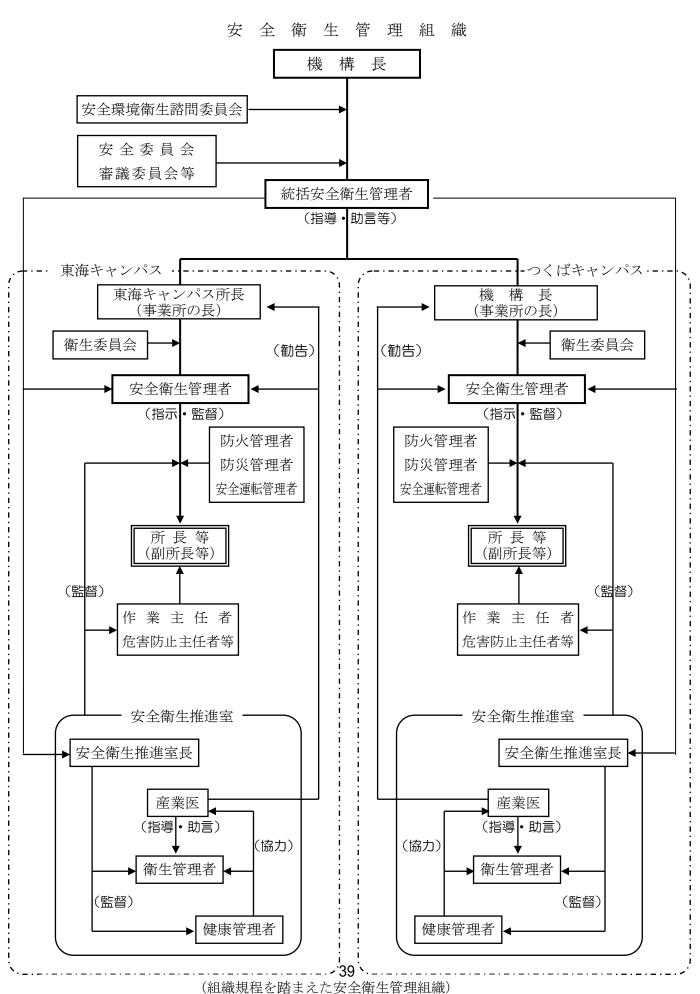
附 則(平成21年3月31日規程第87号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規程第9号) この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規程第33号) この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成27年11月11日規程第64号) この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規程第21号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。



大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究費の取扱いに関する規程

平成20年4月25日 規程第21号

改正 平成21年3月31日規程第84号 改正 平成22年3月31日規程第20号 改正 平成25年9月27日規程第22号 改正 平成26年11月28日規程第25号 改正 平成30年3月29日規程第21号 改正 平成31年3月28日規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、機構が管理する全ての経費をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所、各研究施設及び管理局をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等を配分する機関の定め、機構の関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 機構の研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、第5条及び第6条で定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進 責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し なければならない。

(統括管理責任者)

第5条 機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実 質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事(財務担当)をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 研究所等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ コンプライアンス推進責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等 以外の機構の組織については、統括管理責任者をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該研究所等における対策 を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、当該研究所等内の研究費の運営・ 管理に関わる全ての構成員に対し、研究費の執行等に関するコンプライアンス教育を実施し、 受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等を モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、実効的な管理監督を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な 管理監督を行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、コンプライアンス推進責任者が行う不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

- 第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を設置する。
- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事(研究担当)
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 各研究所等のコンプライアンス副責任者のうちから 各1名
 - (5) 管理局の部長
 - (6) その他機構長が指名する者
- 3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正を発生させる要因を把握し、研究費を適正に運営及び管理するために、不正防止計画を策定すること。
 - (3) 科学研究に携わる者の行動規範(平成18年7月21日役員会決定)及び研究費の運営及び管理に関する行動規範(平成20年4月25日役員会決定)の浸透を図るための

方策に関すること。

- (4) 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に当たり、機構以外の学識経験者等から意見を聴 くことができる。
- 6 不正防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(相談窓口)

- 第9条 機構における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相 談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究協力部研究協力課長とする。
- 3 相談窓口は、機構における研究費に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせ に対し、関係部課の協力を得て誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のため の適切な支援に資するよう努めるものとする。

(受付窓口)

- 第10条 機構における研究費の不正の告発に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(契約事務)

- 第11条 機構における製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る発注又は 給付の完了の確認をするための検査等の契約事務(以下「契約事務」という。)は、機構長か ら委任を受けた者が適切に処理しなければならない。
- 2 前項の契約事務の範囲は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務会計事 務の委任に関する規則(平成16年規則第3号)による。
- 3 契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 研究費の取扱いに関し不正使用の疑いがあった場合の調査その他の措置については、 別に定める。

(処分)

第13条 研究費の取扱いに関し不正使用を行った職員、並びに不正な取引に関与した業者に 対する処分は、別に定める。

(モニタリング)

- 第14条 第8条第4項第4号に定めるモニタリングの実施方法については、別に定める。
- 2 モニタリングは、定期的に実施する。ただし、最高管理責任者が特に命じた事項について

は、随時実施する。

(内部監査)

- 第15条 研究費に係る内部監査は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部 監査規程(平成18年規程第27号)に基づき、最高管理責任者の直轄組織である監査室が 実施する。
- 2 内部監査の実施に当たっては、監事、会計監査人及び監査室が、それぞれの意見形成に相 互に影響を及ぼすことを避けつつ、連携して効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するも のとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年4月25日規程第21号)

- 1 この規程は、平成20年4月25日から施行する。
- 2 競争的資金等の取扱いに関する規程(平成19年10月30日規程第58号)は廃止する。

附 則 (平成21年3月31日規程第84号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第20号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規程第22号) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規程第25号) この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第21号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第24号) この規程は、平成31年3月28日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 公正な研究活動の推進に関する規程

平成27年3月27日 規程第22号 改正 平成27年11月11日規程第63号 改正 平成29年2月13日規程第1号 改正 平成30年3月29日規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。なお、不正行為への対応については、研究を活性化させるものであるという趣旨に基づき取り組むものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、機構に雇用されて実験・研究活動に従事する者及 び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所及び各研究施設をいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意 義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適 切な行為をいう。
- 4 この規程において「研究データ等」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を学会等で通常説明するために必要となるものをいう。
 - ア 実験ノート等の文書(電磁的記録を含む)、数値データ、画像等の「資料」
 - イ 実験試料、標本等の「試料」
 - ウ装置

(研究者の責務)

- 第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、不正行為が研究活動とその成果発表の本質に反するものであるということを認識し、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることを自覚するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究データ等の保存)

- 第4条 研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない。
- 2 研究データ等の保存に関し必要な事項は別に定める。

(機構長の責務)

第5条 機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備しなければならない。

(理事の責務)

第6条 機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を 推進するための取組を統括しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進する ための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、 当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、前条に おいて機構長が指名する理事をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、 当該研究所等における研究者に対し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究 倫理教育を実施する。ただし、主に機構外の機関に所属し、一時的に機構の施設や設備を利 用して実験・研究を行う者を除く。
- 3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けると ともに、必要に応じて指導を行う。
- 4 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行うため、必要に応じて複数の副責任者 を任命することができる。

(研究倫理教育副責任者)

- 第8条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、実効的な研究倫理教育を行 うものとする。
- 2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究倫理教育責任者が行 う研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を実施する ために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第9条 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括について、「研究費の取扱いに関する規程(平成20年4月25日規程第21号)」第8条に定める不正防止計画推進室がその業務を行う。

(相談窓口)

- 第10条 機構における公正な研究活動の推進のため、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究倫理教育責任者をもって充てる。なお、相談の内容が当該倫理教育責任 者と利害関係を持つ事案である場合には、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止 計画推進室に相談することができるものとする。

(受付窓口)

- 第11条 機構における不正行為の告発等に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 不正行為の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 不正行為を行った職員及び不正行為に関与した職員に対する処分は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月11日規程第63号)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日規程第1号)

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附則 (平成30年3月29日規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究推進会議規程

平成21年3月31日 規 程 第 21 号

改正 平成24年4月27日規程第34号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に、研究推進会議(以下「会議」という。) を置く。

(任務)

第2条 会議は、機構の研究プロジェクトの推進その他研究に関する重要事項について、協議、 調整を図る。

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 所長
 - (3) 施設長
 - (4) 機構長が予め指定するプロジェクトの責任者
 - (5) 管理局長
 - (6) 研究協力部長
 - (7) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 2 議長は、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

- 第9条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 2 この規程の定めるもののほか、会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第7号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成23年3月31日までとする。

附 則(平成24年4月27日規程第34号) この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 国際諮問委員会設置要項

令和元年 5 月 2 4 日 制 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に国際諮問委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、機構の研究計画全般について、機構長の諮問に応じて、幅広い 学問分野の観点から審議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、国内外の有識者のうちから機構長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任する場合、その 任期は2年とする。
- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから機構長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、機構長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、機構長がこれを招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会

において定める。

附 記

- 1 この要項は、令和元年5月24日から実施し、平成31年3月1日から適用する。
- 2 この要項の実施後、第3条に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所運営会議規程

平成16年4月19日 規程第26号

改正 平成17年3月29日規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則(平成16年 基本通則第1号)第17条第3項の規定に基づき、物質構造科学研究所運営会議(以下「運営 会議」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所 (以下「研究所」という。)に係る共同利用・共同研究計画に関する事項その他研究所の運営 に関する重要事項について審議する。

(組織)

- 第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員24人以内をもって組織する。
 - (1)研究所の職員
 - (2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の職員(研究所の職員を除く。)
 - (3)研究所の行う研究と同一の研究に従事する国公私立大学の教員その他

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

- 第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 議長は、委員のうち研究所の職員である者のうちから、副議長は、機構の職員以外の者のうちから、運営会議において選出する。
- 3 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

- 第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、運営会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、第3条各号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月29日規程第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究プロジェクト評価実施規程

平成16年4月19日 規程第91号 改正平成20年9月22日規程第34号 改正平成21年3月31日規程第100号 改正平成23年3月30日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究プロジェクトについて評価を行うため、必要な事項を定めることを 目的とする。

(評価委員会)

- 第2条 研究プロジェクトごとに、必要に応じ個別に評価委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、評価を行う研究プロジェクトの名称を付して委員会の名称とする。
- 3 委員会の委員は、評価を実施する毎に、外部の者から機構長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、委嘱の日から当該評価報告書を受理する日までの間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める

(評価方法)

第3条 評価手法及び評価項目は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定)を参酌し、委員会において決定する。

(評価報告書)

第4条 委員会は、前条に掲げた項目等に対する評価結果及び今後の課題、提言等を含めた評価報告書をまとめ、機構長に提出するものとする。

(評価の反映)

第5条 機構長は、当該評価結果を中期計画の見直し等に適切に反映させる。

(結果の公表)

第6条 評価結果は、原則として公表するものとし、公表の手法は報告書及びホームページによるものとする。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないと認められた事項については、この限りでない。

(準用)

- 第7条 第2条に規定する委員会の他、機構長が認めるものにあっては、研究プロジェクト について評価を行うことができるものとする。
- 2 前項により評価を行う場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月22日規程第34号) この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第100号) この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第3号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所ミュオン科学研究施設評価委員会設置要項

平成22年2月22日機構長裁定

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が行う物質構造科学研究所ミュオン科学研究施設の研究評価に関し必要な事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究プロジェクト評価実施規程(以下「評価実施規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置)

第2条 評価実施規程第2条の規定に基づき、物質構造科学研究所ミュオン科学研究 施設評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、物質構造科学研究所ミュオン科学研究施設の研究活動に係る評価 を行う。

(組織)

第4条 委員会の委員は、ミュオン科学に関する学識経験者、これ以外の学識経験者 及び有識者10人以内で組織する。

(委員長)

- 第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に 関し必要な事項は、委員会が定める。

附 記

この要項は、平成22年2月22日から実施する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所中性子科学研究評価委員会設置要項

 一平成22年12月17日

 機構長
 裁定

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所が行う中性子科学研究の評価に関し必要な事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究プロジェクト評価実施規程(以下「評価実施規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置)

第2条 評価実施規程第2条の規定に基づき、物質構造科学研究所中性子科学研究評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、物質構造科学研究所の中性子科学研究に係る評価を行う。

(組織)

第4条 委員会の委員は、中性子科学に関する学識経験者、これ以外の学識経験者及び有 識者10人以内で組織する。

(委員長)

- 第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に 関し必要な事項は、委員会が定める。

附記

この要項は、平成22年12月17日から実施する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所諮問委員会設置要項

平成23年2月15日物質構造科学研究所長裁定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所(以下「研究所」という。)に、物質構造科学研究所諮問委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、研究所における研究活動、施設整備、共同利用体制等について、物質 構造科学研究所長(以下「所長」という。)の諮問に応じて、答申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、機構以外の学識経験者10人以内で組織する。

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が所長と協議の上これを招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附記

- 1 この要項は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所放射光実験施設諮問委員会設置要項

平成31年3月19日 物質構造科学研究所長裁定 改正 令和元年11月21日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所(以下「研究所」 という。) に、放射光実験施設諮問委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、研究所における放射光を用いた研究活動及びそれに係る施設整備、共同利用 体制等について、物質構造科学研究所長(以下「所長」という。)の諮問に応じて、答申を行 う。

(組織)

第3条 委員会は、機構以外の学識経験者12人以内で組織する。

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が所長と協議の上これを招集する。

(分科会の設置等)

- 第7条 委員会に、必要に応じ分科会を置くことができる。そのメンバーについては委員会で選出するものとする。
- 2 委員会又は分科会への諮問に関連し個別の事項についての検討が必要な場合は、任意の委員及び専門家を招聘して意見・助言を受けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 物質構造科学研究所放射光科学研究施設諮問委員会設置要項(平成23年2月15日物質 構造科学研究所長裁定)は、廃止する。

附 記(令和元年11月21日)

- 1 この要項は、令和元年11月21日から実施する。
- 2 この要項の実施後就任する最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年 3月31日までとする。

8902-i3-18 【様式】研究活動状況に関する資料 (大学共同利用機関)

| | | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 専任教員数 | | 54 | 51 | 50 | 49 |
| 著書数 | 日本語 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| | 外国語 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 査読付き論文数 | 日本語 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| | 外国語 | 678 | 639 | 620 | 651 |
| その他 | | 93 | 52 | 83 | 82 |

- ※1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員(教授、准教授、講師、助教)の人数としてください。2019 年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。
- ※2 学会発表や「査読付き論文」に当たらない論文などについては、「その他」と してカウントしてください。

論文の出版状況(つくばと東海キャンパス別) (別添資料別添資料8902-i3-19)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|
| つくば | 641 | 603 | 576 | 601 |
| 東海 | 41 | 40 | 48 | 55 |
| 合計 | 682 | 643 | 624 | 656 |

査読付き論文数

物構研つくばキャンパス (放射光) : 1 論文あたりの運転時間数

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|
| 年間運転時間数 (2リング合計) | 3,997 | 5,096 | 4,674 | 5,104 |
| 論文数 | 641 | 603 | 576 | 601 |
| 1論文あたりの運 転時間数 | 6.23 | 8.45 | 8.11 | 8.49 |

査読付き論文数

8902-i3-20 国際会議への参加状況 (単位:延べ人数)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 107 | 100 | 143 | 93 |

8902-i4-21 共同研究及び受託研究等の受入状況(単位:千円)

| | | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|------|----|----------|----------|----------|----------|
| 共同研究 | 件数 | 23 | 28 | 31 | 32 |
| 共同侧九 | 金額 | 111,667 | 116, 845 | 125, 675 | 123, 437 |
| 受託研究 | 件数 | 23 | 20 | 20 | 18 |
| 文式研先 | 金額 | 881, 708 | 539, 408 | 312, 220 | 288, 515 |
| その他の | 件数 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 外部資金 | 金額 | 417, 294 | 228, 841 | 243, 519 | 283, 213 |

8902-i4-22 科学研究費補助金の獲得状況(単位:千円)

| | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 件数 | 53 (22) | 53 (21) | 46 (10) | 49 (22) |
| 内定額 | 168, 350 | 253, 700 | 254, 600 | 262, 600 |
| 間接含む額 | 218, 855 | 333, 980 | 330, 980 | 341, 380 |

8902-i4-23 施設利用収入に関する資料

| | 平成27年度 | | 平成27年度 平成28年度 平成29年度 | | 成29年度 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | |
|---------|--------|---------|----------------------|---------|-------|---------|----|---------|-----|---------|
| | 件 | 金額(千円) | 件 | 金額(千円) | 件 | 金額(千円) | 件 | 金額(千円) | 件 | 金額(千円) |
| 一般利用 | 33 | 120,402 | 39 | 108,051 | 30 | 101,156 | 39 | 101,166 | 37 | 91,541 |
| 優先利用 | 2 | 11,642 | 4 | 6,275 | 4 | 6,501 | 10 | 10,483 | 7 | 10,886 |
| 試行施設利用 | _ | - | 1 | 151 | 3 | 705 | 7 | 1,184 | 15 | 6,385 |
| 利用支援 | - | - | 0 | 0 | 9 | 5,060 | 11 | 2,190 | 15 | 2,300 |
| 代行測定·解析 | _ | _ | 2 | 560 | 7 | 7,388 | 11 | 7,082 | 36 | 12,080 |
| 合計 | 35 | 132,044 | 46 | 115,037 | 53 | 120,810 | 78 | 122,105 | 110 | 123,192 |

8902-iC-24 研究者等を対象としたシンポジウム等の開催状況

| | シンポジウム | | 講演会・セミナー | | 研究会・ワークショップ | | 合計 | |
|----------|--------|--------|----------|------|-------------|--------|----|--------|
| | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 |
| 平成 28 年度 | 1 | 580 | 8 | 146 | 14 | 1, 437 | 23 | 2, 163 |
| 平成 29 年度 | 3 | 1, 395 | 16 | 830 | 2 | 196 | 21 | 2, 421 |
| 平成 30 年度 | 1 | 580 | 8 | 377 | 11 | 1, 117 | 20 | 2,074 |
| 令和元年度 | 3 | 410 | 9 | 672 | 9 | 562 | 21 | 1,644 |

8902-iC-25 共同利用実験の実施状況及び利用施設の稼働時間

| | 方 | 放射光共同利用実験 | | | RC 中性子 | 主実験 | J-PARC ミュオン実験 | | |
|----------|-----|---------------|--------|-----|--------|-----|---------------|--------|-----|
| | 実施 | 稼動時間 | 利用 | 実施 | 稼働 | 利用 | 実施 | 稼動 | 利用 |
| | 件数 | PF / PF-AR | 者数 | 件数 | 時間 | 者数 | 件数 | 時間 | 者数 |
| 平成 28 年度 | 763 | 2, 911/1, 086 | 2, 541 | 65 | 3, 484 | 277 | 32 | 3, 484 | 113 |
| 平成 29 年度 | 797 | 2, 984/2, 112 | 2, 476 | 101 | 4, 250 | 333 | 57 | 4, 250 | 134 |
| 平成 30 年度 | 753 | 3, 092/1, 582 | 2, 547 | 113 | 4, 130 | 364 | 61 | 4, 130 | 181 |
| 令和元年度 | 754 | 3, 004/2, 100 | 2, 446 | 126 | 3, 489 | 379 | 80 | 3, 489 | 199 |

第1回 文理融合シンポジウム 量子ビームで歴史を探え 一加速器が紡ぐ文理融合の地平

高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所では、茨城県東海村 にある J-PARC MLF ミュオン施設 (MUSE) で世界最高強度の負ミュ オンビームを用い、文化財をはじめとする人文科学資料の研究にも活用 できる可能性を秘めた、新たな非破場研究手法を開発して参りました。

一方、これまでも放射光や中性子などを用いて、様々な文化財科学の研究が行われています。そこで、放射光・中性子・ミュオンなどの量子ビームを利用する文化財研究の第一人者が一堂に会して、これまでの考古学研究、並びに関連研究、更に分析技術を紹介し、文理融合研究の可能性を探る本シンポジウムを開催することになりました。

全国の大学・博物館・研究所等の人文科学研究者と自然科学研究者との ネットワークの形成に向けて、新たな文理融合プラットフォームを構築 する一助となる事を期待しています。

皆様のご参加をお待ちしております。

世話人代表 三宅 康博 (KEK 物構研)

7/27₀ 28₀

国立科学博物館

日本語 2 階 講至 東京都台東区上時公園 7-20

参加費:無料



1日日終了後 シンボジウムと同会場にて思報会を開催 しますので、ぜひご参加ください。※題親会は会質制

参加申し込み・プログラム等 詳細は WEB をご覧ください。

https://www2.kek.jp/imss/event/2019/07/2728sympo.html



お問い合わせ

震工ネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所

三宅 藤博

E-mail: bunn_yugo@ml.post.kek.jp

主催:高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所

共催:人間文化研究機構 国立歷史民俗博物館、国立科学博物館

協催:日本中間子科学会、J-PARC センター、新学術領域「宇宙観測検出器と量子ビームの出会い。新たな応用への架け橋。」

「チョコレイトサイエンス」の開催リーフレット(別添資料8902-iC-27)



おいしいチョコの秘密とは?

おいしいチョコとまずいチョコのちがいってなに?

チョコレイト・サイエンスは5周年を迎えました。 最近ではさらに多くの「チョコレートのおいしさの秘密」 が分かってきました。

このイベントでは、チョコレートの研究者のお話と えらべるワークショップでチョコレートのおいしさの 秘密をさぐります

> おいしいチョコレート学入門に あなたも参加してみませんか?

■■■■ プログラム ■■■■■

[9:30 图場]

10:00-12:00

チョコレートがもっとおいしくなる講演会
お話しするひと

古谷野 哲夫さん (株式会社 明治 大阪工規長) 上野 聴さん (広島大学 生物生産学剤 株長)

12:00-15:50 休 憩

13:30-15:30

チョコレートのワークショップ 1010と560を3811

- チョコレイト・サイエンス (小学4年生以上対象)
 チョコレートを物理的に検証し、構造の異なるチョコを作り分けます。
- ショコラミル (小学生以上対象") カカオ豆から石口挽きチョコレートを作ります。 リッテ3年生までは促進者のカナー様にご参加ください。

2019

12/14(±)

広島大学 学士会館 レセスションホール

参加費無料·事前申込制

東広島市鏡山一丁目2番2号

申込受付 2019.11.20 (水) 12:00 ~ 定員になり次第、受付を終了させていただきます。

申込方法 Web サイトよりお申込みください。 https://www2.kek.jp/imss/education/chocosci/



【お聞い合わせ】

高エネルギー加速器建設機構 物質機造科学研究所 広覧室 〒305-0801 英雄駅ウくは市大路1・1 TEL: 029-864-5631

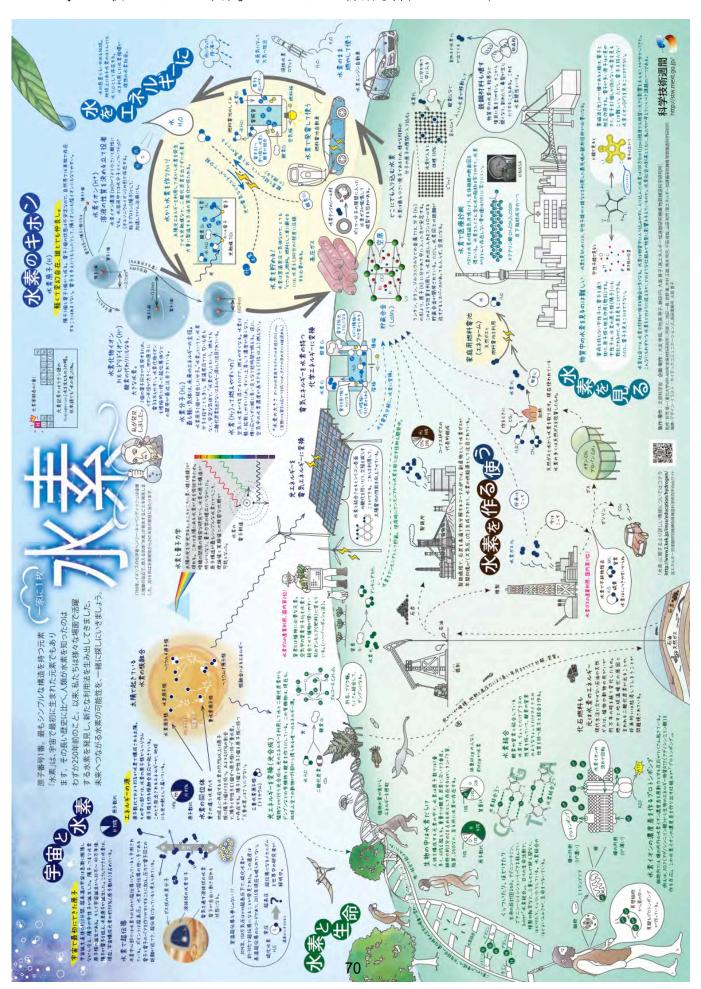
e-mail: infomchocosci.parallel.jp

主催:高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所 東京大学 物性研究所

共**健**: 広島大学、東京フード株式会社 後援: 東広島市、東広島市教育委員会







8902-iZ-29 共同利用・共同研究件数と本務教員数

| | 共同利用件数(A) | 本務教員数(B) | (A/B) |
|----------|-----------|----------|--------|
| 平成 28 年度 | 860 | 54 | 15. 93 |
| 平成 29 年度 | 955 | 51 | 18. 73 |
| 平成 30 年度 | 927 | 50 | 18. 54 |
| 令和元年度 | 960 | 50 | 19. 20 |

8902-iZ-30 共同利用・共同研究による論文数(査読付)と本務教員数

| | 查読付論文数(A) | 本務教員数(B) | (A/B) |
|----------|-----------|----------|--------|
| 平成 28 年度 | 682 | 54 | 12.62 |
| 平成 29 年度 | 643 | 51 | 12.60 |
| 平成 30 年度 | 624 | 50 | 12. 48 |
| 令和元年度 | 656 | 50 | 13. 12 |

8902-iZ-31 共同利用・共同研究者数と本務教員数

| | 共同利用者数(A) | 本務教員数(B) | (A/B) |
|----------|-----------|----------|--------|
| 平成 28 年度 | 2, 931 | 54 | 54. 28 |
| 平成 29 年度 | 2, 923 | 51 | 57. 31 |
| 平成 30 年度 | 3, 093 | 50 | 61.86 |
| 令和元年度 | 3, 024 | 50 | 60. 48 |

国内大学

国立大学法人

お茶の水女子大学 愛知教育大学 愛媛大学 茨城大学 宇都宮大学 横浜国立大学 岡山大学 岩手大学 岐阜大学 京都工芸繊維大学 京都大学 金沢大学 九州工業大学 九州大学 熊本大学 群馬大学 広島大学 弘前大学 香川大学 高知大学 佐賀大学 埼玉大学 三重大学 山形大学 山口大学 山梨大学 室蘭工業大学 秋田大学 信州大学 新潟大学 神戸大学 静岡大学 千葉大学 総合研究大学院大学 大阪大学 筑波技術大学 筑波大学 長岡技術科学大学 長崎大学 鳥取大学 島根大学 東京医科歯科大学 東京学芸大学 東京工業大学 東京大学 東京農工大学 東北大学 徳島大学 奈良女子大学 奈良先端科学技術大学院大学 富山大学 北海道大学 名古屋工業大学 名古屋大学

公立大学

茨城県立医療大学 横浜市立大学 京都府立大学 広島市立大学 滋賀県立大学 首都大学東京 秋田県立大学 静岡県立大学 大阪市立大学 大阪府立大学 大分県立看護科学大学 富山県立大学 福井県立大学 福島県立医科大学 兵庫県立大学 名古屋市立大学

私立大学

いわき明星大学 つくば国際大学 学習院大学 関西学院大学 岩手医科大学 久留米大学 京都産業大学 近畿大学 熊本保健科学大学 慶應義塾大学 工学院大学 江戸川大学 国際基督教大学 自治医科大学 昭和大学 昭和薬科大学 上智大学 城西国際大学 新潟薬科大学 神奈川大学 星薬科大学 聖マリアンナ医科大学 千歳科学技術大学 創価大学 早稲田大学 大阪医科大学 大同大学 帝京科学大学 東海大学 東京慈恵会医科大学 東京電機大学 東京都市大学 東京農業大学 東京薬科大学 東京理科大学 東邦大学 東北学院大学 藤田医科大学 藤田保健衛生大学 同志社大学 日本女子大学 日本大学 福岡大学 北海道科学大学 北里大学 名城大学 明星大学 立教大学 立正大学 立命館大学

海外機関

Abhedananda Mahavidyalaya INDIA Academia Sinica TAIWAN Aliah Univ. INDIA Amity Univ. Noida INDIA Birla Institute of Technology and Science (BITS) Pilani INDIA Catholic Univ. of Daegu(CU) KOREA Central Univ. of Rajasthan INDIA Centre for Materials for Electronics Technology (C-MET) INDIA Dectris Ltd. SWITZERLAND Ewha Womans Univ. KOREA Free Univ. of Berlin GERMANY Goa Univ. INDIA Guangzhou Institute of Geochemistry(GIG), CAS CHINA Gwangju Institute of Science and Technology(GIST) KOREA Gyeongsang National Univ.(GNU) KOREA Indian Association for the Cultivation of Science INDIA Indian Institute of Petroleum (IIP) INDIA Indian Institute of Science INDIA Indian Institute of Science Education and Research (IISER) Pune, MHRD INDIA Indian Institute of Science Education and Research(IISER)Kalkata, MHRD INDIA Indian Institute of Technology(IIT) Delhi INDIA Indian Institute of Technology(IIT) Kharagpur INDIA Indian Institute of Technology(IIT) Madras INDIA Indian Institute of Technology(IIT) Kanpur INDIA Inner Mongolia Normal Univ.(IMNU) CHINA Institute for Basic Science (IBS) KOREA Institute of Biophysics(IBP), CAS CHINA Institute of High Energy Physics(IHEP), CAS CHINA Institute of Nano Science and Technology INDIA Institute of Protein Research(IPR), RAS RUSSIA Ioffe Institute RUSSIA Jadavpur Univ. INDIA Jawaharlal Nehru Centre for Advanced Scientific Research(JNCASR) Korea Advanced Institute of Science and Technology(KAIST) KOREA Korea Univ.(KU) KOREA Korea University Anam Hospital KOREA Kyungpook National Univ.(KNU) KOREA Lawrence Berkeley National Laboratory U.S.A. Madurai Kamaraj Univ. INDIA N/A loffe Physico-Technical Institute RUSSIA Nankai Univ. CHINA National Institute of Engineering INDIA National institute of nuclear and particle physics (IN2P3), CNRS **FRANCE** National Institute of Technology Rourkela (NITR) INDIA Panjab Univ. INDIA Paul Scherrer Institute(PSI) SWITZERLAND Peking Univ.(PKU) CHINA Pusan National Univ.(PNU) KOREA S.N. Bose National Centre for Basic Sciences INDIA Saha Institute of Nuclear Physics(SINP) INDIA Seoul National Univ.(SNU) KOREA Shiv Nadar Univ. INDIA Sobolev Institute of Geology and Mineralogy(RAS) RUSSIA Sorbonne Univ. FRANCE State Univ. of New York, U.S.A. UGC-DAE Consortium for Scientific Research INDIA Univ. of Calcutta INDIA Univ. of Science and Technology of China(USTC) CHINA Univ. of Sheffield U.K. Univ. of South Carolina, U.S.A. Univ. of Twente NETHERLANDS Universite Paris-Sud 11 FRANCE

UPMC and CNRS FRANCE Utrecht Univ. NETHERLANDS

Yonsei Univ.(YSU) KOREA

国立研究機関

(国)宇宙航空研究開発機構(JAXA) (国)海洋研究開発機構 (国)国立環境研究所 (国)産業技術総合研究所 (国)森林研究・整備機構 (国)日本原子力研究開発機構 (国)農業・食品産業技術総合研究機構 (国)物質・材料研究機構 (国)防災科学技術研究所 (国)理化学研究所 (国)量子科学技術研究開発機構 (独)国立科学博物館 (独)国立病院機構 高エネルギー加速器研究機構 自然科学研究機構

マルチプローブ研究の推進に関する資料

KEKプレスリリース:**業績番号1** リチウムイオン電池などの蓄電池の開発研究 (別添資料 8902-ii1-33)

https://www.kek.jp/ja/NewsRoom/Release/20160322103000/



J-PARCセンター 茨城県

【要点】

- ○世界最高のリチウムイオン伝導率を示す超イオン伝導体を発見
- ○超イオン伝導体を利用した全固体セラミックス電池が最高の出力特性を達成
- ○高エネルギーと高出力で、次世代蓄電デバイスの最有力候補に

[極要]

東京工業大学大学院総合理工学研究科の管野了次教授、トヨタ自動車の加藤祐樹博士、高エネルギー加速器研究機構の米村雅雄特別准教授らの研究グループは、リチウムイオン二次電池の3倍以上の出力特性をもつ全国体型セラミックス電池¹⁰の開発に成功した。従来のリチウムイオン伝導体の2倍という過去最高のリチウムイオン伝導率をもつ起イオン伝導体。2を発見し、蓄電池の電解質に応用して実現した。

開発した全固体電池は数分でフル充電できるなど高い入出力電流を達成し、蓄電池(大容量に特徴)とキャパシター(高出力に特徴)の利点を併せ持つ優れた蓄電 デパイスであることを確認した。次世代自動車やスマートグリッドの成否の鍵を握るデパイスとして熾烈な開発競争が繰り広げられている蓄電デパイス⁸³のなか で。最も有力なデパイスといえる。

同研究ゲループは超イオン伝導体の結晶構造を、大強度陽子加速器施設J-PARC^{W®}に茨燥県が設置した粉末中性子回折装置「茨城県材料構造解析装置 (iMATERIA:BL20)」で解明し、三次元骨格構造中の超イオン伝導経路^{W5}を明らかにした。さらに電極反応機構を、電解液を用いるリチウムイオン二次電池と比較し、高出力特性が全固体デバイスの本質的な利点であることを解明した。

研究成果は3月21日(現地時間)発行の英国の科学誌「ネイチャーエナジー(Nature Energy)」電子版に掲載された。また、成果の一部は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成事業にで得られたものである。

【研究成果】

東工大の菅野教授らの研究グループは超イオン伝導体「 $Li_{9.54}Si_{1.74}P_{1.44}S_{1.77}Cl_{0.3.1}$ (リチウム・シリコン・リン・硫黄・塩素)と、広い電位窓 6を持ち、リチウム金属負板の電解質として利用できる超イオン伝導体「 $Li_{9.6}P_3S_{1.21}$ を発見した。これらを用い、不燃性・高安全性の面で期待されていた全固体セラミックス電池を製作、現在のリチウムイオン電池よりもはるかに高速充電と高出力が本質的に可能であることを実証した。

発見したリチウムイオン伝導体は、 室温(27°C) で $Lig_54Si_{1,74}P_{1,44}Si_{1,7}Clo_3$ が25 mS cm $^{-1}$ (1センチメートル当たり25ミリジーメンス)の極めて高いイオン伝導率を示した(図1、2)。また $Lig_6P_9Si_{2}$ はリチウム金属負極に対しても安定に作動して、全国体電池の電解質材料として優れていることが分かった。

開発した全固体電池は、既存のリチウムイオン電池より室温で出力特性が3倍以上になるとともに、有機電解液を用いるリチウムイオン電池の課題である低温 (-30°C) や高温 (100°C) でも優れた充放電特性を示した(図3)。室温や高温での高電流放電において1000サイクルに及ぶ安定した特性を持ち、実用可能な耐久性を示した。

また、iMATERIAを利用した中性子構造解析で、Li $_{9.54}$ Si $_{1.74}$ Pi $_{1.44}$ Si $_{1.75}$ Clo $_{3}$ が三次元骨格構造を持つ物質であり(図))、その骨格構造内にリチウムが最状に連続して存在していること、室温で三次元的な伝導経路を持っていることが、高いリチウム伝導性を実現していることを明らかにした。新しく発見した固体電解質は、これまでのLGPS系固体電解質とは異なり、室温においても三次元のイオン伝導経路が存在し、革新的な電池性能の発現に寄与していると考えている。開発した全固体電池の出力と容量の基準を示すラゴンプロット(二次電池のエネルギー密度と出力密度の関係を示したグラフ、図4)を用いると、全固体電池は急速充放電が可能なキャパシターより出力特性が優れていること、リチウムイオン電池はむる人をこと、現在、次世代電池として開発が進んでいるナトリウムイオン電池やリチウム空気電池、マグネシウム電池、アルミニウム電池などと比較しても、はるかに優れた出力とエネルギー特性を持つことが明らかになった。

マルチプローブ研究の推進

共同プレスリリース:**業績番号2** 軟X線コヒーレント回折法の開発と磁気渦(磁気スキルミオン)を形成する新たな磁性材料への応用(別添資料資料 8902-ii1-34)

https://www.kek.jp/ja/newsroom/attic/PR20190805.pdf









報道解禁日:日本時間 2019 年8月9日午前3時・9日朝刊

PRESS RELEASE

2019 年 8 月 5 日 理化学研究所 物質・材料研究機構 高エネルギー加速器研究機構 東京大学

ナノ磁気渦形成の定説を覆す物質の開発に成功 -磁気フラストレーションを利用して創発電磁気応答を巨大化-

理化学研究所(理研)創発物性科学研究センター強相関物性研究グループの車地 崇客員研究員(マサチューセッツ工科大学ポストドクトラルフェロー)、十倉好紀 グループディレクター(東京大学大学院工学系研究科教授)、物質・材料研究機構 の山崎裕一主任研究員、高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所の佐賀 山基准教授らの共同研究グループ^{**}は、これまでの定説を覆す微小な磁気渦(磁気 スキルミオン^[1]、以下スキルミオン)を形成する新たな磁性材料の開発に成功しま した。本研究成果は、次世代の情報記憶媒体への応用も期待されるスキルミオン材 料の設計指針を大きく刷新し、高集積化・高検出感度化を可能にするスピントロニ クス^[2]デバイスへの応用につながると期待できます。

従来のスキルミオン物質は、「空間反転対称性^[3]が破れている」という状態が実現している磁性体であることが不可欠でした。

今回、共同研究グループは、「磁気フラストレーション $^{[4]}$ 」に着目した探索を行い、 Gd_2PdSi_3 (Gd: ガドリウム、Pd: パラジウム、Si: ケイ素)の結晶構造には空間反転対称性がある一方で、磁性原子の <math>Gd は三角格子状に並んだ状態にあることに着目しました。そして、詳細な電気伝導特性の測定およびスピン構造の解析の結果、この物質中では、数ナノメートル(nm、1nm は 10 億分の 1 メートル)サイズの磁気渦が存在しており、創発電磁気応答 $^{[5]}$ の一つである「トポロジカルホール効果 $^{[6]}$ 」が従来のスキルミオン物質より 1 桁以上も大きく発現することを明らかにしました。

本研究は、米国の科学雑誌『Science』のオンライン版(8月8日付け:日本時間8月9日)に掲載されます。

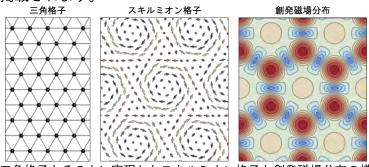


図 三角格子とその上に実現したスキルミオン格子と創発磁場分布の模式図

マルチプローブ研究の推進

共同プレスリリース:**業績番号3** 貴金属を使わずアンモニア合成触媒となる新物質LaCoSiの発見(別添資料資料 8902-ii1-35)

https://www.kek.jp/ja/newsroom/attic/pressrelease20180123.pdf

解禁時間 (テレビ、ラジオ、WEB): 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 午前 1 時 (日本時間)

(新聞) : 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 付朝刊







平成30年1月22日

科学技術振興機構 (JST) 東 京 エ 業 大 学 高エネルギー加速器研究機構

貴金属を使わない高性能アンモニア合成触媒を開発 ~新しい窒素分子の活性化機構を示唆~

ポイント

- ▶ 金属間化合物 LaCoSiが高い触媒活性を実現した。
- ▶ ルテニウムなどの貴金属微粒子の担持を必要としない。
- ▶ 活性化エネルギーが極めて低く新しい反応機構が示唆された。

JST 戦略的創造研究推進事業において、東京工業大学 細野 秀雄 教授、多田 朋史 准教授、北野 政明 准教授らは、高エネルギー加速器研究機構(KEK)の阿部 仁准教授らと共同で、貴金属を使わない高性能のアンモニア合成触媒を開発しました。

温和な条件下でアンモニア合成を可能とする触媒は、オンサイトでの合成プロセスを 実現するための鍵となります。高温・高圧を必要とするハーバー・ボッシュ法には鉄系 触媒が工業的に使われ、より温和な条件下での合成にはルテニウム触媒が研究されてい ます。

今回、ルテニウムなどの貴金属の担持^{注1)}を必要としない高活性触媒を開発しました。電子が陰イオン(アニオン)として働く"電子化物(エレクトライド)"^{注2)}のコンセプトを拡張することで新触媒を検討し、ランタンLaとコバルトCoの金属間化合物^{注3)}LaCoSiが貴金属を用いずに高い活性を示すことを見いだしました。

コバルトはルテニウムに次ぐ活性を持つことが知られていましたが、LaCoSiはこれまで報告されてきたコバルト系触媒でアンモニア合成において最高の活性を示します。LaCoSi内でのLaからCoへの電子供与が明らかにされ、それが高活性発現の鍵と考えられます。

また、この触媒を用いた反応の活性化エネルギーは同グループが2012年に開発したルテニウム担持C12A7エレクトライド触媒よりもさらに低いものでした。つまり、LaCoSi は従来の触媒に比べ窒素分子の切断(開裂)をより速やかに行うことができ、より低温でのプロセスに有利です。この低い活性化エネルギーは、第一原理分子動力学計算 24 などの解析結果から、窒素分子が触媒表面に吸着した際に窒素分子の振動が励起状態にあり、そこから原子への開裂が生じる、窒素分子の新しい活性化機構が示唆されました。

本研究成果は、平成30年1月22日16時(英国時間)に科学誌「Nature Catalysis」の打をライン速報版で公開されます。

放射光による新物質相研究の推進

共同プレスリリース:**業績番号10**新しい二次元物質であるホウ素の単分子膜「ボロフェン」において、質量がゼロになる粒子を初めて発見(別添資料資料 8902-ii1-36)https://www.kek.jp/ja/NewsRoom/Release/2017/02/20/pressrelease20170220.pdf







平成29年2月20日

新しい単原子シート「ボロフェン」の中に 質量ゼロ粒子を発見

1. 発表者:

松田 嚴 (東京大学物性研究所 准教授)

杉野 修 (東京大学物性研究所 准教授)

組頭 広志(高エネルギー加速器研究機構(KEK) 物質構造科学研究所 教授)

2. 発表のポイント:

- ◆次世代エレクトロニクスの動作原理に不可欠な質量ゼロの伝導粒子が、新しい2次元物質であるホウ素の単原子シート「ボロフェン」で発見されました。
- ◆従来「質量ゼロ」の伝導粒子の生成には蜂の巣状の原子配列が必要とされていましたが、そ の配列を持たない場合でも生成することが理論と実験から実証されました。
- ◆本研究は原子シートに基づく新量子デバイス開発に革新的な設計理念を与えます。

3. 発表概要:

東京大学物性研究所の松田巌准教授と杉野修准教授らの研究グループは、中国科学院のSheng Meng 教授・Kehui Wu 教授のグループ、高エネルギー加速器研究機構(KEK)の組頭 広志教授の研究グループと共同で、ホウ素の単原子シート「ボロフェン」の中に、「質量ゼロ」 粒子を発見しました。これまで、質量ゼロの粒子は炭素の単原子シート「グラフェン」に存在 することが知られており、固体物理の中心テーマとして研究されてきました。また最近では、この粒子は電気伝導を担うため、エレクトロニクスの新たな動作原理に従うものとしても注目 されています。これまでの研究から、単原子シートにおける質量ゼロ粒子の生成には蜂の巣状の原子配列が必要と考えられていました。しかしながら発見されたばかりの単原子シート「ボロフェン」では、蜂の巣状の配置を持たないのにも関わらず、同様の質量ゼロ粒子が生成することがわかりました。この粒子はまた、シートを支える基板の影響により性質の異なるペアを形成して存在していることも発見しました。

本研究成果は、新材料「ボロフェン」が示す新奇な性質の発見のみならず、次世代材料として注目されている単原子シートに対して新しい物質設計理念を提供します。今後、本研究成果を元に、質量ゼロ粒子による多種多様な原子シート物性の発見と工業利用への促進が期待されます。

本研究成果はアメリカ物理学会の速報誌「Physical Review Letters」に掲載予定です(2月20日(月)オンライン版掲載予定。前後する関能性あり)。

負ミュオン利用研究の新展開

共同プレスリリース:世界初の負ミュオン由来の半導体ソフトエラーに関する産学連 携研究を推進 (別添資料資料 8902-ii1-37)

https://www.kek.jp/ja/newsroom/attic/20180529press imss.pdf











九州大学広報室

〒819-0395 福岡市西区元岡 744 TEL:092-802-2130 FAX:092-802-2139 MAIL:koho@jimu.kyushu-u.ac.jp URL:http://www.kyushu-u.ac.jp

PRESS RELEASE (2018/05/29)

「宇宙線ミュオン」が電子機器の誤作動を引き起こす ~超スマート社会の安全・安心を支えるソフトエラー評価技術の開発に向けて~

スマートフォンやパソコンだけでなく、冷蔵庫などの家電に至るまでコンピューターが搭載さ れるようになり、電子機器は私達の生活には欠かせないものとなりました。しかし、最近では、 これら電子機器の誤作動を引き起こす原因の一つとしてソフトエラー^{注 1)} と呼ばれる現象が注目 されています。ソフトエラーとは一過性の誤作動や故障のことで、その要因の一つは宇宙線^{達②} が電子機器に衝突して生じる半導体デバイスのビット情報反転^{走3)}です。宇宙線は地上に降り注ぐ 自然の放射線で、この正体は目に見えない中性子やミュオン²⁶⁴です。半導体デバイスの微細化・ 低消費電力化が進むにつれ、放射線耐性は低下しており、従来懸念されてきた宇宙線中性子ばか りでなく、宇宙線ミュオンによるソフトエラー発生の可能性も指摘されています。

九州大学大学院総合理工学研究院の渡辺幸信教授と大学院総合理工学府博士後期課程1年の真 鍋征也、大阪大学大学院情報科学研究科の橋本昌宜教授と同博士後期課程3年の廖望ほか、高エ ネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所、J-PARC センター、日本原子力研究開発機構(JAEA) 原子力基礎工学研究センターの 11 名からなる共同研究チームは、J-PARC 物質・生命科学実験施 設(MLF) 内のミュオン実験装置 MUSE にて、半導体デバイスに対する正および負ミュオン照射試 験を行い、正ミュオンに比べて負ミュオンの方がメモリ情報のビット反転の発生確率が高くなる ことを実験的に初めて明らかにしました。

今回の実験で、ソフトエラー発生には半導体デバイス内に停止する低エネルギーミュオンによ る影響が大きいこと、特に負ミュオンの方が正ミュオンより高い発生確率を示すことが明らかに なりました。これは、負ミュオンの停止した場所での捕獲反応達5 に起因します。

負ミュオンの照射実験結果の報告はこれまでになく、ソフトエラーの正確な評価とそれに対す る対策は IoT ^{注6} の進展による超スマート社会の実現に寄与すると考えられます。今後は、さらに 試験データを蓄積し、シミュレーション手法の精度を高めたソフトエラー発生率の評価技術を確 立し、その技術を次世代半導体デバイスの設計などに応用することで、自動運転や IoT 分野の安 心・安全な半導体技術の創出に貢献することが期待されます。

本研究は、文部科学省科学研究費補助金(16H03906)の助成を受けて行われました。

また、本研究成果は、2018 年 5 月 24 日 (木) (日本時間) に「IEEE Transaction on Nuclear Science 誌(電子版)」に掲載されました。

固体表面構造決定法の新展開:低速陽電子回折

共同プレスリリース:超伝導を示す炭素原子層物質グラフェンとカルシウムの2次元化合物の原子配列を初めて決定 (別添資料資料 8902-ii1-38)

化日初の原子配列を初めて大定(別が真料真料 **8902**https://www.kek.jp/ja/newsroom/attic/PR20191114.pdf

_

東京大学 大学院 理学系研究科·理学部







Press RELEASE ご取材案内

配布先: 文部科学記者会、科学記者会、

報道各社:科学部・社会部 ご担当者 各位

2019 年 11 月 14 日 東京大学大学院理学系研究科 早稲田大学 日本原子力研究開発機構

高エネルギー加速器研究機構

グラフェン超伝導材料の原子配列解明に成功

~薄くて柔らかい、原子スケールの2次元超伝導材料の開発に新たな道~

発表のポイント

- TRHEPD 法を用い、超伝導を示すグラフェンとカルシウムの2次元化合物の原子配列を解明
- 2次元化合物において電気抵抗がゼロになる超伝導現象を示すことを観測
- グラフェンを利用した新たな化合物の原子配列解明により、デバイス材料開発への応用を期待

概要

東京大学大学院理学系研究科博士後期課程3年の遠藤由大(えんどうゆきひろ)および長谷川修司(はせがわしゅうじ)教授、早稲田大学理工学術院の高山あかり(たかやまあかり)専任講師、日本原子力研究開発機構先端基礎研究センターの深谷有喜(ふかやゆうき)研究主幹、高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所の望月出海(もちづきいづみ)助教および兵頭俊夫(ひょうどうとしお)ダイヤモンドフェローの研究グループは、これまで未解決だった超伝導を示す炭素原子層物質グラフェンとカルシウムの2次元化合物の原子配列を、全反射高速陽電子回折法(以下、TRHEPD 法、トレプト法)^{※1} という実験手法を用いて世界で初めて決定しました。また、この原子配列が電気抵抗がゼロになる超伝導^{※2}現象を示すことも実験により明らかにしました。グラフェンを利用した新たな化合物の原子配列を解明したことで、エネルギー損失ゼロの超高速情報処理ナノデバイスなどの材料開発への応用に道を開くものです。

本研究成果は、『Carbon』のオンライン版に 2019 年 10 月 25 日(現地時間)に掲載されました。

論文情報

雑誌名:Carbon

論文名: Structure of superconducting Ca-intercalated bilayer Graphene/SiC studied using total-reflection high-energy positron diffraction

掲載 URL: https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0008622319310887?via%3Dihub

DOI: https://doi.org/10.1016/j.carbon.2019.10.070

研究に関する現況調査表別添資料一覧(加速器研究施設)

| | 番号 | 資料・データ名 | 頁 | 備考 |
|----|------------|--|-----|----|
| 研究 | 8903-i1-1 | 教員・研究員等の人数が確認できる資料(2019年度) | 1 | |
| 研究 | 8903-i1-2 | 本務教員の年齢構成が確認できる資料(2019年度) | 2 | |
| 研究 | 8903-i1-3 | 加速器の運転時間(2016~2019年度) | 3 | |
| 研究 | 8903-i1-4 | SuperKEKBにおける加速器開発体制に関する参考資料 | 4 | |
| 研究 | 8903-i1-5 | 応用超伝導加速器コンソーシアムに関する参考資料 | 5 | |
| 研究 | 8903-i2-6 | 研究推進会議規程 | 10 | |
| 研究 | 8903-i2-7 | 国際諮問委員会設置要項 | 12 | |
| 研究 | 8903-i2-8 | 加速器・共通基盤研究施設運営会議規程 | 14 | |
| 研究 | 8903-i2-9 | 研究プロジェクト評価実施規程 | 16 | |
| 研究 | 8903-i2-10 | Bファクトリー加速器レビュー委員会設置要項 | 18 | |
| 研究 | 8903-i2-11 | Bファクトリー加速器レビュー委員会席上配布資料及び委員会報告 | 20 | |
| 研究 | 8903-i2-12 | J-PARC加速器技術諮問委員会による報告 | 29 | |
| 研究 | 8903-i2-13 | 金属磁性体を利用する先端加速器技術がKEKと欧州CERNで導入されることに 関する資料 | 31 | |
| 研究 | 8903-i2-14 | ホウ素中性子捕捉療法(BNCT) のための加速器装置に関する紹介記事 | 34 | |
| 研究 | 8903-i2-15 | 核医学用検査薬99Mo (モリブデン同位元素)の生成に関するプレスリリース | 36 | |
| 研究 | 8903-i2-16 | 加速器科学の教育に関する資料 | 37 | |
| 研究 | 8903-i2-17 | 利益相反行為防止規程 | 40 | |
| 研究 | 8903-i2-18 | 役職員倫理規程 | 43 | |
| 研究 | 8903-i2-19 | 安全衛生管理規程 | 60 | |
| 研究 | 8903-i2-20 | 研究費の取扱いに関する規程 | 73 | |
| 研究 | 8903-i2-21 | 公正な研究活動の推進に関する規程 | 77 | |
| 研究 | 8903-i3-22 | 研究活動状況に関する資料 | 80 | |
| 研究 | 8903-i3-23 | 特許出願・取得・保有件数 | 81 | |
| 研究 | 8903-i3-24 | 民間との共同研究の実施・受入状況 | 82 | |
| 研究 | 8903-i3-25 | 受託研究の受入状況 | 83 | |
| 研究 | 8903-i3-26 | 寄附金受入状況 | 84 | |
| 研究 | 8903-i3-27 | 科学研究費補助金の獲得状況 | 85 | |
| 研究 | 8903-iA-28 | つくばイノベーションアリーナ (TIA)及び、つくばパワーエレクトロニクス・コンステレーションに関する資料 | 86 | |
| 研究 | 8903-iA-29 | つくば国際戦略総合特区に関する資料 | 90 | |
| 研究 | 8903-iB-30 | 海外研究所諮問委員会、国際会議プログラム委員会等への貢献状況 | 92 | |
| 研究 | 8903-iB-31 | 国際会議の開催状況 | 93 | |
| 研究 | 8903-iB-32 | Linear Collider Collaboration (LCC)の概要 | 94 | |
| 研究 | 8903-iB-33 | Linear Collider Collaboration (LCC)の組織 | 95 | |
| 研究 | 8903-iB-34 | International Linear Collider(ILC)の組織 | 97 | |
| 研究 | 8903-iB-35 | 多国籍参画ラボ推進事業に関する資料 | 98 | |
| 研究 | 8903-iB-36 | 大規模高速制御システム構築のためのEPICS(Experimental Physics and Industrial Control Systemに関する資料 | 101 | |
| 研究 | 8903-iC-37 | 研究者等を対象としたシンポジウム等の開催状況 | 104 | |
| 研究 | 8903-iC-38 | 海外での国際会議・ワークショップ等への参加状況 | 105 | |
| 研究 | 8903-iD-39 | 高エネルギー物理学研究者会議 | 106 | |
| 研究 | 8903-iD-40 | 日本の原子核物理学研究核物理懇談会ウェブサイト | 107 | |
| 研究 | 8903-iD-41 | PFユーザーアソシエーション | 108 | |
| 研究 | 8903-iD-42 | J-PARC利用者協議会 | 112 | |
| 研究 | 8903-iE-43 | 加速器科学総合支援事業における大学等連携支援事業の実施状況 | 115 | |
| 研究 | 8903-iE-44 | 高エネルギー加速器セミナーOHO | 116 | |
| 研究 | 8903-iE-45 | The Joint Accelerator Conferences Website (JACoW) | 117 | |
| | | | | |

〈別添資料の命名規則〉

0101 - i1 - 1

法人番号 (2桁) +学部・研究科 等ごとの通し番号 (2桁) の計4 桁 分析項目番号(Iの場合にはi、Ⅱ の場合にはii)+記載項目の数字 または英字大文字 資料固有の番号 (通し番号)

※「- (ハイフン)」も含めてすべて 半角で作成してください。

〈別添資料一覧の記載項目〉

教育・研究の区分、資料番号、資料・データ名は必ず記載してください。「頁」欄については、可能であれば別添資料全体の通し番号を、「備考」欄については、公表にふさわしくないものなどを記載してください。

8903-i1-1 教員・研究員等の人数が確認できる資料

| 職名 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 教授 | 40 | 15 | 55 |
| 准教授 | 41 | 3 | 44 |
| 講師 | 12 | 0 | 12 |
| 助教 | 42 | 22 | 64 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 135 | 40 | 175 |

^{※ 2019}年5月1日現在

8903-i1-2 本務教員の年齢構成が確認できる資料

| 職名 | 年齢※ | | | | | |
|--------|-------|---------|---------|---------|-------|--|
| 4联/白 | ~34 歳 | 35~44 歳 | 45~54 歳 | 55~64 歳 | 65 歳~ | |
| 教授 | 0 | 0 | 4 | 35 | 0 | |
| 准教授 | 0 | 11 | 25 | 5 | 0 | |
| 講師 | 0 | 7 | 4 | 1 | 0 | |
| 助教 | 6 | 27 | 2 | 0 | 0 | |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 6 | 45 | 35 | 41 | 0 | |
| 割合 (%) | 4. 7 | 35. 4 | 27. 6 | 32. 3 | 0 | |

^{※ 2019}年5月1日現在の年齢としてください。

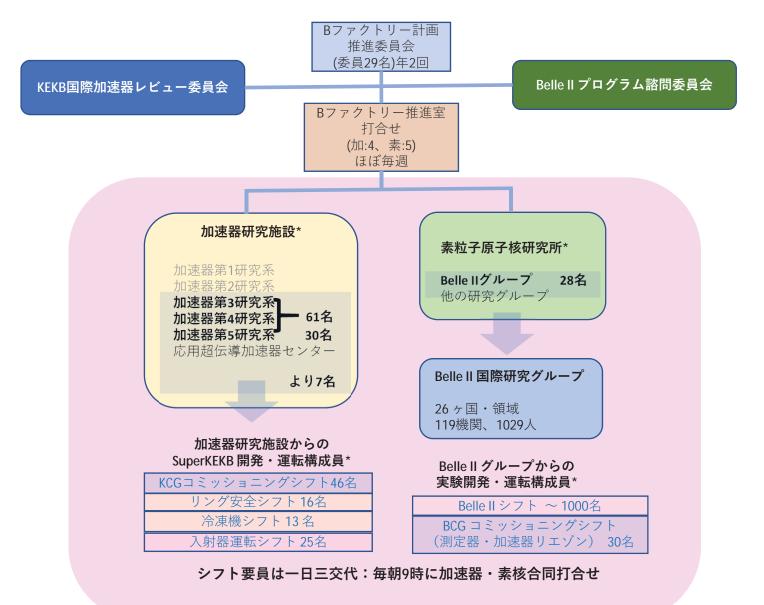
8903-i1-3 加速器の運転時間(単位:時間)

| 加速器 | 年度 | 総運転時間 | 加速器調整 | 加速器試験 | ビーム共用 | 故障 | その他 |
|------------|----------|--------|------------------|-------|------------------|---------------|------------|
| | H27 | 1, 470 | 1, 088 | 31 | 0 | 53 | 298 |
| 電子・陽電子 | H28 | 2, 121 | 1, 447 | 258 | 0 | 46 | 370 |
| 衝突型加速器 | H29 | 1, 757 | 1, 122 | 0 | 0 | 432 | 203 |
| (KEKB) | H30(注 2) | 3, 831 | 2, 244 | 74 | 661 | 262 | 590 |
| | R1 | 5, 894 | 2, 294 | 110 | 1812 | 977 | 701 |
| | H27 | 5, 296 | | | 2, 760 | 93 | 2, 443 |
| 電フ 阻電フ | H28 | 4, 733 | | | 3, 136 | 101 | 1, 496 |
| 電子・陽電子 | H29 | 4, 636 | | | 3, 230 | 173 | 1, 233 |
| 線形加速器 | Н30 | 5, 284 | | | 3, 294 | 143 | 1, 847 |
| | R1 | 5, 574 | | | 4, 215 | 165 | 1, 195 |
| | 1107 | · | 1, 391 | 0 | 1, 477 | 2, 223 | 1, 259 |
| J-PARC 加速器 | H27 | 6, 350 | 2, 296 | 0 | 2, 687 | 844 | 523 |
| ※平成 24 年度 | H28 | 6, 271 | 1, 181 | | 3, 484 | 330 | 1, 277 |
| 以降の表記 | 1120 | 0, 211 | 1, 461 | | 3, 241 | 974 | 595 |
| 上段は MLF、 | Н29 | 6, 448 | 1, 182 | | 4250 | 370 | 645 |
| 下段はニュートリノ | | | 1, 968 1, 056 | | 2, 812 4, 388 | 1, 002 252 | 666 379 |
| (NU)とかずロン | Н30 | 5, 824 | 1, 188 | | 2, 701 | 514 | 1, 934 |
| (HD)を表す。 | | | 1,096 | | 3, 488 | 206 | 1, 010 |
| (用力) 在教 9。 | R1 | 5, 800 | 1, 134 | | 1, 651 | 258 | 2, 756 |
| | H27 | 3, 323 | 478 | 0 | 2, 845 | 0 | 0 |
| バキ羽 最 フ hn | H28 | 3, 323 | 682 | 0 | 2, 641 | 0 | 0 |
| 低速陽電子加 | H29 | 3, 750 | 805 | 0 | 2, 946 | 0 | 0 |
| 速器 | Н30 | 3, 627 | 764 | 0 | 2, 863 | 0 | 0 |
| | R1 | 3, 022 | 710 | 0 | 2, 312 | 0 | 0 |
| | H27 | 3, 888 | 839. 6 | 0 | 3, 034. 0 | 14. 4 | 0 |
| DD II V & | H28 | 3, 432 | 504. 0 | 0 | 2, 910. 7 | 17. 3 | 0 |
| PF リング | Н29 | 3, 624 | 624. 0 | 0 | 2, 983. 4 | 16. 6 | 0 |
| (注1) | Н30 | 3, 696 | 576. 0 | 0 | 3, 091. 6 | 28. 4 | 0 |
| | R1 | 3, 504 | 440.0 | 0 | 3, 004. 1 | 59. 9 | 0 |
| | H27 | 3, 336 | 552.0 | 0 | 2, 753. 0 | 31. 0 | 0 |
| DD 15 | H28 | 1,821 | 717. 0 | 0 | 1, 085. 7 | 18. 3 | 0 |
| PF-AR | H29 | 2, 448 | 312. 0 | 0 | 2, 111. 3 | 24. 7 | 0 |
| (注1) | H30 | 2,064 | 456. 0 | 0 | 1, 581. 6 | 26. 4 | 0 |
| | R1 | 2, 568 | 456. 0 | 0 | 2, 099. 7 | 12. 3 | 0 |

⁽注1) PF リングと PF-AR の加速器試験時間は、加速器調整時間に含まれている。

⁽注2) H29 年度までは beam を用いた tuning (optics correction や collimation tuning 等) は「その他」に入れていたが、この部分が大きいので H30 年度から加速器調整に入れることにした。

SuperKEKB 加速器・Belle II 実験の開発・研究実施体制の概念図



応用超伝導加速器コンソーシアム ホーム 目的 対象とする技術分野 参加申込書 コンソーシアムセミナー CASAトピックス ≡



【類価延期】・予定しておりました。第二回応用額伝導加速器コンソーシアムセミナーは、予論の解型コロナウイルス感染症の発生状況を設まえ、関係を採用することといたしました。関係の経過しか立ちましたら再度ご案内させていただきます。 間に参加ご参問いただいた方には大変中に探ございませんが、ご理解の程お願い申し上げ ます。よろしくむ願いいたします。

第二回応用給伝導加速器コンソーシアムセミナー (コンソーシアム会員規定) として、下記の先生方によるセミナーを開催いたします。 (日時) 3月12日 (木) 13:30~15:30 (延期となりました)

(場所) TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原

e kashikalipshiliku.net/laulimps/gcp-akinabara/aucesu/ (プログラム)

13:30 - 開倉採押

目的

13:35-14:10 (仮題) Mo99特別規則和製造について(手代田) グスル 川保方子)

14:10-14:45 (仮頭) Mo99加速器の話 (KEK 原田健士部) 14:45-15:10 海外動向調査 (KEK 同田洋)

15:10-15:30 @d#3f18



平成31年4月1日大学共同利用模糊法人 高工ネルギー加速器研究機構 出機構では平成31年度より加速器研究施設において「店用部伝導加速器センター」を開設することとなりましたが、これにともない今後、産業界と強固な連携のもと。 総伝導加速器に関するイノーペーションの創出、社会原間を進める目的で「応用総伝導加速器コンソーシアム」を設立いたします。

≡

応用超伝導加速器コンソーシアム

ホーム 目的 対象とする技術分野 参加申込書 コンソーシアムセミナー CASAトピックス



加速器の産業・医療等への応用を推進するため、加速器研究施設の中に応用設保得加速器センターが設置されました。同センターの主導の下で、設保得高周波加速器を 中心とした加速器技術の産棄・医療応用について、産業界と連携して検討し、加速器技術の社会実装を進めるためのテーマの発展、発展を図ります。



総伝導加速器は、電力損失が小さく大強度のビームを発生させることができるため、加速器のコンパクト化が実現でき、産業応用面でも挙載的な進步を付与できること が期待されます。「応用器伝導加速器コンソーシアム」では、機構の超伝導加速器の技術やシーズを機能とした。加速器の広範な産業応用について検討いたします。社 会のニーズに答え、産業応用の出口を明確にすること、さらにそれに付請する総合的な技術の解除のイメージ機器について、産業界の参照は必須のものであります。広 用脳伝導施連載コンソーシアムは企業法人。その他の法人が参加し議論する会員務のブラットフォームとし、その目的に向け以下の活動を行っていきます。

- 1、超伝導加速線を初めとする加速器の広範な産業応用に関する調査研究の実施
- 2.産学官のニーズ、シーズの発揮と組合せ、共同開発に向けての立掌、企画等の検討
- 3. 技術情報を共有するための情報交換会、セミナー等の関値
- 4. その他、加速器人材の育成検討等、加速器技術推進に必要な諸語動

応用総伝導加速器センター(CASA)



- 1. 稻伝導加速器
- 2.小型加速器
- 3. 加速器医療店用
- 4. 小型高梯度X (y) 線源
- 5. 電子銃
- 6. 超伝導・極性温
- 7. 小型冷凍機
- 8 高温和信仰

 \equiv

応用超伝導加速器コンソーシアム ホーム 目的 対象とする技術分野 参加申込書 コンソーシアムセミナー CASAトピックス

この趣旨にご賛問いただける産業界、公的研究機関等の参画を広く求めます。



総伝導加速器利用役車化推進機(COI)施設内には、大型クリーンルーム、高圧拉純水洗浄核菌、小型冷準機設備、熱的使用真交折、電子顕微鏡、などが偏わっており、様々な実験や実験準備が行なわれている。同時に、この施設では加速器に用いられる様々な機器や部品の産学連携による共同開発も行なわれている。



ニオブという金属を加工して製作され、超波転录体へりウムを用いて3xという極低温まで冷却された状態で使用される。空洞表面で消費される高端波電力はたかだか 100 W程度のため、30 MV/mという高加速句配を維持しつつ、効率よくビーム加速を行なうごとが可能である。



 \equiv

応用超伝導加速器コンソーシアム

ホーム 目的 対象とする技術分野 参加申込書

コンソーシアムセミナー CASAトピックス



空洞製造技術開発施設(Cavity Fabrication Facility: CFF)には、超伝導加速空洞の製造に特化したプレス機、保型設盤、化学研磨設備、電子ビーム溶接機が設置されてお り、空洞製造の一連の作業を行うことができる。CFF内はクリーンルーム仕様となっており、清浄環境下での空洞製造と技術開発が可能である。



全国の大学、企業を対象とし、小型加速器の製作・運転を貸子とした教育プログラムを2016年度より立ち上げた。第一段階として10kWのクライストロンと2mの加速管 を有する基本型の小型加速器を試作、実習を行っている。今後、裝置のさらなるスペックアップを図り発展的なプログラムを構築して行く。



■ 新加申込書 (WORD)

A STATE OF STATE (PDF)

 \equiv

応用超伝導加速器コンソーシアム

ホーム 目的 対象とする技術分野 参加申込書 コンソーシアムセミナー CASAトピックス

応用超伝導加速器コンソーシアム

高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設 応用超伝導加速器センター 事務局

Links

目的 対象とする技術分野 参加申込書 コンソーシアムセミナー CASAトピックス

© 2019 KFK CASA KEK

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究推進会議規程

平成21年3月31日 規程第21号

改正 平成24年4月27日規程第34号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に、研究推進会議(以下「会議」という。) を置く。

(任務)

第2条 会議は、機構の研究プロジェクトの推進その他研究に関する重要事項について、協議、 調整を図る。

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 所長
 - (3) 施設長
 - (4) 機構長が予め指定するプロジェクトの責任者
 - (5) 管理局長
 - (6) 研究協力部長
 - (7) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 2 議長は、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

- 第9条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 2 この規程の定めるもののほか、会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第7号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成23年3月31日までとする。

附 則(平成24年4月27日規程第34号) この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 国際諮問委員会設置要項

令和元年 5 月 2 4 日 制 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に国際諮問委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、機構の研究計画全般について、機構長の諮問に応じて、幅広い 学問分野の観点から審議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、国内外の有識者のうちから機構長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任する場合、その 任期は2年とする。
- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから機構長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、機構長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、機構長がこれを招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会

において定める。

附 記

- 1 この要項は、令和元年5月24日から実施し、平成31年3月1日から適用する。
- 2 この要項の実施後、第3条に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器・共通基盤研究施設運営会議規程

平成16年4月19日 規程第27号

改正 平成17年3月29日規程第12号 改正 平成21年3月31日規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則(平成16年基本通則第1号)第17条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器・共通基盤研究施設運営会議(以下「運営会議」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設及び共通基盤研究施設(以下「研究施設」という。)に係る共同利用・共同研究に関する事項その他研究施設の運営に関する重要事項について審議する。

(組織)

- 第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員26人以内をもって組織する。
 - (1)研究施設の職員
 - (2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の職員(研究施設の職員を除く。)
 - (3)機構の行う研究と同一の研究に従事する国公私立大学の教員その他

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

- 第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 議長は、委員のうち研究施設の職員である者のうちから、副議長は、機構の職員以外の者の うちから、運営会議において選出する。
- 3 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

- 第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項 は、運営会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、第3条各号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月29日規程第12号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第18号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究プロジェクト評価実施規程

平成16年4月19日 規程第91号 改正平成20年9月22日規程第34号 改正平成21年3月31日規程第100号 改正平成23年3月30日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究プロジェクトについて評価を行うため、必要な事項を定めることを 目的とする。

(評価委員会)

- 第2条 研究プロジェクトごとに、必要に応じ個別に評価委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、評価を行う研究プロジェクトの名称を付して委員会の名称とする。
- 3 委員会の委員は、評価を実施する毎に、外部の者から機構長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、委嘱の日から当該評価報告書を受理する日までの間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める

(評価方法)

第3条 評価手法及び評価項目は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定)を参酌し、委員会において決定する。

(評価報告書)

第4条 委員会は、前条に掲げた項目等に対する評価結果及び今後の課題、提言等を含めた評価報告書をまとめ、機構長に提出するものとする。

(評価の反映)

第5条 機構長は、当該評価結果を中期計画の見直し等に適切に反映させる。

(結果の公表)

第6条 評価結果は、原則として公表するものとし、公表の手法は報告書及びホームページによるものとする。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないと認められた事項については、この限りでない。

(準用)

- 第7条 第2条に規定する委員会の他、機構長が認めるものにあっては、研究プロジェクト について評価を行うことができるものとする。
- 2 前項により評価を行う場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月22日規程第34号) この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第100号) この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第3号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。

Bファクトリー加速器レビュー委員会設置要項

平成22年10月8日 加速器研究施設長裁定 改正 令和元年9月6日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設にBファクトリー加速器レビュー委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、加速器研究施設長(以下「施設長」という。)の求めに応じ、Bファクトリー計画の主要装置であるBファクトリー加速器の総合性能に関する検討を行い、実験の進捗状況を踏まえつつ問題点を摘出し、改良計画の適切性を検討することによって、加速器の総合性能の向上を図り、研究成果の充実に資することを目的として評価を行う。

(組織)

- 第3条 委員の構成は下記のとおりとする。
 - (1) 電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者 6人以内
 - (2) 加速器のハードウェアや加速器理論などに関する学識経験者 6人以内
 - (3) その他施設長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条各号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠 員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が施設長と協議の上、これを招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。 2 この要項に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は別に定める。

附 記

この要項は、平成22年10月8日から実施する。 附 記(令和元年9月6日)

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

KEKB Review Committee

- 1st (Jun. 07-10, 1995)
- 2nd (Jan. 23-25, 1997)
- 3rd (Mar. 05-07, 1998)
- 4th (Mar. 08-10, 1999)
- 5th (Feb. 10-12, 2000)
- 6th (Feb. 23-25, 2001)
- 7th (Feb. 25-27, 2002)
- 8th (Feb. 10-12, 2003)
- 9th (Feb. 16-18, 2004)
- 10th (Feb. 21-23, 2005)
- 11th (Mar. 21-23, 2006)
- 12th (Mar. 19-21, 2007)
- 13th (Nov. 29 Dec. 05, 2007)
- 14th (Feb. 09-11, 2009)
- 15th (Feb. 15-17, 2010)
- 16th (Feb. 07-09, 2011)
- 17th (Feb. 20-22, 2012)
- 18th (Mar. 04-06, 2013)
- 19th (Mar. 03-05, 2014)
- 20th (Feb. 23-25, 2015)
- 21st (Jun. 13-15, 2016)
- 3rd domestic review (Sep. 08, 2017)
- 22nd (Mar. 14-16, 2018)
- 23rd (Jul. 08-10, 2019)
- 24th (Jul. 15-17, 2020)

last update: 2020.02.10

Agenda of the 21st KEKB Accelerator Review Committee

KEKB Review Report (pdf) (Final 20160711)

June 13-15, 2016 at meeting room on the first floor of Build. No.3, KEK Tsukuba, Japan

| Date / Time | Subject | Presenter | Slides |
|------------------|---|----------------------------------|--------------|
| Jun. 13 (Mo | n) | | |
| 8:30 - 9:00 | Executive Session | | |
| 9:00 - 9:05 | Welcome (5') | Seiya Yamaguchi | |
| 9:05 - 9:45 | Overview of SuperKEKB, status and plans (40') | Kazunori Akai | 瑟 |
| 9:45 - 10:15 | Belle II physics and construction status (30') | Tom Browder | 7 |
| 10:15 - 10:35 | Coffee Break | | |
| 10:35 - 11:05 | Overview of Phase 1 comissioning (30') | Yoshihiro Funakoshi | 1 📵 |
| 11:05 - 11:20 | Overview of lattice (15') | Yukiyoshi Ohnishi | ₹ 5 |
| 11:20 - 11:45 | Optics correction and low emittance tuning (25') | Hiroshi Sugimito | ₹ |
| 11:45 - 12:25 | Present status of the SuperKEKB Vacuum System (40') | Yusuke Suetsugu | 5 |
| 12:25 - 13:25 | Lunch (1 goukan Launge) | | |
| 13:25 - 13:45 | Instabilities: simulation and observation (20') | Kazuhito Ohmi | 5 9 5 |
| 13:45 - 14:10 | Beam instrumentation and bunch feedback systems (25') | Makoto Tobiyama | 1 1 |
| 14:10 - 14:25 | Photon monitors (15') | John Flanagan | ₹3 |
| 14:25 - 14:45 | Operation Status of RF System (20') | Tetsuya Kobayashi | ₹3 |
| 14:45 - 15:00 | Integrated vacuum control system for RF and Operation status of SCC (15') | Michiru Nishiwaki | ₹3 |
| 15:00 - 15:20 | Normal-Conducting RF Cavities for SuperKEKB / MR & DR (20) | Tetsuro Abe | 5 |
| 15:20 - 15:40 | Coffee Break | | |
| 15:40 - 16:10 | Beam background (30') | Hiroyuki Nakayamai | ₹3 |
| 16:10 - 16:50 | Magnet (40') | Mika Masuzawa , Toshiyuki Oki | 7 9 7 |
| 16:50 - 17:05 | Beam transport and injection (15') | Naoko Iida | 1 🖭 |

| 17:05 - 17:20 | beam abort system (15') | Toshihiro Mimashi | A |
|------------------|---|-------------------|--|
| 17:20 - 17:35 | Control (15') | Tatsuro Nakamura | 1 🖭 |
| 18:00 - 20:00 | Reception (Kenkyu honkan building) | | |
| Jun. 14 (Tue | <u> </u> | | <u> </u> |
| 8:30 - 8:45 | Executive Session | | |
| 8:45 - 9:00 | Beam injection control (15') | Hiroshi Kaji | 1 |
| 9:00 - 9:15 | RFgun Report (15') | Yousuke Honda | T |
| 9:15 - 9:25 | Overview of Injector (10') | Kazuro Furukawa | * |
| 9:25 - 9:45 | RFgun and Electron Beam (20') | Mitsuhiro Yoshida | ** |
| 9:45 - 10:05 | Laser and RFgun (20') | Xiangyu Zhou | 1 1 1 |
| 10:05 - 10:25 | Coffee Break | | |
| 10:25 - 10:45 | Positron source (20') | Takuya Kamitani | 1 🖭 |
| 10:45 - 11:05 | Injector Alignment (20') | Toshiyasu Higo | |
| 11:05 - 11:25 | Injector Commissioning(Phase1 & 2) (20') | Masanori Satoh | 1 |
| 11:25 - 11:55 | Positron damping ring (30') | Mitsuo Kikuchi | ₩ |
| 11:55 - 13:00 | Lunch (Kenkyu-honkan) | | |
| 13:00 - 13:20 | Interaction Region Construction towards Phase 2 (20') | Ken-ichi Kanazawa | |
| 13:20 - 13:40 | Overview of IR magnets and construction status (20') | Norihito Ohuchi | |
| 13:40 - 13:55 | Measurements of field quality for quadrupole magnets using harmonic coils (15') | Yasushi Arimoto | ₩ |
| 13:55 - 14:10 | Measurement of the magnet center with streched wire system (15') | Hiromi Iinuma | A |
| 14:10 - 14:25 | Cryostat performance (15') | Zhanguo Zong | 1 • • • • • • • • • • • • • • • • • • • |
| 14:25 - 14:40 | Quench protection system for superconducting solenoids (30') | Xdon Wang | ₹. |
| 15:00 - 17:30 | Tour (KEKB control room, MR tunnel, Linac, Damping ring, QCS) (2h30') | | |
| 17:30 - 18:30 | Dinner (3-goukan) | | |
| 18:30 - 19:00 | Executive Session / Report Writing | | |

| Jun. 15 (Wed | d) | |
|------------------|-------------------|--|
| 8:30 - 11:00 | Executive Session | |
| 11:00 - 12:00 | Close-out | |
| 12:00 - 13:00 | Lunch (3-goukan) | |
| | | |

KEKB Accelerator Review Members

- Frank Zimmermann CERN, Chairman
- Paolo Chiggiato CERN
- John Fox SLAC
- Andrew Hutton JLab.
- Eugene Perevedentsev BINP
- Matt Poelker JLab. (unable to attend)
- Robert Rimmer JLab.
- John T. Seeman SLAC
- Ralph Assman DESY
- Catia Milardi INFN
- Qing Qin IHEP
- Michael Sullivan SLAC
- Tom Taylor CERN
- Rogelio Tomas CERN
- In Soo Ko POSTECH (unable to attend)
- Seiya Yamaguchi KEK (Ex Officio Member)
- Katsunobu Oide KEK (Ex Officio Member)
- Kazunori Akai KEK (Secretary, Accelerator)
- Kazuro Furukawa KEK (Secretary, Accelerator)
- Haruyo Koiso KEK (Secretary, Accelerator)

Last update: 2016.07.11 11:00

第3回SuperKEKB**国内レビュー委員会**

Review Report (20170911) (pdf) (Final 20170911)

September 08, 2017 at Seminar hall on the first floor of Build. No.4, KEK Tsukuba, Japan

| Date / Time | Subject | Presenter | Slides | |
|---------------|-----------------------------------|-----------|----------|--|
| Sep. 8 (Fri) | Sep. 8 (Fri) | | | |
| 9:00 - 9:15 | 委員打合わせ | | | |
| 9:15 - 9:30 | 概要 (15') | 小磯 | T | |
| 9:30 - 10:00 | 陽電子源 (30') | 紙谷 | | |
| 10:00 - 10:30 | RF電子銃 (30') | 吉田 | 7 | |
| 10:30 - 10:40 | Coffee Break | | | |
| 10:40 - 11:10 | 加速管 (30') | 肥後 | 7 | |
| 11:10 - 11:40 | パルスマグネットの現状 (30') | 榎本 (嘉) | | |
| 11:40 - 11:55 | DR タイミングシステム (15') | 大西 | 7 | |
| 11:55 - 12:45 | Lunch | | | |
| 12:45 - 13:15 | QCS (30') | 大内 | K | |
| 13:15 - 13:45 | ルミノシティ調整 (30') | 船越 | | |
| 13:45 - 14:15 | Phase-1におけるLERの電子雲不安定性(ECE) (30') | 末次 | | |
| 14:15 - 14:45 | Beam Background, MDI (30') | 中山 | 7 | |
| 14:45 - 17:00 | 委員議論・答申作成 (2h15') | | 7 | |
| 17:00 - 17:30 | Close-out | | | |
| | | | | |

レビュー委員

- 生出勝宣 (委員長),
- 榎本收志

第3回SuperKEKB国内レビュー委員会

- 佐藤康太郎
- 内藤富士雄
- 中田達也
- 幅淳二,
- 原田健太郎
- 本田洋介
- 道園真一郎

Last update: 2018.03.12 13:00

Agenda of the 22nd KEKB Accelerator Review Committee

KEKB Review Report (pdf) (Final 20180328)

March 14-16, 2018 at meeting room on the first floor of Build. No.3, KEK Tsukuba, Japan

| Date / Time | Subject | Presenter | Slides |
|---------------|---------------------------------------|------------------------|------------|
| Mar. 14 (Wed) | | | |
| 8:30 - 9:00 | Executive Session | | |
| 9:00 - 9:15 | KEK roadmap (15') | Masanori Yamauchi | |
| 9:20 - 9:35 | SuperKEKB schedule (15') | Kazunori Akai | |
| 9:40 - 9:52 | Injector overview (12') | Kazuro Furukawa | TA E |
| 9:55 - 10:10 | RF gun (15') | Mitsuhiro Yoshida | |
| 10:15 - 10:35 | Coffee Break | | |
| 10:35 - 10:50 | Accelerating structure (cavity) (15') | Hiroyasu Ego | 7 |
| 10:55 - 11:10 | Pulsed magnet (15') | Yoshinori Enomoto | 7 |
| 11:15 - 11:37 | Positron (22') | Yoshinori Enomoto | 1 |
| 12:25 - 13:30 | Lunch | | |
| 13:30 - 13:52 | Beam jitters (22') | Yuji Seimiya | |
| 14:00 - 14:15 | Timing controls (15') | Hitoshi Sugimura | |
| 14:20 - 14:42 | LTR & RTL commissioning (22') | Naoko Iida | |
| 14:50 - 15:24 | DR commissioning (34') | Hiroshi Sugimoto | 7 |
| 15:35 - 15:55 | Coffee Break | | |
| 15:55 - 16:07 | DR Cavity (12') | Tetsuo Abe | |
| 16:10 - 16:25 | DR Vacuum (15') | Kyo Shibata | |
| 16:30 - 16:49 | Updates of MR vacuum system (19') | Yusuke Suetsugu | 7 |
| 16:55 - 17:17 | Monitors DR & MR (22') | Hitomi Ikeda | 乙 |
| 18:00 - 20:00 | Reception (1 go-kan 1) | | |
| Mar. 15 (Thu) | | | |
| 8:30 - 9:00 | Executive Session | | |
| 9:00 - 9:22 | Belle II detector (22') | Kohji Hara | 7 |
| 9:30 - 9:52 | IR assembly (22') | Ken-ichi Kanazawa | |
| 10:00 - 10:20 | Coffee Break | . torr form realiuzuwu | |
| 10:20 - 11:20 | QCS (1h) | Norihito Ohuchi | |
| 10:35 - 11:57 | QCS power supply (22') | Toshiyuki Oki | 7 9 |
| 10.00 11.07 | 200 power suppry (22) | 100m yaki Oki | |

| 13:30 - 13:42 | Superconducting cavities (12') | Michiru Nishiwaki | 7 |
|---------------|------------------------------------|-------------------|------------|
| 13:45 - 13:57 | RF high power system (12') | Ken Watanabe | (1) |
| 14:00 - 14:22 | Beam dynamics issues (22') | Kazuhito Ohmi | |
| 14:30 - 14:45 | Phase 2 Commissioning Plan (15') | Yukiyoshi Ohnishi | |
| 14:50 - 15:20 | Injector commissioning (30') | Masanori Satoh | |
| 15:30 - 15:40 | Tune difference in DR (10') | Hiroshi Sugimoto | |
| 15:40 - 18:00 | Executive Session / Report Writing | | |
| 18:00 - 19:00 | Dinner (3-goukan 1) | | |
| 19:00 - 20:00 | Executive Session / Report Writing | | |
| | | | |
| Mar. 16 (Fri) | | | |
| 8:30 - 11:00 | Executive Session | | |
| 11:00 - 12:00 | Close-out | | |
| 12:00 - 13:00 | Lunch (2-goukan) | | |
| | | | |

KEKB Accelerator Review Members

- Frank Zimmermann CERN, Chairman
- Ralph Assmann DESY
- Paolo Chiggiato CERN
- John Fox SLAC
- Andrew Hutton JLab
- In Soo Ko POSTECH
- Catia Milardi INFN-LNF
- Evgeny Perevedentsev BINP
- Matt Poelker JLab. (unable to attend)
- Katsunobu Oide CERN and KEK (ret.)
- Qing Qin IHEP
- Bob Rimmer JLab.
- John T. Seeman SLAC
- Michael Sullivan SLAC
- Tom Taylor CERN (ret.)
- Rogelio Tomas CERN
- Seiya Yamaguchi KEK, Director of Acc. Laboratory, Ex Officio Member
- Kazunori Akai KEK, Head of Acc. Division III, Ex Officio Member
- Haruyo Koiso KEK, Head of Acc. Division IV, Ex Officio Member
- Kazuro Furukawa KEK, Head of Acc. Division V, Ex Officio Member

Last update: 2019.07.16 10:00

Agenda of the 23rd KEKB Accelerator Review Committee

KEKB Review Report (pdf) (Final, 20190723)

July 8-10, 2019 at meeting room on the first floor of Build. No.3, KEK Tsukuba, Japan

| Date / Time | Subject | Presenter | Slides |
|---------------|---|-------------------|------------|
| Jul. 8 (Mon) | | | |
| 8:30 - 9:00 | Executive Session | | |
| 9:00 - 9:05 | Welcome (5') | Masanori Yamauchi | |
| 9:05 - 9:20 | Overview of SuperKEKB status (15') | Yusuke Suetsugu | X II |
| 9:20 - 9:50 | Present performance and plans (30') | Yukiyoshi Ohnishi | 7 🕏 |
| 9:50 - 10:20 | Belle II status (30') | Toru lijima | |
| 10:20 - 10:40 | Coffee Break | | |
| 10:40 - 11:10 | Beam-beam issues (30') | Kazuhito Ohmi | 1 |
| 11:10 - 11:30 | Optics tuning and issues (40') | Hiroshi Sugimoto | 7 |
| 11:30 - 11:50 | Beam background (Belle II) (20') | Hiroyuki Nakayama | 7 |
| 11:50 - 12:10 | Beam background (Inj. tuning) (20') | Naoko Iida | 1 |
| 12:10 - 13:30 | Lunch (1-goukan) | | |
| 13:30 - 13:50 | Beam aborts status (20') | Hitomi Ikeda | 7 |
| 13:50 - 14:20 | QCS status and plans (30') | Norihito Ohuchi | |
| 14:20 - 14:40 | Collision tuning (Feedback, Dithering) (20') | Ryuichi Ueki | ** |
| 14:40 - 15:00 | MR Magnet System (20') | Kazuhito Ohmi | 1 |
| 15:00 - 15:20 | Coffee Break | | |
| 15:20 - 15:40 | Beam monitors (XRM, SRM, Loss mon., FB) (20') | Gaku Mitsuka | |
| 15:40 - 16:00 | RF system status (20') | Tetsuya Kobayashi | 7 |
| 14:40 - 15:00 | Vacuum system status (collimators) (20') | Takuya Ishibashi | 1 |
| 16:20 - 16:40 | Coffee Break | | |
| 16:40 - 18:00 | Executive session | | |
| 18:00 - 19:00 | Reception | | |
| | | | |
| Jul. 9 (Tue) | | | |
| 8:30 - 9:00 | Executive Session | | |
| 9:00 - 9:20 | Fire at Nextef (20') | Tetsuo Abe | |
| 9:20 - 9:35 | Recovery of Injector linac (15') | Kazuro Furukawa | 7 |
| 9:35 - 10:10 | Injector beam operation (35') | Masanori Satoh | |
| 10:10 - 10:35 | Injector RF and LLRF (25') | Takako Miura | |
| 10:35 - 10:55 | Coffee Break | | |

| 10:55 - 11:20 | Injector beam monitors (25') | Fusashi Miyahara | |
|---------------|---|-------------------|----------|
| 11:20 - 11:40 | RF gun, laser and electron beam commissioning (20') | Rui Zhang | |
| 11:40 - 12:10 | Positron source (30') | Yoshinori Enomoto | |
| 12:10 - 13:30 | Lunch (1 go-kan) | | |
| 13:30 - 13:50 | Status of beam transport lines (20') | Takashi Mori | 7 |
| 13:50 - 14:20 | Emittance preservation (30') | Yuji Seimiya | |
| 14:20 - 14:40 | Control sysytem (timing system) (20') | Hiroshi Kaji | |
| 14:40 - 15:00 | Coffee Break | | |
| 15:00 - 18:00 | Executive Session / Report Writing | | |
| 18:00 - 19:00 | Working dinner | | |
| 15:00 - 18:00 | Executive Session / Report Writing | | |
| | | | |
| Jul. 10 (Wed) | | | |
| 8:30 - 11:00 | Executive Session | | |
| 11:00 - 12:00 | Close-out | | |
| 12:00 - 13:00 | Lunch (1-goukan) | | |
| | | | |

KEKB Accelerator Review Members

- Frank Zimmermann CERN, Chairman
- Ralph Assmann DESY
- Paolo Chiggiato CERN
- John Fox SLAC
- Andrew Hutton JLab
- In Soo Ko POSTECH
- Catia Milardi INFN-LNF
- Evgeny Perevedentsev BINP
- Matt Poelker JLab.
- Katsunobu Oide CERN and KEK (ret.)
- Qing Qin IHEP
- Bob Rimmer JLab.
- John Seeman SLAC
- Michael Sullivan SLAC
- Tom Taylor CERN (ret.)
- Rogelio Tomas CERN
- Seiya Yamaguchi KEK, Director of Acc. Laboratory, Ex Officio Member
- Yusuke Suetsugu KEK, Head of Acc. Division III, Ex Officio Member
- Makoto Tobiyama KEK, Head of Acc. Division IV, Ex Officio Member
- Kazuro Furukawa KEK, Head of Acc. Division V, Ex Officio Member

Last update: 2019.07.29 15:00

Accelerator Technical Advisory Committee

Member

Wolfram FISCHER (Brookhaven National Laboratory)
Mats LINDROOS (European Spallation Source)

John THOMASON Science & Technology Facilities Council (STFC)

Sheng WANG (Institute of High Energy Physics)

Toshiyuki SHIRAI (National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology)

Michael Andrew PLUM (Oak Ridge National Laboratory)

Chairman Jie WEI (Michigan State University)

Robert Zwaska Fermi National Accelerator Laboratory (FNAL)

Simone GILARDONI (European Organization for Nuclear Research (CERN))

The term of committees: until March 31, 2021

Date

17th

Time : March 1-3, 2018

Place : J-PARC Research Building-Tokai, Japan

Report: Report from the 17th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 296kb]

16th

Time : February 23-25, 2017

Place : J-PARC Research Building-Tokai, Japan

Report: Report from the 16th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 349kb]

15th

Time : February 25-27, 2016

Place : J-PARC Research Building-Tokai, Japan

Report: Report from the 15th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 147kb]

14th

Time : February 5-7, 2015 Place : KEK Tokai Bldg. #1, Japan

Report: Report from the 14th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 59kb]

13th

Time : March 6-8, 2014

Place : Ibaraki Quantum Beam Research Center-Tokai, Japan

Report: Report from the 13th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 91.7kb]

12th

Time : February 21-23, 2013

Place : Ibaraki Quantum Beam Research Center-Tokai, Japan

Report: Report from the 12th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 207kb]

11th

Time : February 23-25, 2012

Place : Ibaraki Quantum Beam Research Center-Tokai, Japan

Report: Report from the 11th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 104kb]

10th

Time : February 17-19, 2011

Place : Ibaraki Quantum Beam Research Center-Tokai, Japan

Report: Report from the 10th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 186kb]

9th

Time: March 11-13, 2010

Place : Ibaraki Quantum Beam Research Center-Tokai, Japan

Report: Report from the 9th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 276kb]

8th

Time : March 5-7, 2009 Place : JAEA-Tokai, Japan

Report: Report from the 8th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 130kb]

7th

Time : February 28-March 1, 2008 Place : JAEA-Tokai, Japan

Report: Report from the 7th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 96kb]

6th

Time : March 1-3,2007 Place : JAEA-Tokai, Japan

Report: Report from the 6th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 100kb]

5th

Time : February 23-25,2006 Place : JAEA-Tokai, Japan

Report: Report from the 5th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 204kb]

4th

Time : February 24-26,2005

Place : KEK

Report: Report from the 4th Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 134kb]

3rd

Time : March 5-6,2004

Place : Japan Atomic Energy Research Institute

Report: Report from the 3rd Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 233kb]

2nd

Time : March 7-8,2003

Place : KEK

Report: Report from the 2nd Meeting of the Accelerator Technical Advisory Committee for the Japan Proton

Accelerator Research Complex (J-PARC) [PDF 176kb]

1st

Time : May 21-23,2002

Place : KEK

Report : Report of the Accelerator Technical Advisory Committee for the JAERI-KEK Joint Project [PDF 80kb]

8903-i2-13 金属磁性体を利用する先端加速器技術がKEKと欧州CERNで導入されることに関する資料



平成29年11月28日

J-PARC ハイライト特集

日欧の加速器の高性能化に貢献

- J-PARC、CERNで使う金属磁性体を製造 -

先端技術の粋を集めて自然の極限を探る最先端の加速器は、さまざまな工夫を積み重ねて増強が迫られる宿命にあります。J-PARCセンターの大森千広(おおもり・ちひろ)教授らが所属するリング高周波加速(RF)グループは、高周波加速システムに必要な高性能な金属磁性体の製造装置を開発しました。この磁性体はJ-PARCの加速器に導入されたほか、ジュネーブ郊外にある欧州合同原子核研究機関(CERN)の加速器用にも製造され、日欧の大型加速器の増強を担い、さらにがん治療用の加速器の小型化やコスト低下にもつながる機能を発揮するものとして、期待されています。

● 長年の開発努力が実った

J-PARCを共同運営する組織のひとつである高エネルギー加速器研究機構 (KEK) は20年以上にわたって、粒子の速度が変わる陽子・イオン加速器用に、広帯域で加速電圧の高い高周波加速システムの開発を続けてきました。これは自動車に例えるならば、どんな速度でも加速の良いエンジンということです。その努力が実り、KEKとJAEAの開発したシステムは、今や加速器高性能化の切り札の一つになっています。

J-PARCの加速器は、全長300mの線形加速器「リニアック」、周長350mの3GeVシンクロトロン「RCS」、周長1600mの主リングシンクロトロン「MR」から成り、この3段階の加速器で陽子を順次加速して、光速の99.95%に達するビームを生成し、各種の実験に提供しています。今回、このJ-PARCの加速器に、世界で初めて金属磁性体 (日立金属の軟磁性材料ファインメット®) が使われた加速空洞がRCSとMRに本格的に導入され、この結果、3GeV RCSの小型化と、高次高調波導入によるビーム強度増強が可能になりました。

今回の開発に至る以前、KEKの研究チームは、2011年にJ-PARCハドロンホールで超高性能磁性体の製造装置のコア開発に成功しています (プレスリリースhttp://www2.kek.jp/ja/news/press/2011/080315/)。 さらに2013年には、大森教授らが高性能な金属磁性体ファインメット®FT3Lの大型リング製造装置を自作しました。

今回の製造装置の開発に際して、大森教授らのチームは、J-PARCのハドロン、ニュートリノ、低温グループの他、つくば放射光ERLグループにも協力を仰ぎました。金属磁性体中のナノ結晶の挙動については、物質・生命科学実験施設MLFのミュオングループとの μ SR実験によって理解を深めました。大森教授は「一連の開発はJ-PARC/KEKの各部門の連携、協力があって実現しました」と話しています。

試験後に、大型リング量産のため、この装置は日立金属の工場に貸し出されました。同工場で、MRのビーム間隔を短縮する高繰り返し化に必要となる280枚の金属磁性体大型リングが製造され、2014から16年にかけて、これらのリングを組み込んだ新しい空洞がJ-PARCの加速器に設置されていた既存の空洞と交換され、加速空洞が高性能化されました。

J-PARC highlight 2017年



J-PARCニュートリノモニター様で試験中だった福場 磁場中熱処理装置で作られた高性能な金属磁性体中熱処理炉。後日、日立金属での重産に用いられた。 を用いたMRの加速空洞

■ KEKとCERNの共同研究

KEKとCERNは重イオン加速器「LEIR (Low Energy Ion Ring)」の共同研究以来、2002年からこの広帯域加速空洞の分野で共同研究を続けています。2012年、両機関は、新たな共同研究として2つの陽子加速器PSB (PSブースター) への金属磁性体FT3Lを用いた加速空洞 (金属磁性体ファインメット®FT3L空洞) の導入の検討とPSの ビーム不安定現象対策のための空洞の開発を開始しました (http://www2.kek.jp/accl/topics/topics120308.html)。 CERNでは、陽子は、線形加速器、PSB、PS (陽子シンクロトロン)、SPS (Super Proton Synchrotron) を経てLHC で加速されており、PSBは陽子ビーム加速専用の装置になりますが、この開発はLHC入射器増強計画の一環に 位置付けられています。

KEKの磁場中熱処理装置を用いて、両機関の共同研究チームがPSB用の金属磁性体FT3Lリングを製造したところ、他の装置で製造した金属磁性体より高い性能であることが確認されました。そのため、PSB用の量産に は、KEKが開発したこの磁場中熱処理装置が使用されることになりました。



KEKの磁場中熱処理装置でつくられたPSB用金属磁性体リング

■ LHCの増強計画に採用

LHCの入射器であるPSBの増強については、当初、旧型のフェライト空洞更新計画が考えられていました。しかし、J-PARCで開発した製造装置による金属磁性体ファインメット®FT3L空洞の高い性能と価格的な優位性が認められ、2回の国際レビューを経て、CERNのPSB増強に採用されることになりました。

CERNでは、2016年から高周波システムの量産が始まり、2019、2020年のLHC長期停止期間LS2 (Long Shut Down2) にPSBでの空洞入れ替えの大作業が予定されています。



CERNで組み立て中のPSB空洞



共同研究者のMauro Paluzzi氏と大森千広教授

● 検討や調査を重ねて量産へ

FT3L空洞の量産に至るまでに、CERNでは広帯域空洞導入について、ハード、ソフト、制御、加速器理論など多角的な観点からの検討が行われました。2013年はCERNの長期運転停止期間であったため、J-PARCの施設を用いて、ビームが空洞に与える影響の調査とPSB加速器のトンネル内に置かれる半導体増幅器に対する放射線の影響の調査が行われました。放射線の影響に関するより詳細な検討は、J-PARCでの試験の後、国内外の放射線照射施設で現在も継続されています。

そしてついに、2014年にPSBのリングに空洞が設置され、ビーム試験により、FT3L空洞の高い性能が確かめられました。現在のPSBで現在使われている3種類のフェライト空洞を、たった一種類の広帯域空洞で賄うことができるようになるため、2019、2020年のLHC長期停止期間の際、すべての空洞をFT3L空洞に入れ替えることとなっています。



PSBの広帯域空洞と大森千広教授

この入れ替えによって、PSBではより高強度のビーム加速が可能になり、最大エネルギーも現状の1.4GeV (GeVは10億電子ボルトでエネルギーの単位) から2GeVに上がります。入射器の性能向上はLHCでのルミノシティ (粒子の衝突性能) 向上にもつながります。

KEKはこのCERNのPSBのために、必要な340枚のうちの132枚の金属磁性体ファインメット®FT3Lリングを提供したほか、磁場中熱処理装置を用いた量産のサポートを行い、製造中の初期トラブルに対応しました。残りの208枚はCERNが発注しましたが、340枚のすべてが、KEKが開発した製造装置で作られて輸出されました。組み立て中のPSB空洞の写真に写っている金属磁性体リングで左右の端にある白くて長いラベルのものはKEKから提供したものです。KEK/J-PARCの製造装置によって、340枚の金属磁性体空洞が安定して高い性能を維持し、量産に成功したのです。

この日欧の高周波加速の共同研究では、PSBの他にも、PS加速器に設置した広帯域空洞を用いて、ビームを不安定にし、LHCでのルミノシティ向上の妨げになる「結合バンチ不安定性」現象の対策の研究を行っています。

以上の研究の中心を担ってきた大森教授は「磁場の中で性能の良い磁性体を作る装置は加速器の増強にとって大きな役割を果たします。KEK/J-PARCとCERNの共同研究もうまく進み、ベストの高性能磁性体を提供できました。実際に加速器の改良に使われるのは喜ばしいことです。今後も加速システムの性能を上げるよう研究を続けていきます」と話しています。

● 参考文献

CERN COURIER 7-8月号 Vol 57 Number 6 http://cerncourier.com/cws/article/cern/69321 CERN Bulletin Issue No.29-30/2017 http://bulletinserv.cern.ch/emails/archive/364/

▲ Page TOP

©2017 J-PARC Center. All rights reserved

8903-i2-14 ホウ素中性子捕捉療法(BNCT) のための加速器装置に関する紹介記事

文字サイズ 拡大 背景変更 多言語 English 中文 Русский 交通アクセス Q 電 話 再 診はこちら 受付・診療時間はこちら University of Tsukuba Hospital >筑波大学 >院内専用サイト 病院について 診療科・施設紹介 来院・入院の方 医療機関の方 採用情報 つくホスPICKS

ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)用「直線型陽子線加速器」が完成、治療拠点となる、い

ばらき中性子医療研究センター(那珂郡東海村)内に設置(2012.09.14)

ホーム > 新着情報一覧 > 2012 >

ホウ素中性子捕捉療法 (BNCT) 用「直線型陽子線加速器」が完成、治療拠点となる、いばらき中性子医療研究センター(那珂郡東海村)内に設置(2012.09.14)

ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)用「直線型陽子線加速器」が完成、治療拠点となる、いばらき中性子医療研究センター(那珂郡東海村)内に設置(2012.09.14)

9月14日(金)、つくば国際戦略総合特区の先導的プロジェクトのひとつである、ホウ素中性子捕捉療法 (BNCT)による、次世代がん治療の開発実用化における治療装置の主要部分である「直線型陽子線加速器」の本体 装置が完成し、治療拠点となるいばらき中性子医療研究センター(那珂郡東海村)に設置し、見学会を行いました。 直線型陽子線加速器は、平成22年度からNEDO((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)等の競争的資金を

直線型陽子線加速器は、平成22年度からNEDO((独)新工ネルギー・産業技術総合開発機構)等の競争的資金を用いて、高工ネルギー加速器研究機構、日本原子力研究開発機構、北海道大学などと連携して研究開発を進めてきたところであり、今般の加速器完成に伴い、茨城県が治療拠点として改修整備中の「いばらき中性子医療研究センター」内に設置したものです。

今後は、陽子線加速器の付帯設備を据え付けて動作試験を開始するとともに、並行して中性子発生装置等の研究開発に取組み、平成26年度中には治療装置を完成させて中性子ビームを発生させ、平成27年度中の先進医療化を目指します。

※ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)による、次世代がん治療

http://www.tsukuba-sogotokku.jp/project1/

新着情報一覧

2020年

2019年

2018年

2017年

2016年

2015年

2014年

2013年

2012年

2011年



説明される左から松村副病院長及び熊田准教授



ホウ素中性子捕捉療法用「直線型加速器」



直線型加速器の説明を受ける米倉副学長外

筑波大学附属病院

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1 代表電話 029-853-3900 予約センター 029-853-3570 (※当院は全科予約制です)

交通アクセス



Copyright © 2020 University of Tsukuba Hospital, All Rights Reserved.



関連リンク プライバシーポリシー

8903-i2-15 核医学用検査薬99Mo (モリブデン同位元素)の生成に関するプレスリリース

超伝導加速器による医療用RI製造実験開始 -モリブデン99の国内供給体制の確立を目指して-

i 2019 年 10 月 18 日

#プレスリリース (https://www.kek.jp/ja/newsroom/pressrelease/)

#加速器 (https://www.kek.jp/ja/newsroom/accl/)

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 株式会社アクセルレーター

概要

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「KEK」)は、株式会社アクセルレーター(東京都渋谷区、代表取締役 那珂 通雅)から、モリブデン99の国内供給体制の確立を目指した研究開発を委託され、この度、KEK加速器研究施設(山口誠哉施設長)の応用超伝導加速器センターにおいて、エネルギー回収型線形加速器(Energy Recovery Linac: ERL)の小型実証機であるコンパクトERL(cERL)の超伝導加速器を用いた医療用RIであるモリブデン99の製造に国内で初めて成功した。今回の研究成果から、国内で超伝導加速器を使った、十分な量の医療用RI製造が可能になることが期待される。

研究成果のポイント

- ◇超伝導加速器を用いて放射性医薬品の原料となるラジオアイソトープ(放射性同位体、以下「RI」)の一つであるモリブデン99の製造に国内で初めて成功した。
- ◇超伝導加速器の大出力で高安定という特長を活かすことで、ウラニウムを用いず、またウラニウムを用いないことでプルトニウムを発生することなく医療用RI製造が可能となる。
- ◇特に、100%輸入に頼っていたモリブデン-99の国内製造が可能となり、安定供給が期待される。

詳しくは 🖸 プレスリリース (https://www.kek.jp/ja/newsroom/attic/PR20191018.pdf) をご参照ください。

© 1971 - 2020 KEK

教育

素粒子物理や加速器科学は、科学の新しい地平を切り拓く最先端の学術分野です。 KEKでは最先端科学に挑戦する、好奇心とチャレンジ精神にあふれる「基礎科学の未来を担う人材」の育成をめざして、様々な教育活動を実施しています。

また、大学共同利用機関であるKEKは、総合研究大学院大学(総研大)の「高エネルギー加速器科学研究科」の基盤研究所として、最先端の研究施設・設備を大学院教育に提供しています。

中学生・高校生向け

KEKでは、青少年の科学技術に対する興味・関心を高め、知的探求心の 育成に資するため、中学生・高校生等を対象に以下の事業を実施して います。

職場体験 (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/WorkExperience/)

実習受入 (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/Hands-On/)

<u>B-Lab: 高校生対象の素粒子発見プログラム (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/B-Lab/)</u>

Belle Plus: 高校生のための素粒子サイエンスキャンプ (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/BellePlus/)

<u>ウィンターサイエンスキャンプ (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/ScienceCamp/)</u>

TYL スクール理系女子キャンプ (https://www.kek.jp/ja/Education/HighSchool/RkjCamp/)

大学院生・大学生向け

<u>総合研究大学院大学 (https://www.kek.jp/ja/Education/Graduate/Sokendai/)</u>

大学院学生の受入 (https://www.kek.jp/ja/Education/Graduate/Acceptance/)

<u>連携大学院 (https://www.kek.jp/ja/Education/Graduate/CooperativeGraduateSchoolProgram/)</u>

学部学生の実習受入 (https://www.kek.jp/ja/Education/Graduate//Undergraduate/)

KEK サマーチャレンジ (https://www.kek.jp/ja/Education/Graduate /SummerChallenge/)

外国人留学生向け

総合研究大学院大学高工ネルギー加速器科学研究科(加速器科学専攻、物質構造科学専攻、素粒子原子核専攻)の5年一貫制博士課程(3年次編入学)に在籍する私費外国人留学生に対し奨学金を支給し、修学を支援しています。

<u>外国人留学生 奨学金奨学生募集 (https://www.kek.jp/ja/Education</u>/Contribution/Scholarship/)

<u>外国人留学生支援のための寄附金募集 (https://www.kek.jp/ja/Education</u>/Contribution/)

© 1971 - 2020 KEK



このセミナーはこれからの高エネルギー加速器をになう若手研究者の育成と、一般企業の研究者の加速器科学への理解を深めることを目的として、1984年より毎年開催しております。

第一線で活躍中の各分野の専門家が、その年のテーマ毎に 最先端の加速器科学を基礎から講義します。



Home

OHO'19

Previous OHO

OHO テキスト 一覧

アクセス

KEK施設案内

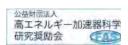
最新情報

- 2019.10.2 <u>OHOテキストー覧ページ</u>に今年度のテキストデータを掲載しました。 ┅┉
- [◎] 2019.9.27 <u>テキストページ</u>を更新しました。
- [●] 2019.9.17 <u>Photosページ</u>を更新しました。
- 2019.9.13.2019年度も活気ある授業が展開されました。皆様方

関連リンク先







共催:

- 公益財団法人・高エネルギー加速器科学研究奨励会
- ◆ 大学共同利用機関法人・高エネルギー加速器研究機構
- 国立大学法人・総合研究大学院大学

Last Updated: June 3, 2020





事務局 住所: 〒305-0801 つくば市大穂1 – 1 高エネルギー加速器研究機構内

TEL・FAX: 029-879-0471 e-mail: info@heas.jp ホームページ: http://www.heas.jp/

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反行為防止規程

平成17年6月24日 規程第52号 改正平成21年3月31日規程第92号 改正平成28年10月18日規程第57号

改正 令和元年9月30日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構利益相反ポリシー(平成17年3月29日制定)の定めるところに従い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の産学公連携活動における役員及び職員(以下「職員等」という。)の利益相反行為を防止し、産学公連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「利益相反行為」とは、研究及び教育等に関する機構の職員等としての義務よりも、 自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。例えば、次に掲げる行為は、利益相反 行為と推定する。
 - イ 機構としての研究並びに教育及びその成果の活用という目的にそぐわない専ら兼 業・兼職先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為
 - ロ 企業等との共同研究等において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族 が取締役、執行役、その他理事を務める企業等に帰属せしめる行為
 - ハ 機構において指導する大学院生を、研究・教育の目的に反する産学公連携活動に従事させる行為又は当該大学院生の所属する大学の利害に反する活動に従事させる行為
- (2)「企業等」とは、企業、国、地方公共団体の行政機関、国立大学法人、大学共同利用 機関法人、独立行政法人又はその他の団体をいう。
- (3)「産学公連携活動」とは、職員等が企業等との共同研究等に従事することをいう。

(利益相反行為の回避)

第3条 職員等は、産学公連携活動を行うに当たっては、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

- 第4条 機構長の下に、利益相反マネジメントを適正に行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「利益相反マネジメント委員会」という。)を置く。
- 2 利益相反マネジメント委員会は、ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかど うかの調査審議・勧告、社会への情報公開等を行う。

(研究費等受入審査会の設置)

第5条 利益相反マネジメント委員会の下に、受託研究、共同研究(経費の伴うものに限る。)、学術指導、寄附金、寄贈の土地建物その他の物品等(図書、科学研究費補助金による現物寄附を除く。)、助成金及び受託研究員の受入れの可否等について審議するため、研究費等受入審査会を置く。

(利益相反アドバイザーの配置)

- 第6条 利益相反マネジメント委員会の下に、機構における利益相反の日常的な相談窓口 として、利益相反アドバイザーを配置する。
- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント委員会の推薦に基づき、機構長が任命 する。
- 3 利益相反アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、その再任を妨げない。

(情報公開・開示)

第7条 産学公連携活動に携わる職員等は、産学公連携における利益相反問題をチェック するために必要最小限の範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、利益相 反マネジメント委員会あて毎年4月末日までに提出しなければならない。

(措置等)

- 第8条 機構長は、職員等の行為がこの規程に違反した場合、利益相反マネジメント委員会の勧告に基づき、次の措置を行うことができる。
- (1) 指導
- (2)注意
- (3) 厳重注意
- (4) 産学公連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除
- 2 利益相反マネジメント委員会は、前項の措置を機構長に勧告するためには、措置の対処となる職員等に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。
- 3 利益相反マネジメント委員会は、この規程に違反する職員の行為が大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則(平成16年規則第1号)に規定する懲戒 事由に該当する場合は、懲戒処分を行うことを機構長に勧告することができる。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初の利益相反アドバイザーの任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
 - 附則(平成21年3月31日規程第92号)
 - この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附則(平成28年10月18日規程第57号)
 - この規程は、平成28年10月18日から施行する。
 - 附則(令和元年9月30日規程第3号)
 - この規程は、令和元年9月30日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 役職員倫理規程

(平成28年3月30日 規程第38号_→

改正 平成30年 3月29日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に勤務する役員の倫理、並びに職員就業規則(平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第39条の規定に基づく職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理行動規準)

- 第2条 役員及び職員(以下「役職員」という。)は、機構の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げることを職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - (1)常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
 - (2)常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を自らや自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
 - (3)法令及び機構の規程等に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
 - (4)職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (5)勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

- 第3条 この規程において「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、役職員 の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に 関する者として機構長が別に定める者を除く。
 - (1)機構の規程等に基づき機構の施設、設備、知的財産の利用(施設等が利用できる研究員制度等を含む。以下、「共同利用等」という。)を行わせる事務において、共同利用等を行っている者及び共同利用等を申請している者又は申請しようとしている者
 - (2)役職員等が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している者、これらの契約の申込みをしている者及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである者
- 2 役職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関

係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、 当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその職に基づく影響力を当該他の役職員に行使 させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合に おいては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理監督者とその責務等)

- 第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。
- 2 倫理監督者は、機構長をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる事項の責務を有する。
 - (1)役職員からの第6条又は第8条第2項の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2)役職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3)役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(倫理監督者の補佐)

第5条 管理局長は、前条に規定する倫理監督者の責務等について補佐しなければならない。

(倫理監督者への相談)

第6条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 役職員は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1)利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (2)利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - (3)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受ける
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5)利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (6)利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7)利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8)利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9)利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1)利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2)多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
- (5)職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7)職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第8条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。)があるものであって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断 することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

- 第9条 役職員は、利害関係者以外の者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価 を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わ せなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触)

第10条 役職員が国の行政機関、地方公共団体及び公益法人等の役職員と接触する場合については、この規程の目的の趣旨を理解し、疑惑や不信を招くことがないように十分留意しなければならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第11条 役職員は、他の役職員の第7条又は第9条の規定に違反する行為によって当該他の 役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産 上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受して はならない。
- 2 役職員は、倫理監督者その他当該役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上 司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料 するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 役員並びに職員給与規程別表第6指定職本給表の適用を受ける職員及び職員給与規程第40条の規定による管理職手当及び同規程第45条の規定による技術手当を支給されるものは、その管理し、又は監督する役職員がこの規程又はこの規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第12条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別紙1により倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - (1)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - (2)私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用 について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負 担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の兼職・兼業に関する規程(平成16年規程第8号)の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ別紙2により倫理監督者の承認を得なければならない。

(金銭等の贈与、講演等、株取引及び所得の報告)

第14条 役職員(次表に掲げる適用者に限る。)は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下この条において「贈与等」という。)を受けたと

き又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)、前年において行った株券等の取得又は譲渡(以下この条において「株取引等」という。)並びに前年分の所得(以下「所得等」という。)について、次表により3月1日から同月31日までの間に機構長に報告(贈与等については四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内)しなければならない。

| 事項 | 事業者等からの | 株取引等の報告 | 所得等の報告 |
|--|---------|---------|------------|
| | 贈与等の報告 | (別紙4) | (別紙5) |
| | (別紙3) | | ※前年分の所得につ |
| | | | いて同年分の所得税 |
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | | が課される場合にお |
| 適用者 | | | ける当該所得の報告。 |
| 役員、指定職本給表 の適用を受ける者 | 0 | 0 | 0 |
| 管理職手当又は技術 手当の支給を受ける者 | 0 | | |

(再就職等の規制)

- 第15条 役員及び職員(非常勤の者を除く。以下「常勤役職員」という。)は、密接関係法人等に対し、他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の常勤役職員若しくは当該常勤役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の常勤役職員をその離職後に、若しくは当該常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1)基礎研究、福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事し、若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役職員であった 者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (2)退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (3)大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であったものであって任期(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (4)国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第31条の2第1項の評価(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)の結果に基づき法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として第17条第2号に規定するもの以外の地位に就いたことがない他の常勤役職員

が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係 法人等の地位に就かせることを目的として行うとき

- (5)法人法第31条の4第1項の規定による措置であって30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のために措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき
- 3 前2項の「密接関係法人等」とは、営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項において「営利企業」という。)及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)機構が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している営利企業等、又は機構が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業として独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)第5条、又は第6条に定めるもの
 - (2) 第1項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の目前5年間に係る営利企業等の事業年度(以下、この号において「事業年度」という。)のうちいずれかの事業年度において機構との間に締結した売買、貸借、請負その他の契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。)の総額が2千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント(資本の額又は出資の総額が3億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が300人以上である営利企業等にあっては、10パーセント)以上であるもの
- 4 第2項第2号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、常勤役職員が機構長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
- 5 第2項第2号の「退職手当通算予定役職員」とは、機構長の要請に応じ、引き続いて退職 手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職 手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であって、当該退 職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者 をいう。
- 6 第1項の規定によるもののほか、役職員は、独立行政法人通則法(平成11年7月16日 法律第103号)、法人法若しくは他の法令若しくは機構が定める業務方法書、その他の機 構が定める規程等に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること

若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第16条 役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違 反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業 等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

- 第17条 役職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく機構長に別紙6により届け出なければならない。
 - (1)常勤役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位についている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役職員に対して行う、機構と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する業務(機構の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (2)前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は労働基準法に規定する管理又は監督の地位にある職員の範囲に関する規程(平成16年規程第79号)第1条に掲げる職員、組織規程(平成16年規程第30号)第30条第1項に定める技術調整役及び第33条第1項に定める技術副主幹の職に就いていた者が、離職後2年を経過するまでの間に、役職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (3)前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、機構と営利企業等(当該再就職者が現に その地位に就いているものに限る。)との間の契約であって機構においてその締結につい て自らが決定したもの又は機構による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2項 に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(機構長への再就職の届出)

- 第18条 常勤役職員(第15条第5項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。以下この 条において同じ。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やか に機構長に別紙7により届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、 遅滞なく、機構長に別紙8により届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、 遅滞なく、機構長に別紙9により届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出を受けた機構長は、法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った常勤役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものと

する。

(機構長がとるべき措置等)

- 第19条 機構長は、役職員が第15条から前条までの規定に違反する行為をしたと認めると きは、当該役職員に対する監督上の措置及び機構における当該規定の遵守を確保するために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 第17条の規定による届出を受けた機構長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実がある と認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措 置を講じなければならない。
- 3 機構長は、当該年度の4月1日以降遅延なく、前年度にかかる第17条の規定による届出 及び前2項の措置の内容を取りまとめて、文部科学大臣に報告しなければならない。

(違反に対する処分等)

- 第20条 役職員にこの規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、管理局長(ただし、管理局長に違反行為があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、監査室長。以下同じ。)は当該役職員に関係する組織の長等と連携して、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行うものとし、その結果を倫理監督者に報告するものとする。
- 2 違反行為があると認められる役職員からの辞職の申し出があった場合おいては、当該役職員を人事管理上必要な処分に付することにつき相当の事由があると思料するときは、機構長は辞職の承認を留保し、管理局長に必要な実情調査を命じるものとする。
- 3 前2項の調査の結果、役職員に違反行為があったと認められるときは、役員にあっては法人法、職員にあっては機構の関係規程等に則り、懲戒処分等の必要な措置を厳正に行うものとする。

(実施規定)

第21条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年3月30日規程第38号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員倫理規程 (平成16年規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月29日規程第16号)

この規程は、平成30年3月29日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

所属長

平成 年 月 日

利害関係者との飲食に関する届出書

所職名名

役職員倫理規程第12条による利害関係者との飲食について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 飲食の目的、理由
- 2 飲食の相手方
- 3 飲食の内容(飲食に要する予定金額を含む)
- 4 飲食の日時
- 5 飲食の場所

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|--------------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、 施設長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。 別紙2

所 属 長

平成 年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書

所 属 名 氏

A

役職員倫理規程第13条の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演、著述等の依頼者
- 2 講演、著述等の内容 (講演等の対象者を含む)
- 3 講演、著述等を行う日時、場所
- 4 報酬の額

上記の申請を承認する。

平成 年 月 日

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 〇〇 〇〇 印

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、施設 長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。

贈与等報告書

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 殿

所職名名

| 贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受け | |
|-----------------------|--|
| た年月日 | |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実 | |
| | |
| 贈与等の内容又は報酬の内容 | |
| | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額 | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額として推計した額を記載している場合に | |
| あっては、その推計の根拠 | |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接 | |
| 待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応 | |
| 接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数 | |
| の者が居合わせた立食パーティー等の場におい | |
| て受けた供応接待にあっては、当該供応接待の | |
| 場に居合わせた者の概数) | |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業 | |
| 者等の名称及び住所 | |
| 国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を | |
| 受ける役員等が贈与等を行った場合にあって | |
| は、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該 | |
| 役員等が複数であるときは、当該役員等を代表 | |
| する者の役職又は地位及び氏名) | |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と | |
| 職員の職務との関係及び当該職員が属する行政 | |
| 機関との関係 | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (3) 「贈与等に内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (4) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。
- (5) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株取引等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

| | 年 | 月 | 日 | 株券等の種類 | 銘 柄 | 数 | 対価の額 |
|------|---|---|---|--------|-----|---|------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 取 | | | | | | | |
| - | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 得 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 譲 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| - | | | | | | | |
| 渡 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券又は新株引受権付社債券の別を記載する。

所得等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名

1

□ 本機構からの給与(報酬)所得のみ □ 本機構からの給与(報酬)所得以外の所得等あり

| <u> </u> | 147 | * り (ノ) f | 行子 (報問 | ולל לוו | 付りか | | <u>ш</u> 4 | 下版件/ | 2001年(報酬)月待以外の月待寺を |
|----------|-----|-----------|-------------------|---------|-----|---|------------|------|--------------------|
| | | | | | 所 | 得 | 金 | 額 | 基因となった事実 |
| | 事 | 業 | 所 | 得 | | | | | |
| | 不 | 動 | 産所 | 得 | | | | | |
| 総 | 利 | 子 | 所 | 得 | | | | | |
| 合 | 配 | 当 | 所 | 得 | | | | | |
| 課 | 給 | 与 | 所 | 得 | | | | | |
| 税 | 雑 | | 所 | 得 | | | | | |
| | 譲 | 渡 | 所 | 得 | | | | | |
| | | 時 | 所 | 得 | | | | | |
| | 土地 | 事 等の | | 行得 | | | | | |
| 分 | 短其 | 月 譲 | 渡所 | 得 | | | | | |
| 離 | 長期 | 湧 譲 | 渡 所 | 得 | | | | | |
| 課税 | 株式等 | 学の | * ・譲渡 雑 | 所得 | | | | | |
| | 上場村 | 朱式等 | 手の配当月 | 折得 | | | | | |
| | 山 | 林 | 所 | 得 | _ | | | | |

| 贈 | 与 | 等 | \mathcal{O} | 課 | 税 | 価 | 額 |
|---|---|---|---------------|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

(注)

- (1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2)「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。
- (3)「給与所得」欄は、本機構からの給与(報酬)所得は記載を省略してよい。
- (4)「本機構からの給与(報酬)所得のみ」に該当する場合、表中の項目について記載する必要はない。

| | | | | | 平成 | 年 | 月 | |
|-------------------------|----------------------|-----------|------------------|-------|-------|------|-------|--|
| 再就職者から法々 | 令等違反行為の要 | 要求又に | は依頼 | 頁を受ける | た場合の届 | 出 | | |
| 大学共同利用機関法人高エネルギ | ギー加速器研究機 | 幾構長 | 殿 | | | | | |
| | | | 所 | 属 | | | | |
| | | | 職 | 名 | | | | |
| | | | 氏 | 名 | | | | |
| 投職員倫理規程第17条の規定に | r 其づき 下記 <i>0</i> | カレおり |) 届月 | Hをしまっ | ₽ | | | |
| この届出書の記載事項は、事実に | | | / / H I L | 1202 | 7 0 | | | |
| | | | | | | | | |
| | 言 | 2 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | : 餌たした 再計職 | 老の氏 | 夕竺 | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 (ふりがな) | 頼をした再就職法令等違反 | | | | 依頼が行わ | つれた日 | 時 | |
| | 1 | | | | 依頼が行わ | つれた日 | 時 | |
| (ふりがな) | 法令等違反 | 可行為の | の要え | 大等又は | | つれた日 | 時 | |
| (ふりがな) | 法令等違反 | 可行為の | の要え | | | かれた日 | 時 | |
| (ふりがな) | 法令等違反 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反 平成 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反 平成 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |
| (ふりがな) 氏 名 勤務先営利企業等の名称 | 法令等違反 平成 勤務先営和 | 可行為6 年 | の要求 月 | 大等又は(| 時 | | 時 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

役職員倫理規程第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 - | 再就職の約束をした日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
|----------|-------------------------|-----|------|------|---|---|--|
| 2 | 離職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 3 ‡ | 再就職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 4 ‡ | 再就職先の名称及び連絡先 | | | | | | |
| ī - ē | 再就職先の業務内容 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 6 - | 再就職先における地位 | | | | | | |
| 7 | 再就職の約束をした日以前に、再就職先に | (当該 | 日ありの | の場合) | | | |
| 対し、 | 、最初に当該再就職先の地位に就くことを | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 要求 | した日 (*1) (当該日がなかった場合には、 | (当該 | 日なしの | の場合) | | | |
| 「当計 | 該日なし」と記載。) | | | | | _ | |
| 8 | 離職後の就職の援助 (※2) を行った者の氏名 | | | | | | |
| 又は | 名称及び当該援助の内容(当該援助がなか | | | | | | |
| ったり | 場合には、「該当なし」と記載。) | | | | | | |
| | | | | | | | |

- (※1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員としての在職中に限る。
- (※2) 最初に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員となった後に行われたものに限る。

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

| 法人における職名 | 変更前 | |
|---------------------------------------|-----|--|
| (公人(こわげ) 分戦石 | 変更後 | |
| 離職予定日 | 変更前 | |
| 阿此相以 】 人亡 日 | 変更後 | |
| 再就職予定日 | 変更前 | |
| 17700400 1 亿 日 | 変更後 | |
| 再就職先の名称及び | 変更前 | |
| 連絡先 | 変更後 | |
| 再就職先の業務内容 | 変更前 | |
| 竹が竹板がしいた初かり行 | 変更後 | |
| 再就職先における地位 | 変更前 | |
| 1 J 75円4BX 7 FL (** 4 つ t) *(3) を応用で | 変更後 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 安全衛生管理規程

 (平成16年4月19日)

 規程第106号

改正 平成17年3月29日規程第46号 改正 平成17年5月24日規程第51号 改正 平成18年2月24日規程第12号 改正 平成19年5月9日規程第39号 改正 平成19年11月28日規程第60号 改正 平成20年11月14日規程第45号 改正 平成21年3月31日規程第87号 改正 平成24年2月23日規程第9号 改正 平成25年11月27日規程第33号 改正 平成27年11月11日規程第64号 改正 平成28年3月14日規程第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 機構おける職員の安全及び衛生の管理については、この規程によるもののほか、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、その他関係法令及び機構の諸規程等の定めるところによる。但し、J-PARCの業務に従事するときは、 J-PARC センターの諸規程等の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)「事業場の長」とは、つくばキャンパスにおいては機構長をいい、東海キャンパスにお いては東海キャンパス所長をいう。
 - (2) 「所長等」とは、研究所の所長、研究施設の施設長、東海キャンパス所長及び管理局長をいう。
 - (3)「副所長等」とは、所長又は施設長が指名する者、東海キャンパス副所長及び管理局の各部長をいう。
 - (4)「研究所等」とは、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施設、共通

基盤研究施設、東海キャンパス及び管理局をいう。

(機構長の責務)

第4条 機構長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、機構職員の安全の確保及び健康の 保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び安全衛生に関し機構が定めた事項を遵守し、危険防止、災害防止 及び疾病の予防に努めるとともに、機構長その他の関係者が行う安全衛生管理に関する措置に ついても積極的に協力しなければならない。

(機構の事業場)

- 第6条 機構の事業場は次のとおりとする。
 - (1) つくばキャンパス(つくば市に置かれる事業場)
 - (2) 東海キャンパス (東海村に置かれる事業場)

(危害予防規則)

- 第7条 機構長は、職員の安全管理に関し、危害予防に係る規則等を作成し、これを職員に周知 しなければならない。
- 2 前項の規則等は、次に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 高圧ガス
 - (2) 放射線及び放射性物質
 - (3) 核燃料物質
 - (4) 化学薬品及び有害物質
 - (5) 電気
 - (6) クレーン及び特殊自動車
 - (7) レーザー
 - (8) 特殊材料ガス
 - (9)消防
 - (10) 地震、豪雨等による災害
 - (11) 遺伝子組換え実験
 - (12) その他機構長が必要と認めるもの

第2章 安全衛生管理体制

(機構長及び事業場の長)

- 第8条 機構長は、機構における安全及び衛生管理の業務を総括する。
- 2 事業場の長は、各事業場における安全及び衛生管理の業務を総括する。

(統括安全衛生管理者)

- 第9条 機構に、安全衛生管理業務を統括管理する統括安全衛生管理者を置く。
- 2 統括安全衛生管理者は、理事をもって充てる。
- 3 統括安全衛生管理者は、機構の安全及び衛生に関する業務について、指導、助言及び連絡調整を行う。

(安全衛生管理者)

- 第10条 各事業場に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者は、機構長が指名する。
- 3 安全衛生管理者は、各事業場における次の各号に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員等の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員等の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

(安全衛生推進室長)

- 第11条 安全衛生推進室長は、各事業場における次の各号に掲げる安全衛生管理に係る業務を 行う他、産業医及び衛生管理者との協力を図り、安衛法が遵守され適切に業務が行われている ことを監督する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
 - (4) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
 - (5) 職員の安全衛生の管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (6) その他職員の安全衛生管理に必要な事項に関すること。

(衛牛管理者)

- 第12条 各事業場に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、事業場ごとに法令で定める資格を有する職員(委託契約を締結した者を含む。) のうちから機構長が法令に定める必要人数を指名する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生推進室長の監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6)職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
 - (8) その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(所長等)

- 第13条 所長等は、所轄する研究所等の責任者として安全及び衛生の確保に必要な措置を掌理する。
- 2 所長等は、安全衛生に関し包括的な実施要領を作成し機構長に提出しなければならない。
- 3 所長等は、研究所等の安全衛生について年1回以上機構長に報告しなければならない。
- 4 所長等は、研究所等の安全衛生について、安全衛生管理者から安全確保のための改善を求められた場合には、速やかに必要な措置を講じ統括安全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。
- 5 所長等は、機構長に報告等をする場合には、安全衛生管理者、事業所の長及び統括安全衛生 管理者を通じて行わなければならない。

(副所長等)

- 第14条 副所長等は、所長等を補佐し、次に掲げる安全及び衛生の確保に必要な措置に係る業務を行う。
 - (1) 建築物、設備、作業又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の 措置に関すること。
 - (2)安全措置、保護具その他安全衛生のための設備、器具の定期点検及び整備に関すること。
 - (3) 作業の安全衛生に係る教育及び訓練に関すること。
 - (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に係る事項に関すること。

(産業医)

- 第15条 各事業場に、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。
- 2 産業医は、法令で定める要件を備えた医師である職員のうちから機構長が1名以上指名する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、事業場の長及び安全衛生管理者に勧告し、衛生管理者に対し指導し、若しくは助言できるものとする。

(危害防止主任者等)

- 第16条 機構長は、第6条に規定する危害予防に係る規則等の定めにより、資格又は知識、経験若しくは技能を有する職員のうちから、危害防止主任者等を指名し、危害防止に関する必要な業務を行わせなければならない。
- 2 機構長は、前項の規定により指名したときは、当該危害防止主任者等の氏名及びその者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。

(作業主任者)

- 第17条 機構に、安衛法第14条に定めるところにより、作業主任者を置く。
- 2 作業主任者は、法令で定める資格を有する者のうちから所長等の推薦により、機構長が指名 するものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により作業主任者を指名したときは、当該作業主任者の氏名及びその 者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。
- 4 作業主任者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。) その他関係法令の定める危害防止に関する業務を行うものとする。

(防火管理者)

- 第18条 各事業場に、防火管理者を置く。
- 2 防火管理者は、各事業場の防火管理規則により定める。
- 3 防火管理者は、各事業場の防火管理規則に定められた業務を行うものとする。

(防災管理者)

- 第19条 各事業場に、必要に応じて防災管理者を置き、各事業場の防火管理者をもって充てる。
- 2 防災管理者は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に定められた業務を行うもの とする。

(安全運転管理者)

- 第20条 各事業場に、安全運転管理者を置く。
- 2 安全運転管理者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則(平成16年規則第22号。以下「自動車使用規則」という。)により定める。
- 3 安全運転管理者は、自動車使用規則に定められた業務を行うものとする。

(健康管理者)

- 第21条 各事業場に、健康管理者を置く。
- 2 健康管理者は、つくばキャンパスにおいては統括安全衛生管理者が指名する者とし、東海キャンパスにおいては東海管理課長をもって充てる。
- 3 健康管理者は、安全衛生推進室長の指揮監督の下に職員の健康管理に関し、産業医、衛生管理者に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2)職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

- (3)職員の健康診断の実施に関すること。
- (4)職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 安衛法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。) の実施に関すること。
- (6)その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(衛生委員会)

- 第22条 各事業場に、安衛法第18条の定めるところにより衛生委員会を置く。
- 2 衛生委員会は、各事業場の長の諮問、又は自らの発議のもとに事業場における衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して事業場の長に対し意見を述べることができる。
- 3 衛生委員会の組織及び運営については、別に定める。

(安全委員会)

- 第23条機構に、安全委員会を置く。
- 2 安全委員会は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における安全管理に関する重要 事項について調査審議し、これらの事項に関して機構長に対し意見を述べることができる。
- 3 安全委員会の組織及び運営については、別に定める。

(審議委員会等)

- 第24条 機構に、必要に応じ審議委員会等を置く。
- 2 審議委員会等は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における放射線安全等に関す る重要事項について審議するものとする。
- 3 審議委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(安全環境衛生諮問委員会)

- 第24条の2 機構に、安全環境衛生諮問委員会を置く。
- 2 安全環境衛生諮問委員会は、機構長の求めに応じ、機構における安全、環境、衛生について 点検評価を行い、助言を行うものとする。
- 3 安全環境衛生諮問委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 第25条 安全衛生管理組織は、別表のとおりとする。

第3章 安全衛生対策

(安全衛生管理実施計画)

第26条 安全衛生管理者は、各事業場における安全衛生実施計画を作成し、事業場の長に提出 しなければならない。安全衛生実施計画には、当該年度における重点事項の他、次の各号に掲 げる事項について定める。

- (1) 安全及び衛生の教育訓練に関すること。
- (2) 職場の巡視、点検に関すること。
- (3) 定期健康診断に関すること。
- (4)健康の保持増進を図るための基本的事項に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関する重要な事項に関すること。
- 2 所長等は、前項の計画が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(指示又は勧告)

- 第27条 安全衛生管理者は、安全衛生上必要があると認めるときは、所長等に対して必要な指示又は勧告をすることができる。
- 2 所長等は、前項の指示又は勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 3 安全衛生管理者は、所長等から措置の結果報告を受けた時は、事業場の長及び統括安全衛生 管理者を通じて機構長に速やかに報告しなければならない。

(安全衛生教育)

第28条 機構長は、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合 等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行なわなければならない。

(定期巡視)

- 第29条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法及び衛生状態に有害のお それのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法及び衛生状態に有害 のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければ ならない。

(危険を防止するための措置)

- 第30条 所長等は、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)機械、器具その他の設備等による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 - (4) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険
- 2 所長等は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(保護具の整備及び使用)

- 第31条 所長等は、法令の定める保護具を整備しなければならない。
- 2 所長等は、危害を受けるおそれのある場所で職員に作業を行わせるときは、必要な保護具を

使用させなければならない。

3 職員は、前項の保護具を着用しないで作業を行ってはならない。

(特定有害業務に係る措置)

第32条 機構長は、安衛法第65条の定めるところによる作業環境測定を行ったときは、その 結果の記録を作成する。なお、その結果、職員の健康障害を防止するため必要があると認めた ときは、速やかに適切な処置を講ずるものとする。

(就業制限)

- 第33条機構長は、法令に定める就業制限に係る業務には、その定める免許等を有する職員でなければ就業させてはならない。
- 2 機構長は、好産婦である女子職員及び年少職員を法令に定める危険有害業務に就業させては ならない。

(緊急事態に対する措置)

- 第34条 機構長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、業務の中断、職員の退 避等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 機構長は、前項の措置を的確かつ円滑に行うことができるようにするため、消火、避難等の 用具の設備を整備し、随時点検を行い、並びに必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければ ならない。
- 3 第1項の「業務の中断、職員の退避等の適切な措置」は、緊急連絡、救急活動、消化作業その他の危険が拡大するのを防ぐ緊急作業、危険場所への立入禁止等の措置をいう。
- 4 第2項の「消火、避難等の用具の設備」とは、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等をいい、「防火、避難等の訓練」とは、防火訓練、避難訓練、救急訓練等をいう。
- 5 その他災害発生時における対処方策等については、各事業場の防火管理規則等によるものと する。

(保守及び検査)

- 第35条 所長等は、所管の設備、機器の保守及び検査を行う場合は、所管の設備担当者又は 業者に依頼して保守及び検査を行うことができる。
- 2 所長等は、業者に依頼して保守及び検査を行う場合は、設備担当者を立ち会わせるものとする。

(設備等の届出)

第36条 所長等は、法令の定めるクレーン、昇降機、圧力容器、放射線装置等の設備を設置し、 又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、その工事開始の40日前までに事業場の長を 通じて機構長に報告しなければならない。

(災害等の報告)

- 第37条 所長等は、所属職員に災害、事故又は傷病等が発生したときは、その都度、その発生場所、日時、被害の程度等をすみやかに安全衛生推進室長に報告しなければならない。
- 2 安全衛生推進室長は、前項の報告を受けたときは、安全衛生管理者、事業場の長及び統括安 全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

- 第38条 機構長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - (2)放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - (3)計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - (4)排気、廃液又は残さい物による健康障害
 - (5) VDT作業等による健康障害
- 2 機構長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、 風紀及び生命の保持のため、勤務環境等について定期又は臨時の調査を行い、設備の改善等 必要な措置を講じなければならない。

(継続作業の制限等)

第39条 機構長は、安衛法第65条の4に定められる作業について、作業時間の基準に違反 しないよう継続作業の制限等の措置を講ずるものとする。

(中高年齢職員等に対する配慮)

第40条 機構長は、中高年齢職員及び労働災害の防止上その就業に当って特に配慮を必要と する職員については、これらの職員の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなけ ればならない。

(健康診断)

- 第41条 機構長は、職員に対し、次の各号に掲げる健康診断のうちで該当するものを行わなければならない。
 - (1) 採用時の健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 有害業務従事者の健康診断
 - (4) その他必要な健康診断
- 2 職員は、前項に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 第1項の健康診断の項目及び回数は、安衛則に定めるところによる。
- 4 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第42条 職員は、前条第1項の定めにより実施する健康診断をやむを得ない理由により受けなかったときは、速やかに医療機関等で検査を受け、その結果を証明する書面を安全衛生推進室長に提出しなければならない。

(保健指導等)

- 第43条 機構長は、第41条第1項に定める健康診断の結果、職員の健康を保持増進するため 必要があると認めたときは、その職員に対し医師による保健指導を行うように努めなければならない。
- 2 職員は、前項の保健指導を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。

(健康診断結果の措置)

第44条 機構長は、第41条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実情を考慮して、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

- 第45条 機構長は、伝染性の疾病その他の疾病で、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りではない。
 - (1)病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
 - (2)心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - (3)前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めたものにかかった者
- 2 機構長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他 専門の医師の意見をきかなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第46条 機構長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

- 第47条 機構長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用するものとする。
- 2 職員が本機構から異動した場合は、異動先の事業者へ前項の記録を移管することができる。

(ストレスチェック)

- 第48条 機構長は、ストレスチェックを行わなければならない。
- 2 前号のほか、ストレスチェックの実施に関する事項は別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第49条 安全衛生業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、 当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(細則への委任)

第50条 機構長は、この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

(職員以外の者への準用)

第51条 この規程の第5条、第7条、第26条から第40条、第48条及び第49条について は、共同利用実験者、学生等職員以外の者で機構の業務に従事する者について準用する。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月29日規程第46号) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月24日規程第51号)

この規程は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月24日規程第12号)

この規程は、平成18年2月24日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月9日規程第39号)

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月28日規程第60号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年11月14日規程第45号)

この規程は、平成20年11月14日から施行する。

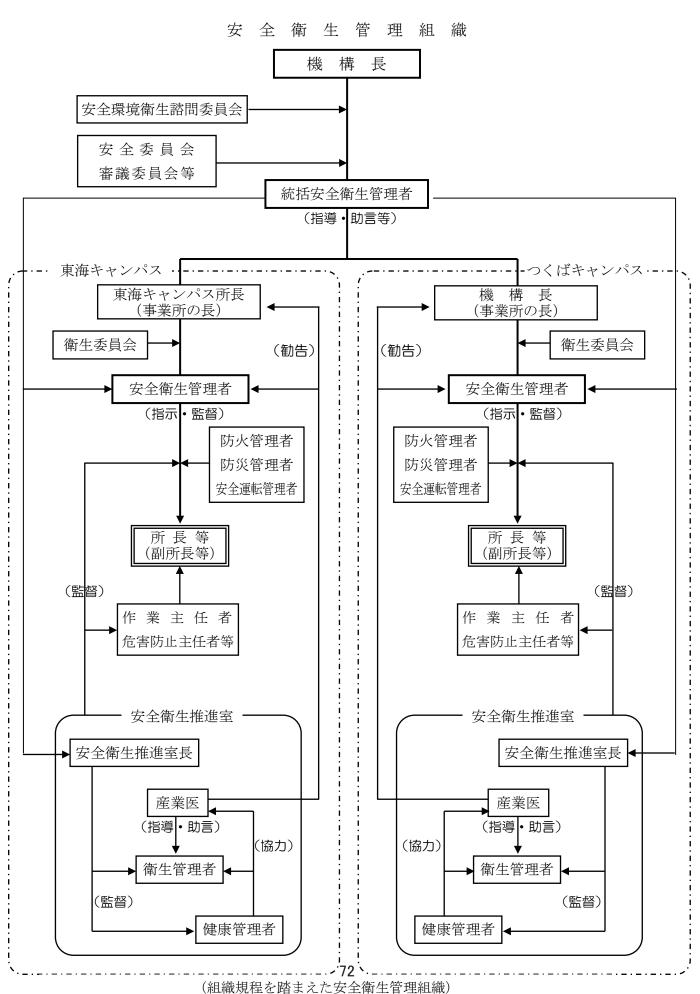
附 則(平成21年3月31日規程第87号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規程第9号) この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規程第33号) この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成27年11月11日規程第64号) この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規程第21号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。



大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究費の取扱いに関する規程

平成20年4月25日 規 程 第 21 号

改正 平成21年3月31日規程第84号 改正 平成22年3月31日規程第20号 改正 平成25年9月27日規程第22号 改正 平成26年11月28日規程第25号 改正 平成30年3月29日規程第21号 改正 平成31年3月28日規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、機構が管理する全ての経費をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所、各研究施設及び管理局をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等を配分する機関の定め、機構の関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 機構の研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、第5条及び第6条で定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進 責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し なければならない。

(統括管理責任者)

第5条 機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実 質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事(財務担当)をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 研究所等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ コンプライアンス推進責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等 以外の機構の組織については、統括管理責任者をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該研究所等における対策 を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、当該研究所等内の研究費の運営・ 管理に関わる全ての構成員に対し、研究費の執行等に関するコンプライアンス教育を実施し、 受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等を モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、実効的な管理監督を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な 管理監督を行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、コンプライアンス推進責任者が行う不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

- 第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を設置する。
- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事(研究担当)
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 各研究所等のコンプライアンス副責任者のうちから 各1名
 - (5) 管理局の部長
 - (6) その他機構長が指名する者
- 3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正を発生させる要因を把握し、研究費を適正に運営及び管理するために、不正防止計画を策定すること。
 - (3) 科学研究に携わる者の行動規範(平成18年7月21日役員会決定)及び研究費の運営及び管理に関する行動規範(平成20年4月25日役員会決定)の浸透を図るための

方策に関すること。

- (4) 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に当たり、機構以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 6 不正防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(相談窓口)

- 第9条 機構における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相 談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究協力部研究協力課長とする。
- 3 相談窓口は、機構における研究費に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせ に対し、関係部課の協力を得て誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のため の適切な支援に資するよう努めるものとする。

(受付窓口)

- 第10条 機構における研究費の不正の告発に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(契約事務)

- 第11条 機構における製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る発注又は 給付の完了の確認をするための検査等の契約事務(以下「契約事務」という。)は、機構長か ら委任を受けた者が適切に処理しなければならない。
- 2 前項の契約事務の範囲は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務会計事 務の委任に関する規則(平成16年規則第3号)による。
- 3 契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

(調查)

第12条 研究費の取扱いに関し不正使用の疑いがあった場合の調査その他の措置については、 別に定める。

(処分)

第13条 研究費の取扱いに関し不正使用を行った職員、並びに不正な取引に関与した業者に 対する処分は、別に定める。

(モニタリング)

- 第14条 第8条第4項第4号に定めるモニタリングの実施方法については、別に定める。
- 2 モニタリングは、定期的に実施する。ただし、最高管理責任者が特に命じた事項について

は、随時実施する。

(内部監査)

- 第15条 研究費に係る内部監査は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部 監査規程(平成18年規程第27号)に基づき、最高管理責任者の直轄組織である監査室が 実施する。
- 2 内部監査の実施に当たっては、監事、会計監査人及び監査室が、それぞれの意見形成に相 互に影響を及ぼすことを避けつつ、連携して効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するも のとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年4月25日規程第21号)

- 1 この規程は、平成20年4月25日から施行する。
- 2 競争的資金等の取扱いに関する規程(平成19年10月30日規程第58号)は廃止する。

附 則 (平成21年3月31日規程第84号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第20号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規程第22号) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規程第25号) この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第21号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第24号) この規程は、平成31年3月28日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 公正な研究活動の推進に関する規程

平成27年3月27日 規程第22号 改正平成27年11月11日規程第63号 改正平成29年2月13日規程第1号 改正平成30年3月29日規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。なお、不正行為への対応については、研究を活性化させるものであるという趣旨に基づき取り組むものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、機構に雇用されて実験・研究活動に従事する者及 び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所及び各研究施設をいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意 義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適 切な行為をいう。
- 4 この規程において「研究データ等」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正 当性等を学会等で通常説明するために必要となるものをいう。
 - ア 実験ノート等の文書(電磁的記録を含む)、数値データ、画像等の「資料」
 - イ 実験試料、標本等の「試料」
 - ウ装置

(研究者の責務)

- 第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、不正行為が研究活動とその成果発表の本質に反するものであるということを認識し、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることを自覚するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究データ等の保存)

- 第4条 研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない。
- 2 研究データ等の保存に関し必要な事項は別に定める。

(機構長の責務)

第5条 機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備しなければならない。

(理事の責務)

第6条 機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を 推進するための取組を統括しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進する ための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、 当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、前条に おいて機構長が指名する理事をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、 当該研究所等における研究者に対し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究 倫理教育を実施する。ただし、主に機構外の機関に所属し、一時的に機構の施設や設備を利 用して実験・研究を行う者を除く。
- 3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けると ともに、必要に応じて指導を行う。
- 4 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(研究倫理教育副責任者)

- 第8条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、実効的な研究倫理教育を行 うものとする。
- 2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究倫理教育責任者が行 う研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を実施する ために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第9条 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括について、「研究費の取扱いに関する規程(平成20年4月25日規程第21号)」第8条に定める不正防止計画推進室がその業務を行う。

(相談窓口)

- 第10条 機構における公正な研究活動の推進のため、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究倫理教育責任者をもって充てる。なお、相談の内容が当該倫理教育責任 者と利害関係を持つ事案である場合には、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止 計画推進室に相談することができるものとする。

(受付窓口)

- 第11条 機構における不正行為の告発等に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 不正行為の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 不正行為を行った職員及び不正行為に関与した職員に対する処分は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月11日規程第63号)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附則 (平成29年2月13日規程第1号)

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附則 (平成30年3月29日規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

8903-i3-22 【様式】研究活動状況に関する資料 (大学共同利用機関)

| | | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 専任教員数 | | 135 | 136 | 137 | 127 |
| 著書数 | 日本語 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 外国語 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 査読付き論文数 | 日本語 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 外国語 | 60 | 72 | 79 | 76 |
| その他 | | 364 | 332 | 358 | 288 |

- ※1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員(教授、准教授、講師、助教)の人数としてください。2019 年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。
- ※2 学会発表や「査読付き論文」に当たらない論文などについては、「その他」と してカウントしてください。

8903-i3-23 特許出願・取得・保有件数

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|-------|
| 出願 | 7 | 1 | 7 | 9 |
| 取得 | 6 | 10 | 6 | 6 |
| 保有 | 50 | 58 | 62 | 66 |

8903-i3-24 共同研究の実施状況 (受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|---------|
| 件数 | 33 | 36 | 40 | 36 |
| 金額 | 65, 809 | 100, 296 | 110, 741 | 69, 868 |

8903-i3-25 受託研究の実施状況(受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 件数 | 7 | 4 | 8 | 9 |
| 金額 | 116, 522 | 7, 381 | 100, 635 | 172, 263 |

8903-i3-26 寄附金受入状況 (受入額単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|--------|
| 件数 | 3 | 5 | 1 | 3 |
| 金額 | 1, 191 | 2, 077 | 193 | 5, 510 |

8906-i3-27 科学研究費補助金の獲得状況 (単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|---------|
| 件数 | 20 (6) | 20 (6) | 20(7) | 22 (8) |
| 内定額 | 44, 200 | 50, 100 | 60, 100 | 65, 300 |
| 間接含む額 | 57, 460 | 65, 130 | 75, 730 | 84, 890 |

8903-iA-28 つくばイノベーションアリーナ (TIA)及び、つくばパワーエレクトロニク $^{ ext{https://www.tia-nano.jp/}}$ コンステレーションに関する資料



トピックス

TOPICS



nano tech 2020 大賞 『産学連携賞』受賞しました!



TIA連携大学院 サマーオープンフェスティバル

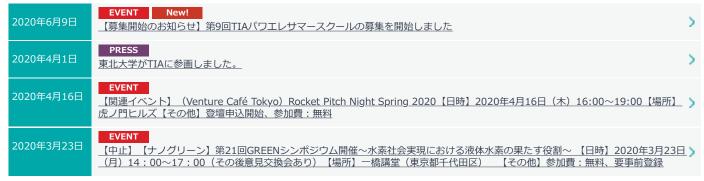


東北大学がTIAに参画しました。

C C C C

ニュース・イベント

NEWS / EVENT



□ 全てを表示

更新情報

TIA Facebook



アクセス お問い合わせ プライバシーポリシー 関係者専用ページ



Japanese

English



つくばパワーエレクトロニクスコンステレーション

TSUKUBA POWER ELECTRONICS CONSTELLATIONS







Academic Member

















Page for the general public 一般向けページ

News / Events ニュース / イベント

Power-Electronics Summer School 第9回TIAパワエレサマースクール

TPEC Internship TPECインターンシップ生募集

Registration of participants from 産業界からの参加の申し込み

Registration of participants from universities and public institutions 大学公的機関からの参加の申し込み

Contact Us お問い合わせ

パワエレ教員公募

Concept コンセプト



※ History of establishment 設立の経緯

産総研は、これまで30年以上にわたり、次世代の半導体材料として期待されているSiC(炭化珪素)に代表される ワイドギャップ半導体を利用したパワー素子/電力変換器技術に関する研究開発を進めており、多くの企業と連携し ながら材料結晶から応用機器に至る領域の活動を一貫体制で推進することで、次世代パワーエレクトロニクス技術の Privacy Policy プライパシーポリシー

Terms of Site Use サイト利用条件

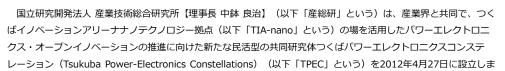
Site Map サイトマップ

Membership page 会員ページ 確立を目指してきました。

TPECは、産総研が発起人となり、これまでの連携やTIA-nanoにおける研究活動を基盤に我が国のパワーエレクトロニクス関連業界との間で、我が国に必要な「パワーエレクトロニクス・オープンイノベーション拠点」のあるべき姿について幅広く意見交換を行いながら具体化を進めて参りました。

TPECへの参画を表明された企業は、我が国の産業構造の特徴を反映した川上から川下に至る、ビジネスレイヤーの異なる企業16社です。これら企業との間で、2011年7月から2012年3月まで、継続的な意見交換を行い、その結果を受け、産総研は、我が国産業界が求めるイノベーション研究拠点機能を実現するために必要な制度改革を進め、この度TPECの設立に至りました。

※ Overview of TPEC TPEC概要



パワーエレクトロニクスは、我が国産業がグローバル市場において依然として高い産業競争力を有している産業分野であり、次世代パワーエレクトロニクス技術の確保に向けてTIA-nanoのコア研究領域の一つとして位置づけられています。TPECはパワーエレクトロニクスに関連する我が国のグローバル企業が研究開発資金の大半を賄うことでパワーエレクトロニクスのオープンイノベーション拠点を自立的に運営する民活型の共同研究体であり、研究開発と同時に優秀な人材育成も行うことを目指しています。今回のTPECの活動開始に際して、既に日本を代表するグローバル企業16社がその趣旨に賛同し、我が国初となる本格的オープンイノベーション拠点への参画を表明しています。

産総研は、TIA-nanoの中核機関として、今後パワーエレクトロニクスのオープンイノベーションを推進するTPEC の運営事業を推進していきます。また人材育成については、同じくTIA-nanoの中核機関である国立大学法人 筑波大学が中心となり、我が国のパワーエレクトロニクス有識者および関係大学の支援を得て推進していく予定です(人材育成プログラムは2013年度から開始)。

※ Invitation to TPEC TPECへの加入について

TPECは、

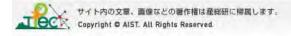
した。

- 1. 技術にこだわりを持つ日本型オープンイノベーションを推進していくこと。
- 2. 高度な大学教育と実践的な企業研究とを一体化したパワエレ人材育成を推進していくこと。
- 3. 受益者負担の原則に基づくコストシェアによる自立した拠点経営を推進していくこと。
- 4. SiCパワー半導体研究をコアとして、パワーエレクトロニクス応用全般を推進していくこと。

を特徴としていますが、この趣旨に賛同していただける産業界の参画を広く求めております。

* News / Events =ュース / イベント 2020/06/08 【募集開始のお知らせ】第9回TIAパワエレサマースクール 第9回TIAパワエレサマースクールの開催案内を掲載しました。 TPECにおけるインターンシップ生募集について 2019/03/20 【墓集開始のお知らせ】第8回TIAパワエレサマースクール 【募集開始のお知らせ】第7回TIAパワエレサマースクール 2017/03/30 第6回TIAパワエレサマースクールについて 2016/12/20 🣆 大分デバイステクノロジー(株)のTPEC表彰の件が、大分合同新聞に掲載されました。 2016/04/01 【募集開始のお知らせ】第五回TIAパワエレサマースクール 2016/03/16 第五回TIAパワエレサマースクールについて

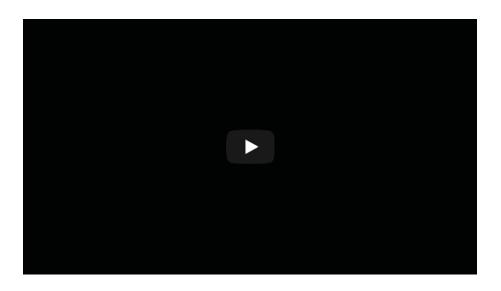
⊼ このページの先頭へ





8903-iA-29 つくば国際戦略総合特区に関する資料





主なプロジェクト参加機関

筑波大学/高エネルギー加速器研究機構/日本原子力研究開発機構/北海道大学/日本分析センター/関係企業/茨城県

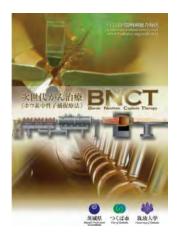
パンフレット

特殊詐欺に係る注意喚起

当機構で製作している「次世代がん治療(BNCT)の開発実用化プロジェクト」のパンフレットを改ざん・郵送し、高齢者等に対し、研究を行う企業への投資を勧め、多額の現金をだまし取る手口の詐欺が発生しております。

改ざんされたパンフレットには、「株式会社日本科学」の名前が記載されています。 本プロジェクトに関し、投資を勧めることは一切ございませんのでご注意ください。

> より詳しい情報はこちらをご参照ください。画像クリックで表示します。 【BNCTパンフレット(PDF)】



ページの先頭へ

つくば国際戦略総合特区は、つくはグローバル・イノベーション推進機構 🖾 によって運営されています。

●ホーム ● お問い合わせ ● このサイトについて

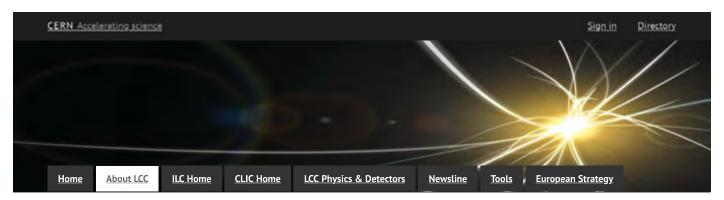
Gopyright © 2013 つくば国際戦略総合特区 All Rights Reserved

8903-iB-30 海外研究所諮問委員会、国際会議プログラム委員会等への貢献状況 (件数)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 9 | 7 | 10 | 14 |

8903-iB-31 国際会議・国際ワークショップ・国際スクールの主催・共催状況(件数)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 5 | 3 | 1 | 6 |

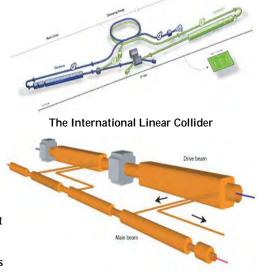


What is the Linear Collider Collaboration?

While the Large Hadron Collider at CERN is producing exciting results like the discovery of a new particle that could be the Higgs boson, scientists around the world are already planning the next big collider to take the discoveries to the next level. Even though there is no decision yet which collider will be built or where, there is consensus in the scientific community that the results from the LHC will have to be complemented by a collider that can study the discoveries in greater detail by producing different kinds of collisions.

The Linear Collider Collaboration is an organisation that brings the two most likely candidates, the Compact Linear Collider Study (CLIC) and the International Liner Collider (ILC), together under one roof. Headed by former LHC Project Manager Lyn Evans, it strives to coordinate the research and development work that is being done for accelerators and detectors around the world and to take the project linear collider to the next step: a decision that it will be built, and where.

Some 2000 scientists — particle physicists, accelerator physicists, engineers — are involved in the ILC or in CLIC, and often in both projects. They work on state-of-the-art detector technologies, new acceleration techniques, the civil engineering aspect of building a straight tunnel of at least 30 kilometres in length, a reliable cost estimate and many more aspects that projects of this scale require. The Linear Collider Collaboration ensures that synergies between the two friendly competitors are used to the maximum.



The Compact Linear Collider

More about ILC (/ilc/what-ilc)

More about CLIC (http://clic.web.cern.ch)

More about Physics and Detectors (/physics-detectors)







ILCの組織

ILC (HTTPS://WWW2.KEK.JP/ILC/) > ILCとは? (HTTPS://WWW2.KEK.JP/ILC/JA/WHATSILC/) > ILCの組織



(https://www2.kek.jp/ilc/wp-content/uploads /2018/10/LCC_organization170407a-1024x768.jpg)

世界各地で行われているILCの加速器及び測定器に関する研究開発活動と計画推進の活動は、リニアコライダーコラボレーション(LCC)が中心となって進めています。LCCのディレクターは、前LHCプロジェクトマネジャーのリン・エバンス氏が務めています。LCCの活動は、ICFAの下部組織であるリニアコライダー国際推進委員会(LCB: Linear Collider Board)によって監督されています。現在LCBは中田達也氏(スイス連邦工科大学ローザンヌ校)が議長を務めています。(ウェブページ:International Linear Collider (http://www.linearcollider.org/ILC))

国際リニアコライダー (ILC) の国際推進組織であるリニアコライダーコラボレーション (LCC) の新組織が発足いたしました。新体制の任期は、2017年1月から3年。ディレクターは、引き続きリン・エバンス氏(元LHCプロジェクトマネージャー、ロンドンインペリアルカレッジ教授)。副ディレクターは村山斉氏(カリフォルニア大学バークレー校教授)が続投します。LCCには、遂行される研究領域に対応する3つの下部セクションが設置されており、CLICセクションはスタイナー・スタプネス氏(CERN)が引き続きリードし、ILCセクションは道園真一郎氏(KEK)が、物理・測定器セクションはジム・ブラウ氏(米オレゴン大学)が指揮を執ります。



ILC推進準備室

〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1



新着情報

2019.4.1

ILC理解増進のための寄附金の募集期間を2年間延長しました。

2019年3月27日

ILCの説明セミナーを岩手で開催

2019年3月22日

ICFA、ILCに関する声明を発表 (https://www.kek.jp/ja/newsroom/2019/03/22/1000/)

2019年3月22日

ICFA、日本のILCに対する関心表明に際しての対応: ILCの実現を奨励 (https://www.kek.jp/ja/newsroom/2019/03/22/0900/)

2018年10月26日

世界の科学者からの 国際リニアコライダー実現に向けた声明「テキサス宣言」(*正文英語版(https://www2.kek.jp/ilc/ja/contents/docs/20181024_ilc_texas_statement.pdf)・*日本語訳(https://www2.kek.jp/ilc/ja/contents/docs/20181024_ilc_texas_statement_jp.pdf))を公開しました。

2018年9月14日

ILC説明資料2018をアップ致しました。 (https://www2.kek.jp/ilc/ja/contents/docs/ILC 説明資料2018.pdf)

リンク

LCC (https://www.linearcollider.org/)
AAA (http://aaa-sentan.org/)
ILC PROJECT (http://aaa-sentan.org/ILC/)
ILC 科学少年団 (https://www.youtube.com/playlist?list=PLygzonagt7DXcK2zcMEsGfttDO-UFNPE3)
ILC 応援メッセージ (http://aaa-sentan.org/ILC/ilc-people/mylinearcollider/)

Copyright © 2020 KEK ILC Planning Office . All rights reserved.





(https://ttpit/th/thpom/farcelo.gok.tadoe.com

8903-iB-34 International Linear Collider(ILC)の組織



ILC Organisation

Shinichiro MICHIZONO

ILC Director

Benno LIST

Chairperson of the Technical and Change Management Board (TCMB)

Nobuhiro TERUNUMA

Deputy chairperson of the Technical and Change Management Board (TCMB)

| Member of TCMB | |
|----------------------------------|--------------|
| Dimitri Delikaris | CERN |
| Hitoshi Hayano | KEK |
| Jenny List (for ILD) | DESY |
| Thomas Markiewicz (for SiD) | SLAC |
| Shinichiro Michizono | KEK |
| Benno List (chair) | DESY |
| Olivier Napoly | CEA |
| Toshiyuki Okugi | KEK |
| John Osborne | CERN |
| Marc Ross | SLAC |
| David Rubin | Cornell |
| Tomoyuki Sanuki | U. Tohoku |
| Mikolay Solyak | FNAL |
| Akira Yamamoto | KEK |
| Masao Kuriki | U. Hiroshima |
| Nobuhiro Terunuma (deputy chair) | KEK |
| Kaoru Yokoya | KEK |



研究支援戦略推進部

トップ

ごあいさつ

URA活動情報

お問い合わせ

研究大学強化促進事業

- ₩研究支援戦略推進部
- 体制図
- **URAとは**

各室

- 研究支援企画室
- 大学・産業連携推進室
- ₩ 知的財産室
- **TIA推進室**
- 国際連携推進事業
- 多国籍参画ラボ事業
- 多企業参画ラボ事業





多国籍参画ラボ推進事業活動報告

お知らせ



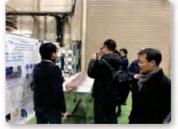
【「Workshop on Advanced Superconducting Materials and Magnets」を開催しました】

2019.1.21-23 @ KEK

2019年1月21日~23日、KEKつくばキャンパスにおいて高温超伝導ワークショップ「Workshop on Advanced Superconducting Materials and Magnets」(委員長: 荻津 透 超伝導低温工学センター長)の開催を支援しました。

3日間にわたる会期では、中国、日本、欧州、米国等から参加した研究者たち約40名(テレビ会議による遠隔参加も含む)によって最新の超伝導技術の研究開発に関する口頭発表が行われました。

質疑応答タイムや休憩時間では、先進的な材料を用いた超伝導磁石の加速器 科学応用に関する世界的な動向や互いの研究活動について活発な情報交換や 議論が交わされ、最先端の研究現場で日々活動を続ける研究者たちにとって 非常に有意義な機会となりました。



詳しくはこちらから



- (c) Delegation of the EU to Japan
- (c) Yasuhiko Shimazu

【「サイエンスアゴラ2017」を開催しました】

科学技術振興機構(JST)が主催する「サイエンスアゴラ2017」が、11月24日 (金)から26日(日)までの3日間にわたり、東京お台場・テレコムセンタービルにおいて開催されました。

欧州との連携強化および最先端の加速器科学を推進する体制の構築を目指す活動の一環として、推進部は超伝導低温工学センターと共同で、将来円形衝突型加速器プロジェクト(Future Circular Collider, FCC)に関する講演とポスター展示、超伝導磁石の実演等の広報活動を支援しました。

現地には、EU大使、加盟国大使、日欧政府、KEKを含む国内外の研究機関や科学者が一堂に集まり、25日(土)にはEU展示のオープニングイベントも行われました(写真)。

日欧共同研究プロジェクトが各々の研究やデモを披露したブースは、子ども から大人まで数多くの来場者でにぎわいました。



Europe in Science Agora 2017

【サイエンスアゴラ2017開催のおしらせ】

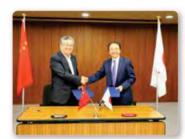
科学技術振興機構(JST)が主催する「サイエンスアゴラ2017」は11月24 日(金)から26日(日)までの3日間にわたり、東京お台場テレコムセンター において開催されます。

サイエンスアゴラ2017は、「越境する」を広く共有し、2015年9月の国連 サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」にも焦点 を当てます。欧州委員会研究・イノベーション総局のロバート=ヤン・スミ ッツ総局長をはじめ、海外からも多数の要人が議論に参加します。様々な、 ブースでは科学の体験型企画等もあり、子どもも大人も楽しめるイベントで す。

会場4階 Cエリアにおいてブースを設け、KEKと欧州の主要加速器研究所が 連携して進めている、駐日欧州連合代表部のライブデモンストレーション (ヨーロッパ・オープン・サイエンス・ハウス) の一つ"CERNのFCC計 画"に関する「超高エネルギー素粒子実験を目指す将来円形衝突型加速器 (FCC) によって、自然の秘密を照らし、そのなぞを解き明かす」等、複数 のポスターを展示いたします。

是非、皆様お誘い合わせの上ご来場くださいますようお願いいたします。

詳しくはこちらから



【中国科学院高能物理研究所(IHEP)との署名式が行われました】

2017.09.07 @KEK

中国科学院高能物理研究所(IHEP)のワン・イーファン(王 贻芳、Yifang Wang) 所長ら10人が2017年9月7日、KEKつくばキャンパスを訪問し、15 年以上にわたり定期的に行われている所長級会合が開催されました。 この中でIHEPはKEKが主導する多国籍参画ラボ事業の最初のプロジェクトで ある「高ルミノシティコライダーの開発研究」(MNPP-01)に参加し、協力 して研究を進めるという趣旨の覚書を交わし、署名式が行われました。(写 真/右:WANG所長,左:山内機構長)

詳しくはこちらから

【セミナー「CERNにおける技術移転について」】

2017.04.19

CERN におけるKnowledge Transfer (KT) グループのリーダーであるGiovanni ANELLI氏を講師にお招き し、5月8日(月)つくばキャンパス4号館1階セミナーホールにて、Knowledge Transferセミナーを開催い たします。 ご多用中とは存じますが、多数ご参集下さいますようお願い申し上げます。

詳細はこちらから

【KEK「多国籍参画ラボ事業」が始まります】

KEKではこのたび、最先端の研究装置を国際的に有効利用して研究を行うための新たな枠組みとして、「多国 籍参画ラボ事業」を実施します。

多国籍参画ラボ事業は、最先端加速器の開発研究など、KEKがホストして行ういくつかの共同研究プロジェク トで構成され、この共同研究プロジェクトには複数の国・地域の研究チームが参加することが期待されていま す。また、各プロジェクトに参加する研究者には、KEKによる事務サポートや、研究支援などの便宜が図られ る予定です。

多国籍参画プロジェクトの募集について

現在、KEKでは本事業の下で行うプロジェクトを募集しています。プロジェクトの申請は、KEK職員がプロジ ェクトマネージャーとなり行うこととされており、初回の申請は8月24日までです。

詳細はこちらから





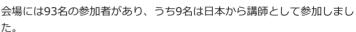
2016年3月9日から12日までの4日間、インドのハイデラバード、バンガロ ール、ムンバイにて、インドIITH、IISc、IITBとの連携を強化するための国 際協力に関する会合を行い、情報収集・分析によりINDO-KEKコンソーシア ム構築構想を推進しました。

KEK J-PARCで行われている中性子利用、原子核物理、素粒子実験(T2K)を 紹介して、先端加速器を使った国際協力実験への参加や実験提案に関する話 し合いを行い、インド研究者のJ-PARC実験参加への可能性を高め、インド 研究機関とKEKの国際協力を更に発展させるINDO-KEKコンソーシアム構築 の実現に向けて交流を深めました。



【Indo Japan Accelerator School-2016】2016.02.23-25 @インド 2月23日から25日の3日間、インドのムンバイにおいて、「Indo Japan Accelerator School-2016」が開催されました。

インド国内の複数の大学・研究機関との連携を強化し、日本との共同研究を 進めるための支援をしました。





【サイエンスアゴラ2015】2015.11.13-11.15 @お台場

科学技術振興機構(JST)主催の「サイエンスアゴラ2015」が11月13日~15日までの3日間にわたりお台場 で開催されました。 日欧共同出展においてKEKと欧州の主要加速器研究所が連携して進めている最先端加速 器技術の開発およびその応用についての広報活動に協力しました。

開催期間中は、1万人程の来場者があり盛況のうち終了しました。



【AFAD2016 第7回Asian Forum for Accelerators and Detectors】 2015.2.1-3 @京都

AFAD2016アジア加速器・測定器フォーラムのお申し込み受付が開始されま

KEKをはじめアジア・オセアニア研究所間での共同活動を強化するために、 2012年2月からはじまったアジア加速器・測定器フォーラムの第7回が 2016年2月1-3日までの3日間、京都で開催されます。

関連分野も徐々に広がり、現在では、アジア地区の加速器と測定器に関する 唯一の国際会議として、基礎科学から産業利用に至る総合的な会議となり、 前回台湾での開催では、150名を超える参加者を得ております。

今回アジアの研究者が集うにふさわしい京都の地を選び、京都大学エネルギ ー理工学研究所 及び 化学研究所にも共催していただきます。

一般参加申し込み・企業展示参加申し込み、共に定員はありませんが、お早 めにお申し込みいただくことをオススメします。なお当日の受付も可能で す。

詳細はこちらから

トップ | お問い合わせ | KEK職員向けページ |

Copyright©2017 研究支援戦略推進部, All Rights Reserved.





8903-iB-36 大規模高速制御システム構築のためのEPICS (Experimental Physics and Industrial Control Systemに関する資料

Security/Privacy Notice



Experimental Physics and Industrial Control System



Home News **About** Base Modules **Extensions Distributions Download** Search **EPICS V4 IRMIS** Talk **Bugs Documents** Links Licensing

Format page

for printing

Search Tech-talk

Εľ

Q

EPICS Home at Argonne

<u>EPICS</u> is a set of Open Source software tools, libraries and applications developed collaboratively and used worldwide to create distributed soft real-time control systems for scientific instruments such as a particle accelerators, telescopes and other large scientific experiments.

Check out the <u>new EPICS-Controls website</u>, which will be taking over as the primary home page for the EPICS Collaboration. This site will continue to exist (and will provide the mailing list archives for the forseeable future) but it may transition to hosting more specialized and Argonne-specific materials.

Beginners: If you're just starting out with EPICS, take a look at the series of training lecture videos recorded at Argonne in 2014 and 2015.

Sitemap

- Home: EPICS Home at Argonne
 - EPICS-Controls: New EPICS Community Home Page
- News: Recent news
 - Meetings: Collaboration meeting details
 - Codeathons: Codeathon developer meetings
 - 2020: 11-14 February at Diamond Light Source in the UK
- About: What is EPICS anyway?
 - Council: The EPICS Council project governance
 - o Contacts: Who's who, and how to contact them
 - o 10 Things ...: Ten Really Neat Things About EPICS
- Base: The core EPICS software for both IOCs and Host tools
 - Launchpad: The epics-base project at Launchpad
 - Branches: Source code, old and new
 - Bugs: Reports and fixes
 - Blueprints: Development Plans
 - EPICS 7.0: Current releases
 - EPICS 7.0.4.x: Latest release (7.0.4 on 2020-05-28)
 - EPICS 7.0.3.x: Previous releases (7.0.3.1 on 2019-11-01)
 - EPICS 7.0.2.x: Older releases (7.0.2.2 on 2019-04-23)
 - Jenkins: Build jobs for 7.0 on Unix
 - R3.16: Closed series
 - R3.16.2: Last release (3.16.2 on 2018-12-12)
 - R3.15: Stable releases
 - R3.15.8: Latest stable release (3.15.8 on 2020-05-15)
 - **R3.15.7**: Previous stable release (3.15.7 on 2019-10-31)
 - **R3.15.6:** Older stable release (3.15.6 on 2018-10-11)

- Jenkins: Build jobs for 3.15 branch
- o R3.14: Closed, please upgrade!
- R3.13: Frozen; VxWorks IOCs only
- R3.12: Historic versions
- R3.11: Fossilized, no VCS history
- vxWorks 6.x: Information about using vxWorks 6.x with EPICS
 - Tornado: Information about using vxWorks 5.x with EPICS
 - T2.2 Linux: Using Tornado 2.2 with a Linux host
 - PowerPC: Some differences between vxWorks on 68K and PowerPC
 - <u>T20xConfig</u>: Instructions on configuring vxWorks 5.x for use with EPICS
- RTEMS: Information about running EPICS using RTEMS
 - Tutorial: Getting started with EPICS on RTEMS
- MS Windows: Building EPICS on Microsoft Windows
- Download: EPICS Base Downloads
- Statistics: Development statistics from Ohloh.net
- Modules: Optional support code for IOCs drivers etc.
 - <u>Soft Support</u>: IOC software that isn't real I/O (now on epics-controls website)
 - H/W by Bus,: Supported hardware list, sorted by Bus
 - Manufacturer: Supported hardware list, sorted by Module Manufacturer
 - Contact,: Supported hardware list, sorted by Maintainer's name
 - or Link: Supported hardware list, sorted by Support Link name
 - Add New: Add your entry to the Hardware Support database
 - o Common Modules: Frequently used support modules
 - o APS Modules: Support modules from the APS
 - Downloads: IOC Support Module Downloads
- Extensions: Tools to monitor and control IOCs
 - Config: Extensions build system configuration
 - Clients: Standalone CA Client programs
 - Servers: CA Server tools
 - Interfaces: CA Interfaces to other tools and languages
 - DCTs: Database Management Tools
 - Other: Other Tools
 - Unsupported: Unsupported (orphaned) software
 - Downloads: Extension Downloads
- Distributions: Code collections from base, modules, extensions & elsewhere
 - synApps: Beamline support code packaged by BCDA
 - Debian: NSLS-II Controls Package Repository (BNL)
 - ITER: ITER CODAC Core System (ITER)
 - <u>Creighton</u>: Scientific Linux VMWare image with EPICS (Creighton)
 - Maven2: Maven2 repository of Java libraries (SourceForge)
 - Windows: Tools built for Microsoft Windows systems
 - TIS-4000: Commercial SCADA software based on early version of EPICS
 - Downloads: Distrbution Downloads
- Download: Software downloads
 - Base: EPICS Base
 - Modules: IOC Support Modules
 - Extensions: Host applications
 - Distributions: Software collections
 - o Examples: Sample & demo IOC Applications
 - Browse CVS: ViewVC access to the EPICS repository
- Search: Find stuff on this site using Google
- EPICS V4: EPICS Version 4 Project
 - Development: Help for Developing with EPICS v4
 - <u>Downloads</u>: Where to download the EPICS V4 software

- <u>Documentation</u>: Software documentation
- Working Group: Status, members, meetings etc.
 - Github: Source Code Repositories and issue tracking
 - Mail Archive: Discussion history
- IRMIS: Using RDBs to model installed EPICS IOCs
 - Primer: IRMIS Primer document (PDF)
 - 2005 Mtg: March 2005 Collaboration Meeting
- Talk: Information about our mailing lists
 - <u>Tech-Talk</u>: The main mailing list, our online support channel
 - Mailman: Subscribing to the list
 - Search: Search the tech-talk archives
 - 2020: Browse tech-talk messages from 2020
 - Core-talk: Discussions between Base developers
 - Mailman: Subscribing to the list
 - Search: Search the core-talk archives
 - 2020: Browse core-talk messages from 2020
 - QTi-talk: Discussions about the QT Initiative (closed)
 - Search: Search the qti-talk archives
 - Hw-talk: Hardware collaboration mailing list (closed)
 - Search: Search the hw-talk archives
- <u>Bugs</u>: The Launchpad bug tracker for epics-base
 - Bug-tracker: Our old bug reporting database
 - Browse: Anonymous login to Mantis
- <u>Documents</u>: Text not related to a specific release or package
 - Wiki: The EPICS Wiki, for community documentation
 - Record Types: Record Reference Manual for R3.14.x
 - How To ...: How To do various common EPICS tasks
 - Core dev's: Pages for core developers
 - CA: Channel Access
 - Training: Training materials
 - APS 2015: APS EPICS Training series, 2015 talks
 - APS 2014: APS EPICS Training series, 2014 talks
 - <u>USPAS 2014</u>: Materials from the 2014 USPAS course in Albuquerque, NM
 - USPAS 2010: Materials from the 2010 USPAS course in Boston, MA
 - General: General descriptions and overviews
 - Logo: Graphics and use of the EPICS logo
 - Hardware: Hardware support (old documents)
- Links: Related web-sites
 - EPICS Users: The main EPICS sites and companies
 - Projects: A (fairly old) list of projects that were built with EPICS
- <u>Licensing</u>: EPICS Software Licensing
 - Open Source: EPICS Open License text
 - Grant: EPICS Grant of License text
 - Old Licenses: Original EPICS copyright notice
 - Old Base: Old EPICS Base License text
 - Verify: Licensee verification no longer necessary
 - Licensees: Public list of Base licensees
 - by Country: List sorted by country

 <u>Home</u> · <u>News</u> · <u>About</u> · <u>Base</u> · <u>Modules</u> · <u>Extensions</u> · <u>Distributions</u> · <u>Download</u> · <u>Search</u> · <u>EPICS V4</u> · <u>IRMIS</u> · <u>Talk</u> · <u>Bugs</u> · <u>Documents</u> · <u>Links</u> · <u>Licensing</u> ·



ANJ, 16 Jan 2019

8903-iC-37 研究者等を対象としたジンポジウム等の開催状況

| | シンポジウム | | 講演会・セミナー | | 研究会・ワークショップ | | 合計 | |
|----------|--------|------|----------|--------|-------------|-------|----|--------|
| | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 | 件数 | 参加人数 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 | 35 | 1, 086 | 4 | 1,684 | 39 | 2,770 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 32 | 1, 227 | 2 | 533 | 34 | 1,760 |
| 平成 30 年度 | 1 | 75 | 21 | 1,068 | 3 | 115 | 25 | 1, 258 |
| 令和元年度 | 0 | 0 | 19 | 569 | 7 | 590 | 26 | 1, 159 |

8903-iC-38 海外での国際会議・ワークショップ等への参加状況(人数)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 147 | 161 | 144 | 142 |

高エネルギー物理学研究者会議

JAHEP - Japan Association of High Energy Physicists -

English

| ホーム | 高エネルギーニュース | 一般講演会 | 関連サイト |
|------|-------------------|----------|-------|
| お知らせ | hecforum archives | 活動報告・議事録 | 事務局 |

入会申込 / 各種登録変更 / 退会

物質の根源と宇宙の謎に挑戦する高エネルギー物理学



高エネルギー物理学は,加速器で作る高エネル ギー粒子の衝突反応を詳しく調べて, 究極の物 質構造,基本的相互作用,時空の構造を研究す る研究分野です。

国内では,世界最高衝突性能の電子・陽電子衝 突装置SuperKEKBでのBelle II実験(左の写 真), 東海から神岡へニュートリノを飛ばして ニュートリノ振動を検証するT2K実験など,世 界中から多くの研究者が集まって世界最先端の 研究が進められています。

また海外にある加速器を使った国際共同実験や 次世代の加速器技術の研究開発にも精力的に取

り組んでいます。

高エネルギー物理学研究者会議(JAHEP)は,高エネルギー物理学に関わる我が国のすべて の研究者が集まり, 意見交換や意思表明を行う場として発足しました。



🗼 東京大学宇宙線研究所 梶田隆章教授 2015年ノーベル物理学賞受賞 [リンク]

新着情報

- 2020.04.01 第22回(2020年度)高エネルギー物理学奨励賞(2021年物 理学会賞)の公募を行います[詳細]
 - 2019.11.06 「欧州戦略グループの質問書 (CERN/ESG/05b、非公
- **】開)に対して、日本の研究コミュニティの意見を表明した高エネルギー委員** 長のレター」を掲載しました[全文(英語)]
- 2019.10.21 2019年度高エネルギー物理学奨励賞受賞者を決定しました 「詳細)
- 2019.05.13 高エネルギー委員会委員選出選挙投票のお願い[詳細]

過去の新着情報

お問い合わせ

高エネルギー物理学研究者会議事務局: hec-sec@jahep.org ホームページに関するお問い合わせ: webmaster@jahep.org

研究紹介

- ▶加速器研究所
- ▶ 研究プロジェクト
- ▶ 先端技術
- 会誌:高エネルギーニュー
- ▶関連サイト

もっと詳しく学ぶには

- ▶大学の研究室一覧
- ▶高校生向けの授業
- ▶一般講演会・公開講座
- ▶研究施設公開
- ▶ 関連図書
- ▶紹介記事・番組

高エネルギー委員会/事 務局

- ▶お知らせ
- 高エネルギー物理学奨励賞
- ▶ 委員会の活動報告・議事録
- ▶ hecforum archives ₹
- ▶ 高エネルギー委員名簿
- ▶ 委員会選出委員名簿
- ▶委員会の規約
- ▶ JAHEP報告書
- ▶事務局

■ページのトップへ戻る

Last update: 04/01/2020 10:11:00

Copyright @ JAHEP All Rights Reserved.

8903-iD-40 日本の原子核物理学研究核物理懇談会ウェブサイト



© 2013 日本の原子核物理学研究

> サイトポリシー・免責事項 | 本ウェブサイトは、核物理懇談会ホームページ委員会が運営しています

PF-UA PF User Association

概要

- 会長挨拶
- PF-UA幹事
- PF-UA運営委員
- 小委員会
- 会則・細則
- PF-UA会員登録申請

活動

- KEK放射光検討委員会
- PFシンポジウム
- 放射光基礎講習会
- 各種委員会議事録
- お知らせ
- PFNews PF-UAだより

ユーザーグループ

- ユーザーグループとは
- <u>ユーザーグループリスト</u>

リンク

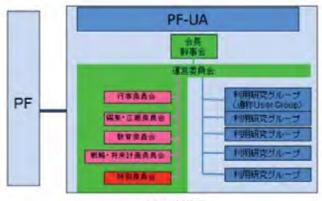
- PFホームページ
- KEK



PF-UAとは

「PFユーザーアソシエーション」(PF-UA)はPFにおける研究活動を一層推進するためのユーザーの団体です。PFを利用する研究者がPFを利用することにより最大限の研究成果が得られるように以下の活動を行います。

- 1. 施設の運用・利用方法についての提言と推進
- 2. 施設の整備・高度化についての提言と推進
- 3. PFシンポジウム等の学術的会合の開催
- 4. その他、運営委員会で適当と認められた事項



PF-UA 組織図

What's new

- 2020/02/26 2019年度量子ビームサイエンスフェスタ中止のご連絡
- 2020/02/19 <u>PF研究会での企業展示について※開催延期となりました</u>
- 2020/02/06 2019年度量子ビームサイエンスフェスタでの企業展示について
- 2020/01/07 <u>2019年度量子ビームサイエンスフェスタ ユーザーグループミー</u> ティング会場のご案内
- 2019/12/12 <u>PF-UA集いのお知らせ</u>
- 2019/12/11 2019年度量子ビームサイエンスフェスタ開催
- 2019/03/15 <u>PF-UA会則・細則が改定されました</u>
- 2019/03/13 2018年度量子ビームサイエンスフェスタ学生奨励賞受賞者発表
- 2019/02/28 2018年度量子ビームサイエンスフェスタでの企業展示について
- 2019/01/18 PF-UA会則・細則の改定について
- 2019/01/16 2018年度量子ビームサイエンスフェスタ ユーザーグループミー ティング会場のご案内
- 2018/12/19 PF-UA集いのお知らせ
- 2018/12/12 2018年度量子ビームサイエンスフェスタ開催
- 2018/03/20 2017年度量子ビームサイエンスフェスタ学生奨励賞受賞者発表

- 2018/02/08 <u>2017年度量子ビームサイエンスフェスタ ユーザーグループミー</u> ティング会場のご案内
- 2017/12/25 <u>PF-UA集いのお知らせ</u>
- 2017/12/07 2017年度量子ビームサイエンスフェスタ開催
- 2017/07/06 第9回日本放射光学会 放射光基礎講習会「初心者のための放射光入 門講座」開催のお知らせ
- 2017/03/29 2016年度量子ビームサイエンスフェスタ学生奨励賞受賞者発表
- 2017/02/27 <u>量子ビームサイエンスフェスタでの企業展示について</u>
- ◆ 2017/02/13 ユーザーグループミーティング会場のご案内
- 2017/02/13 第2回KEK放射光ワークショップ開催のお知らせ
- 2017/02/13 <u>量子ビームサイエンスフェスタ開催</u>
- 2016/12/26 <u>PF-UA集いのお知らせ</u>
- 2016/12/15 PFNews(Vol.34No.3)PF-UAだよりを掲載
- 2016/10/03 <u>KEK放射光検討委員会について</u>
- 2016/08/25 PFNews(Vol.34No.2)PF-UAだよりを掲載
- 2016/06/28 <u>KEK放射光(仮称)ワークショップ開催のお知らせ</u>
- 2016/06/09 2015年度量子ビームサイエンスフェスタ学生奨励賞受賞者発表
- 2016/03/07 <u>PF次期計画3Gev蓄積リング光源の暫定スペック公開のお知らせ</u>
- 2016/03/07 <u>量子サイエンスフェスタでの企業展示について</u>
- ◆ 2016/02/08 ユーザーグループミーティング会場のご案内
- ◆ 2016/02/04 <u>量子ビームサイエンスフェスタ開催</u>
- ◆ 2016/01/07 拡大ユーザーグループミーティングの開催について
- 2015/12/28 <u>PF研究会での企業展示について</u>
- 2015/12/14 <u>PF研究会「放射光のオンリーワン計測と産業利用展開」開催のご案内</u>
- 2015/11/17 PF-UA集いのお知らせ
- 2015/06/02 第18回XAFS討論会のご案内
- 2015/06/02 <u>第51回X線分析討論会のご案内</u>
- 2015/05/14 会長の挨拶
- 2015/04/08 物構研サイエンスフェスタ2014学生奨励賞受賞者の発表
- 2015/03/16 物構研サイエンスフェスタでの企業展示について
- 2015/02/05 <u>PF-UA白書「PFおよび日本の放射光科学の将来への提言」につい</u>て
- 2015/01/29 <u>UGミーティング会場のご案内</u>
- 2015/01/29 第3回物構研サイエンスフェスタ参加登録について
- 2014/12/12 <u>PF-UAの集いのお知らせ</u>
- 2014/10/15 PFのビームタイム削減問題に関するKEK機構長からのメッセージ
- 2014/09/08 サイエンスアゴラ2014のお知らせ
- 2014/09/05 <u>PF研究会での企業展示について</u>
- 2014/08/21 <u>PF研究会「放射光イメージングの産業利用の現状と将来展望」のご</u> 案内
- ◆ 2014/07/30 ユーザーグループの発足と解散について
- 2014/07/23 世界結晶年2014 (IYCr2014)のご案内
- 2014/06/19 第50回X線分析討論会のご案内
- 2014/06/03 「PFおよび日本の放射光科学の将来への提言」に対するパブリック コメントの募集
- 2014/03/27 物構研サイエンスフェスタ2013学生奨励賞受賞者の発表
- ◆ 2014/03/12 物構研サイエンスフェスタでの企業展示について
- 2014/02/18 <u>UGミーティング会場のご案内</u>
- 2014/02/06 物構研サイエンスフェスタ2013参加登録について
- 2013/12/11 PF-UAの集いのお知らせ
- 2013/11/26 共同利用担当幹事交代のお知らせ
- 2013/9/11 <u>院生奨励課題(T型課題)の公募について</u>
- 2013/9/11 第27回日本放射光学会年会・放射光科学合同シンポジウムのお知ら

난

- 2013/5/28 第5回日本放射光学会放射光基礎講習会のお知らせ
- 2013/3/18 物構研サイエンスフェスタ学生奨励賞受賞者の発表
- 2013/3/8 <u>物構研サイエンスフェスタでの 企業展示について</u>
- 2013/2/13 物構研サイエンスフェスタでの学生奨励賞について
- 2013/2/8 <u>UGミーティング会場のご案内</u>
- ◆ 2013/2/4 「KEKロードマップ2013」最終案の公表
- 2013/1/30 物構研サイエンスフェスタ参加登録延長のお知らせ
- 2013/1/8 行事幹事交代のお知らせ
- 2012/12/10 第1回先進的観測技術研究会のお知らせ
- 2012/12/3 <u>PF-UAの集いのお知らせ</u>
- ◆ 2012/11/30 「KEKロードマップ2013中間まとめ」に関する要望書
- 2012/11/22 第2回運営委員会議事録掲載
- 2012/11/22 第2回幹事会議事録掲載
- 2012/11/22 第1回拡大運営委員会議事録掲載
- 2012/6/25 鉱物・合成複雑単結晶ユーザーグループを承認
- 2012/6/6 小委員会リストを掲載
- 2012/6/6 第1回幹事会議事録掲載
- 2012/4/11 幹事、運営委員を公開
- 2012/4/5 会長挨拶を公開
- 2012/4/2 PF-UAホームページを公開

All Rights Reserved Copyright(C) 2012-2015 Photon Factory (PF)

〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

このページに関するお問い合わせは <pfua-office@pfiqst.kek.jp>までお願いいたします。(※@を半角にしてお送りください。)

利用者協議会

■ J-PARC利用者協議会 委員名簿

| 分野 | 氏名 | 所属機関及び職位 | |
|------------------------|------------|---|--|
| 高エネルギー | 中家剛 | 京都大学大学院理学研究科 教授 | |
| | 山中 卓 | 大阪大学大学院理学研究科 教授 | |
| | 相原 博昭 | 東京大学大学院理学系研究科 教授 | |
| | | 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセン | |
| | 小林 隆 | ター素粒子原子核ディビジョン ディビジョ | |
| | | ン長 | |
| | 田村裕和 | 東北大学大学院理学研究科 教授 | |
| | 永江 知文 | 京都大学大学院理学研究科 教授 | |
| 原子核 | 野海博之 | 大阪大学核物理研究センター 教授 | |
| | 澤田真也 | 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセン | |
| | | ター 素粒子原子核ディビジョン ハドロンセク | |
| | | ション | |
| ハドロンホールユーザー会 | 高橋 俊行 | 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセンター素粒子原子核ディビジョン ハドロンセク | |
| | | ション | |
| | 藤田 全基 | 東北大学金属材料研究所 教授 | |
| | 鳥飼直也 | 三重大学大学院工学研究科 教授 | |
| | 山室修 | 東京大学物性研究所 教授 | |
| | 井手本 康 | | |
| 中性子 | 鬼柳善期 | 名古屋大学大学院工学研究科 特任教授 | |
| | 78171 1173 | 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセン | |
| | 金谷の利治 | ター 物質・生命科学ディビジョン ディビ | |
| | | ジョン長 | |
| | 秋光 純 | 岡山大学異分野基礎科学研究所 特任教授 | |
| ミュオン | 足立 匡 | 上智大学理工学部 機能創造理工学科 教授 | |
| | 三宅 康博 | 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセン | |
| | | ター 物質・生命科学ディビジョン ミュオンセ | |
| | | クション | |
| 産業界 | 杉山・純 | 株式会社豊田中央研究所 分析部 量子ビーム解 | |
| | | 析研究室 主監 | |
| | 岸本 浩通 | 住友ゴム工業株式会社 研究開発本部 分析セン | |
| | | ター 課長 | |

| | 日比 政昭 | 新日鐵住金株式会社 技術開発本部 技術開発企画部 上席主幹 | | |
|-----------|-------|---|--|--|
| MLF利用者懇談会 | 久保 謙哉 | 国際基督教大学教養学部 教授 | | |
| 茨城県 | 富田 俊郎 | 茨城県産業戦略部 技監 | | |
| 核変換 | 山下 了 | 東京大学素粒子物理国際研究センター 特任 教授 | | |
| | 卞 哲浩 | 京都大学複合原子力科学研究所 准教授 | | |
| | 加治 芳行 | 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部原子力科学研究所原子力基礎工学研究センター 燃料・材料工学ディビジョン ディレジョン長 | | |

委員任期:平成33 (2021) 年3月末まで

■ 開催日時

第33回

開催日: 平成31年03月25日(月)

場 所: AP東京八重洲通り

第32回

開催日: 平成30年10月17日(水)

場 所: AP東京八重洲通り

第31回

開催日: 平成30年3月20日(火)

場 所: TKP秋葉原カンファレンスセンター

第30回

開催日: 平成29年8月4日(金)

場 所: TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

第29回

開催日: 平成29年3月6日(月)

場 所: TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

資料: [<u>抜粋: PDF 18.7M</u>]

第28回

開催日: 平成28年8月2日(火)

場 所: TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

資料: [<u>抜粋: PDF 26.6M</u>]

第27回

開催日: 平成28年1月12日(火)

場 所: TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

資料: [抜粋: PDF 34.5M]

第26回

開催日: 平成27年7月31日(金)

場 所: TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター

資料: [<u>抜粋: PDF 14.1M</u>]

第25回

開催日: 平成27年3月19日(木)

場 所: TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター

資料: [<u>抜粋: PDF 16.8M</u>]

第24回

開催日: 平成26年11月26日(水)

場 所: TKPガーデンシティ竹橋

資料: [<u>抜粋:PDF8.34M</u>]

第23回

開催日: 平成26年6月26日(木)

場 所: TKPガーデンシティ竹橋

資料: [<u>抜粋:PDF 4.9M</u>]

8903-iE-43 加速器科学総合支援事業における大学等連携支援事業の実施状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 14 | 11 | 11 | 8 |
| 支援金額(千円) | 26, 360 | 26, 360 | 25, 042 | 23, 790 |



高エネルギー加速器セミナー OHO

このセミナーはこれからの高エネルギー加速器をになう若手研究者の育成と、一般企業の研究者の加速器科学への理解を深めることを目的として、1984年より毎年開催しております。

第一線で活躍中の各分野の専門家が、その年のテーマ毎に最 先端の加速器科学を基礎から講義します。



最新情報

- 2020.6.18 **2020年9月1日(火)に講義レクチャー資料をホームページに公開**し、受講者のみダウンロード出来るようにいたします。
- 2020.6.18 OHO'20webページを公開しました。 new!

2019年までのお知らせ情報

共催:

- 公益財団法人・高エネルギー加速器科学研究奨励会 🛮
- 大学共同利用機関法人・高エネルギー加速器研究機構 ❷
- 国立大学法人・総合研究大学院大学

Last Updated : June 18, 2020

A Home

OHO'20

Previous OHO

OHO テキスト 一覧

アクセス

KEK施設案内個

関連リンク先

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 KE 加速器研究施設

公益財団法人 高エネルギー加速器科学 研究奨励会 FAS







事務局 住所: 〒305-0801 つくば市大穂 1 - 1 高エネルギー加速器研究機構内

TEL • FAX : 029-879-0471 e-mail : info@heas.jp

ホームページ: http://www.heas.jp/



Home Proceedings

Authors

Organizers / Editors

JACoW Team

About

Contacts

0

Joint Accelerator Conferences Website

The Joint Accelerator Conferences Website (JACoW) is an international collaboration that publishes the proceedings of accelerator conferences held around the world. All conferences agree to the <u>policies and requirements for publication</u>. Originally created for the publication of the proceedings of the Asian, European, and North American particle accelerator conferences (which in 2010 became the International Particle Accelerator Conference series, or IPAC), today the site hosts the <u>proceedings</u> of the following JACoW collaboration conferences:

| ABDW | EBIST | НВ | LINAC | SAP |
|------------|-------|----------|--------|--------|
| APAC | ECRIS | HIAT | MEDSI | SRF |
| BIW | EPAC | IBIC | NA-PAC | eeFACT |
| COOL | ERL | ICALEPCS | PAC | |
| CYCLOTRONS | FEL | ICAP | PCaPAC | |
| DIPAC | FLS | IPAC | RuPAC | |

How do I publish proceedings on JACoW?

Also published at this site:

- Information about the JACoW collaboration
- Help for authors submitting work to JACoW conferences
- Help and tools for editors of conference proceedings and members of the JACoW Team
- IPAC relations with industry:
 - Construction Projects and Upgrades of Particle Accelerators Delicity, IPAC'19 edition
 - Construction Projects and Upgrades of Particle Accelerators Delivery, IPAC'18 edition
 - Result of Questionnaire distributed to IPAC'14 Industrial Exhibitors

IACoW Authors

Check out the new
Reference Search Tool

- Search Page
- What Does this Tool Do?
- Quick Guide

News



2019 Nov 18

Published SRF'19 proceedings

2019 Nov 15

Published FEL'19, HIAT'18 proceedings

2019 Oct 30

Published COOL'19 proceedings

2019 Jun 28

Published IPAC'19 proceedings

2019 May 08

Published ICAP'18 proceedings

2019 May 06

Published <u>eeFACT'18</u>, <u>IBIC'18</u> proceedings

2019 Apr 29

Published PCaPAC'18

proceedings

Upcoming Conferences



<u>↑</u> postponed + virtual Liverpool, UK, 30 Aug - 4 Sep, 2020





nline vconf, 28 Sep - 1 Oct, 2020



postponed to 2021
Fermilab, Batavia, IL, USA, 4-9 Oct, 2020



<u>↑</u> postponed to 2021 Chicago, IL, USA, 26-30 Jul, 2021



研究に関する現況調査表別添資料一覧(共通基盤研究施設)

| | 番号 | 資料・データ名 | 頁 | 備考 |
|----|------------|--|-----|----|
| 研究 | 8904-i1-1 | 教員・研究員等の人数が確認できる資料 (2019年度) | 1 | |
| 研究 | 8904-i1-2 | 本務教員の年齢構成が確認できる資料 (2019年度) | 2 | |
| 研究 | 8904-i1-3 | Geant4講習会参加者 | 3 | |
| 研究 | 8904-i1-4 | 放射線業務従事者の登録数の推移 | 4 | |
| 研究 | 8904-i1-5 | 高エネルギー加速器研究機構における放射線発生装置の設置数 | 5 | |
| 研究 | 8904-i1-6 | 放射線作業計画書、密封線源取扱、核燃料物質取扱、搬出サーベイの年間 取扱数 | 6 | |
| 研究 | 8904-i1-7 | 放射線モニターの設置数、及びサーベイメータの保有数 | 7 | |
| 研究 | 8904-i1-8 | 放射線変更承認申請の件数、並びに放射線安全審議会等の開催数 | 8 | |
| 研究 | 8904-i1-9 | 放射線科学センターによる機構内放射線安全教育の受講数 | 9 | |
| 研究 | 8904-i1-10 | 実験系廃液処理量の推移 | 10 | |
| 研究 | 8904-i1-11 | 化学分析の依頼件数 | 11 | |
| 研究 | 8904-i1-12 | LAN 接続端末、VPN登録数 | 12 | |
| 研究 | 8904-i1-13 | 情報システム利用ユーザー数 | 13 | |
| 研究 | 8904-i1-14 | 利用者相談件数(J-PARC分を除く) | 14 | |
| 研究 | 8904-i1-15 | TV会議利用数推移 | 15 | |
| 研究 | 8904-i1-16 | 中央計算機システム | 16 | |
| 研究 | 8904-i1-17 | スーパーコンピュータシステム | 17 | |
| 研究 | 8904-i1-18 | スーパーコンピュータシステム共同利用者数 | 18 | |
| 研究 | 8904-i1-19 | スーパーコンピュータシステム共同利用・共同研究の採択・実施状況 | 19 | |
| 研究 | 8904-i1-20 | 不正アクセス通報発生件数 | 20 | |
| 研究 | 8904-i1-21 | 機構ファイアウォール予防的ブロック件数 | 21 | |
| 研究 | 8904-i1-22 | 液体ヘリウムの液化、供給、回収の状況 | 22 | |
| 研究 | 8904-i1-23 | 超伝導低温工学に関する技術支援の件数の推移 | 23 | |
| 研究 | 8904-i1-24 | KAGRA建設に対する貢献 | 24 | |
| 研究 | 8904-i1-25 | 製造支援の受付件数 | 25 | |
| 研究 | 8904-i1-26 | エンジニアリング支援の受付件数 | 26 | |
| 研究 | 8904-i1-27 | 開発した試料交換システムの利用の推移 | 27 | |
| 研究 | 8904-i1-28 | 工作機械、測定器のセンター外利用者数 | 28 | |
| 研究 | 8904-i2-29 | 利益相反行為防止規程 | 29 | |
| 研究 | 8904-i2-30 | 役職員倫理規程 | 32 | |
| 研究 | 8904-i2-31 | 安全衛生管理規程 | 49 | |
| 研究 | 8904-i2-32 | 研究費の取扱いに関する規程 | 62 | |
| 研究 | 8904-i2-33 | 公正な研究活動の推進に関する規程 | 66 | |
| 研究 | 8904-i2-34 | 研究推進会議規程 | 69 | |
| 研究 | 8904-i2-35 | 国際諮問委員会設置要項 | 71 | |
| 研究 | 8904-i2-36 | 加速器・共通基盤研究施設運営会議規程 | 73 | |
| 研究 | 8904-i2-37 | 研究プロジェクト評価実施規程 | 75 | |
| 研究 | 8904-i3-38 | 研究活動状況に関する資料 (大学共同利用機関) | 77 | |
| 研究 | 8904-i3-39 | 会議・研究会での発表数 | 78 | |
| 研究 | 8904-i3-40 | 特許等の出願、取得、保有の状況 | 79 | |
| 研究 | 8904-i3-41 | 研究会及びセミナー等の開催状況 | 80 | |
| 研究 | 8904-i4-42 | 研究費の受入状況 | 81 | |
| 研究 | 8904-i4-43 | 外部資金受け入れ状況 | 82 | |
| 研究 | 8904-i4-44 | 世界省エネスパコンランキングGreen500 | 83 | |
| 研究 | 8904-iB-45 | International Review on D1 and D2 Superconducting Magnets for HL-LHC | 84 | |
| 研究 | 8904-iB-46 | 機構外研究機関(国内)・国際研究機関への貢献状況 | 102 | |
| 研究 | 8904-iC-47 | 広域分散型データグリッドJLDG(Japan Lattice Data Grid) | 103 | |
| 研究 | 8904-iC-48 | 格子QCD理論計算解析コードbridge++ | 104 | |
| | | | | |
| | | | | |

〈別添資料の命名規則〉

0101 - i1 - 1

法人番号(2桁)+学部・研究科 等ごとの通し番号(2桁)の計4 桁 分析項目番号(Iの場合にはi、 Ⅱの場合にはii)+記載項目の数 字または英字大文字

資料固有の番号 (通し番号)

※「- (ハイフン)」も含めてすべて 半角で作成してください。

〈別添資料一覧の記載項目〉

教育・研究の区分、資料番号、資料・データ名は必ず記載してください。「頁」欄については、可能であれば別添資料全体の通し番号を、 「備考」欄については、公表にふさわしくないものなどを記載してください。

8904-i1-1 教員・研究員等の人数が確認できる資料

| 職名 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----|----|-----|----|
| 教授 | 13 | 12 | 25 |
| 准教授 | 11 | 2 | 13 |
| 講師 | 8 | 0 | 8 |
| 助教 | 10 | 5 | 15 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 42 | 19 | 61 |

^{※ 2019}年5月1日現在

8904-i1-2 当該現況分析単位に関する本務教員の年齢構成が確認できる資料

| 職名 | 年齢※ | | | | |
|--|-------|---------|---------|---------|-------|
| 10000000000000000000000000000000000000 | ~34 歳 | 35~44 歳 | 45~54 歳 | 55~64 歳 | 65 歳~ |
| 教授 | 0 | 0 | 3 | 9 | 1 |
| 准教授 | 0 | 3 | 6 | 2 | 0 |
| 講師 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 助教 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 11 | 14 | 11 | 1 |
| 割合 (%) | 5. 1 | 28. 2 | 35. 9 | 28. 2 | 2.6 |

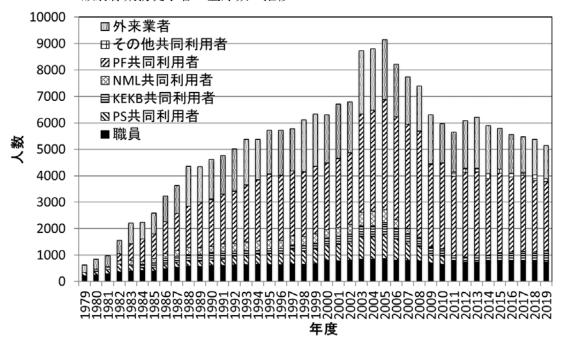
^{※ 2019}年5月1日現在の年齢としてください。

8904-i1-3 Geant4 講習会参加者

| 年度 | 参加者数(人) | 病院関係(病院数) | 企業 (社数) |
|----------|---------|-----------|---------|
| 平成 28 年度 | 67 | 7 | 2 |
| 平成 29 年度 | 78 | 6 | 2 |
| 平成 30 年度 | 49 | 3 | 9 |
| 令和元年度 | 78 | 10 | 5 |
| 令和元年 | 149 | 18 | 40 |
| 合同研究会 | 149 | 10 | 40 |

令和元年合同研究会は、EGS, PHITS, Geant4 の合同研究会

8904-i1-4 放射線業務従事者の登録数の推移



8904-i1-5 高エネルギー加速器研究機構における放射線発生装置の設置数 (台)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------|----------|----------|--------|
| 放射線発生装置(法定)*1 | 14 | 16 | 17 | 18 (6) |
| X 線発生装置(法定) | 14 | 14 | 13 | 15 |
| 機構長の指定する発生装置*2 | 35 | 36 | 35 | 30 |

- *1) ()は J-PARC (東海キャンパス) における発生装置数
- *2) 法令では発生装置には該当しないが、機構において法定発生装置と同様に管理するもの

8904-i1-6 放射線作業計画書、密封線源取扱、核燃料物質取扱、搬出サーベイの年間取扱数 (件)

| 年度 | 作業計画書取扱 | 密封同位元素取扱 | 核燃料物質の取扱 | 搬出サーベイ |
|----------|---------|----------|----------|--------|
| 平成 28 年度 | 3, 785 | 39 | 16 | 320 |
| 平成 29 年度 | 4, 111 | 37 | 9 | 339 |
| 平成 30 年度 | 3, 676 | 31 | 12 | 304 |
| 令和元年度 | 3, 228 | 35 | 26 | 276 |

8904-i1-7 放射線モニターの設置数、及びサーベイメータの保有数 (台)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 放射線モニター数*1) | 226 | 222 | 228 | 212 (82) |
| 点検実施率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| サーベイメータ数*2) | 216 | 199 | 196 | 198 |
| 点検実施率(%) | 88. 7 | 87. 5 | 90.8 | 88. 5 |

- *1) 放射線モニター: 固定式の放射線測定器で、ローカル監視装置を経て中央監視装置に接続され、測定データが集約される。年2回の点検校正を実施。() は J-PARC(東海キャンパス)におけるモニター数。
- *2) サーベイメータ:可搬式の小型放射線測定器。年2回の点検校正を実施。

8904-i1-8 放射線変更承認申請の件数、並びに放射線安全審議会等の開催数 (件数)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|----------|-------|
| 放射線安全審議会等開催 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 放射線施設等変更承認施設数 | 11 | 1 | 14 | 8 |
| 核燃料物質等関係変更承認 | 0 | 6 | 0 | 0 |

8904-i1-9 放射線科学センターによる機構内放射線安全教育の受講数 (人)

| 年度 | 第1回 | 第2回 | その他 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 平成 28 年度 | 523 | 154 | 110 | 787 |
| 平成 29 年度 | 509 | 132 | 97 | 738 |
| 平成 30 年度 | 482 | 148 | 87 | 717 |
| 令和元年度 | 465 | 133 | 92 | 690 |

8904-i1-10 実験系廃液処理量の推移

| 年度 | 無機廃液 | 有機廃液 | 写真廃液 | 洗浄廃水(m³) |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | (litter) | (litter) | (litter) | |
| 平成 28 年度 | 1,650 | 10, 380 | 100 | 288 |
| 平成 29 年度 | 1, 488 | 9, 917 | 86 | 288 |
| 平成 30 年度 | 1,714 | 9, 031 | 108 | 224 |
| 令和元年度 | 1,603 | 9, 326 | 134 | 244 |

8904-i1-11 化学分析の依頼件数

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|
| 受付件数 | 25 | 33 | 30 | 42 |

冷却水などの水質分析、固形不純物などの成分分析や定量分析の依頼を受付け、機構内で処理 し、迅速に対応している。

8904-i1-12 LAN 接続端末、VPN 登録数 (台)

無線 LAN は機構内でのネットワーク接続用、VPN は機構外から機構 LAN への直接接続用

| 年度 | つくば LAN | J-PARC LAN | VPN |
|----------|---------------|------------|--------------|
| | (無線+有線) | | (つくば+J-PARC) |
| 平成 28 年度 | 8, 759+8, 064 | 4, 758 | 1, 209+273 |
| 平成 29 年度 | 8, 906+6, 673 | 5, 049 | 1, 171+295 |
| 平成 30 年度 | 8, 556+6, 807 | 5, 322 | 1, 200+311 |
| 令和元年度 | 集計中 | 5, 300 | 集計中+280 |

8904-i1-13 情報システム利用ユーザー数 (人)

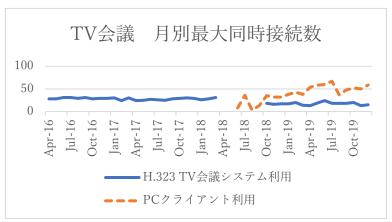
| 年度 | 電子メール | 電子メール | Web サーバ | 中央計算機 |
|----------|--------------|----------|---------|-------|
| | (J-PARC を除く) | (J-PARC) | | |
| 平成 28 年度 | 1708 | 1569 | 352 | 1101 |
| 平成 29 年度 | 1696 | 1560 | 405 | 1073 |
| 平成 30 年度 | 1590 | 1770 | 412 | 1060 |
| 令和元年度 | 1631 | 1767 | 440 | 1290 |

8904-i1-14 利用者相談件数(J-PARC 分を除く) (件)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|--------|
| 件数 | 1, 282 | 1, 223 | 1, 328 | 1, 290 |

J-PARC 分は東海キャンパス JLAN 運用室にて実施のため除く

8904-i1-15 TV 会議利用数推移



多地点同時接続 TV 会議月別最大同時接続数。2018 年度末より MCU 装置から、Vidyo に機種変換があったため間の統計が取れていない。Vidyo TV 会議システムになってから個人パソコンによる利用が拡大

8904-i1-16 中央計算機システム

| | 計算サーバ | 磁気ディスク | テープライブラリ |
|-----------|---------|----------|----------|
| | (コア) | (TBytes) | (TBytes) |
| 2012-2016 | 4, 080 | 6, 910 | 16, 000 |
| システム | | | |
| 2016-2020 | 10, 024 | 13, 000 | 70, 000 |
| システム | | | |
| 2020-2024 | 15, 000 | 25, 500 | 100,000 |
| システム | | | |

⁻ 本システムは、Bファクトリー実験を含む共同利用のための一般的な計算機利用を目的としている。

8904-i1-17 スーパーコンピュータシステム

| | ピーク性能 | メモリ総量 |
|-------------|----------|----------|
| | (TFlops) | (GBytes) |
| ~2017 システム | 1, 313 | 110, 000 |
| 2019 年度システム | 157 | 3, 000 |
| 2020 年度システム | 314 | 6, 000 |

^{- 「}大型シミュレーション研究」共同利用のスーパーコンピューターは 2017 年 9 月をもって運用を休止した。機構内理論計算需要に供するため「素粒子・原子核シミュレーション研究プログラム」が 2019 年度より開始された。

8904-i1-18 スーパーコンピュータシステム共同利用者数

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年度 |
|-----|----------|---------|---------|-------|
| | | 度 | 度 | |
| 実人数 | 80 | 36 | - | - |

平成29年度よりスパコン共同利用休止

8904-i1-19 スーパーコンピュータシステム共同利用・共同研究の採択・実施状況(単位:件)

| 採択状況 | | | 実施状況 | | | | |
|----------|----|----|------|-------|-------|------|----|
| | 応 | 採 | 採 | | | | うち |
| | 募 | 択 | 択 | 卒亡 十日 | ∕业 ∕丰 | ∆∌L | 国際 |
| | 件 | 件 | 率 | 新規 | 継続 | · 合計 | 共同 |
| | 数 | 数 | (%) | | | | 研究 |
| 平成 28 年度 | 53 | 53 | 100 | 25 | 28 | 53 | 4 |
| 平成 29 年度 | 25 | 25 | 100 | 0 | 25 | 25 | 2 |
| 平成 30 年度 | - | - | _ | _ | - | _ | _ |
| 令和元年度 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

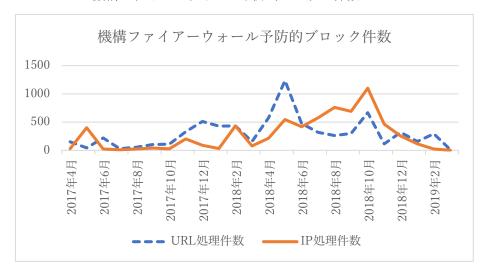
平成29年度よりスパコン共同利用休止

8904-i1-20 不正アクセス通報発生件数 (件) (外部組織、委託監視業者からの通報を含む)

| 年度/件数 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年 |
|--------|----------|----------|----------|------|
| つくば | 11 | 7 | 14 | 0 |
| J-PARC | 0 | 4 | 2 | 5 |

委託監視業者、国立情報学研究所 NII SOCS を含む外部機関からの通報があったもの。調査の結果、問題が無かったものを含む。

8904-i1-21 機構ファイアーウォール予防的ブロック件数



URL 処理件数は URL によるブロック IP 処理件数は IP アドレスによるブロックを示す。 2017. 4 月以前は記録を取っていない。

8904-i1-22 液体ヘリウムの液化、供給、回収の状況

| | つくばキャンパス | | 東海キャンパス(J-PARC) | |
|----------|----------|---------|-----------------|---------|
| 年度 | 液供給量 | 蒸発ガス回収率 | 液供給量(kL) | 蒸発ガス回収率 |
| | (kL) | (%) | 攸供柏重(KL) | (%) |
| 平成 28 年度 | 125. 7 | 96. 4 | 21. 2 | 93. 6 |
| 平成 29 年度 | 111.7 | 91.0 | 21.8 | 94. 4 |
| 平成 30 年度 | 124. 4 | 95. 0 | 26. 0 | 91.8 |
| 令和元年度 | 129.0 | 88.6 | 19. 1 | 96. 0 |

8904-i1-23 超伝導低温工学に関する技術支援の件数の推移

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|
| 開発支援 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| 運転支援 | 5 | 6 | 6 | 6 |

機構の推進するプロジェクトに対する、超伝導極低温装置の開発支援(建設を含む)および J-PARC における超伝導極低温装置に対する運転支援の件数。

8904-i1-24 KAGRA 建設に対する貢献

| 年度 | 貢献内容 |
|-------|---|
| 2011- | 低温懸架システムおよび冷却システム開発開始 |
| 2013 | |
| 2014 | X-end, Y-end クライオスタット設置・組み立て |
| 2015 | X-front, Y-front クライオスタット設置・組み立て |
| 2016 | X-end, Y-end 冷却システム接続・試験 |
| 2017 | X-front, Y-front 冷却システム接続・試験 |
| | Y-end で1台目の極低温鏡懸架システムの組立て完了 |
| 2018 | X-front, Y-front, X-end で極低温鏡懸架システムの組立て完了 |

8904-i1-25 製造支援の受付件数

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|
| 受付件数 | 464 | 374 | 378 | 331 |

機械部品の製作や測定、組立、熱処理、3Dプリンタ造形などの依頼に対応している。

8904-i1-26 エンジニアリング支援の受付件数

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|
| 受付件数 | 10 | 11 | 11 | 13 |

機構の推進する各種プロジェクトに教員、技術職員が参加し、機械設計、製造、試作、実験等を支援する。複数年に渡り支援するケースも含まれる。

8904-i1-27 開発した試料交換システムの利用の推移



8904-i1-28 工作機械、測定器のセンター外利用者数

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|-------|
| 利用件数 | 369 | 344 | 299 | 319 |
| (人・目) | | | | |

技術講習を受講した者には、センターが所有する工作機械と測定器の一部について使用を 認めている。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反行為防止規程

平成17年6月24日 規程第52号

改正 平成 2 1年 3月 3 1日規程第 9 2号 改正 平成 2 8年 1 0月 1 8日規程第 5 7号 改正 令和元年 9月 3 0日規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構利益相反ポリシー(平成17年3月29日制定)の定めるところに従い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の産学公連携活動における役員及び職員(以下「職員等」という。)の利益相反行為を防止し、産学公連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「利益相反行為」とは、研究及び教育等に関する機構の職員等としての義務よりも、 自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。例えば、次に掲げる行為は、利益相反 行為と推定する。
 - イ 機構としての研究並びに教育及びその成果の活用という目的にそぐわない専ら兼 業・兼職先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為
 - ロ 企業等との共同研究等において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族 が取締役、執行役、その他理事を務める企業等に帰属せしめる行為
 - ハ 機構において指導する大学院生を、研究・教育の目的に反する産学公連携活動に従事させる行為又は当該大学院生の所属する大学の利害に反する活動に従事させる行為
- (2)「企業等」とは、企業、国、地方公共団体の行政機関、国立大学法人、大学共同利用 機関法人、独立行政法人又はその他の団体をいう。
- (3)「産学公連携活動」とは、職員等が企業等との共同研究等に従事することをいう。

(利益相反行為の回避)

第3条 職員等は、産学公連携活動を行うに当たっては、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

- 第4条 機構長の下に、利益相反マネジメントを適正に行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「利益相反マネジメント委員会」という。)を置く。
- 2 利益相反マネジメント委員会は、ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかど うかの調査審議・勧告、社会への情報公開等を行う。

(研究費等受入審査会の設置)

第5条 利益相反マネジメント委員会の下に、受託研究、共同研究(経費の伴うものに限る。)、学術指導、寄附金、寄贈の土地建物その他の物品等(図書、科学研究費補助金による現物寄附を除く。)、助成金及び受託研究員の受入れの可否等について審議するため、研究費等受入審査会を置く。

(利益相反アドバイザーの配置)

- 第6条 利益相反マネジメント委員会の下に、機構における利益相反の日常的な相談窓口 として、利益相反アドバイザーを配置する。
- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント委員会の推薦に基づき、機構長が任命 する。
- 3 利益相反アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、その再任を妨げない。

(情報公開・開示)

第7条 産学公連携活動に携わる職員等は、産学公連携における利益相反問題をチェック するために必要最小限の範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、利益相 反マネジメント委員会あて毎年4月末日までに提出しなければならない。

(措置等)

- 第8条 機構長は、職員等の行為がこの規程に違反した場合、利益相反マネジメント委員会の勧告に基づき、次の措置を行うことができる。
- (1) 指導
- (2)注意
- (3) 厳重注意
- (4) 産学公連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除
- 2 利益相反マネジメント委員会は、前項の措置を機構長に勧告するためには、措置の対処 となる職員等に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。
- 3 利益相反マネジメント委員会は、この規程に違反する職員の行為が大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則(平成16年規則第1号)に規定する懲戒 事由に該当する場合は、懲戒処分を行うことを機構長に勧告することができる。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初の利益相反アドバイザーの任期は、第6条第3項の規定にか かわらず、平成18年3月31日までとする。
 - 附則(平成21年3月31日規程第92号)
 - この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附則(平成28年10月18日規程第57号)
 - この規程は、平成28年10月18日から施行する。
 - 附則(令和元年9月30日規程第3号)
 - この規程は、令和元年9月30日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 役職員倫理規程

(平成28年3月30日 規程第38号_→

改正 平成30年 3月29日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に勤務する役員の倫理、並びに職員就業規則(平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第39条の規定に基づく職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理行動規準)

- 第2条 役員及び職員(以下「役職員」という。)は、機構の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げることを職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - (1)常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
 - (2)常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を自らや自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
 - (3)法令及び機構の規程等に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
 - (4)職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (5)勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

- 第3条 この規程において「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、役職員 の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に 関する者として機構長が別に定める者を除く。
 - (1)機構の規程等に基づき機構の施設、設備、知的財産の利用(施設等が利用できる研究員制度等を含む。以下、「共同利用等」という。)を行わせる事務において、共同利用等を行っている者及び共同利用等を申請している者又は申請しようとしている者
 - (2)役職員等が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している者、これらの契約の申込みをしている者及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである者
- 2 役職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関

係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、 当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその職に基づく影響力を当該他の役職員に行使 させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合に おいては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理監督者とその責務等)

- 第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。
- 2 倫理監督者は、機構長をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる事項の責務を有する。
 - (1)役職員からの第6条又は第8条第2項の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2)役職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3)役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(倫理監督者の補佐)

第5条 管理局長は、前条に規定する倫理監督者の責務等について補佐しなければならない。

(倫理監督者への相談)

第6条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 役職員は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1)利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (2)利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - (3)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受ける
 - (4)利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5)利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (6)利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7)利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8)利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9)利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1)利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2)多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4)職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
- (5)職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7)職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第8条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。)があるものであって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断 することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

- 第9条 役職員は、利害関係者以外の者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価 を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わ せなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触)

第10条 役職員が国の行政機関、地方公共団体及び公益法人等の役職員と接触する場合については、この規程の目的の趣旨を理解し、疑惑や不信を招くことがないように十分留意しなければならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第11条 役職員は、他の役職員の第7条又は第9条の規定に違反する行為によって当該他の 役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産 上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受して はならない。
- 2 役職員は、倫理監督者その他当該役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上 司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料 するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 役員並びに職員給与規程別表第6指定職本給表の適用を受ける職員及び職員給与規程第40条の規定による管理職手当及び同規程第45条の規定による技術手当を支給されるものは、その管理し、又は監督する役職員がこの規程又はこの規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第12条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別紙1により倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - (1)多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - (2)私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用 について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負 担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の兼職・兼業に関する規程(平成16年規程第8号)の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ別紙2により倫理監督者の承認を得なければならない。

(金銭等の贈与、講演等、株取引及び所得の報告)

第14条 役職員(次表に掲げる適用者に限る。)は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下この条において「贈与等」という。)を受けたと

き又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)、前年において行った株券等の取得又は譲渡(以下この条において「株取引等」という。)並びに前年分の所得(以下「所得等」という。)について、次表により3月1日から同月31日までの間に機構長に報告(贈与等については四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内)しなければならない。

| 事項 | 事業者等からの | 株取引等の報告 | 所得等の報告 |
|-------------------------|---------|---------|------------------------|
| | 贈与等の報告 | (別紙4) | (別紙5) |
| | (別紙3) | | ※前年分の所得につ |
| | | | いて同年分の所得税 が課される場合にお |
| 適用者 | | | ける当該所得の報告。 |
| 役員、指定職本給表 の適用を受ける者 | 0 | 0 | 0 |
| 管理職手当又は技術 手当の支給を受ける者 | 0 | | |

(再就職等の規制)

- 第15条 役員及び職員(非常勤の者を除く。以下「常勤役職員」という。)は、密接関係法人等に対し、他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の常勤役職員若しくは当該常勤役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の常勤役職員をその離職後に、若しくは当該常勤役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1)基礎研究、福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事し、若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役職員であった 者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (2)退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (3)大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であったものであって任期(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
 - (4)国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第31条の2第1項の評価(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)の結果に基づき法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として第17条第2号に規定するもの以外の地位に就いたことがない他の常勤役職員

が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係 法人等の地位に就かせることを目的として行うとき

- (5)法人法第31条の4第1項の規定による措置であって30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のために措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき
- 3 前2項の「密接関係法人等」とは、営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項において「営利企業」という。)及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)機構が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している営利企業等、又は機構が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業として独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)第5条、又は第6条に定めるもの
 - (2) 第1項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の目前5年間に係る営利企業等の事業年度(以下、この号において「事業年度」という。)のうちいずれかの事業年度において機構との間に締結した売買、貸借、請負その他の契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。)の総額が2千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント(資本の額又は出資の総額が3億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が300人以上である営利企業等にあっては、10パーセント)以上であるもの
- 4 第2項第2号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、常勤役職員が機構長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
- 5 第2項第2号の「退職手当通算予定役職員」とは、機構長の要請に応じ、引き続いて退職 手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職 手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であって、当該退 職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者 をいう。
- 6 第1項の規定によるもののほか、役職員は、独立行政法人通則法(平成11年7月16日 法律第103号)、法人法若しくは他の法令若しくは機構が定める業務方法書、その他の機 構が定める規程等に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること

若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第16条 役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違 反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業 等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

- 第17条 役職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく機構長に別紙6により届け出なければならない。
 - (1)常勤役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位についている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役職員に対して行う、機構と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する業務(機構の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (2)前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は労働基準法に規定する管理又は監督の地位にある職員の範囲に関する規程(平成16年規程第79号)第1条に掲げる職員、組織規程(平成16年規程第30号)第30条第1項に定める技術調整役及び第33条第1項に定める技術副主幹の職に就いていた者が、離職後2年を経過するまでの間に、役職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
 - (3)前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、機構と営利企業等(当該再就職者が現に その地位に就いているものに限る。)との間の契約であって機構においてその締結につい て自らが決定したもの又は機構による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2項 に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(機構長への再就職の届出)

- 第18条 常勤役職員(第15条第5項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。以下この 条において同じ。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やか に機構長に別紙7により届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、 遅滞なく、機構長に別紙8により届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、 遅滞なく、機構長に別紙9により届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出を受けた機構長は、法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った常勤役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものと

する。

(機構長がとるべき措置等)

- 第19条 機構長は、役職員が第15条から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役職員に対する監督上の措置及び機構における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 第17条の規定による届出を受けた機構長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実がある と認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措 置を講じなければならない。
- 3 機構長は、当該年度の4月1日以降遅延なく、前年度にかかる第17条の規定による届出 及び前2項の措置の内容を取りまとめて、文部科学大臣に報告しなければならない。

(違反に対する処分等)

- 第20条 役職員にこの規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、管理局長(ただし、管理局長に違反行為があったと疑うに足りる相当の理由があったときは、監査室長。以下同じ。)は当該役職員に関係する組織の長等と連携して、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行うものとし、その結果を倫理監督者に報告するものとする。
- 2 違反行為があると認められる役職員からの辞職の申し出があった場合おいては、当該役職員を人事管理上必要な処分に付することにつき相当の事由があると思料するときは、機構長は辞職の承認を留保し、管理局長に必要な実情調査を命じるものとする。
- 3 前2項の調査の結果、役職員に違反行為があったと認められるときは、役員にあっては法人法、職員にあっては機構の関係規程等に則り、懲戒処分等の必要な措置を厳正に行うものとする。

(実施規定)

第21条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年3月30日規程第38号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員倫理規程 (平成16年規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月29日規程第16号)

この規程は、平成30年3月29日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

別紙1

所属長

平成 年 月 日

利害関係者との飲食に関する届出書

所職名名

(F)

役職員倫理規程第12条による利害関係者との飲食について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 飲食の目的、理由
- 2 飲食の相手方
- 3 飲食の内容(飲食に要する予定金額を含む)
- 4 飲食の日時
- 5 飲食の場所

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| | | | | |

(注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、 施設長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。 別紙2

所 属 長

平成 年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書

所 ス 名 名

A

役職員倫理規程第13条の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演、著述等の依頼者
- 2 講演、著述等の内容 (講演等の対象者を含む)
- 3 講演、著述等を行う日時、場所
- 4 報酬の額

上記の申請を承認する。

平成 年 月 日

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 〇〇 〇〇 印

| 機構長 | 理事 (労務担当) | 管理局長 | 総務部長 | 人事労務課 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| | | | | |

⁽注)管理局職員にあっては所属部長、研究所・施設・部所属の職員にあっては所属研究所長、施設 長又は部長を通じて、人事労務課まで提出してください。

贈与等報告書

倫理監督者 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構長 殿

所職名名

A

| 贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受け | |
|-----------------------|--|
| た年月日 | |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実 | |
| | |
| 贈与等の内容又は報酬の内容 | |
| | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額 | |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬 | |
| の価額として推計した額を記載している場合に | |
| あっては、その推計の根拠 | |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接 | |
| 待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応 | |
| 接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数 | |
| の者が居合わせた立食パーティー等の場におい | |
| て受けた供応接待にあっては、当該供応接待の | |
| 場に居合わせた者の概数) | |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業 | |
| 者等の名称及び住所 | |
| 国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を | |
| 受ける役員等が贈与等を行った場合にあって | |
| は、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該 | |
| 役員等が複数であるときは、当該役員等を代表 | |
| する者の役職又は地位及び氏名) | |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と | |
| 職員の職務との関係及び当該職員が属する行政 | |
| 機関との関係 | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (3) 「贈与等に内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (4) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。
- (5) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株取引等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

| | 年 | 月 | 日 | 株券等の種類 | 銘 | 柄 | 数 | 対価の額 |
|-------|---|---|---|--------|---|---|---|------|
| | | | | | | | | |
| H- | | | | | | | | |
| 取 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 得 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 譲 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| Note: | | | | | | | | |
| 渡 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)

- (1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券又は新株引受権付社債券の別を記載する。

所得等報告書

倫理監督者

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属 職 名 氏 名

□ 本機構からの給与(報酬)所得のみ □ 本機構からの給与(報酬)所得以外の所得等あり

| | | | | | | | | | - 11 |
|----|-----|------------|----------------|-----------|---|---|---|---|----------|
| | | | | | 所 | 得 | 金 | 額 | 基因となった事実 |
| | 事 | 業 | 所 | 得 | | | | | |
| | 不 | 動 | 産所 | 得 | | | | | |
| 総 | 利 | 子 | 所 | 得 | | | | | |
| 合 | 配 | 当 | 所 | 得 | | | | | |
| 課 | 給 | 与 | 所 | 得 | | | | | |
| 税 | 雑 所 | | | | | | | | |
| | 譲 | 渡 | 所 | 得 | | | | | |
| | 1 | 時 | 所 | 得 | | | | | |
| | 土 | 事 地等の | | 行得 | | | | | |
| 分 | 短 | 期 譲 | 渡 所 | 得 | | | | | |
| 離 | 長 | 期譲 | 渡 所 | 得 | | | | | |
| 課税 | 株式 | 弋等の | ★ ※ ※ ※ | 所得 | | | | | |
| | 上場 | 易株式等 | ぎの配当月 | 听得 | | | | | |
| | 山 | 林 | 所 | 得 | | | | | |

| 贈 | 与. | 等 | 0 | 課 | 税 | 価 | 額 |
|---|-------------|---|---|----|-----|---|---|
| Ħ | | 4 | V | ɪ木 | 17E | Т | 仰 |

(注)

- (1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (2)「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。
- (3)「給与所得」欄は、本機構からの給与(報酬)所得は記載を省略してよい。
- (4)「本機構からの給与(報酬)所得のみ」に該当する場合、表中の項目について記載する必要はない。

| | | | | 平成 | 年 | 月 | |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|---|--------------------|----------|---|--|
| 再就職者から法 | 令等違反行為の要求又 | け依頼 | 盾を受け | た場合の届 | l #1 | | |
| 13/00/94 1 1/2 2 12/2 | 12 (1 7 (2) (1) (4) (2) (1) (1 | 100 200 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | <i>С Ж</i> Ц * У/Ш | 1 1 | | |
| 大学共同利用機関法人高エネルジ | ギー加速器研究機構長 | 殿 | | | | | |
| | | 所 | 属 | | | | |
| | | | 名 | | | | |
| | | 氏 | 名 | | | | |
| | | m 🗖 I | 113-1 3 | ا ـــ | | | |
| 受職員倫理規程第17条の規定に | | り届と | 出をしま、 | す。 | | | |
| この届出書の記載事項は、事実に | に相遅ありません。 | | | | | | |
| | 記 | | | | | | |
| | il. | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | が餌をした再哉職者の氏 | 夕垒 | | | | | |
| (ふりがな) | 法令等違反行為 | | | 佐頓が行わ | わた日 | 時 | |
| 氏 名 | 四日子连次日初 | ·/ Ø · | 14718 | MARY 1142 | 7, 07С П | 1 | |
| Н | | | | | | | |
| | 平成年 | 月 | 目 | 時 | | | |
| 勤務先営利企業等の名称 | 勤務先営利企業 | 等によ | おける再 | 就職者の地 | 位 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 類の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |
| 法令等違反行為の要求又は依 | 頼の内容 | | | | | | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

所 属

職名

氏 名

役職員倫理規程第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 | 再就職の約束をした日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
|-----|---------------------------------------|-----|------|------|---|--|--|
| 2 | 離職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 目 | | |
| 3 | 再就職予定日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 4 | 再就職先の名称及び連絡先 | | | | | | |
| 5 | 再就職先の業務内容 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 6 | 再就職先における地位 | | | | | | |
| 7 | 再就職の約束をした日以前に、再就職先に | (当該 | 日ありの | の場合) | | | |
| 対し | 、最初に当該再就職先の地位に就くことを | 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| 要才 | ^{さした日 (※1)} (当該日がなかった場合には、 | (当該 | 日なし | の場合) | | | |
| L 罰 | 台該日なし」と記載。) | | | | | | |
| 8 | 離職後の就職の援助 (※2) を行った者の氏名 | | | | | | |
| 又的 | は名称及び当該援助の内容(当該援助がなか | | | | | | |
| った | と場合には、「該当なし」と記載。) | | | | | | |
| | | | | | | | |

- (※1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員としての在職中に限る。
- (※2) 最初に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員となった後に行われたものに限る。

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

| 法人における職名 | 変更前 | |
|-----------------------|-----|--|
| (女人における戦力 | 変更後 | |
| 離職予定日 | 変更前 | |
| 角田和以 丁 八上 口 | 変更後 | |
| 再就職予定日 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 再就職先の名称及び | 変更前 | |
| 連絡先 | 変更後 | |
| 再就職先の業務内容 | 変更前 | |
| 世別・地元の未務的谷 | 変更後 | |
| 再就職先における地位 | 変更前 | |
| 〒〒別売4銭ノ□(〜☆○() 公 月間1年 | 変更後 | |

平成 年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 殿

氏 名 📵

平成 年 月 日付けの役職員倫理規程18条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 安全衛生管理規程

 (平成16年4月19日)

 規程第106号

改正 平成17年3月29日規程第46号 改正 平成17年5月24日規程第51号 改正 平成18年2月24日規程第12号 改正 平成19年5月9日規程第39号 改正 平成19年11月28日規程第60号 改正 平成20年11月14日規程第45号 改正 平成21年3月31日規程第87号 改正 平成24年2月23日規程第9号 改正 平成25年11月27日規程第33号 改正 平成27年11月11日規程第64号 改正 平成28年3月14日規程第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を 明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 機構おける職員の安全及び衛生の管理については、この規程によるもののほか、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、その他関係法令及び機構の諸規程等の定めるところによる。但し、J-PARCの業務に従事するときは、 J-PARC センターの諸規程等の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)「事業場の長」とは、つくばキャンパスにおいては機構長をいい、東海キャンパスにおいては東海キャンパス所長をいう。
 - (2) 「所長等」とは、研究所の所長、研究施設の施設長、東海キャンパス所長及び管理局長 をいう。
 - (3)「副所長等」とは、所長又は施設長が指名する者、東海キャンパス副所長及び管理局の各部長をいう。
 - (4)「研究所等」とは、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施設、共通

基盤研究施設、東海キャンパス及び管理局をいう。

(機構長の責務)

第4条 機構長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、機構職員の安全の確保及び健康の 保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び安全衛生に関し機構が定めた事項を遵守し、危険防止、災害防止 及び疾病の予防に努めるとともに、機構長その他の関係者が行う安全衛生管理に関する措置に ついても積極的に協力しなければならない。

(機構の事業場)

- 第6条 機構の事業場は次のとおりとする。
 - (1) つくばキャンパス(つくば市に置かれる事業場)
 - (2) 東海キャンパス (東海村に置かれる事業場)

(危害予防規則)

- 第7条 機構長は、職員の安全管理に関し、危害予防に係る規則等を作成し、これを職員に周知 しなければならない。
- 2 前項の規則等は、次に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 高圧ガス
 - (2) 放射線及び放射性物質
 - (3) 核燃料物質
 - (4) 化学薬品及び有害物質
 - (5) 電気
 - (6) クレーン及び特殊自動車
 - (7) レーザー
 - (8) 特殊材料ガス
 - (9)消防
 - (10) 地震、豪雨等による災害
 - (11) 遺伝子組換え実験
 - (12) その他機構長が必要と認めるもの

第2章 安全衛生管理体制

(機構長及び事業場の長)

- 第8条 機構長は、機構における安全及び衛生管理の業務を総括する。
- 2 事業場の長は、各事業場における安全及び衛生管理の業務を総括する。

(統括安全衛生管理者)

- 第9条 機構に、安全衛生管理業務を統括管理する統括安全衛生管理者を置く。
- 2 統括安全衛生管理者は、理事をもって充てる。
- 3 統括安全衛生管理者は、機構の安全及び衛生に関する業務について、指導、助言及び連絡調整を行う。

(安全衛生管理者)

- 第10条 各事業場に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者は、機構長が指名する。
- 3 安全衛生管理者は、各事業場における次の各号に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員等の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員等の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

(安全衛生推進室長)

- 第11条 安全衛生推進室長は、各事業場における次の各号に掲げる安全衛生管理に係る業務を 行う他、産業医及び衛生管理者との協力を図り、安衛法が遵守され適切に業務が行われている ことを監督する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
 - (4) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
 - (5) 職員の安全衛生の管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (6) その他職員の安全衛生管理に必要な事項に関すること。

(衛牛管理者)

- 第12条 各事業場に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、事業場ごとに法令で定める資格を有する職員(委託契約を締結した者を含む。) のうちから機構長が法令に定める必要人数を指名する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生推進室長の監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6)職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
 - (8) その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(所長等)

- 第13条 所長等は、所轄する研究所等の責任者として安全及び衛生の確保に必要な措置を掌理する。
- 2 所長等は、安全衛生に関し包括的な実施要領を作成し機構長に提出しなければならない。
- 3 所長等は、研究所等の安全衛生について年1回以上機構長に報告しなければならない。
- 4 所長等は、研究所等の安全衛生について、安全衛生管理者から安全確保のための改善を求められた場合には、速やかに必要な措置を講じ統括安全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。
- 5 所長等は、機構長に報告等をする場合には、安全衛生管理者、事業所の長及び統括安全衛生 管理者を通じて行わなければならない。

(副所長等)

- 第14条 副所長等は、所長等を補佐し、次に掲げる安全及び衛生の確保に必要な措置に係る業 務を行う。
 - (1) 建築物、設備、作業又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の 措置に関すること。
 - (2)安全措置、保護具その他安全衛生のための設備、器具の定期点検及び整備に関すること。
 - (3) 作業の安全衛生に係る教育及び訓練に関すること。
 - (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に係る事項に関すること。

(産業医)

- 第15条 各事業場に、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。
- 2 産業医は、法令で定める要件を備えた医師である職員のうちから機構長が1名以上指名する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、事業場の長及び安全衛生管理者に勧告し、衛生管理者に対し指導し、若しくは助言できるものとする。

(危害防止主任者等)

- 第16条 機構長は、第6条に規定する危害予防に係る規則等の定めにより、資格又は知識、経験若しくは技能を有する職員のうちから、危害防止主任者等を指名し、危害防止に関する必要な業務を行わせなければならない。
- 2 機構長は、前項の規定により指名したときは、当該危害防止主任者等の氏名及びその者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。

(作業主任者)

- 第17条 機構に、安衛法第14条に定めるところにより、作業主任者を置く。
- 2 作業主任者は、法令で定める資格を有する者のうちから所長等の推薦により、機構長が指名 するものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により作業主任者を指名したときは、当該作業主任者の氏名及びその 者に行わせる業務を関係職員に周知させなければならない。
- 4 作業主任者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。) その他関係法令の定める危害防止に関する業務を行うものとする。

(防火管理者)

- 第18条 各事業場に、防火管理者を置く。
- 2 防火管理者は、各事業場の防火管理規則により定める。
- 3 防火管理者は、各事業場の防火管理規則に定められた業務を行うものとする。

(防災管理者)

- 第19条 各事業場に、必要に応じて防災管理者を置き、各事業場の防火管理者をもって充てる。
- 2 防災管理者は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に定められた業務を行うもの とする。

(安全運転管理者)

- 第20条 各事業場に、安全運転管理者を置く。
- 2 安全運転管理者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則(平成16年規則第22号。以下「自動車使用規則」という。)により定める。
- 3 安全運転管理者は、自動車使用規則に定められた業務を行うものとする。

(健康管理者)

- 第21条 各事業場に、健康管理者を置く。
- 2 健康管理者は、つくばキャンパスにおいては統括安全衛生管理者が指名する者とし、東海キャンパスにおいては東海管理課長をもって充てる。
- 3 健康管理者は、安全衛生推進室長の指揮監督の下に職員の健康管理に関し、産業医、衛生管理者に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2)職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

- (3)職員の健康診断の実施に関すること。
- (4)職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 安衛法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。) の実施に関すること。
- (6)その他職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(衛生委員会)

- 第22条 各事業場に、安衛法第18条の定めるところにより衛生委員会を置く。
- 2 衛生委員会は、各事業場の長の諮問、又は自らの発議のもとに事業場における衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して事業場の長に対し意見を述べることができる。
- 3 衛生委員会の組織及び運営については、別に定める。

(安全委員会)

- 第23条機構に、安全委員会を置く。
- 2 安全委員会は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における安全管理に関する重要 事項について調査審議し、これらの事項に関して機構長に対し意見を述べることができる。
- 3 安全委員会の組織及び運営については、別に定める。

(審議委員会等)

- 第24条 機構に、必要に応じ審議委員会等を置く。
- 2 審議委員会等は、機構長の諮問、又は自らの発議のもとに機構における放射線安全等に関す る重要事項について審議するものとする。
- 3 審議委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(安全環境衛生諮問委員会)

- 第24条の2 機構に、安全環境衛生諮問委員会を置く。
- 2 安全環境衛生諮問委員会は、機構長の求めに応じ、機構における安全、環境、衛生について 点検評価を行い、助言を行うものとする。
- 3 安全環境衛生諮問委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 第25条 安全衛生管理組織は、別表のとおりとする。

第3章 安全衛生対策

(安全衛生管理実施計画)

第26条 安全衛生管理者は、各事業場における安全衛生実施計画を作成し、事業場の長に提出 しなければならない。安全衛生実施計画には、当該年度における重点事項の他、次の各号に掲 げる事項について定める。

- (1) 安全及び衛生の教育訓練に関すること。
- (2) 職場の巡視、点検に関すること。
- (3) 定期健康診断に関すること。
- (4)健康の保持増進を図るための基本的事項に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関する重要な事項に関すること。
- 2 所長等は、前項の計画が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(指示又は勧告)

- 第27条 安全衛生管理者は、安全衛生上必要があると認めるときは、所長等に対して必要な指示又は勧告をすることができる。
- 2 所長等は、前項の指示又は勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 3 安全衛生管理者は、所長等から措置の結果報告を受けた時は、事業場の長及び統括安全衛生 管理者を通じて機構長に速やかに報告しなければならない。

(安全衛生教育)

第28条 機構長は、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合 等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行なわなければならない。

(定期巡視)

- 第29条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法及び衛生状態に有害のお それのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法及び衛生状態に有害 のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければ ならない。

(危険を防止するための措置)

- 第30条 所長等は、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)機械、器具その他の設備等による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 - (4) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険
- 2 所長等は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(保護具の整備及び使用)

- 第31条 所長等は、法令の定める保護具を整備しなければならない。
- 2 所長等は、危害を受けるおそれのある場所で職員に作業を行わせるときは、必要な保護具を

使用させなければならない。

3 職員は、前項の保護具を着用しないで作業を行ってはならない。

(特定有害業務に係る措置)

第32条 機構長は、安衛法第65条の定めるところによる作業環境測定を行ったときは、その 結果の記録を作成する。なお、その結果、職員の健康障害を防止するため必要があると認めた ときは、速やかに適切な処置を講ずるものとする。

(就業制限)

- 第33条 機構長は、法令に定める就業制限に係る業務には、その定める免許等を有する職員でなければ就業させてはならない。
- 2 機構長は、好産婦である女子職員及び年少職員を法令に定める危険有害業務に就業させては ならない。

(緊急事態に対する措置)

- 第34条 機構長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、業務の中断、職員の退 避等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 機構長は、前項の措置を的確かつ円滑に行うことができるようにするため、消火、避難等の 用具の設備を整備し、随時点検を行い、並びに必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければ ならない。
- 3 第1項の「業務の中断、職員の退避等の適切な措置」は、緊急連絡、救急活動、消化作業その他の危険が拡大するのを防ぐ緊急作業、危険場所への立入禁止等の措置をいう。
- 4 第2項の「消火、避難等の用具の設備」とは、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等をいい、「防火、避難等の訓練」とは、防火訓練、避難訓練、救急訓練等をいう。
- 5 その他災害発生時における対処方策等については、各事業場の防火管理規則等によるものと する。

(保守及び検査)

- 第35条 所長等は、所管の設備、機器の保守及び検査を行う場合は、所管の設備担当者又は 業者に依頼して保守及び検査を行うことができる。
- 2 所長等は、業者に依頼して保守及び検査を行う場合は、設備担当者を立ち会わせるものとする。

(設備等の届出)

第36条 所長等は、法令の定めるクレーン、昇降機、圧力容器、放射線装置等の設備を設置し、 又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、その工事開始の40日前までに事業場の長を 通じて機構長に報告しなければならない。

(災害等の報告)

- 第37条 所長等は、所属職員に災害、事故又は傷病等が発生したときは、その都度、その発生場所、日時、被害の程度等をすみやかに安全衛生推進室長に報告しなければならない。
- 2 安全衛生推進室長は、前項の報告を受けたときは、安全衛生管理者、事業場の長及び統括安 全衛生管理者を通じて機構長に報告しなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

- 第38条 機構長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - (2)放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - (3)計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - (4)排気、廃液又は残さい物による健康障害
 - (5) VDT作業等による健康障害
- 2 機構長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、 風紀及び生命の保持のため、勤務環境等について定期又は臨時の調査を行い、設備の改善等 必要な措置を講じなければならない。

(継続作業の制限等)

第39条 機構長は、安衛法第65条の4に定められる作業について、作業時間の基準に違反 しないよう継続作業の制限等の措置を講ずるものとする。

(中高年齢職員等に対する配慮)

第40条 機構長は、中高年齢職員及び労働災害の防止上その就業に当って特に配慮を必要と する職員については、これらの職員の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなけ ればならない。

(健康診断)

- 第41条 機構長は、職員に対し、次の各号に掲げる健康診断のうちで該当するものを行わなければならない。
 - (1) 採用時の健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 有害業務従事者の健康診断
 - (4) その他必要な健康診断
- 2 職員は、前項に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 第1項の健康診断の項目及び回数は、安衛則に定めるところによる。
- 4 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第42条 職員は、前条第1項の定めにより実施する健康診断をやむを得ない理由により受けなかったときは、速やかに医療機関等で検査を受け、その結果を証明する書面を安全衛生推進室長に提出しなければならない。

(保健指導等)

- 第43条 機構長は、第41条第1項に定める健康診断の結果、職員の健康を保持増進するため 必要があると認めたときは、その職員に対し医師による保健指導を行うように努めなければな らない。
- 2 職員は、前項の保健指導を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。

(健康診断結果の措置)

第44条 機構長は、第41条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実情を考慮して、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

- 第45条 機構長は、伝染性の疾病その他の疾病で、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りではない。
 - (1)病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
 - (2)心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - (3)前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めたものにかかった者
- 2 機構長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他 専門の医師の意見をきかなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第46条 機構長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

- 第47条 機構長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用するものとする。
- 2 職員が本機構から異動した場合は、異動先の事業者へ前項の記録を移管することができる。

(ストレスチェック)

- 第48条 機構長は、ストレスチェックを行わなければならない。
- 2 前号のほか、ストレスチェックの実施に関する事項は別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第49条 安全衛生業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、 当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(細則への委任)

第50条 機構長は、この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

(職員以外の者への準用)

第51条 この規程の第5条、第7条、第26条から第40条、第48条及び第49条について は、共同利用実験者、学生等職員以外の者で機構の業務に従事する者について準用する。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月29日規程第46号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月24日規程第51号)

この規程は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月24日規程第12号)

この規程は、平成18年2月24日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月9日規程第39号)

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月28日規程第60号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年11月14日規程第45号)

この規程は、平成20年11月14日から施行する。

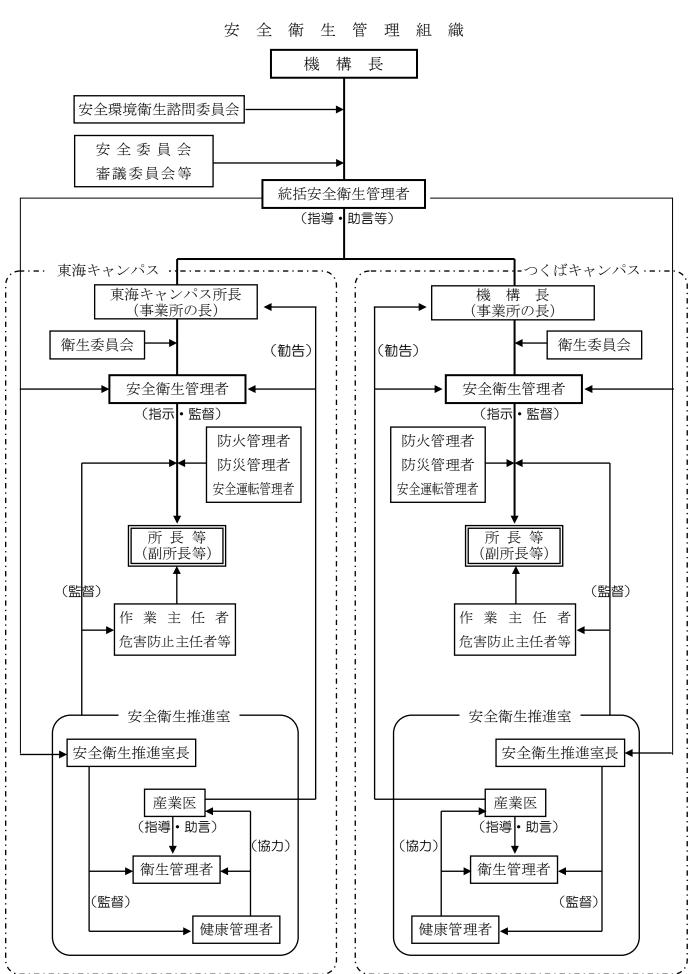
附 則(平成21年3月31日規程第87号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規程第9号) この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規程第33号) この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成27年11月11日規程第64号) この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規程第21号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。



(組織規程を踏まえた安全衛生管理組織)

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究費の取扱いに関する規程

デージャング 平成20年4月25日 規程第21号

改正 平成21年3月31日規程第84号 改正 平成22年3月31日規程第20号 改正 平成25年9月27日規程第22号 改正 平成26年11月28日規程第25号 改正 平成30年3月29日規程第21号 改正 平成31年3月28日規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、機構が管理する全ての経費をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所、各研究施設及び管理局をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等を配分する機関の定め、機構の関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 機構の研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、第5条及び第6条で定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進 責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し なければならない。

(統括管理責任者)

第5条 機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実 質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事(財務担当)をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 研究所等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ コンプライアンス推進責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等 以外の機構の組織については、統括管理責任者をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該研究所等における対策 を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、当該研究所等内の研究費の運営・ 管理に関わる全ての構成員に対し、研究費の執行等に関するコンプライアンス教育を実施し、 受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等を モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、実効的な管理監督を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な 管理監督を行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、コンプライアンス推進責任者が行う不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

- 第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を設置する。
- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事(研究担当)
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 各研究所等のコンプライアンス副責任者のうちから 各1名
 - (5) 管理局の部長
 - (6) その他機構長が指名する者
- 3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正を発生させる要因を把握し、研究費を適正に運営及び管理するために、不正防止計画を策定すること。
 - (3) 科学研究に携わる者の行動規範(平成18年7月21日役員会決定)及び研究費の運営及び管理に関する行動規範(平成20年4月25日役員会決定)の浸透を図るための

方策に関すること。

- (4) 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に当たり、機構以外の学識経験者等から意見を聴 くことができる。
- 6 不正防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(相談窓口)

- 第9条 機構における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相 談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究協力部研究協力課長とする。
- 3 相談窓口は、機構における研究費に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせ に対し、関係部課の協力を得て誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のため の適切な支援に資するよう努めるものとする。

(受付窓口)

- 第10条 機構における研究費の不正の告発に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(契約事務)

- 第11条 機構における製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る発注又は 給付の完了の確認をするための検査等の契約事務(以下「契約事務」という。)は、機構長か ら委任を受けた者が適切に処理しなければならない。
- 2 前項の契約事務の範囲は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務会計事 務の委任に関する規則(平成16年規則第3号)による。
- 3 契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

(調查)

第12条 研究費の取扱いに関し不正使用の疑いがあった場合の調査その他の措置については、 別に定める。

(処分)

第13条 研究費の取扱いに関し不正使用を行った職員、並びに不正な取引に関与した業者に 対する処分は、別に定める。

(モニタリング)

- 第14条 第8条第4項第4号に定めるモニタリングの実施方法については、別に定める。
- 2 モニタリングは、定期的に実施する。ただし、最高管理責任者が特に命じた事項について

は、随時実施する。

(内部監査)

- 第15条 研究費に係る内部監査は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部 監査規程(平成18年規程第27号)に基づき、最高管理責任者の直轄組織である監査室が 実施する。
- 2 内部監査の実施に当たっては、監事、会計監査人及び監査室が、それぞれの意見形成に相 互に影響を及ぼすことを避けつつ、連携して効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するも のとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年4月25日規程第21号)

- 1 この規程は、平成20年4月25日から施行する。
- 2 競争的資金等の取扱いに関する規程(平成19年10月30日規程第58号)は廃止する。

附 則 (平成21年3月31日規程第84号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第20号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規程第22号) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規程第25号) この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第21号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第24号) この規程は、平成31年3月28日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 公正な研究活動の推進に関する規程

平成27年3月27日 規程第22号 改正平成27年11月11日規程第63号 改正平成29年2月13日規程第1号 改正平成30年3月29日規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。なお、不正行為への対応については、研究を活性化させるものであるという趣旨に基づき取り組むものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、機構に雇用されて実験・研究活動に従事する者及 び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 2 この規程において「研究所等」とは、各研究所及び各研究施設をいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意 義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適 切な行為をいう。
- 4 この規程において「研究データ等」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を学会等で通常説明するために必要となるものをいう。
 - ア 実験ノート等の文書(電磁的記録を含む)、数値データ、画像等の「資料」
 - イ 実験試料、標本等の「試料」
 - ウ装置

(研究者の責務)

- 第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、不正行為が研究活動とその成果発表の本質に反するものであるということを認識し、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることを自覚するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究データ等の保存)

- 第4条 研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない。
- 2 研究データ等の保存に関し必要な事項は別に定める。

(機構長の責務)

第5条 機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備しなければならない。

(理事の責務)

第6条 機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を 推進するための取組を統括しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進する ための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、 当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、前条に おいて機構長が指名する理事をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、 当該研究所等における研究者に対し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究 倫理教育を実施する。ただし、主に機構外の機関に所属し、一時的に機構の施設や設備を利 用して実験・研究を行う者を除く。
- 3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けると ともに、必要に応じて指導を行う。
- 4 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行うため、必要に応じて複数の副責任者 を任命することができる。

(研究倫理教育副責任者)

- 第8条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、実効的な研究倫理教育を行 うものとする。
- 2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究倫理教育責任者が行 う研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を実施する ために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第9条 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括について、「研究費の取扱いに関する規程(平成20年4月25日規程第21号)」第8条に定める不正防止計画推進室がその業務を行う。

(相談窓口)

- 第10条 機構における公正な研究活動の推進のため、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究倫理教育責任者をもって充てる。なお、相談の内容が当該倫理教育責任 者と利害関係を持つ事案である場合には、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止 計画推進室に相談することができるものとする。

(受付窓口)

- 第11条 機構における不正行為の告発等に適切に対応するため、受付窓口を置く。
- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 不正行為の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 不正行為を行った職員及び不正行為に関与した職員に対する処分は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月11日規程第63号)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日規程第1号)

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附則 (平成30年3月29日規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究推進会議規程

 平成21年3月31日

 規程第21号

改正 平成24年4月27日規程第34号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に、研究推進会議(以下「会議」という。) を置く。

(任務)

第2条 会議は、機構の研究プロジェクトの推進その他研究に関する重要事項について、協議、 調整を図る。

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 所長
 - (3) 施設長
 - (4) 機構長が予め指定するプロジェクトの責任者
 - (5) 管理局長
 - (6) 研究協力部長
 - (7) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 2 議長は、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

- 第9条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 2 この規程の定めるもののほか、会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第7号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成23年3月31日までとする。

附 則(平成24年4月27日規程第34号) この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 国際諮問委員会設置要項

令和元年 5 月 2 4 日 制 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。) に国際諮問委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、機構の研究計画全般について、機構長の諮問に応じて、幅広い 学問分野の観点から審議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、国内外の有識者のうちから機構長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任する場合、その 任期は2年とする。
- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから機構長が指名する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、機構長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、機構長がこれを招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会

において定める。

附 記

- 1 この要項は、令和元年5月24日から実施し、平成31年3月1日から適用する。
- 2 この要項の実施後、第3条に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器・共通基盤研究施設運営会議規程

 (平成16年4月19日)

 規程第27号

改正 平成17年3月29日規程第12号 改正 平成21年3月31日規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則(平成16年 基本通則第1号)第17条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器 研究機構加速器・共通基盤研究施設運営会議(以下「運営会議」という。)の組織及び運営に ついて定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設及び共通基盤研究施設(以下「研究施設」という。)に係る共同利用・共同研究に関する事項その他研究施設の運営に関する重要事項について審議する。

(組織)

- 第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員26人以内をもって組織する。
 - (1)研究施設の職員
 - (2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)の職員(研究施設の職員を除く。)
 - (3)機構の行う研究と同一の研究に従事する国公私立大学の教員その他

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

- 第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 議長は、委員のうち研究施設の職員である者のうちから、副議長は、機構の職員以外の者の うちから、運営会議において選出する。
- 3 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

- 第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項 は、運営会議において定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、第3条各号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月29日規程第12号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第18号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 研究プロジェクト評価実施規程

平成16年4月19日 規程第91号 改正平成20年9月22日規程第34号 改正平成21年3月31日規程第100号 改正平成23年3月30日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究プロジェクトについて評価を行うため、必要な事項を定めることを 目的とする。

(評価委員会)

- 第2条 研究プロジェクトごとに、必要に応じ個別に評価委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、評価を行う研究プロジェクトの名称を付して委員会の名称とする。
- 3 委員会の委員は、評価を実施する毎に、外部の者から機構長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、委嘱の日から当該評価報告書を受理する日までの間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める

(評価方法)

第3条 評価手法及び評価項目は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定)を参酌し、委員会において決定する。

(評価報告書)

第4条 委員会は、前条に掲げた項目等に対する評価結果及び今後の課題、提言等を含めた評価報告書をまとめ、機構長に提出するものとする。

(評価の反映)

第5条 機構長は、当該評価結果を中期計画の見直し等に適切に反映させる。

(結果の公表)

第6条 評価結果は、原則として公表するものとし、公表の手法は報告書及びホームページによるものとする。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないと認められた事項については、この限りでない。

(準用)

- 第7条 第2条に規定する委員会の他、機構長が認めるものにあっては、研究プロジェクト について評価を行うことができるものとする。
- 2 前項により評価を行う場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月22日規程第34号) この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第100号) この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第3号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。

8904-i3-38 研究活動状況に関する資料 (大学共同利用機関)

| | | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 専任教員数 | | 39 | 39 | 37 | 39 |
| 著書数 | 日本語 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 外国語 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 査読付き論文数 | 日本語 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 外国語 | 52 | 41 | 41 | 37 |
| その他 | | 143 | 222 | 209 | 169 |

- ※1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員(教授、准教授、講師、助教)の人数としてください。2019 年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。
- ※2 学会発表や「査読付き論文」に当たらない論文などについては、「その他」と してカウントしてください。

8904-i3-39 会議・研究会での発表数 (件数)

| 年度 | 国内会議 | 国際会議 | 招待講演 |
|----------|------|------|------|
| 平成 28 年度 | 64 | 75 | 7 |
| 平成 29 年度 | 113 | 63 | 5 |
| 平成 30 年度 | 102 | 87 | 9 |
| 令和元年 | 59 | 56 | 9 |
| 計 | 338 | 281 | 30 |

8904-i3-40 特許等の出願、取得、保有の状況 (件数)

| 年度 | 出願 | 取得 | 保有 |
|----------|----|----|----|
| 平成 28 年度 | 0 | 3 | 18 |
| 平成 29 年度 | 1 | 2 | 19 |
| 平成 30 年度 | 0 | 1 | 20 |
| 令和元年度 | 0 | 0 | 19 |
| 計 | 1 | 6 | - |

8904-i3-41 研究会及びセミナー等の開催状況 (国際会議の開催も含む) (件数)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 計 |
|--------|----------|----------|----------|-------|----|
| 国内会議件数 | 10 | 9 | 10 | 11 | 40 |
| 国際会議件数 | 3 | 5 | 3 | 1 | 12 |

8904-i4-42 研究費の受入れ状況 [受入れ研究費 (千円)、括弧内は件数]

| 年度 | 共同研究 | 寄附金 | 受託研究 |
|----------|--------------|-------------|---------------|
| 平成 28 年度 | 18, 188 (16) | 24, 962 (4) | 64, 636 (5) |
| 平成 29 年度 | 22, 911 (14) | 2,000 (1) | 83, 519 (5) |
| 平成 30 年度 | 27, 111 (17) | 0 (0) | 141, 103 (7) |
| 令和元年度 | 19, 873 (13) | 315 (1) | 117, 893 (5) |
| 計 | 88, 083 (60) | 27, 277 (6) | 407, 151 (22) |

8904-i4-43 外部資金受入れ状況 「研究資金 (千円)、括弧内は新規のみ」

| | | 科研費 | 科研費 | 費以外 |
|----------|---------|---------------------|-----|-----|
| 年度 | 件数 | 内定額(間接含む額) | 件数 | 金額 |
| 平成 28 年度 | 6(2) | 32, 500 (42, 250) | 0 | 0 |
| 平成 29 年度 | 10(6) | 37, 100 (48, 230) | 0 | 0 |
| 平成 30 年度 | 13(3) | 38,800 (50,440) | 0 | 0 |
| 令和元年度 | 12 (3) | 35, 500 (46, 150) | 0 | 0 |
| 計 | 41 (14) | 143, 900 (187, 070) | 0 | 0 |

8904-i4-44_世界省エネスパコンランキングGreen500

KEK小型スーパーコンピュータ
 「Suiren (睡蓮)」が「Suiren2 (睡蓮2)」にリバイズしてスパコン消費電力性能ランキング「Green500」で世界第2位を獲得

iii 2017年11月21日 #ハイライト (https://www.kek.jp/ja/newsroom/highlights/)

高エネルギー加速器研究機構(KEK.)と株式会社ExaScaler(エクサスケーラー)、株式会社PEZY Computing(ペジーコンピューティング)が共同で開発・検証している小型スーパーコンピュータ「Suiren2(睡蓮2)」が、米国コロラド州デンバーで開催中の「SC17(The International Conference for High Performance Computing, Networking, Storage and Analysis 2017)」国際学会にて発表されたスパコン消費電力性能ランキング「The Green 500 List」にて、世界第2位を獲得しました。

詳しくは<u>こちら (https://www2.kek.jp/arl/index.html#topics-20171121-</u>suiren2)をご覧ください。

© 1971 - 2020 KEK

The First Template: 13 Mar. 2019 Final version: 2 April 2019.

International Review on D1 and D2 Superconducting Magnets for HL-LHC

-- Draft, Review Panel Report --

Review Panel Members

Peter Wanderer (BNL, chair), Hélène Felice (CEA), Massimo Sorbi (INFN), Jim Strait (FNAL), Akira Yamamoto (KEK-CERN)

Link Person: Ezio Todesco (CERN)

Dates: 11-13 March 2019

Introduction --- Objectives of the Review

HL-LHC is in the final stage of design and prototyping: all technologies for the hardware upgrade must be fully proven by 2020. This review covers two important superconducting magnets for HL-LHC sharing the same basic technology, namely the use of Nb-Ti Rutherford cable. These magnets are designed and manufactured as in-kind contribution for HL-LHC by two different Institutes in collaboration with CERN that will complete integration in a cryo-assembly:

MBXF (D1) single aperture dipole magnet and cold mass and vertical test at 1.9 K: KEK (Tsukuba, Japan); cryostat by CERN;

MBRD (D2) double aperture dipole magnet: INFN (Genova, Italy): cold mass and cryostat by CERN;

CERN will carry out all cryogenic and power test in the final configuration.

Both types of magnets are in the stage of model size testing and in the process of preparing the prototype and series production. The D1 model has been designed, produced and tested by KEK (Tsukuba, Japan), which will take care also of the procurement of the prototype and series. The D2 has been designed by INFN-Genova, the model built by industry under INFN responsibility and tested by CERN. Prototype and series will be procured by INFN-Genova.

Mandate:

The scope of the review was to examine:

- Magnet requirements and final design status including conductor choice, mechanical structure, field quality, quench protection, cold mass with its interfaces (cryostats, electrical, hydraulic, mechanical, vacuum), integration issues, safety aspects and planning requirements;
- 2. Strategy for in-kind procurements;
- 3. Results of model magnets and status of prototype magnets;
- 4. Strategy for magnet construction and/or procurement and overall production/delivery schedule;
- 5. Status of production tooling, finalization of design, status and maturity of production procedure definition and QA, tracking and production documentation and information exchange with CERN;
- 6. Components procurement and preparation status and plans (including superconducting cable);
- 7. QA/QC and status of documentation;
- 8. Test plan and acceptance criteria.

A copy of the full mandate for the review is attached.

Executive Summary

Finding and Comments:

- International Review on D1 and D2 Superconducting Magnets for HL-LHC was held at CERN on 11 13 Mar. 2019, with two major topics: dipole D1, dipole D2.
- The Committee has received 12 reports in open sessions and 4 specific reports, in the closed sessions.
- The Committee congratulates the D1 and D2 teams on significant progress in the magnet design and model work, with international collaborations with KEK in Japan

- for D1 dipole and with INFN-Genova in Italy for the D2 dipole, based on their bilateral agreements with CERN.
- The committee members appreciated the vigorous and open discussions on critical technical issues that took place during the review.
- Both magnets are medium field (~5T) dipoles made with NbTi Rutherford cable (leftover from LHC), about 7-8 m long. The requirements for both are challenging.

SUMMARY FOR D1

- The design uses collars that are relatively thin radially, to take maximum advantage of the iron yoke.
- The large aperture of the D1 (150 mm) requires a large number of turns in the coil. This creates challenges in the coil straight section (coil size and prestress) and in the coil ends (coil end forces are radially inward).
- Short models S1, S1b, and S2 have been built and tested. S1b reached the ultimate current. S2 reached the ultimate current and, after a thermal cycle, reached the nominal current in one quench. Short model S3, now under construction, will be a reproducibility test.
- Cold field quality results from S2 are good except for b3 (16-18 units), the cause of which is under investigation. It is important to correct this before the start of series production.
- Displacements of up to 3.4 mm after powering have been observed in the coil end blocks of the model magnets. The strategy for securing the coil ends by adding epoxy and increasing preload is appropriate.
- Bids for construction of the prototype in industry will be opened in April. The magnet is part of the string test. There is no float in the prototype schedule. Results from S3 will be fed into construction of the prototype when possible.
- KEK will deliver magnets (cold mass in helium containment vessel) to CERN. The construction schedule, one to two per year, is set by the schedule of funding from the government. Six magnets will be delivered: four to install, two as spares.

D1 Recommendations

- Understand the origin of the higher order harmonic, b3, in order to meet the requirement and improve the field quality of the prototype and series magnets.
- Investigate experimental options, including possible construction of a 4th model magnet, for confirming reduction of b3 before start of series magnets.
- Investigate the possibility of reoptimizing the start of series production, to allow time, if required, to definitively solve the b3 problem.

SUMMARY FOR D2

- The D2 is a twin aperture magnet with both fields pointing in the same direction.
- The INFN team has designed coils which are left-right asymmetric to overcome the left-right asymmetry in the flux return. Preload is applied via stainless steel collars. In the model magnet, the "nose" (which aligns the coil and the collar) is a separate piece. The two collared coils are installed in an aluminium sleeve, which is then installed in an elliptical iron yoke.
- The cold test of the first D2 model magnet was recently completed at CERN. The quench performance of the magnet during the first cooldown was limited by one coil (1/2 an aperture). The CERN team responded quickly by warming the magnet, disconnecting the limiting aperture, and then resuming the cold test. The remaining aperture reached the ultimate (for a single aperture magnet) current in two additional quenches. The INFN team plans to replace the bad coil and retest the magnet.
- Due to a scheduled cryogenic maintenance period, no cold field quality measurements were made.
- Warm field quality measurements were made at the magnet's manufacturer, ASG. Three of the low-order harmonics were out of tolerance (b2, b3, and b5). Due to schedule pressures, the coils were wound with out-of-tolerance copper wedges. A calculation that incorporated the out-of-tolerance dimensions indicated that the wedges are the cause of the large b3 and b5. The source of the b2 is under investigation. It is important to correct the field quality before the start of series production.
- Meeting the field quality specifications is much more important at the nominal field than at lower field, but measurements at 4.5 T have not yet been made.
- When the coils were collared, the force of the press used to complete the collaring was much larger than estimated. Various problems affected the strain gauge measurements, so additional work is needed to obtain a firm conclusion. A particular focus will be the pole gauges that record the azimuthal load.
- The contract for the prototype began on 15 March. The INFN team will feed results of the test of the repaired model magnet into the prototype design when possible. The prototype will not have the "nose" separate from the collar. The prototype test is scheduled for the end of 2020. D2 is not included in the string test.
- The yoke-containment vessel interface is more complex than in most other magnets (e.g., D1). Since the tests of the model magnet did not include the stainless steel shell, the performance of this interface has not yet been verified.
- INFN will deliver cold masses to CERN; CERN will install the helium containment vessel. Six magnets will be delivered: four to install, two as spares.
- It is possible that the series schedule can be shortened to allow for a delay in the production start for input from the prototype, for example regarding field quality or the yoke-shell interface.

D2 Recommendations

- Perform additional computer simulation and measurements of a short mechanical model, including the temperature dependence, to examine/confirm the interface between the yoke and outer-shell.
- Demonstrate the field quality with cold measurements at nominal current with one more short model aperture (two new coils), with improved wedge size control. If possible, the same one-piece collars planned for the prototype and series magnets should be used.
- Pursue ANSYS modelling and strain gauge hardware verification to investigate the discrepancy between strain gauge readings and targeted values.

Response to the Mandate – D1:

Charge #1: Examine magnet requirements and final design status including conductor choice, mechanical structure, field quality, quench protection, cold mass with its interfaces (cryostats, electrical, hydraulic, mechanical, vacuum), integration issues, safety aspects and planning requirements.

D1 Findings

• The basic D1 magnet cold mass design with its interfaces has been well optimized, to meet the requirement featuring a large aperture dipole magnet. (Fine tuning will be required to achieve the required tolerance on b3 and to secure the coil ends.)

D1 Comment:

• Good design concept for assembling the D1 together with Q1-Q3 in in a common cryostat.

D1 Recommendation:

• None

Charge #2: Examine strategy for in-kind procurements.

D1 Findings:

- The in-kind contribution has progressed through three phases: 1) three short models, 2) one prototype and 3) six production magnets.
- The prototype procurement process is in progress and will be followed by the series production with a multi-year contract financially supported by MEXT and KEK

D1 Comment:

• The strategy is appropriate.

D1 Recommendation:

• None

Charge #3: Examine results of model magnets and status of prototype magnets.

D1 finding:

- Good results except for b3 and motion of coil ends.
- The cause of the large b3 is not fully understood. The conjecture that it is caused by an oval deformation does not fully account for the observed value. The plan is to make a correction in either the coil or yoke to introduce a b3 of the opposite sign. This will first be done in the full-length prototype.
- Up to 3.4 mm displacement of coil end turns after powering has been observed in the model magnets. The strategy to correct this involves wet winding of the coil ends and eposy-resin filling injection and increased azimuthal and longitudinal prestress. The displacement has been reduced to ≤ 1 mm in MBXFS2, but breakage of cable insulation occurred.
- The prototype procurement in progress. Construction of the prototype will start at the same time as the tests of MBXFS3.

D1 Comments:

- The origin of the excessive b3 should be understood. It may be worthwhile to further study ovalization by precise measurements of the short model.
- Construction of the third model magnet as a reproducibility check is encouraged.
- The plan to modify the prototype coil or yoke to cancel the observed b3 seems likely to work. However, since the cause is not understood, there is risk that the problem will not be fully corrected. For example, the b3 in S3 may not reproduce that in S2 or the correction applied in the prototype may not fix the problem or may introduce other effects. The current schedule does not have time to make further corrections between the prototype and series production.
- The risk that the b3 problems may not be definitively solved before the start of production of the series magnets could be mitigated in at least two ways: by constructing a 4th model magnets (S4) in parallel with S3 and prototype to test the b3 cancellation; and by providing time, if needed, between the prototype and series production to allow further experimental investigation about the cause(s) of the b3 anomaly and ways to fix it.
- The strategy for securing the coil ends by adding epoxy in the models and, in parallel, developing a radiation-hard version of this epoxy is appropriate. However, the breakage of the insulation observed in S2 is a concern, particularly since the installed magnets will undergo many more excitation cycles than in the model tests, resulting in greater risk of cumulative damage. It would be desirable, therefore, to consider if additional measures, for example an internal support, could be employed to limit the displacement.

D1 Recommendation:

- Understand the origin of the higher order harmonic, b3, in order to meet the requirement and improve the field quality of the prototype and series magnets.
- Investigate experimental options, including possible construction of a 4th model magnet, for confirming reduction of b3 before start of series magnets.

Charge #4: Examine strategy for magnet construction and/or procurement and overall production/delivery schedule

D1 Findings/Comments:

- The schedule is tight for delivery of the prototype to CERN, in order to be included in the IR string test at SM18.
- The 3rd short model is under development to demonstrate/examine the fabrication/performance reproducibility.
- The committee supports the options being considered to reduce b3 in the prototype.
- The prototype/production magnet schedule is reasonable.
- Testing of the prototype is planned to be completed 1 month before the start of series production, which does not leave sufficient time to correct any problems with the prototype, particularly regarding the correction of b3, before starting series production.

D1 Recommendation:

• Investigate the possibility of reoptimizing the start of series production, to allow time, if required, to definitively solve the b3 problem.

Charge #5: Examine status of production tooling, finalization of design, status and maturity of production procedure definition and QA, tracking and production documentation and information exchange with CERN.

D1 Finding/Comment:

Good

D1 Recommendation:

• None

Charge #6: Examine components procurement and preparation status and plans (including superconducting cable).

D1 Finding/Comments:

- Good.
- Bids for industrial production will be opened in April.
- The distribution of components supplied by CERN and by KEK/industry seems to be well-defined.

D1 Recommendation:

• None

Charge #7: Examine QA/QC and status of documentation.

D1 Findings/Comments:

- Appropriate
- CERN and KEK's efforts for QA/QC are well-organized.

D1 Recommendation:

None

Charge #8: Test plan and acceptance criteria.

D1 Finding/Comment:

 There was no mention of acceptance criteria for magnets shipped from industry to KEK. In particular, no information was presented regarding the responsibilities of industry, KEK, and CERN for magnet acceptance

D1 Recommendation:

• None

"Charge #9" (from the body of the document): The committee is invited to comment on the level of integration of the teams and on the collaboration interface and information and documentation exchange.

D1 Comments:

- The collaboration is very well integrated
- The KEK team has found regular visits by a CERN staff member to be of great value and very important in maintaining tight communication with CERN.
- The interfaces are relatively simple because KEK is delivering a complete cold mass.

Response to the Mandate – D2:

Charge #1: Examine magnet requirements and final design status including conductor choice, mechanical structure, field quality, quench protection, cold mass with its interfaces (cryostats, electrical, hydraulic, mechanical, vacuum), integration issues, safety aspects and planning requirements.

D2 Findings/Comments

- The magnet design relies on INFN's past experience on the SIS 300 magnet. The support structure is composed of SS collars that provide prestress to the coils surrounded by an aluminium sleeve that counteracts the repulsive force between the two apertures. This assembly is embedded in an elliptical iron yoke. The iron yoke does not contribution to the coil preload. The coil pole and collars are separate parts in the short model. The pole and collars will be merged in a single "collar with nose" part for the prototype.
- A novel electromagnetic design with an elliptical iron yoke, to optimize the field
 quality and the excitation dependence. On the other hand, the design requires an
 additional filler-component inserted between yoke and outer shell. The mechanical
 design should be further examined, with a focus on the cold mass and containment
 vessel interfacing behaviour.
- From a safety design viewpoint (a pressure equipment directive--PED) there is still room for improving the overall magnet design to further harmonize the electromagnetic design (the responsibility of INFN) with the design of the interface to the outer-shell (CERN's responsibility).

D2 Recommendation:

• Perform computer simulation and measurements of a short mechanical model, including the temperature dependence, to examine/confirm the interface between the yoke and outer-shell.

Charge #2: Examine strategy for in-kind procurements.

D2 Findings/comments:

- Well organized with INFN with having good industrial candidates
- CERN is supplying specialized components and components for the series

D2 Recommendation:

• None

Charge #3: Examine results of model magnets and status of prototype magnets.

D2 Findings/Comments:

- The preliminary measure of field quality at room temperature, in particular for b2, b3 and b5 in the short model, is a concern, and one of the causes is considered to be insufficient wedge size control. The whole problem should be understood, and the field quality should be improved, using possible short models and the prototype work in this process.
- The committee is concerned that the field quality, in particular the out-of-tolerance value of b2, is not understood and that there are no plans to make a new model magnet(s) to demonstrate that the field errors would be corrected by the use of intolerance wedges.
- The field quality at 4.5 T, where it really matters, has not been measured, and therefore the shifts due to iron saturation have not been verified.
- Measurements of the prototype at full field will not be made until late 2020. If the
 field quality is found to be not good enough at the point, a substantial schedule delay
 could result.
- The risk of a delay would be mitigated by building a second model magnet combining the one operational aperture with a second one made with two new coils made with fully compliant components, possibly with the final collars as in the prototype. This could be built and tested while the prototype is under construction yielding valuable information for the series magnet production. If field quality problems are identified with this model, there would still be time to react before starting the series production.
- Despite the positive quench results of the second aperture, given the strain gauge data, it can be suspected that the preload is not applied as expected in the windings. A bending effect could play a major role and explain the discrepancy between modelling and measurements. The fact that the amount of force used to collar and "uncollar" the aperture is the same could indicate that the force in the system is there but not distributed as planned. Possible causes could be a mismatch between coil pole pieces and collars, or between coil pole turn and pole piece angle.

D2 Recommendation:

- Demonstrate the field quality with cold measurements at nominal current with one
 more short model aperture (two new coils), with improved wedge size control. If
 possible, the same one-piece collars planned for the prototype and series magnets
 should be used.
- Pursue ANSYS modelling and strain gauge hardware verification to investigate the discrepancy between strain gauge readings and targeted values.

Charge #4: Examine strategy for magnet construction and/or procurement and overall production/delivery schedule

D2 Finding/Comment:

The committee considers that the production schedule may be shortened, based on a
more detailed production schedule optimization. (For example, a schedule of onecoil/two-weeks results in shortening the series production interval to two months
instead of three.) This would allow more time for short-model and prototype
fabrication.

D2 Recommendation:

None

Charge #5: Examine status of production tooling, finalization of design, status and maturity of production procedure definition and QA, tracking and production documentation and information exchange with CERN.

D2 Finding/Comment:

• There is excellent collaboration between INFN and CERN with appropriate work sharing.

D2 Recommendation:

• None

Charge #6: Examine components procurement and preparation status and plans (including superconducting cable).

D2 Finding/Comment:

Good.

D2 Recommendation:

None

Charge #7: Examine QA/QC and status of documentation.

D2 Findings/Comments:

- Appropriate.
- CERN and INFN's efforts for QA/QC are well-organized.

D2 Recommendation:

• None

Charge #8: Test plan and acceptance criteria.

D2 Finding/Comment:

 There was no mention of acceptance criteria for magnets from industry to INFN. In particular, no information was presented regarding the responsibilities of ASG, INFN, and CERN regarding magnet acceptance

D2 Recommendation:

• None

"Charge #9" (from the body of the document): The committee is invited to comment on the level of integration of the teams and on the collaboration interface and information and documentation exchange.

D2: Comments:

- Excellent collaboration between INFN and CERN.
- The Committee encourages closer communication regarding mechanical measurements and modelling aspects.
- There is still room for improving the collaboration between INFN and CERN in coming to a fully integrated design that harmonizes the electromagnetic design, for which INFN is responsible, with the mechanical design of the yoke-shell interface, for which CERN is responsible.

International review on D1 and D2 superconducting magnets for HL-LHC - 11 Mar 2019-13 Mar 2019. CERN.

Daily Programme: Monday 11 March 2019

Contribution: Closed session

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Contribution: Review scope

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Lucio Rossi

Contribution: D2 requirements and conceptual design choices

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Ezio Todesco

Contribution: D2 design, short model manufacturing and test

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Stefania Farinon

Contribution: Integration in the cold mass

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Arnaud Pascal Foussat

Contribution: Documentation and QA/QC

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Arnaud Pascal Foussat

Break: Coffee break

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Contribution: From short model to prototype and series

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

Presenter:: Pasquale Fabbricatore

Contribution: Closed session

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(11 Mar 2019-11 Mar 2019)

International review on D1 and D2 superconducting magnets for HL-LHC - 11 Mar 2019-13 Mar 2019, CERN.

Daily Programme: Tuesday 12 March 2019

Contribution: Closed session

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Contribution: D1 requirements and conceptual design choices

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Ezio Todesco

Contribution: D1 design, short models manufacturing and tests

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Michinaka Sugano

Break: Group picture and Coffee break

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Contribution: D1 cold mass design and plans for the series

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Tatsushi Nakamoto

Contribution: Documentation and QA/QC

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Andrea Musso

Contribution: D1 Integration in the cryostat

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Delio Duarte Ramos

Contribution: D2 cryostat design and interface with cold mass

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenter:: Arnaud Vande Craen

Break: Lunch

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Contribution: Focus on D2 elliptical shape of iron

Time and Place: 30-7-018 - Kiell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenters:: Pasquale Fabbricatore; Stefania Farinon

Contribution: Focus on mechanical measurements in D2 short model

Time and Place: 30-7-018 - Kiell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenters:: Andrea Bersani; Michael Guinchard

Contribution: Focus on D2 field quality

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenters:: Pasquale Fabbricatore; Stefania Farinon

Contribution: Focus on D1 field quality

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

Presenters:: Michinaka Sugano; Tatsushi Nakamoto

Contribution: Q&A closed session

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(12 Mar 2019-12 Mar 2019)

International review on D1 and D2 superconducting magnets for HL-LHC - 11 Mar 2019-13 Mar 2019, CERN.

Daily Programme: Wednesday 13 March 2019

Contribution: Writing (closed session)

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(13 Mar 2019-13 Mar 2019)

Contribution: Close out

Time and Place: 30-7-018 - Kjell Johnsen Auditorium(13 Mar 2019-13 Mar 2019)



EDMS: 2060044



International Review on D1 and D2 superconducting magnets for HL-LHC

Objectives of the Review:

HL-LHC is in the final stage of design and prototyping: all technologies for the hardware upgrade must be fully proven by 2020. This review covers three important superconducting magnets for HL-LHC sharing the same basic technology, namely the use of Nb-Ti Rutherford cable. These magnets are designed and manufactured as in-kind contribution for HL-LHC by two different Institutes in collaboration with CERN that will complete integration in a cryo-assembly:

- MBXF (D1) single aperture dipole cold mass and vertical test at 1.9 K: KEK (Tsukuba, Japan); cryostat by CERN;
- MBRD (D2) double aperture dipole magnet: INFN (Genova, Italy): cold mass and cryostat by CERN;

CERN will carry out all cryogenic and power test in the final configuration.

The scope of this review is to examine:

- Magnet requirements and final design status including conductor choice, mechanical structure, field quality, quench protection, cold mass with its interfaces (cryostats, electrical, hydraulic, mechanical, vacuum), integration issues, safety aspects and planning requirements;
- Strategy for in-kind procurements;
- Results of model magnets and status of prototype magnets;
- Strategy for magnet construction and/or procurement and overall production/delivery schedule;
- Status of production tooling, finalization of design, status and maturity of production procedure definition and QA, tracking and production documentation and information exchange with CERN;
- Components procurement and preparation status and plans (including superconducting cable);
- QA/QC and status of documentation;
- Test plan and acceptance criteria.





EDMS: 2060044

Mandate:

The review committee is invited to assess the soundness of the design and technical choices, the readiness of the various components and of the construction plan and the documentation, the QA/QC plan and its implementation, the test plan and the acceptance criteria, the status of the integration with special attention to interfaces (e.g. magnet to coldmass, and cold-mass to cryostat). A detailed resources analysis is beyond the scope of the review, however comments on the credibility of the plan, also with respect to the available resources that will be mentioned in the review, are welcome.

As mentioned above, these magnets are in joint venture between CERN and various Institutes (KEK, INFN). The committee is invited to comment on the level of integration of the teams and on the collaboration interface and information and documentation exchange.

Following the close-out by the review chair, the committee is required to compile a short report with findings, comments and recommendations within one month. The report will be delivered to L. Rossi, HL-LHC Project Leader. The chair (or a member of the panel in case of unavailability of the chair) will report the result to the HL-TCC.

Members of the Review Panel:

Peter Wanderer (BNL, part time, chair) Hélène Felice (CEA) Massimo Sorbi (INFN) Jim Strait (FNAL) Akira Yamamoto (KEK-CERN)

Dates and Place:

11 March afternoon, 12 March and 13 March morning (2019) at CERN in room 30-7-018

Program:

The program is on 3 days, organized as follows

Day 1: Afternoon

MBRD (D2)

Day 2: Morning

MBXF (D1)

Day 2: Afternoon:

• Closed Session: discussion, further materials/talks as required, writing close out;





EDMS: 2060044 Day 3: morning

• Closed session: writing report and close out;

Close out

End by noon of 13 March.

Ezio Todesco will be the link-person to propose and finalize the detailed program Andrea Musso will be the scientific secretary Elodie Kurzen will be the review assistant

8904-iB-46 機構外研究機関(国内)・国際研究機関への貢献状況 (件数)

| 年度 | 国内研究機関 | 海外・国際研究機関 |
|----------|--------|-----------|
| 平成 28 年度 | 57 | 19 |
| 平成 29 年度 | 57 | 19 |
| 平成 30 年度 | 66 | 26 |
| 令和元年 | 50 | 24 |
| 計 | 230 | 88 |

国際会議のレビュー委員や学会の役員などの数



8904-iC-47_広域分散型データグリッド JLDG(Japan Lattice Data Grid)

JLDG is a data-grid for lattice QCD community in Japan, and works as a regional grid of the International Lattice Data Grid.

What's New

- A new 2+1 flavor full QCD ensemble (on 8fm lattice and near the physical quark mass point) is open to the public by the PACS Collaboration (March 2020)
- An Announcement to ILDG users: <u>How to download JLDG public configurations</u> (<u>pdf</u>) (June 17 2018)
- 2+1 flavor full QCD configurations by T. Yamazaki et al. for nuclei calculation are in public release (June 06 2013)
- JLQCD Nf=2 configurations generated with overlap quarks are in public release (Apr 19, 2010)
- National Grid Hands-on meeting (Jan. 27, 2010)
- PACS-CS configurations are in public release (Sept 28, 2009)
- ILDG interface is upgraded (Sept 22, 2009)
- JLDG file system is upgraded to Gfarm V2 (Sept 17, 2009)
- OCDml faceted navigation system is released for public use (Aug 18, 2009)

Index

- System Overview
- QCD ensembles/configurations publicly available through JLDG
- OCDml Faceted Navigation
- National Grid (in Japanese)
- JLDG Web Services

Last update: 21 April 2020, T.Yoshie

https://www.jldg.org



8904-iC-48_格子QCD理論計算解析コードbridge++

最終更新日 19 Mar 2020

[Japanese | English]

Bridge++は、QCD (Quantum Chromodynamics)を含む格子ゲージ理論のシミュレーションのためのコードセットです。

Introduction

Bridge++は、QCD (Quantum Chromodynamics) を含む格子ゲージ理論のシミュレーションのためのコードセットです。 オブジェクト指向デザインに従い、C++言語で記述されています。

Bridge++の開発は2009年10月15日にスタートし、 2012年7月24日に version 1.0 として公開いたしました。 その後も機能の拡充や改良を続けています。

Material

コードのダウンロード

Bridge++コードの最新版は、以下のページからダウンロードできます。

• Source code

Doxygen

コードから自動生成されるdoxygenドキュメントです。 コードを読む際の参考にしてください。

- doxygen for Bridge++ ver.1.5.x
- doxygen for Bridge++ ver.1.4.x

マニュアルなど

マニュアル、参考資料などは wiki で提供しています。

Bridge++ wiki

プロジェクトの最新情報についてもwikiをご覧ください。

Bridge++を紹介するときには以下のロゴをご利用ください。



利用条件

格子QCD共通コードBridge++の利用に関しては以下のことに注意をしてください。

著作権

格子QCD共通コードBridge++は、GNU GPLに基づくオープンソースソフトウェアです。
Bridge++に含まれるGPLで保護されたソースコードは、自由に改変、頒布することが可能です。ただし、改変したソフトを第三者に配布等する場合は、GNU GPLであることが求められます。GNU GPLについては、以下のページをご覧ください。

GNU GPL
 http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html.euc-jp

免責事項

• Bridge++を利用した事によるいかなる損害も我々(格子QCD共通コード開発チーム)は一切の責任を負いません。自己の責任の上で使用して下さい。

Acknowledgement

- Bridge++を利用し、その結果を論文にする際にはacknowledgeをお願いします。
 (例) This work is in part based on Bridge++ code (http://bridge.kek.jp/Lattice-code/).
- 以下の論文を引用して下さい。
 - S. Ueda et al., Development of an object oriented lattice QCD code 'Bridge++', J.Phys.Conf.Ser. 523 (2014) 012046, DOI: 10.1088/1742-6596/523/1/012046 [INSPIRE]

バグレポート

バグは見つけ次第修正していますが、残っている可能性があります。 バグを見つけた場合は下記の連絡 先まで連絡をお願いいたします。

連絡先

格子QCDコード Bridge++ 開発チーム: bridge-code@ml.post.kek.jp

Bridge++とは?

開発ポリシー

様々な格子作用やアルゴリズムを適用可能で、ノートPCから超並列計算機まで幅広いアーキテクチャに対応し、最先端の研究に必要なパフォーマンスを実現でき、なおかつ使い易いものを目指しています。また、開発に参加していただける方は経験問わず歓迎します。興味のある方はお気軽にご参加下さい。

開発の経緯

平成20年度科研費 新学術領域研究「素核宇宙融合による計算科学に基づいた重層的物質構造の解明」 (領域代表:青木慎也)において格子QCDの共通コードの必要性が議論され、2009年10月15日筑波大で1 回目のフリーディスカッションにて開発が開始されました。それ以降、勉強会などを重ねながら、設計、開発を続けています。

支援

以下の団体から支援を受けています。

- 平成20年度科研費 新学術領域研究「素核宇宙融合による計算科学に基づいた重層的物質構造の解明」
- HPCI戦略プログラム 分野5「物質と宇宙の起源と構造」
- ポスト「京」重点課題9 「宇宙の基本法則と進化の解明」
- 計算基礎科学連携拠点 (JICFuS)

バナー

このサイトに対するリンクはご自由にどうぞ。 バナーを用意しましたのでよろしければお使いください。



Copyright (c) Bridge++ Project Team 2009